

第 4 章

分類項目名及び内容説明

A 管理的職業

事業経営の方針の決定、経営方針にもとづく執行計画の樹立、業務の監督・統制など、経営体の全般または課（課相当を含む）以上の内部組織の経営・管理に関する仕事をいう。

国・地方公共団体の各機関の公選された公務員を含む。

ただし、以下のものを除く。

- (1)校長、病院長、診療所長、歯科医院長、歯科診療所長、研究所長、裁判所長、検事総長、検事長、検事正、公正取引委員会審査長、特許庁審判長、海難審判所審判長 [B 専門的・技術的職業]
- (2)自衛官、警察官、海上保安官、消防員 [F 保安の職業]

この大分類に該当する職業は、次のいずれかの中分類に分類する。

- 01 管理的公務員
- 02 法人・団体の役員
- 03 法人・団体の管理職員
- 04 その他の管理的職業

01 管理的公務員

議会議員として立法関係の仕事に従事するもの、および国・地方公共団体の機関における課（課相当を含む）以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するものをいう。

この中分類に該当する職業は、次の小分類に分類する。

- 011 管理的公務員

011 管理的公務員

議会議員として立法関係の仕事に従事するもの、および国・地方公共団体の機関における課（課相当を含む）以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するものをいう。

なお、独立行政法人・国立大学法人・地方独立行政法人・特殊法人などにおいて経営・管理の仕事に従事するものは、[02 会社・団体の役員、03 会社・団体の管理職員]に分類する。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 011-01 議会議員
- 011-02 管理的国家公務員
- 011-03 管理的地方公務員

011-01 議会議員

国会または地方議会の議員として、国民または地域住民を代表して、法律案・条例案・予算案などの審議・採決を行う仕事に従事するものをいう。

- 国会議員、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体議会議員、都道府県議会議員、市区町村議会議員

011-02 管理的国家公務員

国の機関またはその課（課相当を含む）以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するものをいう。

- 国务大臣、副大臣、政務官、事務次官、中央府省の局・部・課長、地方支分部局の局・部・課長

011-03 管理的地方公務員

地方公共団体の機関またはその課（課相当を含む）以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するものをいう。

- 知事、副知事、会計管理者（都道府県）、市町村長、副市町村長、会計管理者（市町村）、地方公共団体の局・部・課長、地方公共団体出先機関の長・課長

02 法人・団体の役員

会社・独立行政法人・国立大学法人・特殊法人・公益法人・組合などの法人・団体において、事業の方針決定・執行・監査の仕事に従事するものをいう。

法人格を有しない団体の役員を含む。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 021 会社役員
- 029 その他の法人・団体の役員

021 会社役員

株式会社（有限会社を含む）・合同会社・合資会社・合名会社において、事業運営に関する重要事項の決定、事業の執行・監査の仕事に従事するものをいう。

保険業法によって設立された相互会社の役員を含む。

ただし、以下のものを除く。

- (1)特別立法によって設立された株式会社の役員 [029]
- (2)執行役員のうち取締役等の役員が兼務していないもの [031]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

- 021-01 会社役員

021-01 会社役員

株式会社（有限会社を含む）・合同会社・合資会社・合名会社において、事業運営に関する重要事項の決定、事業の執行・監査の仕事に従事するものをいう。

保険業法によって設立された相互会社の役員を含む。

ただし、以下のものを除く。

- (1)特別立法によって設立された株式会社の役員 [029-01]
 - (2)執行役員のうち取締役等の役員が兼務していないもの [031-01]
- 会社会長、CEO（会社最高経営責任者）、会社社長、会社取締役、会社監査役、会社執行役、会社部長（取締役であるもの）、会社工場長（取締役であるもの）
 - × 特殊会社役員（会長、社長、取締役）[029-01]、会社執行役員（取締役等の役員が兼務していないもの）[031-01]

029 その他の法人・団体の役員

独立行政法人の役員、その他 021 に含まれない、法人・団体において事業の方針決定・執行・監査の仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

029-01 独立行政法人等の役員

029-99 他に分類されない法人・団体の役員

029-01 独立行政法人等の役員

独立行政法人・国立大学法人・地方独立行政法人・公立大学法人・特殊法人・認可法人などにおいて、事業運営に関する重要事項の決定、事業の執行・監査の仕事に従事するものをいう。

特別立法によって設立された株式会社の役員を含む。

- 独立行政法人役員（理事長、理事、監事）、国立大学法人役員（学長、理事、監事）、地方独立行政法人役員（理事長、理事、監事）、公立大学法人役員（学長、理事、監事）、日本放送協会役員（会長、副会長、理事）、日本銀行役員（総裁、理事、監事）、特殊会社役員（社長、取締役、監査役）

029-99 他に分類されない法人・団体の役員

公益法人・組合の役員、その他 029-01 に含まれない、法人・団体において事業の方針決定・執行・監査の仕事に従事するものをいう。

- 協同組合役員、経営者団体役員、公益財団法人役員、公益社団法人役員、労働組合役員

03 法人・団体の管理職員

会社・独立行政法人・国立大学法人・特殊法人・公益法人・組合などの法人・団体において、課（課相当を含む）以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するものをいう。法人格を有しない団体の管理職員を含む。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 031 会社の管理職員
- 039 その他の法人・団体の管理職員

031 会社の管理職員

株式会社（有限会社を含む）・合同会社・合資会社・合名会社において、課（課相当を含む）以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)会社役員 [021]
- (2)特別立法によって設立された株式会社の管理職員 [039]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

031-01 会社の管理職員

031-01 会社の管理職員

株式会社（有限会社を含む）・合同会社・合資会社・合名会社において、課（課相当を含む）以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)会社役員 [021-01]
- (2)特別立法によって設立された株式会社の管理職員 [039-01]
- 本社部課長、工場・支店・営業所等の長、工場・支店等の部課長、執行役員（取締役等の会社役員ではないもの）、営業課長（主に管理的な仕事に従事するもの）、経理課長（主に管理的な仕事に従事するもの）、小売店長（会社：主に管理的な仕事に従事するもの）、卸売店長（会社：主に管理的な仕事に従事するもの）、飲食店長（会社：主に管理的な仕事に従事するもの）、ホテル支配人（会社：主に管理的な仕事に従事するもの）、旅館支配人（会社：主に管理的な仕事に従事するもの）
- × 会社役員（会長、社長、取締役、監査役など）[021-01]、特殊会社の部課長 [039-01]、経理課長（主に経理の仕事に従事するもの）[263-01]、小売店長（会社：主に販売の仕事に従事するもの）[321]、卸売店長（会社：主に販売の仕事に従事するもの）[324-01]、営業課長（主に営業の仕事に従事するもの）[34 営業の職業]、飲食店長（会社：主に接客の仕事に従事するもの）[401]、ホテル支配人（会社：主に接客の仕事に従事するもの）[402-01]、旅館支配人（会社：主に接客の仕事に従事するもの）[402-01]

039 その他の法人・団体の管理職員

独立行政法人の管理職員、福祉施設の管理者、その他 031 に含まれない、法人・団体において課（課相当を含む）以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するものをいう。ただし、独立行政法人などの役員 [029] を除く。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 039-01 独立行政法人等の管理職員
- 039-02 福祉施設管理者
- 039-99 他に分類されない法人・団体の管理職員

039-01 独立行政法人等の管理職員

独立行政法人・国立大学法人・地方独立行政法人・公立大学法人・特殊法人・認可法人などにおいて、課（課相当を含む）以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するものをいう。

ただし、独立行政法人・国立大学法人・特殊法人などの役員 [029-01] を除く。

- 独立行政法人の部課長、国立大学法人の部課長、地方独立行政法人の部課長、公立大学法人の部課長、日本銀行の局長・課長、特殊会社の部課長
- × 独立行政法人役員 [029-01]、国立大学法人役員 [029-01]、地方独立行政法人役員 [029-01]、公立大学法人役員 [029-01]、特殊会社役員 [029-01]

039-02 福祉施設管理者

老人福祉施設・障害者福祉施設などの福祉施設において、内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するものをいう。

- 障害者福祉施設長、特別養護老人ホーム施設長、認知症高齢者グループホーム管理者（主に管理的な仕事に従事するもの）、養護老人ホーム施設長、老人デイサービスセンター管理者（主に管理的な仕事に従事するもの）、
- × 認知症高齢者グループホーム管理者（主に管理以外の仕事に従事するもの）[それぞれの仕事に対応する分類項目]、老人デイサービスセンター管理者（主に管理以外の仕事に従事するもの）[それぞれの仕事に対応する分類項目]

039-99 他に分類されない法人・団体の管理職員

公益法人・組合の管理職員、その他 039-01 および 039-02 に含まれない、法人・団体において課（課相当を含む）以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するものをいう。

ただし、公益法人・組合などの役員 [029-99] を除く。

- 協同組合部課長、経営者団体部課長、公益財団法人部課長、公益社団法人部課長、私立学校事務長
- × 公益法人役員 [029-99]、労働組合役員 [029-99]

04 その他の管理的職業

個人が営む事業の経営・管理、その他 [01 管理的公務員] ～ [03 法人・団体の管理職員] に含まれない管理的な仕事をいう。

この中分類に該当する職業は、次の小分類に分類する。

049 その他の管理的職業

049 その他の管理的職業

個人が営む事業の経営・管理、その他 011～039 に含まれない管理的な仕事をいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

049-99 その他の管理的職業

049-99 その他の管理的職業

個人が営む事業の経営・管理、その他 011-01～039-99 に含まれない管理的な仕事をいう。

- 小売店長（個人事業：主に管理的な仕事に従事するもの）、飲食店長（個人事業：主に管理的な仕事に従事するもの）、旅館支配人（個人事業：主に管理的な仕事に従事するもの）
- × 小売店長（個人事業：主に販売の仕事に従事するもの）[321]、飲食店長（個人事業：主に接客の仕事に従事するもの）[401]、旅館支配人（個人事業：主に接客の仕事に従事するもの）[402-01]

B 専門的・技術的職業

高度の専門的水準において科学的知識を応用した技術的な仕事、および医療・法律・経営・教育・著述・宗教・芸術などの専門的性質の仕事を行う。

この仕事を遂行するには、通例、大学・研究機関などにおける高度の科学的訓練・その他の専門的分野の訓練、またはこれと同程度の実務的経験あるいは芸術上の創造的才能を必要とする。

この大分類に該当する職業は、次のいずれかの中分類に分類する。

- 05 研究者
- 06 農林水産技術者
- 07 開発技術者
- 08 製造技術者
- 09 建築・土木・測量技術者
- 10 情報処理・通信技術者
- 11 その他の技術者
- 12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師
- 13 保健師、助産師、看護師
- 14 医療技術者
- 15 その他の保健医療の職業
- 16 社会福祉の専門的職業
- 17 法務の職業
- 18 経営・金融・保険の専門的職業
- 19 教育の職業
- 20 宗教家
- 21 著述家、記者、編集者
- 22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者
- 23 音楽家、舞台芸術家
- 24 その他の専門的職業

05 研究者

公的研究機関、大学の附置研究所または企業の研究所、試験場、研究室などの試験・研究施設において、自然科学、人文科学、社会科学の分野の基礎的または応用的な学問上・技術上の問題を解明するため、新たな理論・学説の発見または技術上の革新を目標とする専門的・科学的な試験・調査・研究などの仕事に従事するものをいう。

この仕事を遂行するには、通例、大学（短期大学を除く）の課程を修了したか、またはこれと同程度以上の専門的知識を必要とする。

ただし、大学の附置研究所などの研究者のうち教育活動にも従事するもの〔19 教育の職業〕を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)専門的・科学的な知識と手段を応用して製品開発・技術開発を行う技術的な仕事に従事するもの [07 開発技術者]
- (2)工業製品を製造するため、専門的・科学的な知識と手段を応用して、工程設計、生産設備の開発、工程管理などを行う技術的な仕事に従事するもの [08 製造技術者]
- (3)研究所・試験場・研究室などにおいて試験・研究に関連する技能的な仕事に従事するもの [それぞれの仕事に対応する分類項目]

この中分類に該当する職業は、次の小分類に分類する。

051 研究者

051 研究者

公的研究機関、大学の附置研究所または企業の研究所、試験場、研究室などの試験・研究施設において、自然科学、人文科学、社会科学の分野の基礎的または応用的な学問上・技術上の問題を解明するため、新たな理論・学説の発見または技術上の革新を目標とする専門的・科学的な試験・調査・研究などの仕事に従事するものをいう。

この仕事を遂行するには、通例、大学（短期大学を除く）の課程を修了したか、またはこれと同程度以上の専門的知識を必要とする。

ただし、大学の附置研究所などの研究者のうち教育活動にも従事するもの [198] を除く。なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)専門的・科学的な知識と手段を応用して製品開発・技術開発を行う技術的な仕事に従事するもの [07 開発技術者]
- (2)工業製品を製造するため、専門的・科学的な知識と手段を応用して、工程設計、生産設備の開発、工程管理などを行う技術的な仕事に従事するもの [08 製造技術者]
- (3)研究所・試験場・研究室などにおいて試験・研究に関連する技能的な仕事に従事するもの [それぞれの仕事に対応する分類項目]

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 051-01 理学研究者
- 051-02 工学研究者
- 051-03 農学・林学・水産学研究者
- 051-04 医学研究者
- 051-05 人文科学研究者
- 051-06 社会科学研究者
- 051-99 他に分類されない研究者

051-01 理学研究者

研究所・試験場などにおいて、物理的・化学的・生物学的な自然科学的事象について原理の探求および理論の構築を目標とした基礎的・理論的な試験・研究の仕事に従事するものをいう。

大分類B 専門的・技術的職業

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)化学に関する専門的・科学的な知識と手段を応用して製品開発を行う技術的な仕事に従事するもの [077-01]

(2)化学薬品の分析を行う技術的な仕事に従事するもの [087-02]

○ 化学研究者、気象学研究者、数学研究者、生物学者、地質学研究者、天文学研究者、物理学研究者

× 化学品開発技術者 [077-01]、分析化学技術者 [087-02]、理学系大学教授 [198-01]

051-02 工学研究者

研究所・試験場・工場などにおいて、製品の開発および技術上の改良を目的とした基礎的・応用的な試験・研究の仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)電気・電子工学に関する専門的・科学的な知識と手段を応用して製品開発を行う技術的な仕事に従事するもの [072]

(2)機械工学に関する専門的・科学的な知識と手段を応用して製品開発を行う技術的な仕事に従事するもの [073~075]

(3)金属製錬に関する専門的・科学的な知識と手段を応用して技術開発を行う仕事に従事するもの [076-01]

(4)専門的・科学的な知識と手段を応用して製造工程の技術的改良を行う仕事に従事するもの [08 製造技術者]

○ 機械工学研究者、建築工学研究者、材料工学研究者、情報工学研究者、生命工学研究者、電気工学研究者、電子工学研究者、土木工学研究者

× 電気・電子・電気通信開発技術者 [072]、機械開発技術者 [073]、自動車開発技術者 [074]、輸送用機器開発技術者（自動車を除く） [075-01]、金属製錬・材料開発技術者 [076-01]、電気・電子・電気通信機器生産技術者 [082-01]、機械生産技術者 [083-01]、工学系大学教授 [198-01]

051-03 農学・林学・水産学研究者

研究所・試験場などにおいて、収穫量の増加、農産物の質の改善、森林資源の育成・保全、水産資源の増養殖などの農林水産学に関する専門的・科学的な試験・研究の仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)専門的・科学的な知識と手段を応用して農林水産業の生産に関する企画・指導・管理・検査などを行う技術的な仕事に従事するもの [06 農林水産技術者]

(2)専門的・科学的な知識と手段を応用して食品の製品開発を行う技術的な仕事に従事するもの [071-01]

○ 獣医学研究者、水産学研究者、畜産学研究者、農学研究者、林学研究者

× 農業技術者 [061-01]、畜産技術者 [061-02]、林業技術者 [061-03]、水産技術者 [061-04]、食品開発技術者 [071-01]、農学系大学教授 [198-01]

051-04 医学研究者

研究所などにおいて、病気・治療の原理、予防法などに関する理論の構築、新事実の発見などを目標とした医学の基礎的・理論的な試験・研究の仕事に従事するものをいう。

なお、化学薬品の分析を行う技術的な仕事に従事するものは、[087-02] に分類する。

- 歯学研究者、生理学研究者、病理学研究者、薬学研究者
- × 薬品分析試験技術者 [087-02]、医学系大学教授 [198-01]

051-05 人文科学研究者

研究施設などにおいて、哲学・史学・文学・美術・心理学・教育学などの人文科学の専門的知識にもとづく調査・分析を通じて、新事実の発見、理論の構築などを目標とした専門的・科学的な研究の仕事に従事するものをいう。

- 教育学研究者、史学研究者、心理学研究者、哲学研究者、美術研究者、文学研究者
- × 人文科学系大学教授 [198-01]

051-06 社会科学研究者

研究施設などにおいて、社会学・法学・政治学・経済学・商学・経営学などの社会科学の専門的知識にもとづく調査・分析を通じて、新事実の発見、理論の構築などを目標とした専門的・科学的な研究の仕事に従事するものをいう。

なお、専門的・科学的な知識と手法を応用して、企業経営の分析、改善点の提案などを行う専門的な仕事に従事するものは、[189-01] に分類する。

- 経営学研究者、経済学研究者、社会学研究者、商学研究者、政治学研究者、法学研究者
- × 経営コンサルタント [189-01]、社会科学系大学教授 [198-01]

051-99 他に分類されない研究者

学際的領域の研究、その他 051-01～051-06 に含まれない、専門的・科学的な試験・調査・研究の仕事に従事するものをいう。

- 栄養学研究者、家政学研究者、食品化学研究者、メカトロニクス研究者

06 農林水産技術者

専門的・科学的な知識と手段を応用して、農林水産業の生産に関する企画・指導・管理・研究・検査などを行う技術的な仕事に従事するものをいう。

この仕事を遂行するには、通例、大学（短期大学を除く）などにおける自然科学に関する専門的訓練またはこれと同程度以上の専門的知識と実務的経験を必要とする。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)試験場・研究所などの試験・研究施設において、農林水産学に関する専門的・科学的な知識を必要とする試験・研究の仕事に従事するもの [05 研究者]
- (2)専門的・科学的な知識と手段を応用して、食品の製品開発、製造工程の技術的改良などを行う技術的な仕事に従事するもの [07 開発技術者、08 製造技術者]

この中分類に該当する職業は、次の小分類に分類する。

061 農林水産技術者

061 農林水産技術者

専門的・科学的な知識と手段を応用して、農林水産業の生産に関する企画・指導・管理・研究・検査などを行う技術的な仕事に従事するものをいう。

この仕事を遂行するには、通例、大学（短期大学を除く）などにおける自然科学に関する専門的訓練またはこれと同程度以上の専門的知識と実務的経験を必要とする。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)試験場・研究所などの試験・研究施設において、農林水産学に関する専門的・科学的な知識を必要とする試験・研究の仕事に従事するもの [051]
- (2)専門的・科学的な知識と手段を応用して、食品の製品開発、製造工程の技術的改良などを行う技術的な仕事に従事するもの [071、081]

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 061-01 農業技術者
- 061-02 畜産技術者
- 061-03 林業技術者
- 061-04 水産技術者

061-01 農業技術者

作物（稲・麦・雑穀・豆類・いも類・野菜・園芸作物・工芸作物）の栽培および土壌・肥料・病虫害に関する技術の改良普及、農作物の生産流通に関する指導・調整、種苗の配布および農作物・種苗の検査に関する企画・指導などの技術的な仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)試験場・研究所などの試験・研究施設において、農学に関する専門的・科学的な知識を必要とする試験・研究の仕事に従事するもの [051-03]
 - (2)飼料作物の栽培に関する技術的な仕事に従事するもの [061-02]
 - (3)灌漑・農業給排水・圃場整備などの土木に関する技術的な仕事に従事するもの [092]
 - (4)農作物の防疫の作業に従事するもの [469-99]
- 農業技術指導員、農業経営指導員、農産物検査員、普及指導員（農業）、
× 農業試験場研究員 [051-03]、飼料技術員 [061-02]、農業土木技術者 [092]、植物防疫員（農産物） [469-99]

061-02 畜産技術者

家畜・家きん・毛皮獣・みつばちなどの増殖・飼育・改良普及、飼料作物の栽培などに関する企画・指導・管理・検査などの技術的な仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)試験場・研究所などの試験・研究施設において、畜産学に関する専門的・科学的な知識を必要とする試験・研究の仕事に従事するもの [051-03]
 - (2)と畜検査に従事するもの [123-01]
- 家畜人工授精師（獣医師でないもの）、畜産技術指導員、ひな鑑別員、普及指導員（畜産）、孵（ふ）卵技術者、ふん尿処理技術者
× 畜産試験場研究員 [051-03]、と畜検査員 [123-01]

061-03 林業技術者

山林用種苗の育成・生産、苗木の植栽、林木の保育・保護、林産物の生産・利用に関する企画・指導・管理・検査などの技術的な仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)試験場・研究所などの試験・研究施設において、林学に関する専門的・科学的な知識を必要とする試験・研究の仕事に従事するもの [051-03]
 - (2)山地災害の防止、水源のかん養などの治山に関する技術的な仕事に従事するもの [092]
- 山林用種苗技術者、森林病虫害防除技術者、普及指導員（林業）
× 林業試験場研究員 [051-03]、林業土木技術者 [092]

061-04 水産技術者

水産動植物の採捕・養殖に関する企画・指導・管理・検査などの技術的な仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

大分類B 専門的・技術的職業

- (1)試験場・研究所などの試験・研究施設において、水産学に関する専門的・科学的な知識を必要とする試験・研究の仕事に従事するもの [051-03]
- (2)専門的・科学的な知識と手段を応用して水産食品の製品開発、製造工程の技術的改良などを行う技術的な仕事に従事するもの [071-01、081-01]
- 水産資源保護指導員、普及指導員（水産業）、養殖技術者
- × 水産試験場研究員 [051-03]、水産食品開発技術者 [071-01]、水産食品製造技術者 [081-01]

07 開発技術者

専門的・科学的な知識と手段を応用して、飲食料品、電気・電子・電気通信機器、機械、自動車、船舶、金属製錬、化学品などの製品開発・技術開発・技術改良などを行う技術的な仕事に従事するものをいう。

各種機械器具の部品の開発に関する技術的な仕事に従事するものは、その部品の材質・製法・機能によって〔072～079のうちいずれかの対応する項目〕に分類する。

この仕事を遂行するには、通例、大学（短期大学を除く）などにおける自然科学に関する専門的訓練またはこれと同程度以上の専門的知識と実務的経験を必要とする。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)試験場・研究所などの試験・研究施設において、自然科学に関する専門的・科学的な知識を必要とする試験・研究の仕事に従事するもの〔05 研究者〕
- (2)飲食料品、電気・電子・電気通信機器、機械、自動車、化学品などを製造するため、製造工程の設計・改造、生産設備の開発・設計、工程管理、品質管理などの技術的な仕事に従事するもの〔08 製造技術者〕
- (3)新商品の企画・開発に関する事務の仕事に従事するもの〔25 一般事務の職業〕

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 071 食品開発技術者
- 072 電気・電子・電気通信開発技術者（通信ネットワークを除く）
- 073 機械開発技術者
- 074 自動車開発技術者
- 075 輸送用機器開発技術者（自動車を除く）
- 076 金属製錬・材料開発技術者
- 077 化学品開発技術者
- 079 その他の開発技術者

071 食品開発技術者

各種の飲食料品の製品開発において、原材料の分析、加工法の検討などの技術的な仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)飲食料品を製造するため、製造工程の設計、生産設備の開発などの技術的な仕事に従事するもの〔081〕
- (2)食品の衛生監視に関する仕事に従事するもの〔159〕

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

- 071-01 食品開発技術者

071-01 食品開発技術者

各種の飲食料品の製品開発において、原材料の分析、加工法の検討などの技術的な仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 飲食料品を製造するため、製造工程の設計、生産設備の開発などの技術的な仕事に従事するもの [081-01]
- (2) 食品の衛生監視に関する仕事に従事するもの [159-99]
- 水産食品開発技術者、清涼飲料開発技術者、醸造技術者（開発）、乳製品開発技術者
- × 食品製造技術者 [081-01]、食品衛生監視員 [159-99]

072 電気・電子・電気通信開発技術者（通信ネットワークを除く）

電気機器・電子応用装置・電気通信機器などの各種の電気・電子機械器具および半導体集積回路などの同機械器具部品の開発・設計、発送電などの電気の技術開発、発送電・電気照明などの電気施設の計画・設計などに関する技術的な仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 電気化学製品の開発に関する技術的な仕事に従事するもの [077]
- (2) 電気・電子・電気通信機器を製造するため、製造工程の設計、生産設備の開発などの技術的な仕事に従事するもの [082]
- (3) 通信ネットワークの構築に関する技術的な仕事に従事するもの [106]
- (4) 無線・有線通信設備の通信操作・技術操作の仕事に従事するもの [246]
- (5) 指示を受けて製図の作業にのみ従事するもの [643]

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

072-01 電気・電子・電気通信設計技術者

072-99 他に分類されない電気・電子・電気通信開発技術者（通信ネットワークを除く）

072-01 電気・電子・電気通信設計技術者

電気機器・電子応用装置・電気通信機器などの各種の電気・電子機械器具および半導体集積回路などの同機械器具部品の設計、発送電・電気照明などの電気施設の設計に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 電気・電子・電気通信機器を製造するため、製造工程の設計、生産設備の開発などの技術的な仕事に従事するもの [082-01]
- (2) 電気・電子機器および電気通信機器の意匠設計の仕事に従事するもの [224-04]
- (3) 指示を受けて製図の作業にのみ従事するもの [643-03]
- 液晶ディスプレイ（LCD）設計技術者、回路設計技術者、テレビ設計技術者、電気通信機器設計技術者、電子機器設計技術者、電動機設計技術者、電話機設計技術者、発電機設計技術者

- × 電気・電子・電気通信機器生産技術者 [082-01]、工業デザイナー [224-04]、CAD オペレーター（電気・電子製図） [643-03]

072-99 他に分類されない電気・電子・電気通信開発技術者（通信ネットワークを除く）

072-01 に含まれない、電気・電子・電気通信の開発に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

- テレビ開発技術者（設計を除く）、電動機開発技術者（設計を除く）、電話機開発技術者（設計を除く）、発送電開発技術者、発電機開発技術者（設計を除く）、半導体製品開発技術者（設計を除く）
- × 電気化学技術者（開発） [077-01]、通信ネットワーク技術者 [106-01]、無線通信員 [246-01]、無線技術員 [246-02]

073 機械開発技術者

各種の機械器具（電気・電子・電気通信機器、自動車・航空機・船舶などの輸送用機器を除く）・機械設備の開発・設計に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

以下のものを含む。

- (1)自動車・航空機・船舶の原動機の開発・設計に関する技術的な仕事に従事するもの
 - (2)はん用的に各種の機械に組み込まれ、あるいは取り付けをすることで用いられる機械器具およびその部品の開発・設計に関する技術的な仕事に従事するもの
- なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。
- (1)機械器具・機械設備を製造するため、製造工程の設計、生産設備の開発などの技術的な仕事に従事するもの [083]
 - (2)機械の意匠設計の仕事に従事するもの [224]
 - (3)指示を受けて製図の作業にのみ従事するもの [643]

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 073-01 機械設計技術者**
- 073-99 他に分類されない機械開発技術者**

073-01 機械設計技術者

各種の機械器具（電気・電子・電気通信機器、自動車・航空機・船舶などの輸送用機器を除く）・機械設備の設計に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

以下のものを含む。

- (1)自動車・航空機・船舶の原動機の設計に関する技術的な仕事に従事するもの
 - (2)はん用的に各種の機械に組み込まれ、あるいは取り付けをすることで用いられる機械器具およびその部品の設計に関する技術的な仕事に従事するもの
- なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。
- (1)機械器具・機械設備を製造するため、製造工程の設計、生産設備の開発などの技術

的な仕事に従事するもの [083-01]

(2)機械の意匠設計の仕事に従事するもの [224-04]

(3)指示を受けて製図の作業にのみ従事するもの [643-02]

- エンジン設計技術者、化学プラント設計技術者、金型設計士、建設機械設計技術者、航空計器設計技術者、工作機械設計技術者、産業用ロボット設計技術者、精密測定工具設計技術者、土木機械設計技術者、農業用機械設計技術者、半導体製造装置設計技術者、ボイラー設計技術者
- × 機械生産技術者 [083-01]、機械デザイナー [224-04]、CAD オペレーター（機械製図） [643-02]

073-99 他に分類されない機械開発技術者

073-01 に含まれない、各種の機械器具・機械設備の開発に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

- 印刷機械開発技術者（設計を除く）、建設機械開発技術者（設計を除く）、原動機開発技術者（設計を除く）、自動化機械開発技術者（設計を除く）、写真機開発技術者（設計を除く）、精密測定機開発技術者（設計を除く）、染色機械開発技術者（設計を除く）

074 自動車開発技術者

自動車の開発・設計に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

(1)自動車エンジンの開発・設計に関する技術的な仕事に従事するもの [073]

(2)自動車の意匠設計の仕事に従事するもの [224]

なお、自動車を製造するため、製造工程の設計、生産設備の開発などの技術的な仕事に従事するものは、[084] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

074-01 自動車設計技術者

074-99 他に分類されない自動車開発技術者

074-01 自動車設計技術者

自動車の設計に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

(1)自動車エンジンの設計に関する技術的な仕事に従事するもの [073-01]

(2)自動車の意匠設計の仕事に従事するもの [224-04]

なお、自動車を製造するため、製造工程の設計、生産設備の開発などの技術的な仕事に従事するものは、[084-01] に分類する。

- バスボディー設計技術者
- × 自動車用エンジン設計技術者 [073-01]、自動車生産技術者 [084-01]、自動車デザイナー [224-04]

074-99 他に分類されない自動車開発技術者

074-01 に含まれない、自動車の開発に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

- 自動車開発技術者（設計を除く）

075 輸送用機器開発技術者（自動車を除く）

鉄道車両・船舶・航空機など、自動車を除く輸送用機器の開発・設計に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

ただし、航空機の原動機・計器および船用機関の開発・設計に関する技術的な仕事に従事するもの [073] を除く。

なお、鉄道車両・船舶・航空機などを製造するため、製造工程の設計、生産設備の開発などの技術的な仕事に従事するものは、[085] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

075-01 輸送用機器開発技術者（自動車を除く）**075-01 輸送用機器開発技術者（自動車を除く）**

鉄道車両・船舶・航空機など、自動車を除く輸送用機器の開発・設計に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

ただし、航空機の原動機・計器および船用機関の開発・設計に関する技術的な仕事に従事するもの [073-01、073-99] を除く。

なお、鉄道車両・船舶・航空機などを製造するため、製造工程の設計、生産設備の開発などの技術的な仕事に従事するものは、[085-01] に分類する。

- 航空機設計技術者、船舶設計技術者、造船技術者（開発）、鉄道車両設計技術者
- × 船用機関設計技術者 [073-01]、航空機エンジン設計技術者 [073-01]、航空計器設計技術者 [073-01]、鉄道車両製造技術者 [085-01]、船舶製造技術者 [085-01]

076 金属製錬・材料開発技術者

金属の製錬・精錬・溶解・ casting・鍛造・熱処理・圧延・表面処理、合金の製造などにおける技術開発・技術改良などの開発に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 非金属の精製に関する技術開発の仕事に従事するもの [077]
- (2) 金属の製錬・ casting・鍛造・圧延などを行うため、製造工程の設計、工程管理、品質管理などの技術的な仕事に従事するもの [086]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

076-01 金属製錬・材料開発技術者

076-01 金属製錬・材料開発技術者

金属の製錬・精錬・溶解・鋳造・鍛造・熱処理・圧延・表面処理、合金の製造などの製品開発・技術開発・技術改良などの開発に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)非金属の精製に関する技術開発の仕事に従事するもの [077-01]
- (2)金属の製錬・鋳造・鍛造・圧延などを行うため、製造工程の設計、工程管理、品質管理などの技術的な仕事に従事するもの [086-01]
- 圧延開発技術者、鋳物開発技術者、金属製錬開発技術者、合金開発技術者、製鉄開発技術者、鍛造開発技術者、鋳造開発技術者、電気精錬開発技術者
- × 非金属精製開発技術者 [077-01]、金属製錬製造技術者 [086-01]

077 化学品開発技術者

工業用化学製品・化学肥料・油脂製品（食用製品を除く）・塗料・医薬品・火薬・香料・化粧品・石油製品・ゴム製品・プラスチック製品・化学繊維などの開発に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

ただし、医薬品の開発において、薬学に関する専門的・科学的な知識を必要とする試験・研究の仕事に従事するもの [051] を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)食用油脂製品の開発に関する技術的な仕事に従事するもの [071]
- (2)ファインセラミックス製品の開発に関する技術的な仕事に従事するもの [079]
- (3)化学品を製造するため、製造工程の設計、生産設備の開発などの技術的な仕事に従事するもの [087]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

077-01 化学品開発技術者

077-01 化学品開発技術者

工業用化学製品・化学肥料・油脂製品（食用製品を除く）・塗料・医薬品・火薬・香料・化粧品・石油製品・ゴム製品・プラスチック製品・化学繊維などの開発に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

ただし、医薬品の開発において、薬学に関する専門的・科学的な知識を必要とする試験・研究の仕事に従事するもの [051-04] を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)食用油脂製品の開発に関する技術的な仕事に従事するもの [071-01]
- (2)ファインセラミックス製品の開発に関する技術的な仕事に従事するもの [079-01]
- (3)化学品を製造するため、製造工程の設計、生産設備の開発などの技術的な仕事に従事するもの [087-01]

- 化学繊維開発技術者、化学肥料開発技術者、化学薬品開発技術者、化粧品開発技術者、合成ゴム開発技術者、バイオケミカル開発技術者、プラスチック製品開発技術者、油脂製品開発技術者、高分子化学製品開発技術者、無機化学製品開発技術者、有機化学製品開発技術者
- × 薬学研究者 [051-04]、植物油開発技術者 [071-01]、ファインセラミックス製品開発技術者 [079-01]、化学品生産技術者 [087-01]

079 その他の開発技術者

窯業製品の開発、その他 071～077 に含まれない、製品開発・技術開発・技術改良などの開発に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 079-01 窯業製品開発技術者
- 079-99 他に分類されない開発技術者

079-01 窯業製品開発技術者

陶磁器（ファインセラミックスを含む）・耐火物・ガラス・ほうろう・セメントなどの窯業製品、研磨材などの開発に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

なお、窯業製品・研磨材などを製造するため、製造工程の設計、生産設備の開発などの技術的な仕事に従事するものは、[089-01] に分類する。

- ガラス製品開発技術者、研削材開発技術者、セメント開発技術者、陶磁器開発技術者、ファインセラミックス製品開発技術者
- × ガラス製品製造技術者 [089-01]、研削材製造技術者 [089-01]

079-99 他に分類されない開発技術者

採鉱・染色・紡績などに関する技術開発、その他 079-01 に含まれない、製品開発・技術開発・技術改良などの開発に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

- 原子力技術者（開発）、鉱山開発技術者、採鉱開発技術者、織布開発技術者、染色開発技術者、探鉱開発技術者、紡績開発技術者

08 製造技術者

飲食料品、電気・電子・電気通信機器、機械、自動車、船舶、化学品などを製造するため、専門的・科学的な知識と手段を応用して、製造工程の設計・改造、生産設備の開発・設計、生産準備、工程管理、品質管理、技術指導などを行う技術的な仕事に従事するものをいう。

各種機械器具の部品を製造するため、製造工程の設計、生産設備の開発、工程管理などの技術的な仕事に従事するものは、その部品の材質・製法・機能によって〔082～089のうちいずれかの対応する項目〕に分類する。

この仕事を遂行するには、通例、大学（短期大学を除く）などにおける自然科学に関する専門的訓練またはこれと同程度以上の専門的知識と実務的経験を必要とする。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)試験場・研究所などの試験・研究施設において、自然科学に関する専門的・科学的な知識を必要とする試験・研究の仕事に従事するもの〔05 研究者〕
- (2)飲食料品、電気・電子・電気通信機器、機械、自動車、化学品などの製品開発・技術開発・技術改良に関する技術的な仕事に従事するもの〔07 開発技術者〕
- (3)製造現場において主に作業員を監督する仕事に従事するもの〔H 生産工程の職業〕

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 081 食品製造技術者
- 082 電気・電子・電気通信製造技術者（通信ネットワークを除く）
- 083 機械製造技術者
- 084 自動車製造技術者
- 085 輸送用機器製造技術者（自動車を除く）
- 086 金属製錬・材料製造技術者
- 087 化学品製造技術者
- 089 その他の製造技術者

081 食品製造技術者

各種の飲食料品を製造するため、製造工程の設計・改造、生産設備の開発・設計、生産準備、工程管理、品質管理、技術指導などの技術的な仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)飲食料品の製品開発に関する技術的な仕事に従事するもの〔071〕
- (2)食品の衛生監視に関する仕事に従事するもの〔159〕

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

- 081-01 食品製造技術者

081-01 食品製造技術者

各種の飲食料品を製造するため、製造工程の設計・改造、生産設備の開発・設計、生産準備、工程管理、品質管理、技術指導などの技術的な仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 飲食料品の製品開発に関する技術的な仕事に従事するもの [071-01]
- (2) 食品の衛生監視に関する仕事に従事するもの [159-99]
- 缶詰製造技術者、食品冷凍技術者（開発技術者を除く）、醸造技術者（開発技術者を除く）、水産食品製造技術者、製糖技術者（開発技術者を除く）、製粉技術者（開発技術者を除く）、清涼飲料製造技術者、乳製品製造技術者
- × 食品開発技術者 [071-01]、食品衛生監視員 [159-99]

082 電気・電子・電気通信製造技術者（通信ネットワークを除く）

電気機器・電子応用装置・電気通信機器などの各種の電気・電子機械器具および半導体集積回路など同機械器具部品を製造するため、製造工程の設計・改造、生産設備の開発・設計、生産準備、工程管理、品質管理、技術指導などの技術的な仕事に従事するもの、ならびに発電・電気照明などの電気施設の維持管理、施設工事の施工管理などの技術的な仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 電気・電子・電気通信機器の開発・設計に関する技術的な仕事に従事するもの [072]
- (2) 電気化学製品を製造するため、製造工程の設計、生産設備の開発などの技術的な仕事に従事するもの [087]
- (3) 通信ネットワークの構築に関する技術的な仕事に従事するもの [106]
- (4) 無線・有線通信設備の通信操作・技術操作の仕事に従事するもの [246]
- (5) 電気工事の作業に従事するもの [725]

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 082-01 電気・電子・電気通信機器生産技術者
- 082-02 電気工事技術者
- 082-99 他に分類されない電気・電子・電気通信製造技術者（通信ネットワークを除く）

082-01 電気・電子・電気通信機器生産技術者

電気機器・電子応用装置・電気通信機器などの各種の電気・電子機械器具および半導体集積回路など同機械器具部品を製造するため、製造工程の設計・改造、生産設備の開発・設計、生産準備などの技術的な仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 電気・電子・電気通信機器の開発・設計に関する技術的な仕事に従事するもの [072-01]
- (2) 電気化学製品を製造するため、製造工程の設計、生産設備の開発などの技術的な仕事に従事するもの [087-01]

大分類B 専門的・技術的職業

- 電気機器生産技術者、電子機器生産技術者、電気通信機器生産技術者
- × 電気・電子・電気通信機器設計技術者 [072-01]、電気化学製品生産技術者 [087-01]

082-02 電気工事技術者

住宅・ビル・工場などの電気工事、電気設備工事、および電気通信工事において、施工図・工程表の作成、作業の指揮・監督、工程管理、品質・安全管理などの技術的な仕事に従事するものをいう。

なお、電気工事の作業に従事するものは、[725-01] に分類する。

- 電気工事施工管理技術者、電気施設施工管理技術者
- × 電気工事工 [725-01]

082-99 他に分類されない電気・電子・電気通信製造技術者（通信ネットワークを除く）

工程管理、品質管理、その他 082-01 および 082-02 に含まれない、電気・電子・電気通信機器の製造および電気施設に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)通信ネットワークの構築に関する技術的な仕事に従事するもの [106-01]
- (2)無線・有線通信設備の通信操作・技術操作の仕事に従事するもの [246-01、246-02]
- 電気・電子機器製造技術者（生産技術者を除く）、電気通信機器製造技術者（生産技術者を除く）
- × 通信ネットワーク技術者 [106-01]、無線通信員 [246-01]、無線技術員 [246-02]

083 機械製造技術者

各種の機械器具（電気・電子・電気通信機器、自動車・航空機・船舶などの輸送用機器を除く）・機械設備を製造するため、製造工程の設計・改造、生産設備の開発・設計、生産準備、工程管理、品質管理、技術指導などの技術的な仕事に従事するものをいう。

以下のものを含む。

- (1)自動車・航空機・船舶の原動機を製造するため、製造工程の設計、生産設備の開発などの技術的な仕事に従事するもの
- (2)はん用的に各種機械に組み込まれ、あるいは取り付けをすることで用いられる機械器具およびその部品を製造するため、製造工程の設計、生産設備の開発などの技術的な仕事に従事するもの

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)機械器具・機械設備の開発・設計に関する技術的な仕事に従事するもの [073]
- (2)電気・電子・電気通信機器の製造に関する技術的な仕事に従事するもの [082]
- (3)自動車・航空機・船舶等の輸送用機械の製造に関する技術的な仕事に従事するもの [084、085]

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

083-01 機械生産技術者

083-99 他に分類されない機械製造技術者

083-01 機械生産技術者

各種の機械器具（電気・電子・電気通信機器、自動車・航空機・船舶等の輸送用機器を除く）・機械設備を製造するため、製造工程の設計・改造、生産設備の開発・設計、生産準備などの技術的な仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)機械器具・機械設備の開発・設計に関する技術的な仕事に従事するもの [073-01]
 - (2)電気・電子・電気通信機器を製造するため、製造工程の設計、生産設備の開発などの技術的な仕事に従事するもの [082-01]
 - (3)自動車を製造するため、製造工程の設計、生産設備の開発などの技術的な仕事に従事するもの [084-01]
 - (4)航空機・船舶など、自動車を除く輸送用機器の製造に関する技術的な仕事に従事するもの [085-01]
- 原動機生産技術者、工作機械生産技術者、精密機械生産技術者
 × 機械設計技術者 [073-01]、エンジン設計技術者 [073-01]、工作機械設計技術者 [073-01]、半導体製造装置設計技術者 [073-01]、電気機器生産技術者 [082-01]、電子機器生産技術者 [082-01]、電気通信機器生産技術者 [082-01]、自動車生産技術者 [084-01]、航空機製造技術者 [085-01]、船舶製造技術者 [085-01]

083-99 他に分類されない機械製造技術者

工程管理、品質管理、その他 083-01 に含まれない、機械器具・機械設備の製造に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

- 原動機製造技術者（生産技術者を除く）、工作機械製造技術者（生産技術者を除く）、精密機械製造技術者（生産技術者を除く）

084 自動車製造技術者

自動車を製造するため、製造工程の設計・改造、生産設備の開発・設計、生産準備、工程管理、品質管理、技術指導などの技術的な仕事に従事するものをいう。

ただし、自動車エンジンを製造するため、製造工程の設計、生産設備の開発などの技術的な仕事に従事するもの [083] を除く。

なお、自動車の開発・設計に関する技術的な仕事に従事するものは [074] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

084-01 自動車生産技術者

084-99 他に分類されない自動車製造技術者

084-01 自動車生産技術者

自動車を製造するため、製造工程の設計・改造、生産設備の開発・設計、生産準備などの技術的な仕事に従事するものをいう。

ただし、自動車エンジンを製造するため、製造工程の設計、生産設備の開発などの技術的な仕事に従事するもの〔083-01〕を除く。

なお、自動車の開発・設計に関する技術的な仕事に従事するものは、〔074-01〕に分類する。

- 自動車生産技術者
- × 自動車設計技術者〔074-01〕、自動車用エンジン生産技術者〔083-01〕

084-99 他に分類されない自動車製造技術者

工程管理、品質管理、その他 084-01 に含まれない、自動車の製造に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

- 自動車製造技術者（生産技術者を除く）

085 輸送用機器製造技術者（自動車を除く）

鉄道車両・船舶・航空機など、自動車を除く輸送用機器を製造するため、製造工程の設計・改造、生産設備の開発・設計、生産準備、工程管理、品質管理、技術指導などの技術的な仕事に従事するものをいう。

ただし、航空機の原動機・計器および船用機関を製造するため、製造工程の設計、生産設備の開発などの技術的な仕事に従事するもの〔083〕を除く。

なお、鉄道車両・船舶・航空機などの開発・設計に関する技術的な仕事に従事するものは、〔075〕に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

085-01 輸送用機器製造技術者（自動車を除く）

085-01 輸送用機器製造技術者（自動車を除く）

鉄道車両・船舶・航空機など、自動車を除く輸送用機器を製造するため、製造工程の設計・改造、生産設備の開発・設計、生産準備、工程管理、品質管理、技術指導などの技術的な仕事に従事するものをいう。

ただし、航空機の原動機・計器および船用機関を製造するため、製造工程の設計、生産設備の開発などの技術的な仕事に従事するもの〔083-01〕を除く。

なお、鉄道車両・船舶・航空機などの開発・設計に関する技術的な仕事に従事するものは、〔075-01〕に分類する。

- 航空機製造技術者、船舶製造技術者、鉄道車両製造技術者
- × 鉄道車両設計技術者〔075-01〕、船舶設計技術者〔075-01〕、航空機エンジン生産技術者〔083-01〕、

船用機関生産技術者 [083-01]

086 金属製錬・材料製造技術者

金属の製錬・精錬・溶解・鑄造・鍛造・熱処理・圧延・表面処理、合金の製造などにおける、製造工程の設計・改造、生産設備の開発・設計、生産準備、工程管理、品質管理、技術指導などの技術的な仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)金属の製錬・鑄造・鍛造・圧延などにおける技術開発・技術改良などの開発に関する技術的な仕事に従事するもの [076]
- (2)非金属を精製するため、製造工程の設計、生産設備の開発などの技術的な仕事に従事するもの [087]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

086-01 金属製錬・材料製造技術者

086-01 金属製錬・材料製造技術者

金属の製錬・精錬・溶解・鑄造・鍛造・熱処理・圧延・表面処理、合金の製造などにおける、製造工程の設計・改造、生産設備の開発・設計、生産準備、工程管理、品質管理、技術指導などの技術的な仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)金属の製錬・鑄造・鍛造・圧延などにおける技術開発・技術改良などの開発に関する技術的な仕事に従事するもの [076-01]
 - (2)非金属を精製するため、製造工程の設計、生産設備の開発などの技術的な仕事に従事するもの [087-01]
- 圧延技術者（開発技術者を除く）、鑄物技術者（開発技術者を除く）、金属製錬技術者（開発技術者を除く）、合金技術者（開発技術者を除く）、製鉄技術者（開発技術者を除く）、鍛造技術者（開発技術者を除く）、鑄造技術者（開発技術者を除く）、電気精錬技術者（開発技術者を除く）
 - × 金属製錬開発技術者 [076-01]、鑄造開発技術者 [076-01]、圧延開発技術者 [076-01]、アルミナ生産技術者 [087-01]

087 化学品製造技術者

工業用化学製品・化学肥料・油脂製品（食用製品を除く）・塗料・医薬品・火薬・香料・化粧品・石油製品・ゴム製品・プラスチック製品・化学繊維などを製造するため、製造工程の設計・改造、生産設備の開発・設計、生産準備、工程管理、品質管理、技術指導などの技術的な仕事に従事するものをいう。

試料の分析・測定・検査などの技術的な仕事に従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

大分類B 専門的・技術的職業

- (1)化学品の製品開発に関する技術的な仕事に従事するもの [077]
- (2)食用油脂製品を製造するため、製造工程の設計、生産設備の開発などの技術的な仕事に従事するもの [081]
- (3)ファインセラミックス製品を製造するため、製造工程の設計、生産設備の開発などの技術的な仕事に従事するもの [089]

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 087-01 化学品生産技術者
- 087-02 分析化学技術者
- 087-99 他に分類されない化学品製造技術者

087-01 化学品生産技術者

工業用化学製品・化学肥料・油脂製品（食用製品を除く）・塗料・医薬品・火薬・香料・化粧品・石油製品・ゴム製品・プラスチック製品・化学繊維などを製造するため、製造工程の設計・改造、生産設備の開発・設計、生産準備などの技術的な仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)化学品の製品開発に関する技術的な仕事に従事するもの [077-01]
 - (2)食用油脂製品を製造するため、製造工程の設計、生産設備の開発などの技術的な仕事に従事するもの [081-01]
 - (3)ファインセラミックス製品を製造するため、製造工程の設計、生産設備の開発などの技術的な仕事に従事するもの [089-01]
- 医薬品生産技術者、化学繊維生産技術者、化学肥料生産技術者、化学薬品生産技術者、化粧品生産技術者、合成ゴム生産技術者、高分子化学製品生産技術者、バイオケミカル生産技術者、プラスチック製品生産技術者、無機化学製品生産技術者、有機化学製品生産技術者、油脂製品生産技術者
 - × 化学肥料開発技術者 [077-01]、合成ゴム開発技術者 [077-01]、化学繊維開発技術者 [077-01]、植物油製造技術者 [081-01]、化学工業用セラミックス製造技術者 [089-01]

087-02 分析化学技術者

物質に含まれる成分およびその量・性質を明らかにするため、試料の分析・測定・検査などを行う技術的な仕事に従事するものをいう。

- 医薬品検査技術員、無機薬品分析検査技術員、有機薬品分析技術員

087-99 他に分類されない化学品製造技術者

工程管理、品質管理、その他 087-01 および 087-02 に含まれない、化学品の製造に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

- 医薬品製造技術者（生産技術者を除く）、化学繊維製造技術者（生産技術者を除く）、化学肥料製造技術者（生産技術者を除く）、化学薬品製造技術者（生産技術者を除く）、化粧品製造

技術者（生産技術者を除く）、合成ゴム製造技術者（生産技術者を除く）、高分子化学製品製造技術者（生産技術者を除く）、プラスチック製品製造技術者（生産技術者を除く）、無機化学製品製造技術者（生産技術者を除く）、有機化学製品製造技術者（生産技術者を除く）、油脂製品製造技術者（生産技術者を除く）

089 その他の製造技術者

窯業製品の製造、その他 081～087 に含まれない、製品の製造に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

089-01 窯業製品製造技術者

089-99 他に分類されない製造技術者

089-01 窯業製品製造技術者

陶磁器（ファインセラミックスを含む）・耐火物・ガラス・ほうろう・セメントなどの窯業製品、研磨材などを製造するため、製造工程の設計・改造、生産設備の開発・設計、生産準備、工程管理、品質管理、技術指導などの技術的な仕事に従事するものをいう。

なお、窯業製品・研磨材などの開発に関する技術的な仕事に従事するものは、[079-01]に分類する。

- ガラス製品製造技術者、研削材製造技術者、セメント製造技術者、ファインセラミックス製品製造技術者、陶磁器製造技術者
- × ガラス製品開発技術者 [079-01]、研削材開発技術者 [079-01]

089-99 他に分類されない製造技術者

鉱山における採掘・採取・保安、繊維製品の漂白・染色、その他 089-01 に含まれない、製品の製造に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

- 原子力技術者（開発技術者を除く）、鉱山技術者（開発技術者を除く）、織布技術者（開発技術者を除く）、染色技術者（開発技術者を除く）、紡績技術者（開発技術者を除く）

09 建築・土木・測量技術者

建築、土木、または測量に関する専門的・科学的な知識と手段を応用して、建築物・土木施設の計画・設計・工事監理・技術指導・施工管理・検査などを行う技術的な仕事に従事するもの、および測量計画の作成、測量作業の指揮などを行う技術的な仕事に従事するものをいう。

この仕事を遂行するには、通例、大学（短期大学を除く）などにおける自然科学に関する専門的訓練またはこれと同程度以上の専門的知識と実務的経験を必要とする。

なお、試験場・研究所などの試験・研究施設において、建築・土木に関する専門的・科学的知識を必要とする試験・研究の仕事に従事するものは、[05 研究者] に分類する。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 091 建築技術者
- 092 土木技術者
- 093 測量技術者

091 建築技術者

住宅・その他の建築物の建設・改修・維持に関する計画・設計・工事監理・施工管理・検査などの技術的な仕事に従事するものをいう。

なお、土地台帳・家屋台帳に登録するための、土地・家屋の調査・測量、申請手続きの代理などの仕事に従事するものは、[179] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 091-01 建築設計技術者
- 091-02 建築工事監督
- 091-99 他に分類されない建築技術者

091-01 建築設計技術者

住宅・学校・ビル・工場などの建築物の建設・改修において、意匠・構造・設備などの設計図の作成、工事監理などの技術的な仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)住宅の改修に関する相談の仕事に従事するもの [281-02]

(2)指示を受けて製図の作業にのみ従事するもの [643-01]

○ 建築構造設計技術者、建築設計士、建築設備設計技術者

× 住宅リフォーム相談員 [281-02]、CAD オペレーター（建築製図） [643-01]

091-02 建築工事監督

住宅・学校・ビル・工場などの建築・改修工事において、施工図・工程表の作成、作業の指導・監督、工程管理、品質・安全の管理などの技術的な仕事に従事するものをいう。

- 建築工事現場監督、建築施工管理技術者

091-99 他に分類されない建築技術者

建築物の検査・耐震診断、その他 091-01 および 091-02 に含まれない、建築に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

- 耐震診断士（建築士であるもの）、建物検査員（建築士であるもの）

092 土木技術者

道路・橋・トンネル・河川・港湾・海岸・鉄道・上下水道・空港などの土木施設の建設・改修・維持、宅地・農地・水路などの改良・造成、都市計画、水力開発、災害復旧などに関する計画・設計・工事監理・技術指導・施工管理・検査などの技術的な仕事に従事するものをいう。

土木工事の計画・施工に伴う付随的な測量作業に従事するものを含む。

なお、土地・水路などの測量に関する計画の作成、測量作業の実施などの技術的な仕事に従事するものは、[093] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 092-01 土木設計技術者
- 092-02 土木工事監督
- 092-99 他に分類されない土木技術者

092-01 土木設計技術者

道路・橋・トンネル・河川などの土木施設の建設・改修、宅地・農地などの改良・造成、都市計画、水力開発などにおいて、測量、地質調査、構造物の設計図の作成、工事監理などの技術的な仕事に従事するものをいう。

ただし、地質調査の仕事にもっぱら従事するもの [119-99] を除く。

- 港湾設計技術者、造園設計技術者、鉄道線路設計技術者、土木施設設計技術者
- × 地質調査技術員 [119-99]

092-02 土木工事監督

道路・橋・トンネル・河川などの土木施設の建設・改修、宅地・農地などの改良・造成、都市計画、水力開発などの土木工事において、施工図・工程表の作成、作業の指導・監督、工程管理、品質・安全の管理などの技術的な仕事に従事するものをいう。

- 土木工事現場監督、土木施工管理技術者

092-99 他に分類されない土木技術者

土木工事・土木施設の検査、その他 092-01 および 092-02 に含まれない、土木に関する技術的な仕事に従事するものをいう

- 工事検査官（地方整備局）、土木工事検査員

093 測量技術者

測量士の免許を有し、測量計画の作成、測量器械の調節、測量作業の実施・指揮、測量結果のとりまとめなどの専門的・技術的な仕事に従事するもの、および測量士補の免許を有し、測量士の作成した測量計画にもとづいて測量作業に従事するものをいう。

ただし、土地の境界を確定するための測量に従事するもの [179] を除く。

なお、測量士補の免許を有せず、建築・土木工事のための測量作業にのみ従事するものは、[719] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 093-01 測量士**
- 093-98 測量士補**

093-01 測量士

測量士の免許を有し、測量計画の作成、測量器械の調節、測量作業の実施・指揮、測量結果のとりまとめなどの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。

ただし、土地の境界を確定するための測量に従事するもの [179-01] を除く。

- 測量士
- × 土地家屋調査士 [179-01]

093-98 測量士補

測量士補の免許を有し、測量士の作成した測量計画にもとづいて測量作業に従事するものをいう。

なお、測量士補の免許を有せず、建築・土木工事のための測量作業にのみ従事するものは、[719-03] に分類する。

- 測量士補
- × 測量作業員 [719-03]

10 情報処理・通信技術者

電子計算機を用いて情報の入出力・変換・計算・検索・蓄積・通信などを行うため、情報処理・通信技術に関する専門的・科学的な知識と手段を応用して、適用業務の分析、情報処理システムの企画、ソフトウェアの開発、コンピュータネットワークの構築、構築されたシステムの管理・保守などを行う技術的な仕事に従事するものをいう。

この仕事を遂行するには、通例、大学（短期大学を除く）などにおける自然科学に関する専門的訓練またはこれと同程度以上の専門的知識と実務的経験を必要とする。

なお、試験場・研究所などの試験・研究施設において、情報処理・通信技術に関する専門的・科学的な知識を必要とする試験・研究の仕事に従事するものは、[05 研究者] に分類する。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 101 システムコンサルタント
- 102 システム設計技術者
- 103 情報処理プロジェクトマネージャ
- 104 ソフトウェア開発技術者
- 105 システム運用管理者
- 106 通信ネットワーク技術者
- 109 その他の情報処理・通信技術者

101 システムコンサルタント

企業・組織の経営・業務環境の分析などにもとづいて経営・業務上の課題を整理し、課題解決のために情報処理・通信技術を活用したシステムの提案などを行う専門的な仕事に従事するものをいう。

なお、情報システムの構築に関する営業の仕事に従事するものは、[345] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

- 101-01 システムコンサルタント

101-01 システムコンサルタント

企業・組織の経営・業務環境の分析などにもとづいて経営・業務上の課題を整理し、課題解決のために情報処理・通信技術を活用したシステムの提案などを行う専門的な仕事に従事するものをいう。

なお、情報システムの構築に関する営業の仕事に従事するものは、[345-02] に分類する。

- IT コンサルタント
- × システム営業員 [345-02]

102 システム設計技術者

企業・組織の経営・業務上の課題を解決するため、情報処理・電気通信技術を活用して、ハードウェア・ソフトウェア・ネットワークなどによって構成されるシステム全体の基本構造を計画・設計する技術的な仕事に従事するものをいう。

パッケージソフトウェアの開発の企画、企業等におけるシステムの導入に関する企画およびシステム導入時の監督の仕事に従事するものを含む。

なお、個々のソフトウェアの開発に従事するものは、[104] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

102-01 システム設計技術者

102-01 システム設計技術者

企業・組織の経営・業務上の課題を解決するため、情報処理・電気通信技術を活用して、ハードウェア・ソフトウェア・ネットワークなどによって構成されるシステム全体の基本構造を計画・設計する技術的な仕事に従事するものをいう。

パッケージソフトウェアの開発の企画、企業等におけるシステムの導入に関する企画およびシステム導入時の監督の仕事に従事するものを含む。

なお、個々のソフトウェアの開発に従事するものは、[104-01～104-99] に分類する。

- システムアーキテクト、システムアナリスト、社内システムエンジニア（主にシステムの設計に従事するもの）
- × ソフトウェア開発技術者（WEB・オープン系）[104-01]、ソフトウェア開発技術者（汎用機系）[104-03]、プログラマー [104-04]

103 情報処理プロジェクトマネージャ

システム開発を担当するプロジェクトチームの責任者として、プロジェクト実行計画の作成、予算・要員・納期・品質の管理、業務の監督などを行う専門的な仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

103-01 情報処理プロジェクトマネージャ

103-01 情報処理プロジェクトマネージャ

システム開発を担当するプロジェクトチームの責任者として、プロジェクト実行計画の作成、予算・要員・納期・品質の管理、業務の監督などを行う専門的な仕事に従事するものをいう。

- プロジェクトマネージャ（アプリケーションソフトウェア開発）、プロジェクトマネージャ（システム開発）

104 ソフトウェア開発技術者

コンピュータ上で作動するシステムソフトウェア（ミドルウェアを含む）およびアプリケーションソフトウェア（パッケージソフトウェアを含む）を作成するため、要件の定義、仕様書の作成、プログラム設計書の作成、プログラムの開発、作成したソフトウェアのテストなどを行う技術的な仕事に従事するものをいう。

データベースの設計などを含む、データベースを利用したソフトウェアの開発に従事するものは、[104-01～104-99のうちいずれかの対応する項目]に分類する。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)主にシステム全体の構成を企画する技術的な仕事に従事するもの [102]

(2)電話による、ソフトウェアの操作に関する利用者からの質疑に対応する仕事に従事するもの [256]

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 104-01 ソフトウェア開発技術者（WEB・オープン系）
- 104-02 ソフトウェア開発技術者（組込・制御系）
- 104-03 ソフトウェア開発技術者（汎用機系）
- 104-04 プログラマー
- 104-99 他に分類されないソフトウェア開発技術者

104-01 ソフトウェア開発技術者（WEB・オープン系）

ウェブ標準・オープン標準に準拠したシステム上で作動するソフトウェアを作成するため、要件の定義、仕様書の作成、プログラム設計書の作成などを行う技術的な仕事に従事するものをいう。

- WEB系ソフトウェア開発技術者、オープン系ソフトウェア開発技術者、コンテンツ開発技術者（モバイルサイト）

104-02 ソフトウェア開発技術者（組込・制御系）

各種機器の動作を制御するために機器の中に組み込まれるマイクロコンピュータ用のソフトウェアを作成するため、要件の定義、仕様書の作成、プログラム設計書の作成などを行う技術的な仕事に従事するものをいう。

- 組込系ソフトウェア開発技術者、制御系ソフトウェア開発技術者

104-03 ソフトウェア開発技術者（汎用機系）

大型汎用コンピュータを中心にしたシステム上で作動するソフトウェアを作成するため、要件の定義、仕様書の作成、プログラム設計書の作成などを行う技術的な仕事に従事するものをいう。

- 汎用機系ソフトウェア開発技術者

104-04 プログラマー

プログラム設計書にもとづくプログラムの作成、作成したプログラムのテスト、プログラムの保守に必要な文書の作成などの技術的な仕事に従事するものをいう。

- コーダー、ソフトウェアプログラマー

104-99 他に分類されないソフトウェア開発技術者

作成したソフトウェアの動作テスト、その他 104-01～104-04 に含まれない、ソフトウェアの開発に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

- ソフトウェアテスト技術者
- × システムアナリスト [102-01]、ユーザーサポート応接員（電話によるもの） [256-02]

105 システム運用管理者

構築されたシステムおよびネットワークの運用・維持・管理・安全性確保・保守に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)主にシステム全体の構成を企画する技術的な仕事に従事するもの [102]
- (2)コンピュータネットワークの構築に関する技術的な仕事に従事するもの [106]
- (3)コンピュータ機器の保守作業に従事するもの [602]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

105-01 システム運用管理者

105-01 システム運用管理者

構築されたシステムおよびネットワークの運用・維持・管理・安全性確保・保守に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)主にシステム全体の構成を企画する技術的な仕事に従事するもの [102-01]
 - (2)コンピュータネットワークの構築に関する技術的な仕事に従事するもの [106-01]
 - (3)コンピュータ機器の保守作業に従事するもの [602-03]
- サーバー管理者、システム管理者、社内システムエンジニア（主にシステムの運用に従事するもの）、情報セキュリティ技術者、データベース管理者、テクニカルサポート技術員
 - × システム設計技術者 [102-01]、ネットワーク技術者 [106-01]、電子計算機保守員 [602-03]

106 通信ネットワーク技術者

有線電気通信または無線通信によってネットワークを構築するため、事業用電気通信設備および LAN 設備の計画・設計、設備工事の施行管理などを行う技術的な仕事に従事するものをいう。

通信規格などの通信技術に関する技術的な仕事に従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)主にシステム全体の構成を企画する技術的な仕事に従事するもの [102]
- (2)システムの運用・維持・管理・保守に関する技術的な仕事に従事するもの [105]
- (3)通信回線を構内に配線する作業に従事するもの [724]
- (4)通信回線に利用者の端末機器を接続する作業に従事するもの [724]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

106-01 通信ネットワーク技術者

106-01 通信ネットワーク技術者

有線電気通信または無線通信によってネットワークを構築するため、事業用電気通信設備および LAN 設備の計画・設計、設備工事の施行管理などを行う技術的な仕事に従事するものをいう。

通信規格などの通信技術に関する技術的な仕事に従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)主にシステム全体の構成を企画する技術的な仕事に従事するもの [102-01]
 - (2)システムの運用・維持・管理・保守に関する技術的な仕事に従事するもの [105-01]
 - (3)通信回線を構内に配線する作業に従事するもの [724-02]
 - (4)通信回線に利用者の端末機器を接続する作業に従事するもの [724-02]
- 電気通信技術者、電気通信施設技術者、ネットワーク技術者
 - × システムアーキテクト [102-01]、サーバー管理者 [105-01]、通信線配線工 [724-02]、通信機器据付工 [724-02]

109 その他の情報処理・通信技術者

101～106 に含まれない、情報処理・通信技術に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

109-99 その他の情報処理・通信技術者

109-99 その他の情報処理・通信技術者

101-01～106-01 に含まれない、情報処理・通信技術に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

11 その他の技術者

[06 農林水産技術者] ～ [10 情報処理・通信技術者] に含まれない、専門的・科学的な知識を必要とする技術的な仕事に従事するものをいう。

この仕事を遂行するには、通例、大学（短期大学を除く）などにおける自然科学に関する専門的訓練またはこれと同程度以上の専門的知識と実務的経験を必要とする。

なお、試験場・研究所などの試験・研究施設において、自然科学に関する専門的・科学的な知識を必要とする試験・研究の仕事に従事するものは、[05 研究者] に分類する。

この中分類に該当する職業は、次の小分類に分類する。

119 その他の技術者

119 その他の技術者

労働災害の防止、下水処理施設の運転・安全管理、その他 061～109 に含まれない、専門的・科学的な知識を必要とする技術的な仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

119-01 労働安全衛生技術者

119-02 環境衛生技術者

119-99 他に分類されない技術者

119-01 労働安全衛生技術者

労働災害の防止、安全な労働環境の確保、職場における有害物質の調査、安全管理上の指導などの技術的な仕事に従事するものをいう。

○ 作業環境測定士、労働安全コンサルタント

× 労働衛生コンサルタント（医師・保健師でないもの）[159-99]

119-02 環境衛生技術者

下水・し尿・廃棄物処理施設の運転・安全管理、処理技術に関する調査、処理方法の開発、技術指導などの技術的な仕事に従事するものをいう。

○ 下水処理技術者、し尿処理施設技術者、廃棄物処理施設技術管理者、水処理施設管理技術者

× 建築物環境衛生管理技術者 [159-99]

119-99 他に分類されない技術者

建築・土木工事に伴う地質調査、ボイラー・圧力容器・クレーン・エレベータの性能検査、高圧ガス設備の保安検査、その他 119-01 および 119-02 に含まれない、専門的・科学的な知識を必要とする技術的な仕事に従事するものをいう。

○ 地質調査技術員、ボイラー検査員、高圧ガス設備保安検査員

12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師

医師、歯科医師、獣医師、または薬剤師の免許を有し、診断・治療・調剤などの医学・獣医学・薬学の知識を必要とする専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。

ただし、医師、歯科医師、または薬剤師の免許を有し、診断・治療・調剤などの仕事に従事する自衛官〔43 自衛官〕を除く。

なお、医学・歯学・獣医学・薬学に関する専門的・科学的な知識を必要とする試験・研究の仕事に従事するものは、〔05 研究者〕に分類する。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 121 医師
- 122 歯科医師
- 123 獣医師
- 124 薬剤師

121 医師

医師の免許を有し、身体各部の疾患・機能障害の診断・治療・手術・研究、保健指導、健康管理、臨床検査、医学的きょう（矯）正保護、医学的鑑識、保険事業に伴う医学的審査、海・空港における出入港検疫などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。

医師の免許を有する病院長・診療所長を含む。

ただし、大学の教授・准教授または講師であって学生等に対する教授および大学付属の病院などで診断・治療などの仕事に従事するもの〔198〕を除く。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

121-01 医師

121-01 医師

医師の免許を有し、身体各部の疾患・機能障害の診断・治療・手術・研究、保健指導、健康管理、臨床検査、医学的きょう（矯）正保護、医学的鑑識、保険事業に伴う医学的審査、海・空港における出入港検疫などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。

医師の免許を有する病院長・診療所長を含む。

ただし、大学の教授・准教授または講師であって学生等に対する教授および大学付属の病院などで診断・治療などの仕事に従事するもの〔198-01〕を除く。

- 医師
- × 医学系大学教授〔198-01〕

122 歯科医師

歯科医師の免許を有し、歯・その周囲組織または口くう（腔）に生ずる疾患についての診断・治療、予防指導などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。

歯科医師の免許を有する歯科病院長・歯科診療所長を含む。

ただし、大学の教授・准教授または講師であって学生等に対する教授および大学付属の病院などで歯科に関する診断・治療などの仕事に従事するもの [198] を除く。

なお、歯科診療の補助業務に従事するものは、[372] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

122-01 歯科医師

122-01 歯科医師

歯科医師の免許を有し、歯・その周囲組織または口くう（腔）に生ずる疾患についての診断・治療、予防指導などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。

歯科医師の免許を有する歯科病院長・歯科診療所長を含む。

ただし、大学の教授・准教授または講師であって学生等に対する教授および大学付属の病院などで歯科に関する診断・治療などの仕事に従事するもの [198-01] を除く。

なお、歯科診療の補助業務に従事するものは、[372-01] に分類する。

○ 歯科医師

× 歯学系大学教授 [198-01]、歯科助手 [372-01]

123 獣医師

獣医師の免許を有し、家畜・家きん・愛がん動物などの疾患・機能障害の診断・治療、飼主に対する保健衛生指導、動物・畜産物の防疫、と畜検査などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。

獣医師の免許を有する動物病院長・家畜診療所長を含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)家畜人工授精師の免許を有し、家畜の人工授精を行う仕事に従事するもの [061]

(2)獣医療の補助業務に従事するもの [379]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

123-01 獣医師

123-01 獣医師

獣医師の免許を有し、家畜・家きん・愛がん動物などの疾患・機能障害の診断・治療、飼主に対する保健衛生指導、動物・畜産物の防疫、と畜検査などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。

獣医師の免許を有する動物病院長・家畜診療所長を含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)家畜人工授精師の免許を有し、家畜の人工授精を行う仕事に従事するもの [061-02]

(2)獣医療の補助業務に従事するもの [379-01]

- 家畜診療所獣医師、小動物臨床獣医師、動物病院獣医師、と畜検査員
- × 家畜人工授精師（獣医師でないもの） [061-02]、獣医系大学教授 [198-01]、動物病院助手 [379-01]

124 薬剤師

薬剤師の免許を有し、医薬品の調剤・服薬指導・管理などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。

薬剤師の免許を有し、薬局・一般店舗において一般用医薬品を販売する仕事に従事するもの、および医薬品の卸売事業所において医薬品を管理する仕事に従事するものを含む。

ただし、医薬品製造事業所において医薬品の製造を管理する仕事に従事するもの [087]を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)各種の薬品の薬学的な試験・検定・研究の仕事に従事するもの [051]

(2)第二類および第三類の一般用医薬品を販売する仕事に従事するもの [323]

(3)医薬品に関する専門的な情報を医療機関に提供する仕事に従事するもの [343]

(4)調剤の補助業務に従事するもの [379]

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 124-01 薬剤師（調剤）
- 124-02 薬剤師（医薬品販売）
- 124-99 他に分類されない薬剤師

124-01 薬剤師（調剤）

薬剤師の免許を有し、薬局・病院において、医師・歯科医師の処方せんにもとづく医薬品の調剤、服薬指導、薬品の管理などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。

なお、調剤の補助業務に従事するものは、[379-99] に分類する。

- 調剤薬局薬剤師、薬剤師（病院調剤所）
- × 調剤助手 [379-99]

124-02 薬剤師（医薬品販売）

薬剤師の免許を有し、薬局・一般店舗において、一般用医薬品の販売・服薬指導・管理などの専門的な仕事に従事するものをいう。

なお、医薬品登録販売者の資格を有し、第二類および第三類の一般用医薬品を販売する仕事に従事するものは、[323-08] に分類する。

大分類B 専門的・技術的職業

- 医薬品販売員（薬剤師）
- × 医薬品登録販売者 [323-08]

124-99 他に分類されない薬剤師

薬剤師の免許を有し、医薬品卸売事業所における医薬品の管理、治験業務、その他124-01 および124-02 に含まれない、薬学の知識を必要とする専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。

- 医薬品管理薬剤師（医薬品卸売業）、治験コーディネーター（CRC：薬剤師であるもの）
- × 薬学研究者 [051-04]、医薬品研究者 [051-04]、医薬品製造管理者（薬剤師） [087-99]、薬事監視員 [159-99]、MR（医薬情報担当者） [343-01]

13 保健師、助産師、看護師

保健師、助産師、または看護師の免許を有し、保健指導、助産、傷病者に対する療養上の世話などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。

ただし、看護業務に従事する自衛官〔43 自衛官〕を除く。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 131 保健師
- 132 助産師
- 133 看護師、准看護師

131 保健師

保健師の免許を有し、健康相談・健康教育・家庭訪問などを通じて、衛生思想の普及啓発、疾病予防の指導、傷病者の療養指導、その他日常生活上必要な保健指導を行う仕事に従事するものをいう。

なお、学校において児童・生徒の養護、保健指導などの仕事に従事するものは、〔192～196〕に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

131-01 保健師

131-01 保健師

保健師の免許を有し、健康相談・健康教育・家庭訪問などを通じて、衛生思想の普及啓発、疾病予防の指導、傷病者の療養指導、その他日常生活上必要な保健指導を行う仕事に従事するものをいう。

なお、学校において児童・生徒の養護、保健指導などの仕事に従事するものは、〔192-01、193-01、194-01、195-01、196-01〕に分類する。

- 保健師長
- × 養護教諭（小学校）〔192-01〕、養護教諭（中学校）〔193-01〕、養護教諭（高等学校）〔194-01〕、養護教諭（中等教育学校）〔195-01〕、養護教諭（特別支援学校）〔196-01〕

132 助産師

助産師の免許を有し、助産、妊婦・じょく婦・新生児の保健指導などの仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

132-01 助産師

132-01 助産師

助産師の免許を有し、助産、妊婦・じょく婦・新生児の保健指導などの仕事に従事するものをいう。

- 助産師長
- × 助産助手 [379-99]

133 看護師、准看護師

看護師の免許を有し、傷病者・じょく婦・新生児の療養上の世話、診療の補助業務などの仕事に従事するもの、および准看護師の免許を有し、医師・歯科医師・看護師の指示を受けて、傷病者・じょく婦・新生児の療養上の世話、診療の補助業務などを行う仕事に従事するものをいう。

なお、看護の補助業務に従事するものは、[371] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 133-01 看護師
- 133-02 准看護師

133-01 看護師

看護師の免許を有し、傷病者・じょく婦・新生児の療養上の世話、診療の補助業務などの仕事に従事するものをいう。

なお、看護の補助業務に従事するものは、[371-01] に分類する。

- 看護師長、治験コーディネーター（CRC：看護師であるもの）、訪問看護師
- × 看護助手 [371-01]

133-02 准看護師

准看護師の免許を有し、医師・歯科医師・看護師の指示を受けて、傷病者・じょく婦・新生児の療養上の世話、診療の補助業務などを行う仕事に従事するものをいう。

なお、看護の補助業務に従事するものは、[371-01] に分類する。

- 准看護師
- × 看護助手 [371-01]

14 医療技術者

診療放射線技師・臨床検査技師・理学療法士・歯科技工士などの免許を有し、医師または歯科医師の指示・指導のもとに、放射線の人体照射、微生物学的検査、身体運動機能に障害を有するものに対する運動の指導、歯科医療用の補てつ物の製作などを行う専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 141 診療放射線技師
- 142 臨床工学技士
- 143 臨床検査技師
- 144 理学療法士
- 145 作業療法士
- 146 視能訓練士、言語聴覚士
- 147 歯科衛生士
- 148 歯科技工士

141 診療放射線技師

診療放射線技師の免許を有し、医師または歯科医師の指示のもとに、放射線を人体に照射（撮影を含む）する仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

141-01 診療放射線技師

141-01 診療放射線技師

診療放射線技師の免許を有し、医師または歯科医師の指示のもとに、放射線を人体に照射（撮影を含む）する仕事に従事するものをいう。

- 診療エックス線技師、レントゲン技師（医療）、放射線技師（医療）
- × レントゲン助手 [379-99]

142 臨床工学技士

臨床工学技士の免許を有し、病院・診療所などにおいて医師の指示・指導のもとに、人工呼吸器・人工透析装置・人工心肺装置などの生命維持管理装置を操作・保守・点検・管理する仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

142-01 臨床工学技士

142-01 臨床工学技士

臨床工学技士の免許を有し、病院・診療所などにおいて医師の指示・指導のもとに、人工呼吸器・人工透析装置・人工心肺装置などの生命維持管理装置を操作・保守・点検・管理する仕事に従事するものをいう。

- 臨床工学技士

143 臨床検査技師

臨床検査技師の免許を有し、病院・診療所などにおいて医師の指導・監督のもとに、採血、微生物学的検査・血清学的検査・血液学的検査・病理学的検査・寄生虫学的検査・生化学的検査・生理学的検査を行う仕事に従事するものをいう。

衛生検査技師の免許を有し、微生物学的検査など各種の検体検査を行う仕事に従事するものを含む。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

143-01 臨床検査技師

143-01 臨床検査技師

臨床検査技師の免許を有し、病院・診療所などにおいて医師の指導・監督のもとに、採血、微生物学的検査・血清学的検査・血液学的検査・病理学的検査・寄生虫学的検査・生化学的検査・生理学的検査を行う仕事に従事するものをいう。

衛生検査技師の免許を有し、微生物学的検査など各種の検体検査を行う仕事に従事するものを含む。

- 衛生検査技師、心電図検査員、超音波検査員（臨床検査）
- × 臨床検査補助員 [379-99]

144 理学療法士

理学療法士の免許を有し、病院・診療所などにおいて医師の指示のもとに、身体運動機能に障害を有するものに対して運動・歩行の訓練・指導、電気療法、マッサージ、温熱療法などを行う仕事に従事するものをいう。

なお、電気・熱・光線・水などによる物理療法の補助業務に従事するものは、[379] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

144-01 理学療法士

144-01 理学療法士

理学療法士の免許を有し、病院・診療所などにおいて医師の指示のもとに、身体運動

機能に障害を有するものに対して運動・歩行の訓練・指導、電気療法、マッサージ、温熱療法などを行う仕事に従事するものをいう。

なお、電気・熱・光線・水などによる物理療法の補助業務に従事するものは、[379-99]に分類する。

○ PT（理学療法士）

× 温熱療法助手 [379-99]、電気療法助手 [379-99]、物療助手 [379-99]、リハビリ助手 [379-99]

145 作業療法士

作業療法士の免許を有し、病院・診療所などにおいて医師の指示のもとに、身体運動機能または精神心理機能に障害を有するものに対して各種の作業・動作の訓練・指導などを行う仕事に従事するものをいう。

なお、作業療法の補助業務に従事するものは、[379]に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

145-01 作業療法士

145-01 作業療法士

作業療法士の免許を有し、病院・診療所などにおいて医師の指示のもとに、身体運動機能または精神心理機能に障害を有するものに対して各種の作業・動作の訓練・指導などを行う仕事に従事するものをいう。

なお、作業療法の補助業務に従事するものは、[379-99]に分類する。

○ OT（作業療法士）

× 作業療法助手 [379-99]

146 視能訓練士、言語聴覚士

視能訓練士または言語聴覚士の免許を有し、医師の指示のもとに、視機能または言語・聴覚機能に障害を有するものに対して検査・訓練・指導などを行う仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

146-01 視能訓練士

146-02 言語聴覚士

146-01 視能訓練士

視能訓練士の免許を有し、医師の指示のもとに、視機能に障害を有するものに対して検査・訓練・指導などを行う仕事に従事するものをいう。

なお、視能訓練士の免許を有せず、眼鏡などを処方するための視力検査の仕事に従事するものは、[159-99]に分類する。

○ ORT（視能訓練士）

大分類B 専門的・技術的職業

× 検眼士 [159-99]

146-02 言語聴覚士

言語聴覚士の免許を有し、医師または歯科医師の指示のもとに、言語・聴覚機能に障害を有するものに対して検査・訓練・指導などを行う仕事に従事するものをいう。

○ ST（言語聴覚士）

147 歯科衛生士

歯科衛生士の免許を有し、歯科医師の直接の指導のもとに、歯牙および口くう（腔）の疾患予防のための歯垢・歯石の除去、歯科診療の補助、歯科保健指導などを行う仕事に従事するものをいう。

ただし、歯科診療の補助業務にもっぱら従事するもの [372] を除く。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

147-01 歯科衛生士

147-01 歯科衛生士

歯科衛生士の免許を有し、歯科医師の直接の指導のもとに、歯牙および口くう（腔）の疾患予防のための歯垢・歯石の除去、歯科診療の補助、歯科保健指導などを行う仕事に従事するものをいう。

ただし、歯科診療の補助業務にもっぱら従事するもの [372-01] を除く。

○ 歯科衛生士

× 歯科助手 [372-01]

148 歯科技工士

歯科技工士の免許を有し、病院・歯科診療所・歯科技工所などにおいて、歯科医療の用に供する補てつ物・充てん物・矯正装置の製作・加工・修理の仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

148-01 歯科技工士

148-01 歯科技工士

歯科技工士の免許を有し、病院・歯科診療所・歯科技工所などにおいて、歯科医療の用に供する補てつ物・充てん物・矯正装置の製作・加工・修理の仕事に従事するものをいう。

○ 歯科技工士

× 歯科技工助手 [379-99]

15 その他の保健医療の職業

給食管理、栄養指導、あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復の施術、その他〔12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師〕～〔14 医療技術者〕に含まれない、医療・保健衛生に関する専門的・技術的な仕事をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 151 栄養士、管理栄養士
- 152 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師
- 153 柔道整復師
- 159 他に分類されない保健医療の職業

151 栄養士、管理栄養士

栄養士または管理栄養士の免許を有し、給食施設における献立の作成・栄養価の計算・調理指導等の給食管理、栄養指導などの仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 151-01 栄養士
- 151-02 管理栄養士

151-01 栄養士

栄養士の免許を有し、学校・病院・福祉施設・会社の食堂などの給食施設における献立の作成・栄養価の計算・調理指導等の給食管理、栄養相談を通じた栄養指導などの仕事に従事するものをいう。

なお、給食の調理の仕事に従事するものは、〔391-05〕に分類する。

- 学校栄養士、病院栄養士、福祉施設栄養士
- × 給食調理人〔391-05〕

151-02 管理栄養士

管理栄養士の免許を有し、集団給食施設における特別の配慮を必要とする給食の管理、傷病者の療養のための栄養指導、専門的知識を必要とする健康の保持増進のための栄養指導などの仕事に従事するものをいう。

- 管理栄養士

152 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師

あん摩マッサージ指圧師、はり師、またはきゅう師の免許を有し、施術所などにおいて、あん摩・マッサージ・指圧・はり（鍼）・きゅう（灸）を施す仕事に従事するものをいう。

大分類B 専門的・技術的職業

なお、整体・カイロプラクティック・足裏マッサージ術などを行う仕事に従事するものは[429]に分類する。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

152-01 あん摩マッサージ指圧師

152-02 はり師

152-03 きゅう師

152-01 あん摩マッサージ指圧師

あん摩マッサージ指圧師の免許を有し、施術所などにおいて、あん摩・マッサージ・指圧を施す仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1) 施術の補助業務に従事するもの [379-99]

(2) 整体・カイロプラクティック・足裏マッサージ術などを行う仕事に従事するもの [429-03]

○ あん摩師、あん摩マッサージ師、指圧師、マッサージ師

× マッサージ助手 [379-99]、整体師 [429-03]、カイロプラクター [429-03]、リフレクソロジスト [429-03]

152-02 はり師

はり師の免許を有し、施術所などにおいて、はり（鍼）を施す仕事に従事するものをいう。

○ 鍼師

152-03 きゅう師

きゅう師の免許を有し、施術所などにおいて、きゅう（灸）を施す仕事に従事するものをいう。

○ 灸師

153 柔道整復師

柔道整復師の免許を有し、施術所などにおいて、骨・筋・関節などの捻挫・打撲・挫傷した部位に柔道整復を施す仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

153-01 柔道整復師

153-01 柔道整復師

柔道整復師の免許を有し、施術所などにおいて、骨・筋・関節などの捻挫・打撲・挫傷した部位に柔道整復を施す仕事に従事するものをいう。

- 整骨医、接骨医
- × 柔道教師 [244-03]、柔道整復助手 [379-99]

159 他に分類されない保健医療の職業

義肢の製作、その他 151～153 に含まれない、医療・保健衛生に関する専門的・技術的な仕事をいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

159-01 義肢装具士

159-99 他に分類されないその他の保健医療の職業

159-01 義肢装具士

義肢装具士の免許を有し、医師の処方にもとづいて、身体または機能の一部を失った人のための義手・義足・装具を製作する仕事に従事するものをいう。

- 義肢装具士

159-99 他に分類されないその他の保健医療の職業

病院における心理相談、眼鏡などを処方するための視力の検査、その他 159-01 に含まれない、医療・保健衛生に関する専門的・技術的な仕事をいう。

- 検眼士、建築物環境衛生管理技術者、心理カウンセラー（病院）、臨床心理士（病院）、労働衛生コンサルタント（医師・保健師でないもの）

16 社会福祉の専門的職業

福祉事務所・児童相談所・障害者更生相談所・婦人相談所・社会福祉施設・福祉団体などにおける、調査・判定・相談・援助・指導・保護・教護・援護・育成・保育などの専門的な仕事をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 161 福祉相談・指導専門員
- 162 福祉施設指導専門員
- 163 保育士
- 169 その他の社会福祉の専門的職業

161 福祉相談・指導専門員

福祉事務所・児童相談所・障害者更生相談所・婦人相談所において、児童・障害者・高齢者などの社会的保護・支援を必要とするものに対する調査・判定・相談・助言・援助・指導などの専門的な仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 161-01 福祉相談員
- 161-99 他に分類されない福祉相談・指導専門員

161-01 福祉相談員

福祉事務所・児童相談所・障害者更生相談所・婦人相談所において、生活上の問題、児童・障害者・女性・家庭の抱える問題などに対する相談・助言・援助などの専門的な仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)福祉事務所において社会的保護・支援を必要とするものに対する調査、援助方針のとりまとめなどの仕事に従事するもの [161-99]
 - (2)老人福祉施設において高齢者の抱える問題に対する相談・助言・援助などの仕事に従事するもの [162-01]
 - (3)医療機関において傷病者・障害者などの抱える問題に対する相談・助言・援助などの仕事に従事するもの [169-02]
 - (4)社会福祉協議会において各種の問題に対する相談・助言・援助などの仕事に従事するもの [169-99]
- 家庭相談員、ケースワーカー（障害者更生相談所）、児童福祉司、障害者福祉司、相談員（児童相談所）、相談員（婦人相談所）、母子自立支援員、面接員（福祉事務所）
 - × ケースワーカー（福祉事務所：現業員）[161-99]、福祉事務所地区担当員 [161-99]、生活相

談員（老人福祉施設）[162-01]、病院ケースワーカー [169-02]、相談員（社会福祉協議会）[169-99]

161-99 他に分類されない福祉相談・指導専門員

社会的保護・支援を必要とするものの調査、心理判定、その他 161-01 に含まれない、相談・助言・援助・指導などの専門的な仕事に従事するものをいう。

- ケースワーカー（福祉事務所：現業員）、査察指導員、児童心理司、心理判定員、福祉事務所地区担当員

162 福祉施設指導専門員

老人福祉施設・障害者福祉施設・児童福祉施設において、相談・調整・保護・援護・育成・指導・自立支援などの専門的な仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 162-01 老人福祉施設指導専門員
- 162-02 障害者福祉施設指導専門員
- 162-03 児童福祉施設指導専門員

162-01 老人福祉施設指導専門員

老人デイサービスセンター・老人短期入所施設・特別養護老人ホーム・養護老人ホームなどの老人福祉施設において、相談・助言・援助、入・通所者の生活指導、連絡調整、サービス計画の作成などの専門的な仕事に従事するものをいう。

- 機能訓練指導員(老人福祉施設)、生活指導員（老人福祉施設）、生活相談員（老人福祉施設）

162-02 障害者福祉施設指導専門員

知的障害者更生施設・知的障害者授産施設・身体障害者更生施設・精神障害者授産施設などの障害者福祉施設において、入・通所者の生活指導、作業指導などの専門的な仕事に従事するものをいう。

- 作業指導員、職業指導員、職能判定員、就労支援員（障害者施設）、生活支援員（障害者施設）

162-03 児童福祉施設指導専門員

児童養護施設・障害児施設・母子生活支援施設・児童自立支援施設などの児童福祉施設において、入・通所児童の生活指導・育成・援助、調整などの専門的な仕事に従事するものをいう。

なお、児童館・学童保育所において児童の生活指導・世話などの仕事に従事するものは、[429-02] に分類する。

大分類B 専門的・技術的職業

- 児童指導員（児童養護施設）、児童自立支援専門員、児童生活支援員、少年指導員、母子指導員
- × 児童指導員（児童館）[429-02]、児童厚生員 [429-02]、学童保育指導員 [429-02]

163 保育士

保育所・児童養護施設などにおいて、幼児の保育・養育・保護・養護などの専門的な仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)幼稚園において幼児の保育に従事するもの [191]
- (2)保育の補助業務に従事するもの [429]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

163-01 保育士

163-01 保育士

保育所・児童養護施設などにおいて、幼児の保育・養育・保護・養護などの専門的な仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)幼稚園において幼児の保育に従事するもの [191-01]
- (2)保育の補助業務に従事するもの [429-99]

- 保育士
- × 幼稚園教員 [191-01]、保育補助者 [429-99]

169 その他の社会福祉の専門的職業

介護サービス計画の作成、医療機関における相談・援助、その他 161～163 に含まれない、社会福祉および更生指導に関する専門的な仕事をいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 169-01 介護支援専門員
- 169-02 医療ソーシャルワーカー
- 169-99 他に分類されない社会福祉の専門的職業

169-01 介護支援専門員

介護保険事業を実施する高齢者施設および居宅サービス事業所において、要介護者の日常生活の状況把握、援助目標の設定、ケアプラン（介護サービス計画）の作成などの専門的な仕事に従事するものをいう。

- ケアマネージャー

169-02 医療ソーシャルワーカー

医療機関などにおいて、傷病者・障害者などに対する相談・助言・援助、社会復帰の支援、連絡調整などの専門的な仕事に従事するものをいう。

- 医療ソーシャルワーカー(MSW)、精神医療ソーシャルワーカー(PSW)、精神保健福祉士、病院ケースワーカー
- × ケースワーカー(障害者更生相談所)[161-01]、ケースワーカー(福祉事務所:現業員)[161-99]

169-99 他に分類されない社会福祉の専門的職業

社会福祉協議会などの福祉団体における相談・助言・援助、福祉施設における心理相談、学校における福祉援助業務、その他 169-01 および 169-02 に含まれない、社会福祉および更生指導に関する専門的な仕事をいう。

- 心理カウンセラー(社会福祉施設)、スクールソーシャルワーカー、相談員(社会福祉協議会)、相談員(地域包括支援センター)、福祉用具専門相談員

17 法務の職業

法律上の争訟の裁判、刑事事件の公訴、訴訟事件等の裁判における依頼者の代理、産業財産権の出願の代理、会社等の登記の代理、その他司法に関連する専門的な仕事をいう。

なお、国民の生命・身体・財産の保護、犯罪の捜査、被疑者の逮捕、公共の秩序の維持などの司法警察に関する仕事は、[44 司法警察職員] に分類する。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 171 裁判官
- 172 検察官
- 173 弁護士
- 174 弁理士
- 175 司法書士
- 179 その他の法務の職業

171 裁判官

法律上の争訟を裁判する仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)裁判官弾がい（効）の裁判を行うもの、または裁判官ひ（罷）免の訴追を行うもの [011]
- (2)産業財産権に関する審判・抗告審判を行う仕事に従事するもの [179]
- (3)海難事件の審判、調査、採決の執行などを行う仕事に従事するもの [179]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

171-01 裁判官

171-01 裁判官

法律上の争訟を裁判する仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)裁判官弾がい（効）の裁判を行うもの、または裁判官ひ（罷）免の訴追を行うもの [011-01]
- (2)産業財産権に関する審判・抗告審判を行う仕事に従事するもの [179-99]
- (3)海難事件の審判を行う仕事に従事するもの [179-99]

○ 判事

× 国会議員 [011-01]、特許庁審判官 [179-99]、海難審判所審判官 [179-99]

172 検察官

刑事事件についての公訴、裁判所に対する法の正当な適用の請求、裁判の執行の監督などの仕事に従事するものをいう。

なお、裁判官ひ（罷）免の訴追を行うものは、[011] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

172-01 検察官

172-01 検察官

刑事事件についての公訴、裁判所に対する法の正当な適用の請求、裁判の執行の監督などの仕事に従事するものをいう。

なお、裁判官ひ（罷）免の訴追を行うものは、[011-01] に分類する。

- 検事
- × 国会議員 [011-01]

173 弁護士

弁護士の資格を有し、訴訟事件、非訴訟事件、行政庁に対する不服申立事件の裁判において、当事者・その他関係人の依頼または官公署の委嘱によって、依頼者の代理人・弁護人を務める仕事に従事するもの、および各種の法律事務に関する専門的な仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

173-01 弁護士

173-01 弁護士

弁護士の資格を有し、訴訟事件、非訴訟事件、行政庁に対する不服申立事件の裁判において、当事者・その他関係人の依頼または官公署の委嘱によって、依頼者の代理人・弁護人を務める仕事に従事するもの、および各種の法律事務に関する専門的な仕事に従事するものをいう。

- 弁護士

174 弁理士

弁理士の資格を有し、他人の求めに応じて、特許・意匠・商標などの産業財産権に関する出願・審判請求・異議申立ての代理などを行う仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

174-01 弁理士

174-01 弁理士

弁理士の資格を有し、他人の求めに応じて、特許・意匠・商標などの産業財産権に関する出願・審判請求・異議申立ての代理などを行う仕事に従事するものをいう。

- 弁理士

175 司法書士

司法書士の資格を有し、他人の求めに応じて、不動産・会社などの登記申請の代理、法務局・検察庁・裁判所などに提出する書類または事実証明に関する書類の作成、簡易裁判所における民事訴訟の代理などを行う仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

175-01 司法書士

175-01 司法書士

司法書士の資格を有し、他人の求めに応じて、不動産・会社などの登記申請の代理、法務局・検察庁・裁判所などに提出する書類または事実証明に関する書類の作成、簡易裁判所における民事訴訟の代理などを行う仕事に従事するものをいう。

- 司法書士

179 その他の法務の職業

不動産の表示に関する登記申請の代理、その他 171～175 に含まれない、司法またはこれに関連する専門的な仕事をいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

179-01 土地家屋調査士

179-99 他に分類されない法務の職業

179-01 土地家屋調査士

土地家屋調査士の資格を有し、他人の求めに応じて、不動産の表示に関する登記のための土地・家屋の調査・測量、登記の申請手続きおよび審査請求手続きの代理などを行う仕事に従事するものをいう。

- 土地家屋調査士
- × 測量士 [093-01]

179-99 他に分類されない法務の職業

公正証書の作成、特許・海難事件の審判、裁判記録・調書の作成、事件の審理・裁判のための調査、その他 179-01 に含まれない、司法またはこれに関連する専門的な仕事をいう。

- 海難審判所審判官、公証人、裁判所書記官、裁判所調査官、特許庁審判官
- × 裁判所事務官 [259-99]、裁判所速記官 [249-05]、警察官 [441-01]、海上保安官 [442-01]、麻薬取締官 [449-99]

18 経営・金融・保険の専門的職業

財務書類の監査・証明・調製、租税に関する申告・申請・不服申立ての代理、労働・社会保険に関する申告書類の作成の代行、財務・税務・労務など経営に関する相談・指導、資産運用・金融取引に関する助言、金融・保険商品の開発などの専門的な仕事をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 181 公認会計士
- 182 税理士
- 183 社会保険労務士
- 184 金融・保険専門職
- 189 その他の経営・金融・保険の専門的職業

181 公認会計士

公認会計士の資格を有し、他人の求めに応じて、財務書類の監査・証明・調製、および財務に関する調査・相談などを行う仕事に従事するものをいう。

会計士補として公認会計士・監査法人の業務を補助するものを含む。

なお、公認会計士の指示のもとに税務会計の補助業務に従事するものは、[263] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

181-01 公認会計士

181-01 公認会計士

公認会計士の資格を有し、他人の求めに応じて、財務書類の監査・証明・調製、および財務に関する調査・相談などを行う仕事に従事するものをいう。

会計士補として公認会計士・監査法人の業務を補助するものを含む。

なお、公認会計士の指示のもとに税務会計の補助業務に従事するものは、[263-01] に分類する。

○ 会計士補

× 公認会計士助手（税務会計に従事するもの）[263-01]

182 税理士

税理士の資格を有し、他人の求めに応じて、租税に関する申告・申請・不服申立ての代理、審査の請求・過誤納付金の還付請求などの官公署に提出する書類の作成、税務に関する相談などを行う仕事に従事するものをいう。

なお、税理士の指示のもとに税務会計の補助業務に従事するものは、[263] に分類する。

大分類B 専門的・技術的職業

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

182-01 税理士

182-01 税理士

税理士の資格を有し、他人の求めに応じて、租税に関する申告・申請・不服申立ての代理、審査の請求・過誤納付金の還付請求などの官公署に提出する書類の作成、税務に関する相談などを行う仕事に従事するものをいう。

なお、税理士の指示のもとに税務会計の補助業務に従事するものは、[263-01]に分類する。

○ 税理士

× 税理士補助（税務会計に従事するもの）[263-01]、経理事務員 [263-01]

183 社会保険労務士

社会保険労務士の資格を有し、他人の求めに応じて、労働・社会保険に関する申請書・届出書などの書類の作成および提出の代行、申請手続きの代理、人事労務に関する相談・指導などを行う仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

183-01 社会保険労務士

183-01 社会保険労務士

社会保険労務士の資格を有し、他人の求めに応じて、労働・社会保険に関する申請書・届出書などの書類の作成および提出の代行、申請手続きの代理、人事労務に関する相談・指導などを行う仕事に従事するものをいう。

○ 社会保険労務士

184 金融・保険専門職

金融機関などにおいて、資産運用・金融取引に関する助言・リスクヘッジ・リスクマネジメント、投資戦略の設計、企業の財務分析などにもとづく株式の投資価値の分析・評価、金融・保険商品の開発などの仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1) 保険仲立人として保険契約者のために保険商品の選択について助言を行う仕事に従事するもの [332]

(2) 証券会社の店舗において有価証券の売買、売買の媒介などの仕事に従事するもの [333]

(3) 株式・債権などの金融商品および為替の取引に従事するもの [333]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

184-01 金融・保険専門職

184-01 金融・保険専門職

金融機関などにおいて、資産運用・金融取引に関する助言・リスクヘッジ・リスクマネジメント、投資戦略の設計、企業の財務分析などにもとづく株式の投資価値の分析・評価、金融・保険商品の開発などの仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)保険仲立人として保険契約者のために保険商品の選択について助言を行う仕事に従事するもの [332-02]
 - (2)証券会社の店舗において有価証券の売買、売買の媒介などの仕事に従事するもの [333-01]
 - (3)株式・債権などの金融商品および為替の取引に従事するもの [333-02]
- アクチュアリー、金融商品開発者、証券アナリスト、ファンドマネージャ、保険商品開発者
 × 保険ブローカー [332-02]、有価証券売買・仲立人 [333-01]、株式トレーダー [333-02]、為替ディーラー [333-02]

189 その他の経営・金融・保険の専門的職業

企業経営の診断、経営に関する相談・指導、その他 181～184 に含まれない、経営・金融・保険の専門的な仕事をいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

189-01 経営コンサルタント

189-99 他に分類されない経営・金融・保険の専門的職業

189-01 経営コンサルタント

他人の求めに応じて、企業経営の調査・分析・診断、改善点の提案、経営計画・財務計画・生産管理・資材購買管理・労務管理などに関する相談・指導などを行う仕事に従事するものをいう。

ただし、公認会計士、税理士、または社会保険労務士の資格を有し、財務・税務・人事労務などの経営に関する相談・指導に従事するもの [181-01、182-01、183-01] を除く。

- 経営指導員（商工会議所、商工会）、中小企業診断士
- × 公認会計士 [181-01]、税理士 [182-01]、社会保険労務士 [183-01]

189-99 他に分類されない経営・金融・保険の専門的職業

事業化の支援、農業協同組合の監査、その他 189-01 に含まれない、経営・金融・保険の専門的な仕事をいう。

- インキュベーションマネージャ、農業協同組合監査士

19 教育の職業

学校（幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・高等専門学校・大学をいう）、専修学校・各種学校（学校教育に類する教育を行う施設をいう）、その他の教育施設における、幼児・児童・生徒・学生の教育・養護に関する専門的な仕事をいう。

以下のものを含む。

- (1)学長・校長（園長を含む）、部局長（大学の学部長、大学に附置された研究所の長、大学の附属図書館の長、大学共同利用機関の長をいう）
- (2)少年院・少年鑑別所における収容少年の教育に関する仕事
なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。
- (1)教育委員会の教育長 [01 管理的公務員]
- (2)教育委員会の専門職員（指導主事・社会教育主事をいう） [24 その他の専門的職業]
- (3)学校の事務職員・技術職員・実習助手 [それぞれの仕事に対応する分類項目]
- (4)教育に従事しない学校の理事 [02 法人・団体の役員]
- (5)児童自立支援施設における収容児童の教護・教科指導に関する仕事 [16 社会福祉の専門的職業]

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 191 幼稚園教員
- 192 小学校教員
- 193 中学校教員
- 194 高等学校教員
- 195 中等教育学校教員
- 196 特別支援学校教員
- 197 高等専門学校教員
- 198 大学教員
- 199 その他の教育の職業

191 幼稚園教員

幼稚園において、幼児の保育・養護に従事するものをいう。

なお、保育所などの児童福祉施設において、幼児の保育・保護の仕事に従事するものは、[163] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

191-01 幼稚園教員

191-01 幼稚園教員

幼稚園において、幼児の保育・養護に従事するものをいう。

なお、保育所などの児童福祉施設において、幼児の保育・保護の仕事に従事するもの

は、[163-01] に分類する。

- 幼稚園教諭、幼稚園養護教諭
- × 保育士 [163-01]

192 小学校教員

小学校において、児童の初等普通教育・養護に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)特別支援学校において児童の初等普通教育に従事するもの [196]
- (2)学童保育施設において児童の生活指導・世話などの仕事に従事するもの [429]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

192-01 小学校教員

192-01 小学校教員

小学校において、児童の初等普通教育・養護に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)特別支援学校において児童の初等普通教育に従事するもの [196-01]
- (2)学童保育施設において児童の生活指導・世話などの仕事に従事するもの [429-02]
- 小学校教諭、小学校養護教諭
- × 特別支援学校教諭 [196-01]、特別支援学校養護教諭 [196-01]、学童保育指導員 [429-02]

193 中学校教員

中学校において、生徒の中等普通教育・養護に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)児童自立支援施設において収容児童の教護・教科指導に従事するもの [162]
- (2)特別支援学校において生徒の中等普通教育に従事するもの [196]
- (3)少年院・少年鑑別所において収容少年の矯正教育・教科指導に従事するもの [199]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

193-01 中学校教員

193-01 中学校教員

中学校において、生徒の中等普通教育・養護に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)児童自立支援施設において収容児童の教護・教科指導に従事するもの [162-03]
- (2)特別支援学校において生徒の中等普通教育に従事するもの [196-01]
- (3)少年院・少年鑑別所において収容少年の矯正教育・教科指導に従事するもの [199-99]
- 中学校教諭、中学校養護教諭

大分類B 専門的・技術的職業

- × 児童自立支援専門員 [162-03]、特別支援学校教諭 [196-01]、特別支援学校養護教諭 [196-01]、きょう正指導員 [199-99]

194 高等学校教員

高等学校において、生徒の高等普通教育・専門教育・養護に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)特別支援学校において生徒の高等普通教育に従事するもの [196]
- (2)高等学校において教育に関する専門的知識を必要とせず、もっぱら実技の指導、実験・実習の補助業務に従事するもの [それぞれの仕事に対応する分類項目]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

194-01 高等学校教員

194-01 高等学校教員

高等学校において、生徒の高等普通教育・専門教育・養護に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)特別支援学校において生徒の高等普通教育に従事するもの [196-01]
 - (2)高等学校において教育に関する専門的知識を必要とせず、もっぱら実技の指導、実験・実習の補助業務に従事するもの [それぞれの仕事に対応する分類項目]
- 高等学校教諭、高等学校養護教諭
 - × 特別支援学校高等部教諭 [196-01]、実習助手(学校における金属工作機械の実習) [527、528]

195 中等教育学校教員

中等教育学校において、生徒の中等普通教育・高等普通教育・専門教育・養護に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

195-01 中等教育学校教員

195-01 中等教育学校教員

中等教育学校において、生徒の中等普通教育・高等普通教育・専門教育・養護に従事するものをいう。

- 中等教育学校教諭、中等教育学校養護教諭

196 特別支援学校教員

特別支援学校において、幼児・児童・生徒の幼稚園・小学校・中学校・中等教育学校に準ずる教育・養護に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)小学校・中学校・高等学校・中等教育学校の特別支援学級において児童・生徒の教育に従事するもの [192~195]
- (2)特別支援学校において教育に関する専門的知識を必要とせず、もっぱら寄宿舎における児童・生徒の生活および学習の世話などの仕事に従事するもの [412]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

196-01 特別支援学校教員

196-01 特別支援学校教員

特別支援学校において、幼児・児童・生徒の幼稚園・小学校・中学校・中等教育学校に準ずる教育・養護に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)小学校・中学校・高等学校・中等教育学校の特別支援学級において児童・生徒の教育に従事するもの [192-01、193-01、194-01、195-01]
 - (2)特別支援学校において教育に関する専門的知識を必要とせず、もっぱら寄宿舎における児童・生徒の生活および学習の世話などの仕事に従事するもの [412-01]
- 特別支援学校教諭、特別支援学校養護教諭
 - × 小学校教諭[192-01]、中学校教諭[193-01]、高等学校教諭[194-01]、中等教育学校教諭[195-01]、寄宿舎舎監（特別支援学校）[412-01]

197 高等専門学校教員

高等専門学校において、学生に専門の学芸を教授するものをいう。

以下のものを含む。

- (1)専門的・科学的知識にもとづいて実験・実習の指導に従事するもの
 - (2)高等専門学校所属の練習船において船舶運航およびそれに関連する教育に従事するもの
- なお、もっぱら実務の経験または研修にもとづく知識・技術・技能によって、学生の実験または学習の指導の補助業務に従事するものは、[それぞれの仕事に対応する分類項目]に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

197-01 高等専門学校教員

197-01 高等専門学校教員

高等専門学校において、学生に専門の学芸を教授するものをいう。

以下のものを含む。

- (1)専門的・科学的知識にもとづいて実験・実習の指導に従事するもの
- (2)高等専門学校所属の練習船において船舶運航およびそれに関連する教育に従事す

るもの

なお、もっぱら実務の経験または研修にもとづく知識・技術・技能によって、学生の実験または学習の指導の補助業務に従事するものは、[それぞれの仕事に対応する分類項目]に分類する。

○ 高等専門学校教授、高等専門学校准教授、高等専門学校助教

× 実習助手（学校における金属工作機械の実習）[527、528]

198 大学教員

短期大学・大学（大学校を除く）・大学院において、学生に専門の学芸を教授するものをいう。

以下のものを含む。

(1)教育に従事する学長・学部長

(2)専門的・科学的知識にもとづいて学生の実験・実習の指導に従事するもの

(3)大学付属の病院・研究所などの付属施設に所属する医師・歯科医師・研究者であって、診療・研究とともに学生・研究生の教育に従事するもの

(4)大学の学部所属の練習船において船舶運航およびそれに関連する教育に従事するもの

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)大学において学理的基礎知識によらず、もっぱら実務の経験または研修にもとづく知識・技術・技能によって、学生の実験・学習の指導、研究の補助業務に従事するもの [それぞれの仕事に対応する分類項目]

(2)大学付属の病院・研究所などの付属施設において教育以外の仕事にもっぱら従事するもの [それぞれの仕事に対応する分類項目]

(3)大学付属の諸学校において幼児・児童・生徒の教育、教育実習学生の指導に従事するもの [191～196]

(4)大学校において研修生に対する業務上必要な知識・技術の指導・訓練に従事するもの [199]

(5)大学において学生に対するカウンセリングの仕事にもっぱら従事するもの [243]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

198-01 大学教員

198-01 大学教員

短期大学・大学（大学校を除く）・大学院において、学生に専門の学芸を教授するものをいう。

以下のものを含む。

(1)教育に従事する学長・学部長

(2)専門的・科学的知識にもとづいて学生の実験・実習の指導に従事するもの

(3)大学付属の病院・研究所などの付属施設に所属する医師・歯科医師・研究者であっ

て、診療・研究とともに学生・研究生の教育に従事するもの

- (4)大学の学部所属の練習船において船舶運航およびそれに関連する教育に従事するもの

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)大学において学理的基礎知識によらず、もっぱら実務の経験または研修にもとづく知識・技術・技能によって、学生の実験・学習の指導、研究の補助業務に従事するもの〔それぞれの仕事に対応する分類項目〕
- (2)大学付属の病院・研究所などの付属施設において教育以外の仕事にもっぱら従事するもの〔それぞれの仕事に対応する分類項目〕
- (3)大学付属の諸学校において幼児・児童・生徒の教育、教育実習学生の指導に従事するもの〔191～196〕
- (4)大学校において研修生に対する業務上必要な知識・技術の指導・訓練に従事するもの〔199-04〕
- (5)大学において学生に対するカウンセリングの仕事にもっぱら従事するもの〔243-01〕
- 大学教授、大学准教授、大学講師、大学助教
- × 税務大学校教授〔199-04〕、警察大学校教授〔199-04〕、学生カウンセラー〔243-01〕、防衛大学校教授（自衛官）〔431-01〕、実習助手（学校における金属工作機械の実習）〔527、528〕

199 その他の教育の職業

専修学校・各種学校・職業訓練施設・従業員研修施設における生徒・学生・受講生・研修生などの教育・訓練、その他 191～198 に含まれない、教育に関する専門的な仕事をいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)保育所・児童自立支援施設などの児童福祉施設において幼児・児童の保育・生活指導などに従事するもの〔162、163〕
- (2)個人経営の教授所（塾）において学習指導に従事するもの〔244〕
- (3)個人の家庭において学習指導に従事するもの〔244〕
- (4)専修学校・各種学校以外の教授所において茶道・華道・手芸・音楽・舞踊・囲碁などの指導に従事するもの〔244〕

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 199-01 専修学校教員
 199-02 各種学校教員
 199-03 職業訓練指導員
 199-04 研修施設教員
 199-99 他に分類されない教育の職業

199-01 専修学校教員

専修学校において、生徒・学生に対する、専門的教科の教育、職業に必要な技術・技能の指導・訓練などに従事するものをいう。

大分類B 専門的・技術的職業

- 看護専門学校教員、経理・簿記専門学校教員、自動車整備専門学校教員、調理専門学校教員、デザイン専門学校教員、服飾専門学校教員、保育専門学校教員、理美容専門学校教員

199-02 各種学校教員

各種学校において、生徒・学生に対する、所定の教科・科目の教育、技術・技能の指導・訓練などに従事するものをいう。

- 英会話学院教師（各種学校）、学習塾教師（各種学校）、自動車教習所指導員、予備校教師、料理学校教師（各種学校）
- × 学習塾教師（各種学校でないもの）[244-01]、パソコン教室教師 [244-02]、英会話教室講師（各種学校でないもの）[244-99]、そろばん塾教師（各種学校でないもの）[[244-99]

199-03 職業訓練指導員

公共職業能力開発施設・認定職業訓練施設などの職業訓練施設において、受講生に対する、職業に必要な専門的知識・技術・技能の指導・訓練などに従事するものをいう。

- 職業訓練指導員（障害者職業能力開発校）、職業訓練指導員（職業能力開発促進センター）

199-04 研修施設教員

会社・国・地方自治体などの事業体付属の従業員研修施設において、研修生に対する、業務上必要な知識・技術・技能の指導・訓練などに従事するものをいう。

- インストラクター（企業内従業員教育訓練専門員）

199-99 他に分類されない教育の職業

少年院などのきょう（矯）正施設における収容少年の教育・指導、就業について一定の資格（免許）を必要とするものの養成施設における教育、その他 199-01～199-04 に含まれない、教育に関する専門的な仕事をいう。

- きょう正指導員、准看護師養成所教員
- × 児童自立支援専門員 [162-03]、保育士 [163-01]、学習塾教師（各種学校でないもの）[244-01]、家庭教師 [244-01]、茶道個人教師 [244-99]、音楽教室講師 [244-99]

20 宗教家

神道、仏教、キリスト教、またはその他の宗教において、布教・伝道、法要・祭式の執行などの宗教活動に従事するものをいう。

この中分類に該当する職業は、次の小分類に分類する。

201 宗教家

201 宗教家

神道、仏教、キリスト教、またはその他の宗教において、布教・伝道、法要・祭式の執行などの宗教活動に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

201-01 宗教家

201-01 宗教家

神道、仏教、キリスト教、またはその他の宗教において、布教・伝道、法要・祭式の執行などの宗教活動に従事するものをいう。

- キリスト教聖職者、神職、仏教僧侶
- × 祈とう師 [429-99]、巫女 [429-99]

21 著述家、記者、編集者

詩歌・戯曲・小説などの文芸作品の創作、新聞・雑誌などに掲載する記事の取材および原稿の執筆、新聞・雑誌・図書・ニュース番組などのための資料の収集・編集などの仕事に従事するものをいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 211 著述家
- 212 記者
- 213 編集者

211 著述家

詩歌・戯曲・小説などの文学作品の創作、文学・学術などに関する著作の翻訳、宣伝のための文案の考案などの仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 211-01 文芸家
- 211-02 翻訳家
- 211-03 コピーライター
- 211-99 他に分類されない著述家

211-01 文芸家

詩歌・戯曲・小説などの文学作品の創作に従事するものをいう。

- 作詞家、作家、詩人、小説家、随筆家

211-02 翻訳家

文学・学術などに関する著作、ニュース、法律文書などの文章を外国語から日本語に、または日本語から外国語に書き言葉で訳す仕事に従事するものをいう。

- 翻訳者

211-03 コピーライター

企業・商品・サービスなどについて、広告・宣伝のためのコピー（文案）を考案する仕事に従事するものをいう。

- クリエイター（広告コピーを創作するもの）、ポップライター（店頭広告創案家）

211-99 他に分類されない著述家

演劇などの脚本の執筆、評論、その他 211-01～211-03 含まれない著述の仕事に従事するものをいう。

- 脚本家、シナリオ作家、評論家

212 記者

新聞・雑誌などに掲載、またはテレビなどで報道するため、事件等を取材し、記事・原稿を執筆する仕事、各種製品の取扱説明書を作成する仕事などの執筆の仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 212-01 新聞・放送記者
- 212-02 雑誌記者
- 212-03 テクニカルライター
- 212-99 他に分類されない記者

212-01 新聞・放送記者

新聞社・通信社・放送局などにおいて、政治・経済・社会・文化・スポーツなどについて取材し、記事・放送原稿を執筆する仕事に従事するものをいう。

- 新聞記者、新聞論説員、通信記者、放送記者

212-02 雑誌記者

出版社・新聞社などにおいて、雑誌の編集方針にもとづいて取材し、記事を執筆する仕事に従事するものをいう。

- 雑誌記者

212-03 テクニカルライター

家庭用電気製品などの各種の工業製品に添付される取扱説明書を執筆・編集する仕事に従事するものをいう。

- マニュアルライター

212-99 他に分類されない記者

フリーランス（自由契約）での記事の執筆、その他 212-01～212-03 に含まれない記者の仕事に従事するものをいう。

- スポーツライター、ルポライター

213 編集者

新聞・雑誌・図書・ニュース番組などを発行・出版・放送するため、一定の目的のもとに資料を収集し、整理・配列する仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

213-01 新聞・雑誌・図書編集者

213-99 他に分類されない編集者

213-01 新聞・雑誌・図書編集者

新聞・雑誌に掲載する記事・写真などを整理・配列して、紙・誌面を編集する仕事に従事するもの、および図書を出版するため原稿を整理・編集する仕事に従事するものをいう。

○ 雑誌編集者、新聞編集員、図書編集者

× 編集助手 [257-97]

213-99 他に分類されない編集者

放送番組の編成、映画フィルムの編集、その他 213-01 に含まれない編集の仕事に従事するものをいう。

○ 映画編集係、社内報編集者（編集請負）、放送番組編成員

× アナウンサー [249-03]

22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者

彫刻・絵画・美術工芸品などの芸術作品の創作、工業的・商業的製品などの装飾に関し、形状・模様・色彩などについての意匠の考案、肖像写真の撮影、新聞・雑誌などに掲載する記事に用いるためのニュース・事件・人物などの撮影、映画・テレビ用撮影機の操作などの仕事に従事するものをいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 221 彫刻家
- 222 画家、書家、漫画家
- 223 工芸美術家
- 224 デザイナー
- 225 写真家、映像撮影者

221 彫刻家

木彫・石彫・ブロンズ像・塑像などの美術品の創作に従事するものをいう。

なお、彫刻・塑像の製作において、彫刻家の指導のもとに補助的な仕事に従事するものは、[それぞれの仕事に対応する分類項目] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

221-01 彫刻家**221-01 彫刻家**

木彫・石彫・ブロンズ像・塑像などの美術品の創作に従事するものをいう。

なお、彫刻・塑像の製作において、彫刻家の指導のもとに補助的な仕事に従事するものは、[それぞれの仕事に対応する分類項目] に分類する。

- 美術彫刻家
- × 金属工芸家 [223-01]、金属彫刻工 [539-99]、木彫工 [561-03]、貴金属彫刻工 [569-03]

222 画家、書家、漫画家

絵画・書・漫画などの創作に従事するものをいう。

なお、凶案などの意匠を考案する仕事に従事するものは、[224] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 222-01 画家、書家
- 222-02 漫画家、イラストレーター

222-01 画家、書家

絵画・版画・書の創作に従事するものをいう。

- 書道家、日本画家、版画家、洋画家
- × 陶磁器画工 [542-99]、画工 [642-01]、看板制作工 [642-02]

222-02 漫画家、イラストレーター

物語の構想、登場人物・セリフの設定、描画によって漫画を創作する仕事に従事するもの、および写実・デフォルメ・戯画化などの手法を用いて人物・植物・動物・風景などをイラストとして描く仕事に従事するものをいう。

なお、アニメーションを制作するための描画の作業に従事するものは、[642-01] に分類する。

- 劇画家、コミック作家、テクニカルイラストレーター
- × アニメーター [642-01]

223 工芸美術家

陶磁工芸品、漆工芸品、染色工芸品、宝石・角・きば・皮革工芸品、金属工芸品、美術家具などの美術工芸品の創作、工芸技術に関する指導などに従事するものをいう。

なお、工芸品の製作において、工芸美術家の指導のもとに補助的な仕事に従事するものは、[それぞれの仕事に対応する分類項目] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

223-01 工芸美術家

223-01 工芸美術家

陶磁工芸品、漆工芸品、染色工芸品、宝石・角・きば・皮革工芸品、金属工芸品、美術家具などの美術工芸品の創作、工芸技術に関する指導などに従事するものをいう。

なお、工芸品の製作において、工芸美術家の指導のもとに補助的な仕事に従事するものは、[それぞれの仕事に対応する分類項目] に分類する。

- 漆工芸家、ガラス工芸家、金属彫刻家、染織工芸家、陶芸家、木工芸家
- × 金属彫刻工 [539-99]、七宝工 [542-99]、指物職 [561-05]、貴金属彫刻工 [569-03]、漆工 [569-08]、まき絵師 [569-08]

224 デザイナー

工業的・商業的製品またはその他の物品の装飾に関し、用途・材質・製作法・形状・模様・色彩・配置・照明などについて技芸的・趣味的な意匠を考案し、図上に設計または表現する仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 224-01 グラフィックデザイナー
- 224-02 ウェブデザイナー
- 224-03 ディスプレーデザイナー
- 224-04 工業デザイナー
- 224-05 インテリアデザイナー
- 224-06 服飾デザイナー
- 224-99 他に分類されないデザイナー

224-01 グラフィックデザイナー

ポスター・広告・チラシ・包装紙・出版物などの平面媒体を対象にして、文字・色彩・構図などについて意匠を考案し、図上に表現する仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)商品の販売を促進するための広告文案を作成する仕事に従事するもの [211-03]
- (2)コンピュータグラフィックの制作に従事するもの [224-99]
- (3)図書のカバー・表紙・扉・帯・判型・版面・書体・用紙などについて意匠を考案する仕事に従事するもの [224-99]
- (4)広告宣伝物を制作するため、広告の企画、および意匠・文案・写真などを総合的に監督する仕事に従事するもの [249-99]
- (5)広告図案の制作に従事するもの [642-01]
- (6)看板の制作に従事するもの [642-01]
- 広告デザイナー、サインデザイナー、パッケージデザイナー
- × POPライター [211-03]、CGデザイナー [224-99]、ブックデザイナー [224-99]、広告ディレクター [249-99]、アートディレクター [249-99]、広告図案工 [642-01]、看板図案画工 [642-02]

224-02 ウェブデザイナー

インターネット上のウェブサイトを作成するため、サイト・ウェブページの構成、文字・配置・配色・アイコンなどの視覚的要素について意匠を考案し、設計する仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)コンピュータグラフィックの制作に従事するもの [224-99]
- (2)インターネット上のウェブサイトを作成するため、制作物の進行管理・品質管理を行う仕事に従事するもの [249-99]
- ウェブクリエイター、Webデザイナー、ホームページデザイナー
- × CGデザイナー [224-99]、ウェブディレクター [249-99]

224-03 ディスプレーデザイナー

博覧会・展示会・ショールーム・ショーウィンドウなどにおいて、ディスプレイ（展示・陳列、飾り付け）について意匠を考案し、図上に設計または表現する仕事に従事するものをいう。

大分類B 専門的・技術的職業

- 商品装飾展示係、ショーウィンドウ飾付職

224-04 工業デザイナー

自動車・家庭用電気製品・文房具・玩具・時計などの各種の工業製品、および生活用品の材質・形状・色彩などについて意匠を考案し、図上に設計または表現する仕事に従事するものをいう。

- インダストリアルデザイナー、クラフトデザイナー、プロダクトデザイナー

224-05 インテリアデザイナー

住宅・事務所・ホテルなど建築物の室内空間の装飾について意匠を考案し、図上に設計または表現する仕事に従事するもの、および家具・織物・照明器具などのインテリア用品の形状・模様・色彩などについて意匠を考案し、図上に設計または表現する仕事に従事するものをいう。

- 家具デザイナー、照明デザイナー、スペースデザイナー

224-06 服飾デザイナー

婦人服・紳士服・子供服・帽子・靴などの材質・形状・模様・色彩などについて意匠を考案し、図上に設計または表現する仕事に従事するものをいう。

- アパレルデザイナー、テキスタイルデザイナー、ファッションデザイナー

224-99 他に分類されないデザイナー

コンピュータグラフィックの制作、アクセサリーのデザイン、図書の装丁、その他224-01～224-06に含まれない、意匠を考案する仕事に従事するものをいう。

- アクセサリーデザイナー、カラーデザイナー、CGデザイナー、ジュエリーデザイナー、装丁家、フラワーデザイナー
- × クリエイティブディレクター（広告業）[249-99]、ゲームデザイナー [249-99]

225 写真家、映像撮影者

カメラを使用して肖像写真を撮影し、写真の修整、プリント制作などを行う仕事に従事するもの、新聞・雑誌などの出版物、広告・宣伝に用いるためカメラを使用してニュース・事件・人物・各種製品などを撮影する仕事に従事するもの、および映画・テレビ用撮影機を使用して動画を撮影する仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)X線を用いた人体の撮影および写真処理の仕事に従事するもの [141]

(2)撮影は行わず、写真フィルムのネガ・ポジ処理、プリント制作の仕事にのみ従事するもの [649]

(3)撮影は行わず、デジタルカメラの記録媒体に保存された写真の電子データを出力してプリント制作を行う仕事にのみ従事するもの [649]

(4)映写機を操作する仕事に従事するもの [649]

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 225-01 写真家
- 225-02 映像撮影者
- 225-98 写真家助手、映像撮影者助手

225-01 写真家

写真スタジオ・写真館などにおいて、カメラを使用して肖像写真を撮影し、写真の修整、プリント制作などを行う仕事に従事するもの、および新聞・雑誌などの出版物、広告・宣伝に用いるためカメラを使用してニュース・事件・人物・各種製品などを撮影する仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)X線を用いた人体の撮影および写真処理の仕事に従事するもの [141-01]
 - (2)撮影は行わず、写真フィルムのネガ・ポジ処理、プリント制作の仕事にのみ従事するもの [649-01]
 - (3)撮影は行わず、デジタルカメラの記録媒体に保存された写真の電子データを出力してプリント制作を行う仕事にのみ従事するもの [649-01]
 - (4)映写機を操作する仕事に従事するもの [649-04]
- 営業写真家、カメラマン、商業カメラマン、フォトグラファー、報道カメラマン
× 診療放射線技師 [141-01]、写真工 [649-01]、映写技師 [649-04]

225-02 映像撮影者

映画・テレビ用撮影機などを使用して動画を撮影する仕事に従事するものをいう。

- 映画カメラマン、テレビカメラマン、動画カメラマン

225-98 写真家助手、映像撮影者助手

撮影準備・照明補助・画像処理などの写真撮影・動画撮影の補助業務に従事するものをいう。

- カメラマン助手、撮影助手

23 音楽家、舞台芸術家

音楽・演劇などの芸術作品の創作に従事するもの、および演奏・上演など芸術作品の再現に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)学校において生徒・学生の音楽・演劇教育に従事するもの [19 教育の職業]
- (2)文芸作品の創作に従事するもの [21 著述家、記者、編集者]
- (3)個人教授所において音楽・演劇などについて教養・学習のための指導に従事するもの [24 その他の専門的職業]

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 231 音楽家
- 232 舞踊家
- 233 俳優
- 234 プロデューサー、演出家
- 235 演芸家

231 音楽家

作曲、演奏の指揮、演奏、歌唱に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)個人教授所において音楽について教養・学習のための指導に従事するもの [244]
- (2)楽器を調律する仕事に従事するもの [249]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

231-01 音楽家

231-01 音楽家

作曲、演奏の指揮、演奏、歌唱に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)個人教授所において音楽について教養・学習のための指導に従事するもの [244-99]
- (2)楽器を調律する仕事に従事するもの [249-06]

○ 演奏家、歌手、作曲家、指揮者、邦楽師

× 音楽評論家 [211-99]、音楽教室講師 [244-99]、ピアノ個人教師 [244-99]、ピアノ調律師 [249-06]

232 舞踊家

身体の舞い・踊り・振りによって感情と意志を表現する演技に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)スポーツ施設などにおいてエアロビクスダンスの指導に従事するもの [244]
 (2)個人教授所においてダンス・バレエの指導に従事するもの [244]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

232-01 舞踊家

232-01 舞踊家

身体の舞い・踊り・振りによって感情と意志を表現する演技に従事するものをいう。
 なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)スポーツ施設などにおいてエアロビクスダンスの指導に従事するもの [244-03]
 (2)個人教授所においてダンス・バレエの指導に従事するもの [244-99]
 ○ ステージダンサー、西洋舞踊家、日本舞踊家、バレリーナ
 × エアロビクスダンスインストラクター [244-03]、ダンス個人教師 [244-99]、バレエ指導員 [244-99]、舞踊振付師 [249-99]、社交ダンサー [405-02]

233 俳優

映画・演劇・テレビ番組などにおいて演技に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

233-01 俳優

233-01 俳優

映画・演劇・テレビ番組などにおいて演技に従事するものをいう。

- 映画俳優、歌舞伎俳優、狂言師、声優、テレビ俳優、能師
 × 漫才師 [235-01]、コメディアン [235-01]

234 プロデューサー、演出家

映画・演劇・テレビ番組などを企画・制作する仕事に従事するもの、および脚本にもとづいて演技を指導し、セット・照明・音楽・擬音などを総合的に監督する仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)催し物、音楽 CD、広告、インターネット上のホームページなどを企画・制作する仕事に従事するもの [249]
 (2)音響・照明の調整、擬音の仕事に従事するもの [249、649]
 (3)広告の制作、音楽 CD の録音などにおける監督の仕事に従事するもの [249]

大分類B 専門的・技術的職業

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 234-01 プロデューサー
- 234-02 演出家

234-01 プロデューサー

映画・演劇・テレビ番組などを企画・制作する仕事に従事するものをいう。

なお、催し物、音楽 CD、広告、インターネット上のホームページなどを企画・制作する仕事に従事するのは、[249-99] に分類する。

- アシスタントプロデューサー、番組制作者（放送）
- × イベントプロデューサー [249-99]、音楽プロデューサー [249-99]、広告プロデューサー [249-99]、Web プロデューサー [249-99]、

234-02 演出家

映画・演劇・テレビ番組などの制作において、脚本にもとづいて演技を指導し、セット・音楽・照明・擬音などを総合的に監督する仕事に従事するものをいう。

照明・美術などの個別分野における監督の仕事に従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)音響・照明の調節、擬音の仕事に従事するもの [249-99、649-99]
- (2)広告の制作、音楽 CD の録音などにおける監督の仕事に従事するもの [249-99]
- アシスタントディレクター、映画監督、照明監督、ディレクター（映画、放送）、美術監督、舞台演出家
- × 効果音係 [249-99]、広告ディレクター [249-99]、CF ディレクター [249-99]、レコーディングディレクター [249-99]、音響係（舞台） [649-99]、照明係（舞台・撮影所） [649-99]

235 演芸家

講談・浪曲・落語・漫才・奇術・曲芸などの演技に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

- 235-01 演芸家

235-01 演芸家

講談・浪曲・落語・漫才・奇術・曲芸などの演技に従事するものをいう。

- 奇術師、曲芸師、講談師、コメディアン、人形使い、漫才師、落語家、浪曲師

24 その他の専門的職業

図書館資料の収集・分類、博物館資料の収集・保管・展示、カウンセリング、技芸の個人教授、プロスポーツ競技、通信機器の操作、その他〔16 社会福祉の専門的職業〕～〔23 音楽家、舞台芸術家〕に含まれない専門的な仕事をいう。

この中分類に該当する職業は、次の小分類に分類する。

- 241 図書館司書
- 242 学芸員
- 243 カウンセラー（医療・福祉施設を除く）
- 244 個人教師
- 245 職業スポーツ家
- 246 通信機器操作員
- 249 他に分類されない専門的職業

241 図書館司書

公立図書館・大学図書館などにおいて、資料の収集・分類、目録の整備、資料・情報の提供、利用相談などの専門的な仕事に従事するものをいう。

ただし、学校図書館において司書に相当する仕事に従事するもの〔192～195、259〕を除く。

なお、図書館のカウンターにおいて、図書の貸し出し・返却受付の仕事に従事するものは、〔254〕に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

241-01 図書館司書

241-01 図書館司書

公立図書館・大学図書館などにおいて、資料の収集・分類、目録の整備、資料・情報の提供、利用相談などの専門的な仕事に従事するものをいう。

ただし、学校図書館において司書に相当する仕事に従事するもの〔192-01、193-01、194-01、195-01、259-99〕を除く。

なお、図書館のカウンターにおいて、図書の貸し出し・返却受付の仕事に従事するものは、〔254-99〕に分類する。

○ 司書、司書補

× 司書教諭（小学校・中学校・高等学校、中等教育学校）〔192-01、193-01、194-01、195-01〕、図書館カウンター係〔254-99〕、学校司書（小学校・中学校・高等学校、中等教育学校：司書教諭でないもの）〔259-99〕、図書館事務員〔それぞれの仕事に対応する分類項目〕

242 学芸員

総合博物館・科学館・美術館・動物園・植物園などにおいて、自然科学・芸術・民俗・歴史・産業などについて資料の収集・保管・展示、調査・研究などの専門的な仕事に従事するものをいう。

なお、博物館において来館者の受付の仕事に従事するものは、[254] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

242-01 学芸員

242-01 学芸員

総合博物館・科学館・美術館・動物園・植物園などにおいて、自然科学・芸術・民俗・歴史・産業などについて資料の収集・保管・展示、調査・研究などの専門的な仕事に従事するものをいう。

なお、博物館において来館者の受付の仕事に従事するものは、[254-99] に分類する。

○ 学芸員補

× 博物館受付係 [254-99]、博物館事務員 [それぞれの仕事に対応する分類項目]

243 カウンセラー（医療・福祉施設を除く）

カウンセリングに関する専門的知識を有し、学校・事業所・職業紹介所などにおいて、生徒・学生・従業員・求職者・その他のクライアントの抱える個人的な問題、選職・適応上の問題を把握して、専門的な援助を行う仕事に従事するものをいう。

事務所を設け報酬を得て、個人の抱える日常生活上の問題を把握し、専門的な援助を行う仕事に従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)保健医療施設においてカウンセリングの仕事に従事するもの [159]

(2)社会福祉施設においてカウンセリングの仕事に従事するもの [169]

(3)法律・経営に関する相談に従事するもの [17 法務の職業、18 経営・金融・保険の専門的職業]

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

243-01 学生カウンセラー

243-02 職場カウンセラー

243-03 職業相談員

243-99 他に分類されないカウンセラー（医療・福祉施設を除く）

243-01 学生カウンセラー

カウンセリングに関する専門的知識を有し、学校において、児童・生徒・学生の抱える個人的な問題、適応上の問題を把握して、専門的な援助を行う仕事に従事するものを

いう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)学校において児童・生徒・学生の福祉について専門的な援助を行う仕事に従事するもの [169-99]
- (2)学校において児童・生徒の養護に従事するもの [192-01、193-01、194-01、195-01、196-01]
- (3)学校において主に教職員を対象とする心理相談の仕事に従事するもの [243-99]
- 学校カウンセラー、学校臨床心理士、スクールカウンセラー、青少年カウンセラー（教育委員会）
- × スクールソーシャルワーカー [169-99]、養護教諭（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校） [192-01、193-01、194-01、195-01、196-01]、スクールアドバイザー [243-99]

243-02 職場カウンセラー

カウンセリングに関する専門的知識を有し、事業所において、従業員の抱える個人的な問題、適応上の問題を把握して、専門的な援助を行う仕事に従事するものをいう。

- 職場カウンセラー

243-03 職業相談員

カウンセリングに関する専門的知識を有し、公共職業安定所・公共職業能力開発施設などにおいて、求職者の抱える個人的な問題、選職上の問題を把握して、専門的な援助を行う仕事に従事するものをいう。

- キャリアカウンセラー
- × ヘッドハンター [249-99]

243-99 他に分類されないカウンセラー（医療・福祉施設を除く）

学校の教職員を対象にした心理相談、個人事業としての心理相談、その他 243-01～243-03 に含まれないカウンセリングの仕事に従事するものをいう。

- 心理カウンセラー（個人事業）、スクールアドバイザー
- × 臨床心理士（病院） [159-99]、心理判定員 [161-99]、心理カウンセラー（福祉施設） [169-99]、経営コンサルタント [189-01]、結婚相談員 [429-99]

244 個人教師

学校教育の補習指導、パーソナルコンピュータの操作指導、スポーツ・茶道・生花・書道・囲碁・音楽・舞踊などの個人教授の仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)専修学校・各種学校において教育に従事するもの [199]
- (2)職業訓練施設において教育に従事するもの [199]

大分類B 専門的・技術的職業

- (3)事業体付属の従業員研修施設において教育に従事するもの [199]
- (4)職業について一定の資格（免許）を必要とするものの養成施設において教育に従事するもの [199]
- (5)矯正施設において教育に従事するもの [199]

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 244-01 教科学習補習教師
- 244-02 パーソナルコンピュータ教室教師
- 244-03 スポーツ個人教師
- 244-99 他に分類されない個人教師

244-01 教科学習補習教師

学習塾などにおいて、小学生・中学生・高校生などに対する、教科学習の補習指導、進学指導などの仕事に従事するものをいう。

ただし、各種学校である学習塾・予備校などにおいて類似の仕事に従事するもの [199-02] を除く。

- 学習塾教師（各種学校でないもの）、家庭教師
- × 学習塾教師（各種学校であるもの） [199-02]、予備校教師 [199-02]

244-02 パーソナルコンピュータ教室教師

パーソナルコンピュータの個人教授所において、パーソナルコンピュータの操作指導の仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)専修学校においてコンピュータの教育、技術の訓練・指導に従事するもの [199-01]
- (2)事業体付属の従業員研修施設において、研修生に対するパーソナルコンピュータの操作指導に従事するもの [199-04]
- パソコンインストラクター（個人に教授するもの）
- × コンピュータ専門学校講師 [199-01]、パソコンインストラクター（研修施設） [199-04]

244-03 スポーツ個人教師

スポーツ施設などにおいて、エアロビクスダンス・ゴルフ・水泳・テニスなどの個人教授・指導の仕事に従事するものをいう。

- スポーツインストラクター、スポーツクラブ指導員

244-99 他に分類されない個人教師

茶道・生花・書道・囲碁・音楽・舞踊・語学の指導、その他 244-01～244-03 に含まれない個人教授の仕事に従事するものをいう。

- 囲碁教師、音楽教室講師、英会話教室講師、書道個人教師、生花個人教師、茶道個人教師、

舞踊教師

245 職業スポーツ家

野球・相撲・サッカー・ゴルフなどの競技または試合に報酬を受けて参加し、運動競技を行うもの、および競技に直接関連する仕事に従事するものをいう。

なお、スポーツの個人教授・指導の仕事に従事するものは、[244] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

245-01 職業スポーツ家**245-01 職業スポーツ家**

野球・相撲・サッカー・ゴルフなどの競技または試合に報酬を受けて参加し、運動競技を行うもの、および競技に直接関連する仕事に従事するものをいう。

なお、スポーツの個人教授・指導の仕事に従事するものは、[244-03] に分類する。

- スポーツ審判員、プロゴルファー、プロサッカー選手、プロ野球監督、プロ野球コーチ、プロ野球選手、力士
- × スポーツインストラクター [244-03]、調教師 [249-07]、きゅう務員 [462-05]、グラウンド整備員 [789-01]

246 通信機器操作員

無線通信設備（無線通信・無線電話・その他電波を送受信するための電气的設備）および有線通信設備（線条その他の導体を利用して、電磁的方法により、符号・音響または映像を送受信するための電气的設備）の通信操作・技術操作の仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 246-01 無線通信員**
- 246-02 無線技術員**
- 246-03 有線通信員**
- 246-99 他に分類されない通信機器操作員**

246-01 無線通信員

無線通信・無線電話などの無線通信設備を操作して通信を行う仕事に従事するものをいう。

ただし、無線通信設備を使用してタクシー運転手に送迎の指示を行う仕事に従事するもの [302-03] を除く。

- 航空関係無線通信士、船舶関係無線通信士、総合無線通信士
- × タクシー配車オペレーター [302-03]

246-02 無線技術員

無線通信設備を操作して電波を送受信する仕事に従事するものをいう。

なお、テレビ・ラジオの番組制作における撮影、音響機器の操作等の技術的な仕事に従事するものは、[それぞれの仕事に対応した分類項目]に分類する。

- テレビ放送技術員、特殊無線技士、放送中継係員、ラジオ放送技術員
- × テレビカメラマン [225-02]、テクニカルディレクター（テレビ・ラジオ）[234-02]、ミキサー（テレビ・ラジオ）[246-99]、スイッチャー（映像切換操作員）[246-99]

246-03 有線通信員

有線通信設備を操作して通信を行う仕事に従事するもの、および有線通信設備を操作して符号・音響・映像を送受信する仕事に従事するものをいう。

ただし、有線電話の呼び出し・交換・取り次ぎ・案内などの仕事に従事するもの[256-01]を除く。

- 有線通信操作員、有線放送技術員
- × 電話交換手 [256-01]

246-99 他に分類されない通信機器操作員

航空交通の管制、テレビ・ラジオ放送における音響機器等の操作、その他 263-01～263-03 に含まれない、無線・有線通信設備の通信操作・技術操作の仕事に従事するものをいう。

- 音響技術員、航空管制官、スイッチャー（映像切換操作員）、ミキサー（テレビ・ラジオ）、録音技術員
- × ラジオ・テレビアナウンサー [249-03]

249 他に分類されない専門的職業

官公署に提出する書類の作成、不動産の鑑定・評価、テレビ・ラジオのニュース放送、通訳、速記、楽器の調律、動物の調教・訓練、通関書類の審査、その他 241～246 に含まれない専門的な仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 249-01 行政書士
- 249-02 不動産鑑定士
- 249-03 ラジオ・テレビアナウンサー
- 249-04 通訳
- 249-05 速記者
- 249-06 調律師
- 249-07 調教師
- 249-08 通関士
- 249-99 他に分類されないその他の専門的職業

249-01 行政書士

行政書士の資格を有し、他人の求めに応じて、官公署に提出する書類、その他権利義務または事実証明に関する書類を作成する仕事に従事するものをいう。

- 行政書士

249-02 不動産鑑定士

不動産鑑定士の資格を有し、他人の求めに応じて、不動産（土地・建物）を鑑定・評価する仕事に従事するものをいう。

- 不動産鑑定士

249-03 ラジオ・テレビアナウンサー

ラジオ・テレビ放送の番組において、ニュース放送・司会・実況放送・ナレーションなどの仕事に従事するものをいう。

- アナウンサー、テレビ・ラジオ司会者、天気予報解説者（気象予報士）
- × ニュース解説者（放送）[212-01]、声優 [233-01]

249-04 通訳

国際会議・放送・商談などにおいて、外国語の話し言葉を日本語に、または日本語の話し言葉を外国語に訳す仕事に従事するものをいう。

手話通訳の仕事に従事するものを含む。

- 英語通訳、手話通訳
- × 翻訳家 [211-02]、通訳ガイド [421-02]

249-05 速記者

会議・講演・座談会・裁判・国会などにおける発言を速記用の符号を使用して書きとどめ、速記した符号を通常の文字に書き直して記録を作成する仕事に従事するものをいう。

発言を録音し、録音内容を文字に書き直して記録を作成する仕事に従事するものを含む。

- 速記者

249-06 調律師

ピアノなどの楽器の音程・音色を整える仕事に従事するものをいう。

- ピアノ調律師
- × ピアノ調整工 [569-04]

249-07 調教師

馬・犬などの動物を調教・訓練する仕事に従事するものをいう。

- 犬訓練士、馬調教師
- × きゅう務員 [462-05]

249-08 通関士

通関士の資格を有し、貨物の輸出入手続きにおいて、通関業者が税関官署に提出する輸出入申告書・関税計算書・関税修正申告書・不服申立書などの書類を審査する仕事に従事するものをいう。

- 通関士
- × 貿易事務員 [281-04]

249-99 他に分類されないその他の専門的職業

企業の信用調査、船積貨物の検数、その他 249-01～249-08 に含まれない専門的な仕事に従事するものをいう。

- 企業信用調査員、検数人（検数協会）、サーチャー

C 事務的職業

課長（課長相当職を含む）以上の役職にあるものの監督のもとに、一般的な知識・経験にもとづいて行う、総務・人事・企画・会計などの事務、生産・営業・販売・運輸・郵便に関する事務、および事務用機器の操作の仕事をいう。

集金などの外勤事務の仕事を含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)主に経営体の課（課相当を含む）以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事 [A 管理的職業]
- (2)高度に専門的な性質の仕事 [B 専門的・技術的職業]

この大分類に該当する職業は、次のいずれかの中分類に分類する。

- 25 一般事務の職業
- 26 会計事務の職業
- 27 生産関連事務の職業
- 28 営業・販売関連事務の職業
- 29 外勤事務の職業
- 30 運輸・郵便事務の職業
- 31 事務用機器操作の職業

25 一般事務の職業

総務・人事・企画などの事務の仕事を行う。

受付・秘書・電話応接の仕事、医療・介護事務、および特定の型に限定されない事務の仕事を含む。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 251 総務事務員
- 252 人事事務員
- 253 企画・調査事務員
- 254 受付・案内事務員
- 255 秘書
- 256 電話応接事務員
- 257 総合事務員
- 258 医療・介護事務員
- 259 その他の一般事務の職業

251 総務事務員

庶務・文書・広報・資産管理・株式関連などの総務事務の仕事に従事するものをいう。

大分類C 事務的職業

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)受付・案内の仕事に従事するもの [254]
- (2)秘書の仕事に従事するもの [255]
- (3)電話の呼び出し・交換・取り次ぎの仕事に従事するもの [256]
- (4)事務の補助業務に従事するもの [257]
- (5)知的財産権の管理、契約の審査など法務関係の事務の仕事に従事するもの [259]
- (6)物品の購入・管理の仕事に従事するもの [269]
- (7)資金の調達・運用、資産・負債・現金収支の管理などの仕事に従事するもの [269]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

251-01 総務事務員

251-01 総務事務員

庶務・文書・広報・資産管理・株式関連などの総務事務の仕事に従事するものをいう。
なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)受付・案内の仕事に従事するもの [254]
 - (2)秘書の仕事に従事するもの [255-01]
 - (3)電話の呼び出し・交換・取り次ぎの仕事に従事するもの [256-01]
 - (4)事務の補助業務に従事するもの [257-97]
 - (5)知的財産権の管理、契約の審査など法務関係の事務の仕事に従事するもの [259-99]
 - (6)物品の購入・管理の仕事に従事するもの [269-02]
 - (7)資金の調達・運用、資産・負債・現金収支の管理などの仕事に従事するもの [269-99]
- 株式事務員、広報係事務員、庶務係事務員、総務係事務員、文書係事務員
× 会社総務課長 [031-01]、会社受付係 [254-01]、秘書 [255-01]、構内電話交換手 [256-01]、事務補助員 [257-97]、法務係事務員 [259-99]、用度係事務員 [269-02]、財務事務員 [269-99]

252 人事事務員

採用・評価・給与・教育研修・福利厚生・労務などの人事事務の仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

252-01 人事係事務員 252-02 教育・研修係事務員

252-01 人事係事務員

採用・評価・給与・福利厚生・労務などの事務の仕事に従事するものをいう。

なお、教育訓練・能力開発に関する事務の仕事に従事するものは、[252-02]に分類する。

- 求人係事務員、給与係事務員、人事管理事務員、福利厚生事務員、労務管理係
-

- × 会社人事課長 [031-01]、教育・研修係事務員 [252-02]

252-02 教育・研修係事務員

従業員を対象にした教育研修計画の企画・立案、研修の実施などの教育研修に関する事務の仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)専修学校・職業訓練施設において職業に必要な技術・技能の指導・訓練に従事するもの [199-01、199-03]
- (2)事業体付属の従業員研修施設において業務上必要な知識・技術・技能の指導・訓練に従事するもの [199-04]
- 研修係事務員、研修企画事務員
- × 専門学校教員 [199-01]、職業能力開発校指導員 [199-03]、職業訓練指導員（認定職業訓練施設）[199-03]、インストラクター（企業内従業員教育訓練専門員）[199-04]

253 企画・調査事務員

所管業務の企画・立案、業務計画の作成などの仕事に従事するもの、および市場調査の企画、調査結果の分析などの仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 253-01 企画係事務員（商品企画を除く）
- 253-02 商品企画事務員
- 253-03 調査事務員

253-01 企画係事務員（商品企画を除く）

所管業務の企画・立案、業務計画の作成などの仕事に従事するものをいう。

なお、新商品の企画・開発に関する事務の仕事に従事するものは、[253-02] に分類する。

- イベントプランナー、営業企画係（企画が主であるもの）、経営企画事務員、資材計画係事務員、生産計画事務員、店舗開発事務員、販売企画事務員、販売促進部員、マーケティング企画事務員
- × 商品企画事務員 [253-02]、商品開発部員 [253-02]、企画営業員（主に営業の仕事に従事するもの）[34 営業の職業]

253-02 商品企画事務員

新商品の企画・開発に関する事務の仕事に従事するものをいう。

なお、専門的・科学的な知識と手段を応用して製品開発を行う技術的な仕事に従事するものは、[07 開発技術者] に分類する。

- 出版物企画員、商品開発部員
- × 食品開発技術者 [071-01]

253-03 調査事務員

市場調査の企画、調査結果の分析などの仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)実査の仕事に従事するもの [256-02、292-01]

(2)回収した調査票の回答を集計する仕事に従事するもの [312-01]

○ マーケッター、マーケティングリサーチャー

× 電話調査員 [256-02]、訪問調査員 [292-01]、データ入力係員 [312-01]

254 受付・案内事務員

受付・案内・応接などの仕事に従事するものをいう。

ただし、電話による応接の仕事にもっぱら従事するもの [256] を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)飲食物の給仕の仕事に従事するもの [403]

(2)旅館・ホテルのフロント業務に従事するもの [404]

(3)娯楽場において接客・受付の仕事に従事するもの [406]

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

254-01 会社・団体受付係

254-99 他に分類されない受付・案内事務員

254-01 会社・団体受付係

会社・団体の受付において、来訪者の応接・案内などの仕事に従事するものをいう。

ただし、電話による応接の仕事にもっぱら従事するもの [256-01] を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)飲食物の給仕の仕事に従事するもの [403-02]

(2)旅館・ホテルのフロント業務に従事するもの [404-01]

(3)娯楽場において接客・受付の仕事に従事するもの [406-02、406-04]

○ 案内係(会社)、会社受付係

× 構内電話交換手 [256-01]、ウエイター・ウエイトレス [403-02]、ホテルフロント係 [404-01]、旅館フロント係 [404-01]、娯楽場接客係 [406-02]、サウナぶろ受付係 [406-02]、ゴルフ場フロント係 [406-04]

254-99 他に分類されない受付・案内事務員

図書館のカウンター受付、銀行の店頭案内、ショールームの受付、その他 254-01 に含まれない受付・案内・応接などの仕事に従事するものをいう。

○ カウンター受付係（図書館、博物館）、銀行店頭案内人、自動車整備工場フロント係、ショールーム受付係、美容室受付係（美容師でないもの）

× 病院受付係 [258-01]、歯科受付係 [372-01]、航空客室乗務員 [404-04]

255 秘書

議会議員、会社社長・役員など高度に専門的・管理的な職業に従事するものの日常業務を補助するため、内外との連絡、文書作成、日程調整などを行う仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

255-01 秘書

255-01 秘書

議会議員、会社社長・役員など高度に専門的・管理的な職業に従事するものの日常業務を補助するため、内外との連絡、文書作成、日程調整などを行う仕事に従事するものをいう。

- 会社社長秘書、セクレタリー
- × 医療秘書 [258-01]

256 電話応接事務員

電話の呼び出し・交換・取り次ぎなどの仕事に従事するもの、および電話による、商品の注文受注、宿泊などの予約受付、苦情・相談の受付、商品・サービスの紹介、訪問予約の取り付けなどの仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 256-01 電話交換手
- 256-02 コールセンターオペレーター
- 256-03 テレフォンアポインター
- 256-99 他に分類されない電話応接事務員

256-01 電話交換手

有線・無線電話の呼び出し・交換・取り次ぎ・案内の仕事に従事するものをいう。

ただし、無線通信設備を使用してタクシー運転手に送迎の指示を行う仕事に従事するもの [302-03] を除く。

- 案内台交換手、構内電話交換手、国際電話オペレーター
- × タクシー配車係 [302-03]

256-02 コールセンターオペレーター

電話応接業務を専門に行う事業所・部門において、電話による、商品の注文受付、宿泊・興行前売り券などの予約受付、商品・サービスに関する問い合わせへの応対、苦情・相談の受付、新規顧客の開拓、調査などの仕事に従事するものをいう。

ただし、電話による、商品・サービスの紹介、商品の販売に関する取引上の勧誘、訪問予約の取り付けなどの仕事に従事するもの [256-03] を除く。

大分類C 事務的職業

なお、インターネットなどの電話以外の通信手段による、通信販売の注文受付の仕事に従事するものは、[259-01] に分類する。

- お客様相談室係（電話によるもの）、通信販売受付事務員（電話によるもの）、テレコミュニケーター、電話調査オペレーター
- × 電話番号案内交換手 [256-01]、テレフォンアポインター [256-03]、通信販売受付事務員（電話を除く） [259-01]

256-03 テレフォンアポインター

電話による、商品・サービスの紹介、商品の販売・サービスの提供に関する取引上の勧誘、訪問予約の取り付けなどの仕事に従事するものをいう。

- 電話事務員（勧誘に従事するもの）

256-99 他に分類されない電話応接事務員

256-01～256-03 に含まれない電話応接の仕事に従事するものをいう。

257 総合事務員

特定の型に限定されない各種の事務の仕事、および事務の補助業務に従事するものをいう。

ただし、各種の事務に従事するものであっても、事務の内容が限定されている場合は、主に従事する仕事に対応する分類項目に分類する。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 257-01 総合事務員
- 257-97 事務補助員

257-01 総合事務員

文書・伝票の作成、書類の分類・整理、帳簿の記帳、電話の応対、来訪者の受付・案内など特定の型に限定されない各種の事務の仕事に従事するものをいう。

ただし、各種の事務に従事するものであっても、事務の内容が限定されている場合は、主に従事する仕事に対応する分類項目に分類する。

- 一般事務員
- × 庶務係事務員 [251-01]、総務係事務員 [251-01]

257-97 事務補助員

事務の補助業務に従事するものをいう。

- 宛名書人、会社メール係、補助事務員、臨時事務員

258 医療・介護事務員

医療機関において、診療報酬明細書（レセプト）の作成、外来診察の受付、診察料の請求、入退院の手続きなどの仕事に従事するもの、および介護保険サービス提供事業所において、介護報酬・利用者自己負担金の請求事務、新規利用者の受付などの仕事に従事するものをいう。

薬局において調剤報酬の請求事務の仕事に従事するものを含む。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

258-01 医療事務員

258-02 介護事務員

258-01 医療事務員

医療機関において、診療報酬明細書（レセプト）の作成、外来診察の受付、診察料の請求、入退院の手続きなどの仕事に従事するものをいう。

薬局において調剤報酬の請求事務の仕事に従事するものを含む。

ただし、歯科診療所において外来診察の受付および治療処置の準備・片付けの仕事に従事するもの [372-01] を除く。

なお、医療機関において診療録を保管・管理する仕事に従事するものは、[259-02] に分類する。

- 医療秘書、健康保険請求事務員、歯科医療請求事務員、調剤薬局事務員、病院受付係、病棟クラーク
- × 診療情報管理士 [259-02]、歯科受付係 [372-01]

258-02 介護事務員

介護保険サービス提供事業所において、介護報酬・利用者自己負担金の請求事務、新規利用者の受付などの仕事に従事するものをいう。

- 介護保険事務員、介護保険請求事務員

259 その他の一般事務の職業

インターネットによる通信販売の注文受付、診療情報の管理、その他 251～258 に含まれない事務の仕事を行う。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

259-01 通信販売受付事務員（電話を除く）

259-02 診療情報管理係事務員

259-99 他に分類されない一般事務の職業

259-01 通信販売受付事務員（電話を除く）

インターネットなど電話以外の通信手段による、商品の注文受付、宿泊などの予約受付、商品・サービスに関する問い合わせへの対応などの仕事に従事するものをいう。

なお、電話による、通信販売の注文受付の仕事に従事するものは、[256-02]に分類する。

- インターネット通販受付事務員
- × コールセンターオペレーター [256-02]、通信販売受付事務員（電話によるもの） [256-02]

259-02 診療情報管理係事務員

医療機関において、診療録（カルテ）に記載された病名等の符号化、診療録・看護記録・検査記録などの点検・保管・管理、それらから得られるデータ・情報の収集・加工・分析などの仕事に従事するものをいう。

- 診療情報管理士、診療録係員、病歴係
- × 医療事務員 [258-01]

259-99 他に分類されない一般事務の職業

特許・商標・意匠等の知的財産権の管理、船内事務・出入港手続きなどの客船の事務、その他 259-01 および 259-02 に含まれない事務の仕事を行う。

- 船舶パーサー、法務係事務員

26 会計事務の職業

現金・小切手・手形類の受け払い、会計帳簿の記帳・整理、決算書類の作成などの会計事務の仕事を行う。

なお、財務書類の監査・証明・調製、財務に関する調査・相談、租税に関する申告書類の作成などの会計に関する専門的な仕事は、[18 経営・金融・保険の専門的職業]に分類する。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 261 現金出納事務員
- 262 銀行等窓口事務員
- 263 経理事務員
- 269 その他の会計事務の職業

261 現金出納事務員

現金・小切手・手形類の受け払い、現金出納簿の記帳などの仕事に従事するものをいう。租税、社会保険料、電気・ガス・水道・電話料金、テレビ放送受信料などの徴収・収納の仕事に従事するものを含む。

ただし、以下のものを除く。

- (1)現金出納簿に記帳する仕事にもつぱら従事するもの [263]
- (2)電気・ガス・水道料金、新聞購読料などを集金する仕事に従事するもの [291]
- (3)有料道路の料金所において料金を収受する仕事に従事するもの [301]
- (4)小売店のレジカウンターにおいて商品代金を精算し、商品を販売する仕事に従事するもの [323]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

261-01 現金出納事務員

261-01 現金出納事務員

現金・小切手・手形類の受け払い、現金出納簿の記帳などの仕事に従事するものをいう。

租税、社会保険料、電気・ガス・水道・電話料金、テレビ放送受信料などの徴収・収納の仕事に従事するものを含む。

ただし、以下のものを除く。

- (1)現金出納簿に記帳する仕事にもつぱら従事するもの [263-01]
- (2)電気・ガス・水道料金、新聞購読料などを集金する仕事に従事するもの [291-01]
- (3)有料道路の料金所において料金を収受する仕事に従事するもの [301-02]

大分類C 事務的職業

- (4)小売店のレジカウンターにおいて商品代金を精算し、商品を販売する仕事に従事するもの [323-01]
- ガス料金収納事務員、支払出納事務員、支払窓口事務員、社会保険料徴収係員、出納事務員、水道料金収納事務員、徴税係員、電気料金収納事務員、電話料金収納事務員、放送受信料収納事務員
 - × 銀行窓口係 [262-01]、経理事務員 [263-01]、料金集金人（電気・ガス・水道） [291-01]、有料道路料金収受係員 [301-02]、レジ係 [323-01]

262 銀行等窓口事務員

銀行・信用金庫・信用協同組合などの窓口において、現金・小切手・為替・振替などの受け払いの仕事に従事するものをいう。

なお、窓口において融資の相談に従事するものは、[281] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

262-01 銀行等窓口事務員

262-01 銀行等窓口事務員

銀行・信用金庫・信用協同組合などの窓口において、現金・小切手・為替・振替などの受け払いの仕事に従事するものをいう。

なお、窓口において融資の相談に従事するものは、[281-05] に分類する。

- 銀行窓口係、信用金庫窓口係、テラー、郵便局貯金窓口係、預貯金係員
- × 貸付融資係事務員 [281-05]、消費者金融窓口事務員 [281-05]

263 経理事務員

仕訳伝票の起票、各種帳簿の作成、月次決算書類の作成、貸借対照表・損益計算書などの年次決算書類の作成、納税書類の作成などの経理事務の仕事に従事するものをいう。

公認会計士事務所・税理士事務所において、公認会計士・税理士の指示のもとに、税務会計の仕事に従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)給与計算の仕事に従事するもの [252]
- (2)現金の出納管理の仕事に従事するもの [261]
- (3)収支予算案を編成する仕事に従事するもの [269]
- (4)物品を購入・管理する仕事に従事するもの [269]
- (5)資金の調達・運用、資産・負債・現金収支の管理などの仕事に従事するもの [269]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

263-01 経理事務員

263-01 経理事務員

仕訳伝票の起票、各種帳簿の作成、月次決算書類の作成、貸借対照表・損益計算書などの年次決算書類の作成、納税書類の作成などの経理事務の仕事に従事するものをいう。

公認会計士事務所・税理士事務所において、公認会計士・税理士の指示のもとに、税務会計の仕事に従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)給与計算の仕事に従事するもの [252-01]
 - (2)現金の出納管理の仕事に従事するもの [261-01]
 - (3)収支予算案を編成する仕事に従事するもの [269-01]
 - (4)物品を購入・管理する仕事に従事するもの [269-02]
 - (5)資金の調達・運用、資産・負債・現金収支の管理などの仕事に従事するもの [269-99]
- 会計経理事務員、会計事務員、税務会計事務員（公認会計士事務所、税理士事務所）
 × 公認会計士 [181-01]、税理士 [182-01]、給与係事務員 [252-01]、支払窓口事務員 [261-01]、予算係事務員 [269-01]、用度係事務員 [269-02]、財務事務員 [269-99]

269 その他の会計事務の職業

予算の編成、物品の購入・管理、原価計算、工事費用の見積り、その他 261～263 に含まれない会計事務の仕事をいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 269-01 予算係事務員**
- 269-02 用度係事務員**
- 269-03 原価計算・見積事務員**
- 269-99 他に分類されない会計事務の職業**

269-01 予算係事務員

事業の運営方針・営業計画などにもとづいて、収支予算案を編成する仕事に従事するものをいう。

- 予算係員、予算事務員

269-02 用度係事務員

文房具などの消耗品の調達・受け渡し・在庫管理、事務用品などの備品の調達・管理、印刷物・広告宣伝物の発注などの仕事に従事するものをいう。

- 消耗品出納事務員、物品購入調達事務員、物品購買事務員

269-03 原価計算・見積事務員

製品の製造に要する原価を算出する仕事に従事するもの、および建設工事などの費用を積算する仕事に従事するものをいう。

大分類C 事務的職業

- 原価計算事務員、建築積算事務員、設計見積係員、引越見積員

269-99 他に分類されない会計事務の職業

資金の調達・運用、投資信託の計理、その他 269-01～269-03 に含まれない会計事務の仕事をいう。

- 財務事務員、投資信託計理事務員

27 生産関連事務の職業

生産・工事の進行に伴う資材・製品・労務に関する事務の仕事、および資材・製品の出荷・受荷に関する事務の仕事をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 271 生産現場事務員
- 272 出荷・受荷係事務員

271 生産現場事務員

工場などの生産現場および建設工事現場において、生産・工程管理、記録、工務、労務、資材などに関する事務の仕事に従事するものをいう。

ただし、賃金・給与の計算・支給に関する事務の仕事に従事するもの〔252〕を除く。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 271-01 生産・工程管理事務員
- 271-99 他に分類されない生産現場事務員

271-01 生産・工程管理事務員

生産予定表・製造指図書を作成、原材料・部品などの調達、在庫管理、原価管理などの仕事に従事するものをいう。

- 工程管理事務員、資材仕入事務員、生産管理事務員、製品原価管理事務員

271-99 他に分類されない生産現場事務員

生産の記録、その他 271-01 に含まれない、生産現場における事務の仕事に従事するものをいう。

- 建設工事現場事務員、現場記録事務員、鉱山現場事務員
- × 給与係事務員〔252-01〕

272 出荷・受荷係事務員

資材・製品などの受け入れ・検品・保管・発送に関する事務の仕事に従事するものをいう。

なお、倉庫において、主に身体を使って資材・製品などを搬入・搬出する作業に従事するものは、〔754〕に分類する。

大分類C 事務的職業

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 272-01 クリーニング等受入係員
- 272-02 検収・検品係員
- 272-03 保管・管理係員
- 272-04 出荷・発送係員

272-01 クリーニング等受入係員

クリーニング店・クリーニング取次所においてクリーニングの注文受入の仕事に従事するもの、およびカメラ店などにおいて写真のプリント制作の注文受入の仕事に従事するものをいう。

- クリーニング注文受入事務員、クリーニング取次所従事者、写真 DPE 注文受入事務員、デジタル写真プリント注文受入事務員

272-02 検収・検品係員

資材・製品などの納入場所において、発注控などの書類に記載された数量・寸法などと現品とを照合する仕事に従事するものをいう。

- 検品検収員、資材検収事務員、倉庫検収係員、納品検査係員

272-03 保管・管理係員

工場・倉庫などにおいて、機械・器具・商品・資材などの受け入れ、保管、管理の仕事に従事するものをいう。

なお、倉庫において、主に身体を使って資材・製品の搬入・搬出、開こん・詰め替えなどの作業に従事するものは、[754] に分類する。

- 在庫管理事務員、資材管理事務員、商品管理係、倉庫管理係
- × 倉庫作業員 [754]

272-04 出荷・発送係員

資材・部品・製品などを出荷・発送するため、送り状・出荷案内書・納品書などの書類の作成、出荷指図書管理などを行う仕事に従事するものをいう。

- 運送事務員、出荷事務員、出庫管理係、船積出荷係員

28 営業・販売関連事務の職業

商品の仕入れ、商品の販売に関する書類の作成、貨物の輸出入に関する事務などの商品の販売活動を支援する事務の仕事をいう。

なお、商品を直接販売する仕事および営業の仕事は、[32 商品販売の職業、34 営業の職業] に分類する。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

281 営業・販売事務員

289 その他の営業・販売関連事務の職業

281 営業・販売事務員

商品の仕入れ、商品の販売に関する書類の作成、貨物の輸出入に関する事務、貸付調査、有価証券の売買事務、事故・損害の査定などの仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

281-01 仕入係事務員

281-02 販売係事務員

281-03 営業事務員

281-04 貿易事務員

281-05 金融・保険事務員

281-01 仕入係事務員

販売する商品を製造事業者・卸売事業者などから仕入れるため、価格・納期などの取引条件を交渉し、取引条件にもとづいて売買契約書・仕入伝票などの書類を作成する仕事に従事するものをいう。

ただし、仕入先を訪問し、仕入に関する取引上の交渉、契約の締結などを行う仕事に従事するもの [327-01] を除く。

なお、生産現場において生産に必要な原材料・部品などを調達する仕事に従事するのは、[271-01] に分類する。

○ 外注係、商品仕入係

× 資材仕入事務員 [271-01]、商品仕入営業員 [327-01]、バイヤー [327-01]

281-02 販売係事務員

カウンターを介して対面での商品・サービスの紹介・相談、顧客の信用調査などの仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

大分類C 事務的職業

- (1)電話による、販売後の製品・サービスに関する相談・苦情の受付、事故・損害の受付などの仕事に従事するもの [256-02]
- (2)事故・損害の程度を査定する仕事に従事するもの [281-05]
- (3)他人を訪問し、国内・海外の旅行に勧誘する仕事に従事するもの [349-01]
- 宴会係事務員、結婚式予約・相談係、信用調査事務員、ブライダルコーディネーター、旅行会社カウンター係
- × コールセンターオペレーター [256-02]、損害査定調査員 [281-05]、旅行営業員 [349-01]

281-03 営業事務員

受注品の発注、見積書・納品書・請求書・売上伝票などの書類の作成、電話による顧客との対応、在庫・納期の管理、売掛金の集計などの営業活動に伴う事務の仕事に従事するものをいう。

なお、営業の仕事に従事するものは、取り扱う商品などにもとづいて [34 営業の職業] の該当する分類項目に分類する。

- 営業アシスタント、受発注管理事務員
- × 営業員 [341~349]

281-04 貿易事務員

通関書類の作成、本船の予約、運送・倉庫の手配、売掛金の回収、買掛金の支払いなどの貨物の輸出入に関する事務の仕事に従事するものをいう。

なお、通関書類を審査する仕事に従事するものは、[249-08] に分類する。

- 通関業務係、輸出入事務員
- × 通関士 [249-08]

281-05 金融・保険事務員

銀行・証券会社・保険会社などにおいて、貸付けに関する調査、融資、株券など有価証券の売買に関する事務、事故・損害の査定、保険金の支払いなどの仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)金融・保険商品の開発など金融・保険の専門的な仕事に従事するもの [184-01]
- (2)銀行の窓口において現金・小切手・為替などの受け払いの仕事に従事するもの [262-01]
- (3)証券会社の店舗において有価証券の募集・売買の勧誘に従事するもの [333-01]
- 貸付調査係事務員、貸付融資係事務員、有価証券売買事務員、損害査定係事務員、保険金支払係事務員、郵便局保険窓口係
- × アクチュアリー [184-01]、金融商品開発者 [184-01]、保険商品開発者 [184-01]、銀行窓口係 [262-01]、証券外務員（内勤のもの） [333-01]

289 その他の営業・販売関連事務の職業

中古自動車の査定、派遣登録者に対する派遣業務のあつせん、その他 281 に含まれない、営業および販売関連の事務の仕事をいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

289-99 その他の営業・販売関連事務の職業**289-99 その他の営業・販売関連事務の職業**

中古自動車の査定、派遣登録者に対する派遣業務のあつせん、その他 281-01～281-05 に含まれない、営業および販売関連の事務の仕事をいう。

- 中古自動車査定員、店舗巡回指導員、フランチャイズチェーン・スーパーバイザー、ラウンダー、労働者派遣コーディネーター

29 外勤事務の職業

電気・ガス・水道・新聞・保険などの料金・掛金の集金、各種の調査における調査票の記入依頼および調査票の回収、電気・ガス・水道メーターの検針などの外勤事務の仕事をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 291 集金人
- 292 訪問調査員
- 299 その他の外勤事務の職業

291 集金人

電気・ガス・水道の料金、新聞の購読料、保険・購買代金の掛金などを集金する仕事に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)電気・ガス・水道の料金を収納する仕事に従事するもの [261]
- (2)商品の配達に付随して商品の代金を受領する仕事に従事するもの [755]
- (3)新聞配達のかたわら購読料を集金する仕事に従事するもの [755]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

291-01 集金人

291-01 集金人

電気・ガス・水道の料金、新聞の購読料、保険・購買代金の掛金などを集金する仕事に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)電気・ガス・水道の料金を収納する仕事に従事するもの [261-01]
- (2)商品の配達に付随して商品の代金を受領する仕事に従事するもの [755-01]
- (3)新聞配達のかたわら購読料を集金する仕事に従事するもの [755-03]
- 公衆電話料金集金人、自動サービス機集金人、新聞購読料集金人、料金集金人（電気・ガス・水道）
- × 電気料金収納事務員 [261-01]、ガス料金収納事務員 [261-01]、水道料金収納事務員 [261-01]、宅配便配達員 [755-01]、新聞配達員 [755-03]

292 訪問調査員

他人を訪問し、統計調査・世論調査・市場調査などの調査票に対する回答を依頼し、記入済み調査票を回収する仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)調査の企画および調査結果の分析の仕事に従事するもの [253]
 (2)電話による実査の仕事に従事するもの [256]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

292-01 訪問調査員

292-01 訪問調査員

他人を訪問し、統計調査・世論調査・市場調査などの調査票に対する回答を依頼し、記入済み調査票を回収する仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)調査の企画および調査結果の分析の仕事に従事するもの [253-03]
 (2)電話による実査の仕事に従事するもの [256-02]
 ○ 市場調査員（訪問調査）、統計調査員（訪問調査）
 × マーケティングリサーチャー [253-03]、電話調査員 [256-02]

299 その他の外勤事務の職業

電気・ガス・水道などのメーターの検針、その他 291 および 292 に含まれない外勤事務の仕事を行う。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

299-01 検針員

299-99 他に分類されない外勤事務の職業

299-01 検針員

各戸を回って、電気・ガス・水道などのメーターを検針する仕事に従事するものをいう。

- 温泉メーター検針員、ガスメーター検針員、水道メーター検針員、電気メーター検針員

299-99 他に分類されない外勤事務の職業

自動車交通量の調査、自動車保管場所の調査、その他 299-01 に含まれない外勤事務の仕事を行う。

- 交通量調査員、車庫調査員

30 運輸・郵便事務の職業

運輸交通機関における、出札・改札、小荷物・貨物の受け渡し手続きなどの仕事、鉄道車両・自動車・船舶・航空機などの運転・運行計画の作成、運転指令などの仕事、および郵便局における郵便事務の仕事をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 301 旅客・貨物係事務員
- 302 運行管理事務員
- 303 郵便事務員

301 旅客・貨物係事務員

鉄道駅（旅客駅および貨物駅）・自動車発着所・棧橋・空港などの運輸機関において、出札・改札、旅客の案内、小荷物・貨物の受け渡し手続きなどの仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 301-01 運輸出改札・旅客係
- 301-02 有料道路料金収受員
- 301-03 貨物受付事務員

301-01 運輸出改札・旅客係

鉄道駅、空港・港のターミナルなどにおいて、乗車券の販売、搭乗手続き、改札、出発時刻・乗り換えなどの各種の案内、運賃の精算などの仕事に従事するものをいう。

旅行会社において、座席予約装置を操作して鉄道・航空機などの座席を予約する仕事に従事するものを含む。

- 駅出改札係、駅務員、航空券販売員（航空会社）、航空旅客係、座席予約装置操作員（交通機関、旅行社）、船客案内係、鉄道旅客係

301-02 有料道路料金収受員

有料道路の料金所において、通行する自動車から料金を収受する仕事に従事するものをいう。

- 料金係（有料道路）、料金収受員（有料道路、高速道路）

301-03 貨物受付事務員

鉄道・自動車・船舶・航空機を利用して輸送する貨物の受け渡し手続きに関する事務の仕事に従事するものをいう。

- 貨物係、航空貨物係、鉄道貨物係

302 運行管理事務員

鉄道車両・自動車・船舶・航空機の管理、運転・運行計画の作成、運転指令、配車・配船などの事務の仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 302-01 鉄道運行管理事務員
- 302-02 貨物自動車運行管理事務員
- 302-03 旅客自動車運行管理事務員
- 302-04 船舶運航管理事務員
- 302-05 航空運航管理事務員

302-01 鉄道運行管理事務員

車両の管理、運転計画・列車ダイヤの作成、運行状況の把握、事故などに伴う運転計画の変更指示などの仕事に従事するものをいう。

- 車両管理係事務員、鉄道運転計画事務員、鉄道運転司令

302-02 貨物自動車運行管理事務員

運転・配車計画の作成、貨物の積み込み場所・運搬先の指示、運転手の指導監督、運転手の疲労・健康状態等の把握、休憩・睡眠施設の保守管理などの仕事に従事するものをいう。

- 貨物運送運行管理者、貨物運送事務員、トラック配車係

302-03 旅客自動車運行管理事務員

バス・タクシー・ハイヤーの運転・配車計画の作成、運転手の指導監督、運転手の疲労・健康状態等の把握、休憩・睡眠施設の保守管理、無線通信設備を使用した送迎の指示などの仕事に従事するものをいう。

- タクシー運行管理事務員、タクシー配車オペレーター、ハイヤー管理事務員、バス運行管理員

302-04 船舶運航管理事務員

運航・配船計画の作成、燃料・食料・乗務員の手配、積荷の指示、気象・航路状況などに伴う運航計画の変更指示などの仕事に従事するものをいう。

- 海運運航管理事務員、配船・運航計画事務員

302-05 航空運航管理事務員

飛行計画の作成、運航状況の把握、不測の事態に伴う飛行ルートの変更、代替空港の手配などの仕事に従事するものをいう。

なお、航空交通の管制の仕事に従事するものは、〔246-99〕に分類する。

大分類C 事務的職業

- 航空運航管理者、航空ディスパッチャー
- × 航空管制官 [246-99]

303 郵便事務員

郵便局において、郵便物の引き受け、印紙・切手・はがきの販売などの窓口の仕事に従事するもの、および郵便物の仕分け・継ぎ送りの仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

303-01 郵便窓口事務員

303-02 郵便内務事務員

303-01 郵便窓口事務員

郵便局の窓口において、郵便物の引き受け、印紙・切手・はがきの販売などの仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1) ゆうちょ銀行の代理店である郵便局の窓口において現金・為替・振替などの受け払いの仕事に従事するもの [262-01]

(2) かんぽ生命保険の代理店である郵便局の窓口において保険料の収納、保険金・年金の支払い請求の受付、契約者貸付の受付などの仕事に従事するもの [281-05]

- 郵便局小包係、郵便局郵便窓口係
- × 郵便局貯金窓口係 [262-01]、郵便局保険窓口係 [281-05]

303-02 郵便内務事務員

郵便局において、郵便物の仕分け・継ぎ送りの仕事に従事するものをいう。

- 郵便区分員、郵便継送係員、郵便内務員

31 事務用機器操作の職業

パーソナルコンピュータ・大型汎用コンピュータなどの事務用機器を操作する仕事、およびコンピュータにデータを入力する仕事をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 311 パーソナルコンピュータ操作員
- 312 データ入力係員
- 313 コンピュータ操作員（パーソナルコンピュータを除く）
- 319 その他の事務用機器操作の職業

311 パーソナルコンピュータ操作員

上司などの指示のもとに、パーソナルコンピュータを操作して定型的な文書・表などを作成・編集する仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) パーソナルコンピュータを使用してデータを入力する仕事に従事するもの [312]
- (2) パーソナルコンピュータ上で作動する DTP ソフトウェアを使用して、デザイナー・編集者などの指示のもとに印刷用の版の元になる電子データを作成する仕事に従事するもの [563]
- (3) パーソナルコンピュータ上で作動する CAD ソフトウェアを使用して、建築物・機械器具などの図面を作成する仕事、および型紙を制作する仕事に従事するもの [643-01～643-03、644-01]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

311-01 パーソナルコンピュータ操作員

311-01 パーソナルコンピュータ操作員

上司などの指示のもとに、パーソナルコンピュータを操作して定型的な文書・表などを作成・編集する仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) パーソナルコンピュータを使用してデータを入力する仕事に従事するもの [312-01]
- (2) パーソナルコンピュータ上で作動する DTP ソフトウェアを使用して、デザイナー・編集者などの指示のもとに印刷用の版の元になる電子データを作成する仕事に従事するもの [563-01]
- (3) パーソナルコンピュータ上で作動する CAD ソフトウェアを使用して、建築物・機械器具などの図面を作成する仕事、および型紙を制作する仕事に従事するもの [643-01～643-03、644-01]

大分類C 事務的職業

- パソコンオペレーター、PC オペレーター
- × データ入力係員 [312-01]、DTP オペレーター [563-01]、CAD オペレーター（建築製図） [643-01]、CAD オペレーター（機械製図） [643-02]、CAD オペレーター（電気・電子製図） [643-03]、アパレル CAD オペレーター [644-01]

312 データ入力係員

電子計算機にデータを入力する仕事、および入力した記録内容を検査する仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

312-01 データ入力係員

312-01 データ入力係員

電子計算機にデータを入力する仕事、および入力した記録内容を検査する仕事に従事するものをいう。

- キーパンチャー、データエントリー係員、データ入力オペレーター

313 コンピュータ操作員（パーソナルコンピュータを除く）

大型汎用コンピュータ・オフィスコンピュータなどの電子計算機（パーソナルコンピュータを除く）を操作して、情報の入出力・計算・加工・蓄積・検索などを行う仕事に従事するもの、またはこれとオンラインで作動する機器を操作して類似の仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

313-01 コンピュータ操作員（パーソナルコンピュータを除く）

313-01 コンピュータ操作員（パーソナルコンピュータを除く）

大型汎用コンピュータ・オフィスコンピュータなどの電子計算機（パーソナルコンピュータを除く）を操作して、情報の入出力・計算・加工・蓄積・検索などを行う仕事に従事するもの、またはこれとオンラインで作動する機器を操作して類似の仕事に従事するものをいう。

- オフコン操作員、電子計算機オペレーター、汎用機オペレーター、メインフレームオペレーター

319 その他の事務用機器操作の職業

光学式文字読取装置の操作、その他 311～313 に含まれない、事務用機器を操作する仕事をいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

319-99 その他の事務用機器操作の職業

319-99 その他の事務用機器操作の職業

光学式文字読取装置の操作、その他 311-01～313-01 に含まれない、事務用機器を操作する仕事をいう。

- OCR（光学式文字読取装置）オペレーター、電子複写機操作員

D 販売の職業

有体的商品の仕入れ・販売の仕事、不動産・有価証券の売買、売買の仲介・取り次ぎ・代理、保険の代理・仲立ちなどの販売類似の仕事、および商品の販売、不動産・有価証券の売買に関する取引上の勧誘・交渉・契約締結、保険の募集などの営業の仕事をいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)主に事業の経営・管理に関する仕事 [A 管理的職業]
- (2)販売に伴う接客サービスの仕事 [E サービスの職業]

この大分類に該当する職業は、次のいずれかの中分類に分類する。

- 32 商品販売の職業
- 33 販売類似の職業
- 34 営業の職業

D

32 商品販売の職業

有体的商品の仕入れ・販売などの仕事をいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)他人を訪問し、商品の販売に関する取引上の勧誘・交渉などを行う仕事 [34 営業の職業]
- (2)不動産・有価証券の売買、保険・金融の仲立ちなどの仕事 [33 販売類似の職業]
- (3)物品などを賃貸しする仕事 [42 その他のサービスの職業]

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 321 小売店主・店長
- 322 卸売店主・店長
- 323 小売店販売員
- 324 卸売・商品実演販売員
- 325 商品訪問・移動販売員
- 326 再生資源回収・卸売人
- 327 商品仕入営業員

321 小売店主・店長

小売店を経営・管理し、自ら商品の仕入れ・販売などの仕事に従事するもののうち、主に商品の仕入れ・販売などの仕事に従事するものをいう。

なお、主に小売店を経営・管理する仕事に従事するものは、[031、049] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 321-01 コンビニエンスストア店長
- 321-02 ガソリンスタンド支配人
- 321-99 他に分類されない小売店主・店長

321-01 コンビニエンスストア店長

コンビニエンスストアを経営・管理し、自ら商品の発注・販売などの仕事に従事するもののうち、主に商品の発注・販売などの仕事に従事するものをいう。

なお、主にコンビニエンスストアを経営・管理する仕事に従事するものは、[049-99]に分類する。

- コンビニエンスストア店長（主に販売の仕事に従事するもの）
- × コンビニエンスストア店長（個人事業：主に管理的な仕事に従事するもの）[049-99]

321-02 ガソリンスタンド支配人

ガソリンスタンドを経営・管理し、自ら石油製品の販売などの仕事に従事するもののうち、主に石油製品の販売などの仕事に従事するものをいう。

なお、主にガソリンスタンドを経営・管理する仕事に従事するものは、[031-01、049-99]に分類する。

- ガソリンスタンド支配人（主に販売の仕事に従事するもの）
- × ガソリンスタンド支配人（会社：主に管理的な仕事に従事するもの）[031-01]、ガソリンスタンド支配人（個人事業：主に管理的な仕事に従事するもの）[049-99]

321-99 他に分類されない小売店主・店長

家庭用電気製品・衣料品を扱う小売店、ホームセンター、ドラッグストアの各店長、その他 321-01 および 321-02 に含まれない、小売店の経営・管理および販売の仕事に従事するもののうち、主に販売の仕事に従事するものをいう。

- 家電量販店店長（主に販売の仕事に従事するもの）、小売店主（主に販売の仕事に従事するもの）、ドラッグストア店長（薬剤師ではないもの：主に販売の仕事に従事するもの）、ホームセンター店長（主に販売の仕事に従事するもの）、洋服小売店店長（主に販売の仕事に従事するもの）
- × 小売店長（会社：主に管理的な仕事に従事するもの）[031-01]、小売店主（個人事業：主に管理的な仕事に従事するもの）[049-99]、小売店長（個人事業：主に管理的な仕事に従事するもの）[049-99]

322 卸売店主・店長

卸売店を経営・管理し、自ら商品の仕入れ・販売などの仕事に従事するもののうち、主に商品の仕入れ・販売などの仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

大分類D 販売の職業

- (1)主に卸売店を経営・管理する仕事に従事するもの [031、049]
- (2)商品販売の代理・仲立ちの仕事に従事するもの [339]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

322-01 卸売店主・店長

322-01 卸売店主・店長

卸売店を経営・管理し、自ら商品の仕入れ・販売などの仕事に従事するもののうち、主に商品の仕入れ・販売などの仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)主に卸売店を経営・管理する仕事に従事するもの [031-01、049-99]
- (2)商品販売の代理・仲立ちの仕事に従事するもの [339-01]
- 飲食料品卸売店主（主に販売の仕事に従事するもの）、卸売店長（主に販売の仕事に従事するもの）、建築資材卸売店主（主に販売の仕事に従事するもの）、飼料・肥料卸売店主（主に販売の仕事に従事するもの）
- × 卸売店長（会社：主に管理的な仕事に従事するもの） [031-01]、卸売店主（個人事業：主に管理的な仕事に従事するもの） [049-99]、商品仲立人 [339-01]

323 小売店販売員

店舗（移動性店舗を除く）において、商品（古物を含む）を販売する仕事に従事するものをいう。

商品の販売に付随して、注文取り、配達、売掛金の回収などの仕事に従事するものを含む。ただし、質店において古物の買い入れ・販売の仕事に従事するもの [334] を除く。

古物商の店舗において、古物の買い入れ・販売の仕事に従事するものは、古物の種類に応じて [323-04～323-99 のいずれかの分類項目] に分類する。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)訪問販売・呼売販売の仕事、および屋台店における販売の仕事に従事するもの [325]
- (2)商品の仕入先を訪問し、仕入れに関する取引上の交渉、契約の締結などを行う仕事に従事するもの [327]
- (3)古物としての商品券・遊園地入場券・航空券などを販売する仕事に従事するもの [339]
- (4)他人を訪問し、商品の販売に関する取引上の勧誘・交渉・契約締結などを行う仕事に従事するもの [34 営業の職業]
- (5)物品などを賃貸しする仕事に従事するもの [423]
- (6)配達の仕事にもっぱら従事するもの [755]

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 323-01 レジ係
- 323-02 百貨店・スーパーマーケット販売店員
- 323-03 コンビニエンスストア店員
- 323-04 衣服・身の回り品販売店員

- 323-05 飲食料品販売店員
- 323-06 自動車販売店員
- 323-07 電気機器販売店員
- 323-08 医薬品・化粧品販売店員
- 323-09 ガソリンスタンド販売員
- 323-99 他に分類されない小売店販売員

323-01 レジ係

小売店のレジカウンターにおいて、来店者の買い上げ商品の代金を精算し、商品を販売する仕事に従事するものをいう。

なお、飲食店のレジカウンターにおいて飲食代金を精算する仕事に従事するものは、[261-01] に分類する。

- キャッシャー、レジチェッカー、レジスター係
- × 会計係（飲食店）[261-01]

323-02 百貨店・スーパーマーケット販売店員

百貨店・スーパーマーケットにおいて、商品の陳列・販売・補充、来店者への対応などの仕事に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

(1)百貨店・スーパーマーケットにおいて宣伝販売の仕事に従事するもの [324-02]

(2)百貨店・スーパーマーケットの店舗に店子として入居している小売店の売場において販売の仕事に従事するもの [販売する商品の種類に対応する分類項目]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)百貨店・スーパーマーケットのレジカウンターにおいて商品代金を精算する仕事にもっぱら従事するもの [323-01]

(2)商業施設に店子として入居している小売店の売場において販売の仕事に従事するもの [販売する商品の種類に対応する分類項目]

- スーパーマーケット店員、スーパーマーケット販売員、デパート店員、百貨店販売員
- × スーパーレジ係 [323-01]、ファッションマネキン [324-02]、デモンストレーター（百貨店・スーパー販売員） [324-02]

323-03 コンビニエンスストア店員

コンビニエンスストアにおいて、商品の検収・陳列・販売・補充、商品代金の精算、各種料金の支払い受付、宅配便の受付などの仕事に従事するものをいう。

- コンビニエンスストア店員

323-04 衣服・身の回り品販売店員

衣料品・かばん・靴などを扱う小売店において、商品の陳列・販売・補充、来店者への対応などの仕事に従事するものをいう。

大分類D 販売の職業

- かばん販売店員、くつ販売店員、子供服販売店員、寝具販売店員、男子服販売店員、婦人服販売店員、リサイクルショップ販売員（古着）
- × 携帯電話販売店員 [323-99]、ジュエリー製品販売店員 [323-99]、時計販売店員 [323-99]、眼鏡販売店員 [323-99]

323-05 飲食料品販売店員

飲食料品を扱う小売店において、商品の陳列・販売・補充、来店者への応対などの仕事に従事するものをいう。

- 菓子・パン販売店員、コーヒーショップ店員、食料品販売店員、ハンバーガーショップ店員、ベーカリーショップ店員

323-06 自動車販売店員

自動車販売会社の店舗において、自動車の説明・販売、来店者への応対などの仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)中古自動車の買い取り価格を査定する仕事に従事するもの [289-99]
- (2)他人を訪問し、自動車の販売に関する取引上の勧誘・交渉・契約締結などを行う仕事に従事するもの [344-03]
- 中古車販売員
- × 中古自動車査定員 [289-99]、自動車営業員 [344-03]

323-07 電気機器販売店員

電器店において、家庭用電気製品の陳列・販売・補充、来店者への応対などの仕事に従事するものをいう。

電気製品の販売に付随して、配達・据え付けの仕事に従事するものを含む。

ただし、来店者の購入した製品の配達・据え付けの仕事にもっぱら従事するもの [725-01、755-01] を除く。

なお、家庭用電気機器の修理の仕事に従事するものは、[602-04] に分類する。

- 家電量販店販売員、電器店員、中古電気製品販売店員
- × 家庭用電気製品修理工 [602-04]、家庭用エアコン取付工 [725-01]、荷物配達員 [755-01]

323-08 医薬品・化粧品販売店員

薬局・一般小売店などにおいて一般用医薬品の陳列・販売・管理、情報提供、来店者への応対などの仕事に従事するもの、および化粧品を扱う小売店において化粧品の陳列・販売・補充、来店者への応対などの仕事に従事するものをいう。

ただし、薬剤師の免許を有し、一般用医薬品を販売する仕事に従事するもの [124-02] を除く。

なお、化粧品の宣伝販売の仕事に従事するのは、[324-02] に分類する。

- 医薬品登録販売者、化粧品販売員、美容部員
- × 薬剤師（医薬品販売）[124-02]、化粧品宣伝販売人 [324-02]

323-09 ガソリンスタンド販売員

ガソリンスタンドにおいて、ガソリン・軽油・灯油・自動車用品などの販売、洗車などの仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動車の点検・整備の作業に従事するもの [603-01]
- (2)洗車の作業にもっぱら従事するもの [769-01]

- ガソリンスタンドサービスマン、セルフスタンド店員
- × 自動車整備工 [603-01]、洗車作業員 [769-01]

323-99 他に分類されない小売店販売員

家具店・書店・フラワーショップ・文房具店・ペットショップにおける商品の販売、その他 323-01～323-09 に含まれない、小売店における商品販売の仕事に従事するものをいう。

- 駅構内売店販売員、家具販売店員、楽器販売店員、玩具店店員、携帯電話販売店員、CD ショップ店員、自転車販売店員、ジュエリー製品販売店員、書店店員、スポーツ用品販売店員、中古ゲーム用ソフト販売店員、中古ジュエリー製品販売店員、時計販売店員、フラワーショップ店員、文房具販売店員、ペットショップ店員、ホームセンター店員、眼鏡販売店員
- × チケットショップ販売員 [339-99]、中古車販売員 [323-06]、リサイクルショップ販売員（古着）[323-04]、レンタルビデオ店店員 [423-01]

324 卸売・商品実演販売員

卸売店において商品の仕入れ・注文受付・販売、来店者への応対などの仕事に従事するもの、および小売店の店頭などにおいて商品の説明・実演などを行う宣伝販売の仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 324-01 卸売販売員**
- 324-02 商品実演販売員**

324-01 卸売販売員

卸売店において、商品の仕入れ・注文受付・販売、来店者への応対などの仕事に従事するものをいう。

商品の販売に付随して、商品の配達、売掛金の回収などの仕事に従事するものを含む。
なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

大分類D 販売の職業

(1)他人を訪問し、商品の仕入れをする仕事に従事するもの [327-01]

(2)配達の仕事にもっぱら従事するもの [755-01]

- 卸売店販売員、水産仲買店員、青果仲買店員
- × 仕入営業員 [327-01]、荷物配達員 [755-01]

324-02 商品実演販売員

小売店の店頭などにおいて、商品の説明・実演などを行う宣伝販売の仕事に従事するものをいう。

なお、露店・屋台などの移動性店舗において商品を販売する仕事に従事するものは、[325-03] に分類する。

- 商品販売実演者、デモンストレーター（実演者：販売店員）、ファッションマネキン、マネキン販売員（実演販売を行うもの）
- × 屋台飲食物販売人 [325-03]

325 商品訪問・移動販売員

商品を携行して他人を訪問し販売する仕事に従事するもの、呼売りして商品を販売する仕事に従事するもの、および屋台店などの移動性店舗で商品・飲食物を販売する仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 325-01 商品訪問販売員**
- 325-02 移動販売員**
- 325-03 露店販売員**

325-01 商品訪問販売員

商品を携行して他人を訪問し、商品の説明、販売に関する取引上の勧誘、販売などを行う仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)電話による、商品の説明、販売に関する取引上の勧誘を行う仕事に従事するもの [256-03]

(2)商品を携行せずに他人を訪問し、商品の説明、販売に関する取引上の勧誘・交渉・契約締結などを行う仕事に従事するもの [34 営業の職業]

- 家庭薬配置員、行商人、化粧品訪問販売員
- × テレフォンアポインター [256-03]、飲食料品販売営業員 [341-01]、自動車販売営業員 [344-03]、保険営業員 [346-03]

325-02 移動販売員

店舗を有せず、呼売り・立ち売りによる商品の販売、列車内における商品の販売などの仕事に従事するものをいう。

なお、娯楽場・駅構内の売店において商品を販売する仕事に従事するものは、[323-99]に分類する。

- 映画館中売人、豆腐呼売人、列車内販売員
- × 劇場内売店販売員 [323-99]、駅構内売店販売員 [323-99]

325-03 露店販売員

露店・屋台などの移動性店舗において、商品・飲食物を販売する仕事に従事するものをいう。

- 屋台飲食物販売人、露店商

326 再生資源回収・卸売人

古紙・金属スクラップ・ガラスびんなどの再生資源の回収・買い入れ・販売の仕事に従事するものをいう。

ただし、再生資源の回収作業にのみ従事するもの [753] を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)小売店において古着を販売する仕事に従事するもの [323]
- (2)中古自動車を販売する仕事に従事するもの [323]
- (3)自動車を解体する作業に従事するもの [539]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

326-01 再生資源回収・卸売人**326-01 再生資源回収・卸売人**

古紙・金属スクラップ・ガラスびんなどの再生資源の回収・買い入れ・販売の仕事に従事するものをいう。

ただし、再生資源の回収作業にのみ従事するもの [753-01] を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)小売店において古着を販売する仕事に従事するもの [323-04]
 - (2)中古自動車を販売する仕事に従事するもの [323-06]
 - (3)自動車を解体する作業に従事するもの [539-06]
- 再生資源卸売人、再生資源回収人（卸売まで行うもの）、再生資源仲買人、リサイクル品回収人（卸売まで行うもの）
 - × リサイクルショップ販売員（古着） [323-04]、中古自動車販売員 [323-06]、自動車解体工 [539-06]、再生資源回収人（回収作業にのみ従事するもの） [753-01]、リサイクル品回収人（回収作業にのみ従事するもの） [753-01]

327 商品仕入営業員

商品の仕入先を訪問し、仕入れに関する取引上の交渉、契約の締結などを行う仕事に従事するものをいう。

なお、仕入先を訪問せずに、電話等を使用して価格などの取引条件を交渉し、取引条件にもとづいて売買契約書・仕入伝票を作成する仕事に従事するものは、[281]に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

327-01 商品仕入営業員

327-01 商品仕入営業員

商品の仕入先を訪問し、仕入れに関する取引上の交渉、契約の締結などを行う仕事に従事するものをいう。

なお、仕入先を訪問せずに、電話等を使用して価格などの取引条件を交渉し、取引条件にもとづいて売買契約書・仕入伝票を作成する仕事に従事するものは、[281-01]に分類する。

- 仕入営業員、仕入係（外勤を主とするもの）、バイヤー
- × 仕入係事務員 [281-01]、商品仕入係 [281-01]

33 販売類似の職業

他人の間に立った売買の取り次ぎ・あっ旋、他人のための売買の代理、店舗における不動産・有価証券の売買、保険・金融の仲立ちなどの販売類似の仕事を行う。

なお、他人を訪問し、不動産・有価証券の売買に関する取引上の勧誘、保険の募集を行う仕事は、[34 営業の職業] に分類する。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 331 不動産仲介・売買人
- 332 保険代理人、保険仲立人
- 333 有価証券売買・仲立人、金融仲立人
- 334 質屋店主・店員
- 339 その他の販売類似の職業

331 不動産仲介・売買人

店舗において、土地・建物の売買・貸借・交換の代理・仲介の仕事に従事するもの、および土地・建物の売買・交換の仕事に従事するものをいう。

なお、他人を訪問し、不動産の売買・貸借などに関する取引上の勧誘・交渉・契約締結などを行う仕事に従事するものは、[347] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

331-01 不動産仲介・売買人

331-01 不動産仲介・売買人

店舗において、土地・建物の売買・貸借・交換の代理・仲介の仕事に従事するもの、および土地・建物の売買・交換の仕事に従事するものをいう。

なお、他人を訪問し、不動産の売買・貸借などに関する取引上の勧誘・交渉・契約締結などを行う仕事に従事するものは、[347-01] に分類する。

- 土地建物仲立人、土地建物売買人、不動産仲介人、不動産売買人
- × 不動産営業員 [347-01]、住宅・不動産会社営業部員 [347-01]

332 保険代理人、保険仲立人

保険代理店において、生命・火災・自動車・傷害・その他の保険について契約の締結、保険料の収納などの代理または媒介の仕事に従事するもの、および保険仲立人として保険契約者のために保険商品の選択について助言を行い、保険契約の締結を媒介する仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

大分類D 販売の職業

- (1)事故・損害の査定、保険金の支払いなどの事務の仕事に従事するもの [281]
- (2)他人を訪問するなどして保険の募集を行う仕事に従事するもの [346]

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 332-01 保険代理人**
- 332-02 保険仲立人**

332-01 保険代理人

保険代理店において、生命・火災・自動車・傷害・その他の保険について契約の締結、保険料の収納などの代理または媒介の仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)事故・損害の査定、保険金の支払いなどの事務の仕事に従事するもの [281-05]
- (2)他人を訪問するなどして保険の募集を行う仕事に従事するもの [346-03]

- 生命保険代理店主、保険代理店主
- × 保険事務員 [281-05]、保険営業員 [346-03]

332-02 保険仲立人

保険仲立人の資格を有し、保険契約者のために保険商品の選択について助言を行い、保険契約の締結を媒介する仕事に従事するものをいう。

なお、他人を訪問するなどして保険の募集を行う仕事に従事するものは、[346-03] に分類する。

- 保険ブローカー
- × 保険営業員 [346-03]

333 有価証券売買・仲立人、金融仲立人

店舗において、公債・社債・出資証券・株券などの売買、売買の媒介・取り次ぎ・代理、売買取引の委託の媒介・取り次ぎ・代理・引き受けなどの仕事に従事するもの、および金融の代理・取り次ぎなどの仕事に従事するものをいう。

店舗において、有価証券の募集、売買の勧誘などの仕事に従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)有価証券の売買に関する事務の仕事に従事するもの [281]
- (2)他人を訪問するなどして有価証券の売買に関する取引上の勧誘などを行う仕事に従事するもの [346]

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 333-01 有価証券売買・仲立人**
- 333-02 金融仲立人**

333-01 有価証券売買・仲立人

店舗において、公債・社債・出資証券・株券などの売買、売買の媒介・取り次ぎ・代理、売買取引の委託の媒介・取り次ぎ・代理・引き受けなどの仕事に従事するものをいう。

店舗において、有価証券の募集、売買の勧誘などの仕事に従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)有価証券の売買に関する事務の仕事に従事するもの [281-05]

(2)他人を訪問するなどして有価証券の売買に関する取引上の勧誘などを行う仕事に従事するもの [346-02]

- 証券会社店頭係、証券外務員（内勤のもの）
- × 証券事務員 [281-05]、証券外務員（外勤のもの） [346-02]

333-02 金融仲立人

株式・債券などの金融商品、および為替を取引する仕事に従事するものをいう。

- 株式トレーダー、為替ディーラー、債券トレーダー

334 質屋店主・店員

質置主と質入物件との関係の確認、担保物件の鑑定、質入契約の締結、金銭の貸付け、質物の保管などの仕事に従事するものをいう。

古物の買い入れ・販売の仕事に従事するものを含む。

なお、古物商の店舗において古物を販売する仕事に従事するものは、[323、339] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

334-01 質屋店主・店員**334-01 質屋店主・店員**

質置主と質入物件との関係の確認、担保物件の鑑定、質入契約の締結、金銭の貸付、質物の保管などの仕事に従事するものをいう。

古物の買い入れ・販売の仕事に従事するものを含む。

なお、古物商の店舗において古物を販売する仕事に従事するものは、[323、339-99] に分類する。

- 質物鑑定人、質屋店員、質屋貸付係
- × リサイクルショップ販売員（古着） [323-04]、中古車販売員 [323-06]、古書店員 [323-99]、チケットショップ販売員 [339-99]

339 その他の販売類似の職業

商品販売の仲立ち、宝くじ等の販売、競売による販売、その他 331～334 に含まれない販売類似の仕事を行う。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 339-01 商品仲立人
- 339-02 宝くじ等販売人
- 339-03 競売人
- 339-99 他に分類されない販売類似の職業

339-01 商品仲立人

卸売市場における仲卸、商品取引の仲介などの商品販売の仲立ちの仕事に従事するものをいう。

ゴルフ場会員権などの委託販売の仕事に従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)ゴルフ場などの会員を募集するため、他人を訪問し、取引上の勧誘を行う仕事に従事するもの [394-04]
- (2)他人を訪問し、商品取引の勧誘を行う仕事に従事するもの [349-99]
- 卸売市場仲卸人、ゴルフ会員権販売員、仲介人（商品仲介業）
- × ゴルフ場会員募集員 [394-04]、外務員（商品取引業） [349-99]

339-02 宝くじ等販売人

宝くじの販売および当選券の換金、競馬・競輪等の公営競技における投票券の販売および配当金の支払いなどの仕事に従事するものをいう。

興行前売り券などを販売する仕事に従事するものを含む。

なお、商品券を販売する仕事に従事するものは、[339-99] に分類する。

- 場外投票券売場窓口係、宝くじ販売人、払戻窓口係員（競馬・競輪場、場外売場）、プレイガイドチケット販売員
- × 電話投票受付係（競馬・競輪） [256-02]、ゴルフ会員権販売員 [339-01]、商品券販売員 [339-99]、チケットショップ店員 [339-99]

339-03 競売人

競売物件の分類・整理、最低競争予定価格の設定、競売・入札の進行、最高価格をつけた買手の決定などの仕事に従事するものをいう。

- 卸売市場せり人

339-99 他に分類されない販売類似の職業

商品券の販売、鉄道乗車券・航空券・金券などの割引販売、その他 339-01～339-03 に含まれない販売類似の仕事をいう。

- 交換人（パチンコ景品交換所）、商品券販売員、チケットショップ店員、両替業務員
- × ゴルフ会員権販売員 [339-01]、プレイガイドチケット販売員 [339-02]

34 営業の職業

他人を訪問し、有体的商品の販売、製造に関する取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結、情報システムの販売・提供に関する取引上の勧誘・交渉・契約締結、有価証券の売買に関する取引上の勧誘、保険の募集、不動産の売買などに関する取引上の勧誘・交渉・契約締結などを行う仕事をいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)電話による、商品の販売に関する取引上の勧誘を行う仕事 [25 一般事務の職業]
- (2)商品を携行して他人を訪問し、商品の販売に関する取引上の勧誘を行う仕事 [32 商品販売の職業]
- (3)店舗における不動産の売買・貸借などの代理・仲介の仕事 [33 販売類似の職業]
- (4)保険代理店における保険契約の締結などに関する代理の仕事 [33 販売類似の職業]
- (5)店舗における有価証券の募集・売買の勧誘の仕事 [33 販売類似の職業]
- (6)路上における広告チラシの配布、個人宅郵便受けへの広告チラシの投入の仕事 [42 その他のサービスの職業]

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 341 飲食料品販売営業員
- 342 化学品販売営業員（医薬品を除く）
- 343 医薬品営業員
- 344 機械器具販売営業員
- 345 通信・情報システム営業員
- 346 金融・保険営業員
- 347 不動産営業員
- 349 その他の営業の職業

341 飲食料品販売営業員

他人を訪問し、飲料料品の販売に関する取引上の勧誘・交渉・契約締結などを行う仕事に従事するものをいう。

ただし、清涼飲料を配達するかたわら、取引先の小売店に対して取引量の増加を働きかける仕事に従事するもの [755] を除く。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

341-01 飲食料品販売営業員

341-01 飲食料品販売営業員

他人を訪問し、飲料料品の販売に関する取引上の勧誘・交渉・契約締結などを行う仕事に従事するものをいう。

ただし、清涼飲料を配達するかたわら、取引先の小売店に対して取引量の増加を働きかける仕事に従事するもの [755-04] を除く。

- 飲食料品営業部員、飲食料品ルート営業員
- × 清涼飲料ルートセールス員 [755-04]

342 化学品販売営業員（医薬品を除く）

他人を訪問し、化学品の販売に関する取引上の勧誘・交渉・契約締結などを行う仕事に従事するものをいう。

なお、医薬品に関する情報の提供・収集の仕事に従事するものは、[343] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

342-01 化学品販売営業員（医薬品を除く）

342-01 化学品販売営業員（医薬品を除く）

他人を訪問し、化学品の販売に関する取引上の勧誘・交渉・契約締結などを行う仕事に従事するものをいう。

なお、医薬品に関する情報の提供・収集の仕事に従事するものは、[343-01] に分類する。

- 化学品営業部員、化学品ルート営業員
- × MR [343-01]

343 医薬品営業員

病院・診療所・薬局などを訪問し、医薬品の効果・使い方・副作用などに関する情報の提供・伝達、医療現場における医薬品の使用に関する情報の収集などを行う仕事に従事するものをいう。

なお、医療機関などを訪問し、医療機器の販売について取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結などを行う仕事に従事するものは、[344] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

343-01 医薬品営業員

343-01 医薬品営業員

病院・診療所・薬局などを訪問し、医薬品の効果・使い方・副作用などに関する情報の提供・伝達、医療現場における医薬品の使用に関する情報の収集などを行う仕事に従事するものをいう。

なお、医療機関などを訪問し、医療機器の販売について取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結などを行う仕事に従事するものは、[344-02] に分類する。

- 医薬情報担当者、営業員（医薬品卸売業）、MR

大分類D 販売の職業

- × 医療用電子機器販売営業員 [344-02]

344 機械器具販売営業員

他人を訪問し、生産用機械器具・電気機械器具・輸送用機械器具などの機械の販売に関する取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結などを行う仕事に従事するものをいう。

ただし、電気通信機械器具の販売に関する営業の仕事に従事するもの [345] を除く。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 344-01 一般機械器具販売営業員
- 344-02 電気機械器具販売営業員
- 344-03 自動車販売営業員
- 344-99 他に分類されない機械器具販売営業員

344-01 一般機械器具販売営業員

他人を訪問し、原動機・金属加工機械・建設機械・半導体製造装置などの汎用・生産用・業務用機械器具の販売に関する取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結などを行う仕事に従事するものをいう。

- 機械部品販売営業員、技術営業員（一般機械）、金属加工機械販売営業員、建設機械製造受注営業員、生産用機械器具販売営業員、セールスエンジニア（一般機械）、半導体製造装置販売営業員

344-02 電気機械器具販売営業員

他人を訪問し、発送電用・民生用電気機械器具、電子応用装置、電気計測器などの電気機械器具の販売に関する取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結などを行う仕事に従事するものをいう。

ただし、電気通信機械器具の販売に関する営業の仕事に従事するもの [345-01] を除く。

なお、小売店において家庭用電気製品の販売に従事するものは、[323-07]に分類する。

- 医療用電子機器販売営業員、技術営業員（電気機器）、セールスエンジニア（電気機器）、電気計測器販売営業員、電子応用装置製造受注営業員、電子機器部品販売営業員、電子計算機販売営業員、パーソナルコンピュータ販売営業員、発送電用電気機械器具製造受注営業員、民生用電気機械器具販売営業員
- × 家電量販店販売員 [323-07]、電気通信機器販売営業員 [345-01]

344-03 自動車販売営業員

他人を訪問し、自動車の販売に関する取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結などを行う仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)中古自動車の買い取り価格を査定する仕事に従事するもの [289-99]

(2)自動車販売会社の店舗において中古自動車を販売する仕事に従事するもの [323-06]

- 自動車営業員
- × 中古自動車査定員 [289-99]、中古車販売員 [323-06]

344-99 他に分類されない機械器具販売営業員

精密機械器具、自動車以外の輸送用機械器具の販売に関する営業、その他 344-01～344-03 に含まれない、機械器具の販売に関する営業の仕事に従事するものをいう。

- カメラ販売営業員、光学機器販売営業員、船舶製造受注営業員、鉄道車両製造受注営業員、時計販売営業員
- × 産業用機械生産受注営業員 [344-01]、システム開発営業員 [345-02]

345 通信・情報システム営業員

他人を訪問し、通信回線・通信機器などの利用・販売に関する取引上の勧誘・交渉・契約締結などを行う仕事に従事するもの、および他人を訪問し、企業・組織の経営・業務上の課題を解決するため、情報処理・通信技術にもとづくシステムを提案し、これに必要な製品・サービス（ハードウェア、ソフトウェア、通信回線、システム管理・保守の人員など）の販売・提供に関する取引上の勧誘・交渉・契約締結などを行う仕事に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

(1)単体のハードウェアの販売に関する営業の仕事に従事するもの [344]

(2)ソフトウェアの販売に関する営業の仕事に従事するもの [349]

なお、企業・組織の経営・業務環境の分析などにもとづいて、情報処理・通信技術を活用した業務改善の提案などを行う仕事に従事するものは、[101] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 345-01 通信営業員
- 345-02 情報システム営業員

345-01 通信営業員

他人を訪問し、通信回線・通信機器などの利用・販売に関する取引上の勧誘・交渉・契約締結などを行う仕事に従事するものをいう。

- 通信回線営業員、通信機器販売営業員

345-02 情報システム営業員

他人を訪問し、企業・組織の経営・業務上の課題を解決するため、情報処理・通信技術にもとづくシステムを提案し、これに必要な製品・サービス（ハードウェア、ソフトウェア、通信回線、システム管理・保守の人員など）の販売・提供に関する取引上の勧誘・交渉・契約締結などを行う仕事に従事するものをいう。

大分類D 販売の職業

ただし、以下のものを除く。

- (1)単体のハードウェアの販売に関する営業の仕事に従事するもの [344-02]
- (2)ソフトウェアの販売に関する営業の仕事に従事するもの [349-99]

なお、企業・組織の経営・業務環境の分析などにもとづいて、情報処理・通信技術を活用した業務改善の提案などを行う仕事に従事するものは、[101-01] に分類する。

- システム営業部員、システム開発営業員
- × システムコンサルタント [101-01]、電子計算機販売営業員 [344-02]、ソフトウェア販売営業員 [349-99]

346 金融・保険営業員

他人を訪問し、預金の勧誘、有価証券の売買に関する取引上の勧誘、保険の募集などを行う仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)銀行などにおいて貸付調査・融資の仕事に従事するもの [281]
- (2)有価証券の売買に関する事務の仕事に従事するもの [281]
- (3)事故・損害の査定、保険金の支払いなどの仕事に従事するもの [281]
- (4)保険契約の締結について代理または媒介の仕事に従事するもの [332]
- (5)証券会社の店舗において有価証券の売買に関する勧誘の仕事に従事するもの [333]

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 346-01 銀行等渉外係**
- 346-02 証券営業員**
- 346-03 保険営業員**

346-01 銀行等渉外係

他人を訪問し、預金の勧誘、定期積金の集金、融資に関する相談、金融商品の販売に関する勧誘などを行う仕事に従事するものをいう。

なお、貸付調査・融資の仕事に従事するものは、[281-05] に分類する。

- 銀行渉外係、信用金庫渉外係、信用組合渉外係
- × 貸付融資係事務員 [281-05]

346-02 証券営業員

他人を訪問し、公債・社債・出資証券・株券などの有価証券の売買に関する取引上の勧誘などを行う仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)有価証券の売買に関する事務の仕事に従事するもの [281-05]
 - (2)店舗において有価証券の売買に関する勧誘の仕事に従事するもの [333-01]
 - 証券外務員（外勤のもの）
 - × 証券事務員 [281-05]、証券会社店頭係 [333-01]、証券外務員（内勤のもの） [333-01]
-

346-03 保険営業員

他人を訪問し、保険の募集を行う仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)事故・損害の査定、保険金の支払いなどの仕事に従事するもの [281-05]
- (2)保険代理店において保険契約の締結について代理の仕事に従事するもの [332-01]
- (3)保険仲立人として保険商品の選択について助言を行う仕事に従事するもの [332-02]

- 生命保険営業員、損害保険営業員、保険営業職員
- × 損害査定係事務員 [281-05]、保険金支払係事務員 [281-05]、保険代理人 [332-01]、保険仲立人 [332-02]

347 不動産営業員

他人を訪問し、不動産の売買・賃借などに関する取引上の勧誘・交渉・契約締結などを行う仕事に従事するものをいう。

なお、店舗において、土地・建物の売買・賃借・交換の代理・仲介の仕事に従事するものは、[331] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

347-01 不動産営業員**347-01 不動産営業員**

他人を訪問し、不動産の売買・賃借などに関する取引上の勧誘・交渉・契約締結などを行う仕事に従事するものをいう。

なお、店舗において土地・建物の売買・賃借・交換の代理・仲介の仕事に従事するものは、[331-01] に分類する。

- 住宅・不動産会社営業部員、住宅リフォーム営業員、宅地建物営業員、用地仕入営業員
- × 不動産仲介人 [331-01]

349 その他の営業の職業

旅行・広告に関する営業、建設工事などの受注に関する営業、会員の募集、新聞購読の勧誘、その他 341～347 に含まれない営業の仕事をいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 349-01 旅行営業員
- 349-02 広告営業員
- 349-03 製造受注営業員
- 349-04 会員勧誘員
- 349-05 新聞拡張員
- 349-99 他に分類されない営業の職業

349-01 旅行営業員

他人を訪問し、個人・団体の国内旅行・海外旅行について取引上の勧誘・交渉・契約締結などを行う仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)旅行会社のカウンターにおいてセット旅行・手配旅行の販売、鉄道・航空機・宿泊の予約などを行う仕事に従事するもの [281-02]

(2)団体旅行に同行して参加者の世話などをする仕事に従事するもの [421-01]

○ 旅行営業員

× 旅行会社カウンター係 [281-02]、ツアーコンダクター [421-01]

349-02 広告営業員

他人を訪問し、放送・印刷物などの媒体を通じて提供される広告について制作の勧誘、取引上の交渉・契約締結などを行う仕事に従事するものをいう。

○ アカウントエグゼクティブ（広告代理業）、広告会社営業部員

349-03 製造受注営業員

他人を訪問し、建設工事、印刷物の作成などについて取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結などを行う仕事に従事するものをいう。

ただし、機械の製造受注に関する営業の仕事に従事するもの [344] を除く。

○ 印刷営業員、建設工事営業員

× 建設機械製造受注営業員 [344-01]、電子応用装置製造受注営業員 [344-02]、鉄道車両製造受注営業員 [344-99]

349-04 会員勧誘員

ゴルフクラブ・スポーツクラブ等の会員を募集するため、他人を訪問し、取引上の勧誘・交渉・契約締結などを行う仕事に従事するものをいう。

○ 冠婚葬祭会員募集員、ゴルフ場会員募集員、スポーツクラブ会員募集員、リゾートクラブ会員募集員、レジャークラブ会員募集員

349-05 新聞拡張員

他人を訪問し、新聞の購読について取引上の勧誘・交渉・契約締結などを行う仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)新聞購読料を集金する仕事に従事するもの [291-01]

(2)新聞配達の仕事に従事するもの [755-03]

○ 新聞販売拡張員

× 新聞購読料集金人 [291-01]、新聞配達員 [755-03]

349-99 他に分類されない営業の職業

コンピュータ上で作動する各種のパッケージソフトウェアの販売に関する営業、商品取引の勧誘、その他 349-01～349-05 に含まれない営業の仕事をいう。

- 外務員（商品取引業）、パッケージソフトウェア販売営業員

E サービスの職業

個人家庭における家事の支援、介護、保健医療の補助業務、理容・美容、クリーニング、調理、接客・給仕、居住施設・ビルの管理などのサービスの仕事をいう。

この大分類に該当する職業は、次のいずれかの中分類に分類する。

- 35 家庭生活支援サービスの職業
- 36 介護サービスの職業
- 37 保健医療サービスの職業
- 38 生活衛生サービスの職業
- 39 飲食物調理の職業
- 40 接客・給仕の職業
- 41 居住施設・ビル等の管理の職業
- 42 その他のサービスの職業

35 家庭生活支援サービスの職業

個人家庭の生活を支援するための調理・育児・洗たく（濯）・掃除・介護などの仕事をいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)介護・調理などの技能的・専門的な仕事 [36 介護サービスの職業、39 飲食物調理の職業]
- (2)個人家庭における清掃の作業 [76 清掃の職業]

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 351 家政婦（夫）、家事手伝
- 359 その他の家庭生活支援サービスの職業

351 家政婦（夫）、家事手伝

他人の求めに応じて、個人家庭において、調理、育児、洗たく（濯）、掃除、介護、病弱者等の付添いなどを行う仕事に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)看護師の資格を有し、個人家庭を訪問して看護の仕事に従事するもの [133]
- (2)個人家庭において調理、洗たく、または子守の仕事のみに従事するもの [359]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)介護サービス事業者の指示を受けて個人家庭を訪問し、在宅介護の仕事に従事するもの [362]

(2)個人家庭において清掃の作業に従事するもの [762]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

351-01 家政婦（夫）、家事手伝**351-01 家政婦（夫）、家事手伝**

他人の求めに応じて、個人家庭において、調理、育児、洗たく（濯）、掃除、介護、病弱者等の付添いなどを行う仕事に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)看護師の資格を有し、個人家庭を訪問して看護の仕事に従事するもの [133-01]
- (2)個人家庭において調理、洗たく、または子守の仕事のみに従事するもの [359-01、359-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)介護サービス事業者の指示を受けて個人家庭を訪問し、在宅介護の仕事に従事するもの [362-01]
- (2)個人家庭において清掃の作業に従事するもの [762-01]
- お手伝い、介護家政婦、家事代行員
- × 訪問看護師 [133-01]、ベビーシッター [359-01]、洗たく人（個人家庭） [359-99]、料理人（個人家庭） [359-99]、訪問介護員 [362-01]、ハウスクリーニング作業員 [762-01]

359 その他の家庭生活支援サービスの職業

乳幼児の世話、その他 351 に含まれない、個人家庭の生活を支援するための仕事をいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

359-01 ベビーシッター**359-99 他に分類されない家庭生活支援サービスの職業****359-01 ベビーシッター**

他人の求めに応じて、個人家庭において、乳幼児の世話をする仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)保育所・児童養護施設などにおいて児童の保育の仕事に従事するもの [163-01]
- (2)幼稚園において幼児の保育の仕事に従事するもの [191-01]
- (3)自宅において乳幼児を預かる仕事に従事するもの [429-99]
- チャイルドシッター、乳幼児シッター、乳幼児世話人（個人家庭）
- × 保育士 [163-01]、幼稚園教員 [191-01]、家庭福祉員 [429-99]、保育ママ [429-99]

359-99 他に分類されない家庭生活支援サービスの職業

調理、洗たく（濯）、その他 359-01 に含まれない、個人家庭の生活を支援するための仕事をいう。

- 洗たく人（個人家庭）、料理人（個人家庭）

36 介護サービスの職業

医療施設・介護老人福祉施設などの介護保険施設および個人家庭において、要介護者の入浴・排泄・食事などの世話をする仕事をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 361 施設介護員
- 362 訪問介護職

361 施設介護員

医療施設・介護老人福祉施設などの介護保険施設において、要介護者の入浴・排泄・食事などの世話をする仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)介護保険施設において介護サービス計画を作成する仕事に従事するもの [169]
- (2)個人家庭を訪問し、要介護者の入浴・排泄・食事などの世話をする仕事に従事するもの [362]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

361-01 施設介護員

361-01 施設介護員

医療施設・介護老人福祉施設などの介護保険施設において、要介護者の入浴・排泄・食事などの世話をする仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)介護保険施設において介護サービス計画を作成する仕事に従事するもの [169-01]
- (2)個人家庭を訪問し、要介護者の入浴・排泄・食事などの世話をする仕事に従事するもの [362-01]

- ケアワーカー（医療施設、老人福祉施設）、介護サービス員（老人保健施設）
- × 介護支援専門員（福祉施設） [169-01]、ケアマネージャー（福祉施設） [169-01]、訪問介護員 [362-01]

362 訪問介護職

要介護の認定を受けている個人の家庭を訪問し、入浴・排泄・食事などの身体の世話、掃除・洗たく（濯）・炊事・買い物などの日常生活の支援をする仕事に従事するものをいう。

大分類E サービスの職業

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

362-01 訪問介護員

362-02 訪問入浴介助員

362-01 訪問介護員

要介護の認定を受けている個人の家庭を訪問し、入浴・排泄・食事などの身体の世話、掃除・洗たく（濯）・炊事・買い物などの日常生活の支援をする仕事に従事するものをいう。

ただし、要介護者の家庭を訪問し、入浴を介助する仕事にもっぱら従事するもの〔362-02〕を除く。

- 在宅介護員、在宅ケアワーカー、訪問介護サービス員、ホームヘルパー
- × 介護家政婦〔351-01〕、訪問入浴介助員〔362-02〕

362-02 訪問入浴介助員

訪問入浴車を運転して、要介護の認定を受けている個人の家庭を訪問し、脱衣・身体洗浄・入浴・ふき取り・着衣などの入浴介助、浴槽の運搬・設置・片付けなどの仕事に従事するものをいう。

なお、介護保険施設において入浴を介助する仕事に従事するものは、〔361-01〕に分類する。

- 在宅入浴介助員、在宅入浴サービス員、訪問入浴サービス員、訪問入浴ヘルパー
- × 施設入浴介助員〔361-01〕、入浴ヘルパー（福祉施設）〔361-01〕

37 保健医療サービスの職業

病院・歯科診療所などにおいて、医師・歯科医師・看護師の指示のもとに、治療処置の準備・片付け、医療器具の洗浄・消毒などを行う保健医療の補助業務をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 371 看護助手
- 372 歯科助手
- 379 その他の保健医療サービスの職業

371 看護助手

病院・診療所において、看護師の指示のもとに、治療処置の準備・片付け、医療器具の洗浄・消毒、カルテの受け渡し・保管、食事の配ぜん（膳）、シーツ・枕カバーの交換、入院患者の入浴介助・清拭などを行う仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)看護師の免許を有し、傷病者などに対する療養上の世話、診療の補助業務などに従事するもの [133]
- (2)准看護師の免許を有し、医師・看護師の指示のもとに、傷病者などに対する療養上の世話、診療の補助業務などに従事するもの [133]
- (3)病院において、病室・廊下の清掃、シーツ・枕カバーの回収・洗たく、消耗品の交換など特定の型に限定されない各種の軽作業に従事するもの [782]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

371-01 看護助手

371-01 看護助手

病院・診療所において、看護師の指示のもとに、治療処置の準備・片付け、医療器具の洗浄・消毒、カルテの受け渡し・保管、食事の配ぜん（膳）、シーツ・枕カバーの交換、入院患者の入浴介助・清拭などを行う仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)看護師の免許を有し、傷病者などに対する療養上の世話、診療の補助業務などに従事するもの [133-01]
- (2)准看護師の免許を有し、医師・看護師の指示のもとに、傷病者などに対する療養上の世話、診療の補助業務などに従事するもの [133-02]
- (3)病院において、病室・廊下の清掃、シーツ・枕カバーの回収・洗たく、消耗品の交換など特定の型に限定されない各種の軽作業に従事するもの [782-04]

大分類E サービスの職業

- 看護アシスタント、看護ヘルパー、看護補助者
- × 看護師 [133-01]、准看護師 [133-02]、病院作業員 [782-04]

372 歯科助手

病院・歯科診療所において、歯科医師の指示のもとに、治療処置の準備・片付け、医療器具の洗浄・消毒、口くう（腔）内の唾液吸引、歯型用石膏（膏）の準備、歯科用セメントの練和などを行う仕事に従事するものをいう。

これらの仕事に加えて、外来診療の受付、および診察料の請求の仕事に従事するものを含む。

なお、歯科衛生士の免許を有し、歯科医師の直接の指導のもとに、歯垢・歯石の除去、診療の補助業務などに従事するものは、[147] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

372-01 歯科助手

372-01 歯科助手

病院・歯科診療所において、歯科医師の指示のもとに、治療処置の準備・片付け、医療器具の洗浄・消毒、口くう（腔）内の唾液吸引、歯型用石膏（膏）の準備、歯科用セメントの練和などを行う仕事に従事するものをいう。

これらの仕事に加えて、外来診療の受付、および診察料の請求の仕事に従事するものを含む。

なお、歯科衛生士の免許を有し、歯科医師の直接の指導のもとに、歯垢・歯石の除去、診療の補助業務などに従事するものは、[147-01] に分類する。

- 歯科アシスタント、歯科補助者
- × 歯科衛生士 [147-01]

379 その他の保健医療サービスの職業

動物病院における診療の補助、その他 371 および 372 に含まれない保健医療の補助業務をいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

379-01 動物病院助手

379-99 他に分類されない保健医療サービスの職業

379-01 動物病院助手

動物病院において、獣医師の指示のもとに、病気・怪我をした動物の診療補助、入院動物の世話、飼い主に対する飼育指導などを行う仕事に従事するものをいう。

なお、獣医師の免許を有し、家畜・家きん（禽）・愛がん（玩）用動物などの診療、

保健衛生指導などの専門的な仕事に従事するものは、[123-01] に分類する。

- アニマルヘルステクニシャン、獣医補助者、動物衛生看護師、動物病院アシスタント、動物病院看護補助者
- × 獣医師 [123-01]

379-99 他に分類されない保健医療サービスの職業

検眼・調剤の補助、その他 379-01 に含まれない保健医療の補助業務をいう。

- 検眼助手、調剤助手、リハビリ助手

38 生活衛生サービスの職業

理容、美容、クリーニング、その他個人の身体・被服の衛生に関する仕事をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 381 理容師
- 382 美容師
- 383 美容サービス職
- 384 浴場従事人
- 385 クリーニング職
- 389 その他の生活衛生サービスの職業

381 理容師

理容師の免許を有し、頭髪の刈込み、顔そり、洗髪、パーマネントウエーブなどの理容の仕事に従事するものをいう。

なお、理容師の補助業務に従事するものは、[389]に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

381-01 理容師

381-01 理容師

理容師の免許を有し、頭髪の刈込み、顔そり、洗髪、パーマネントウエーブなどの理容の仕事に従事するものをいう。

なお、理容師の補助業務に従事するものは、[389-97]に分類する。

- 管理理容師、床屋、理髪師
- × 理容師補助者 [389-97]

382 美容師

美容師の免許を有し、パーマネントウエーブ、頭髪のカット、結髪、毛染め、化粧などの仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)美容師の免許を有し、着付け、全身美容、爪の装飾の仕事にもっぱら従事するもの [383]
- (2)美容師の補助業務に従事するもの [389]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

382-01 美容師

382-01 美容師

美容師の免許を有し、パーマメントウエーブ、頭髪のカット、結髪、毛染め、化粧などの仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)美容師の免許を有し、着付け、全身美容、爪の装飾の仕事にもっぱら従事するもの [383]

(2)美容師の補助業務に従事するもの [389-97]

- 髪結師、管理美容師、スタイリスト（美容師）
- × 着付師 [383-01]、エステティシャン [383-02]、ネイリスト [383-03]、ヘアメイク係（美容師ではないもの） [383-99]、美容師補助者 [389-97]

383 美容サービス職

着付け、全身美容、爪の装飾などの仕事に従事するものをいう。

なお、美容師の免許を有し、パーマメントウエーブ、頭髪のカット、結髪、毛染め、化粧などの仕事に従事するものは、[382] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 383-01 着付師**
- 383-02 エステティシャン**
- 383-03 ネイリスト**
- 383-99 他に分類されない美容サービス職**

383-01 着付師

結婚式場・写真館・美容室・貸衣装店などにおいて、着物・衣装の着付けの仕事に従事するものをいう。

- 衣装着付師

383-02 エステティシャン

肌の汚れの除去、血行の促進、保湿、脱毛などの、髪の毛以外の顔・身体を手入れする仕事に従事するものをいう。

なお、カイロプラクティック・アロマセラピー術などを行う仕事に従事するものは、[429-03] に分類する。

- 美顔術師
- × アロマセラピスト [429-03]、カイロプラクター [429-03]、整体術師 [429-03]、リフレクソロジスト [429-03]

383-03 ネイリスト

爪の形を整え、装飾を施す仕事に従事するものをいう。

- ネイル・アーティスト、ペディキュア師、マニキュア師

383-99 他に分類されない美容サービス職

383-01～383-03に含まれない美容関連の仕事に従事するものをいう。

- かつら結髪師、床山、ヘアメイク係（美容師ではないもの）
- × ビューティーアドバイザー [323-08]、美容部員（化粧品販売）[323-08]、美容師 [382-01]、美容師アシスタント [389-97]、美容師補助者 [389-97]

384 浴場従事人

浴場・温泉・蒸風呂・サウナ風呂などにおいて、番台業務、脱衣場の整頓、洗い場の清掃、かま（釜）の焚き付け、しこみ湯・洗い湯の調節などの仕事に従事するものをいう。

主に浴場業務に従事する浴場主・支配人を含む。

ただし、以下のものを除く。

- (1)主に経営・管理の仕事に従事する浴場主・支配人 [031、049]
- (2)ボイラーを操作する仕事にもっぱら従事するもの [692]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

384-01 浴場従事人

384-01 浴場従事人

浴場・温泉・蒸風呂・サウナ風呂などにおいて、番台業務、脱衣場の整頓、洗い場の清掃、かま（釜）の焚き付け、しこみ湯・洗い湯の調節などの仕事に従事するものをいう。

主に浴場業務に従事する浴場主・支配人を含む。

ただし、以下のものを除く。

- (1)主に経営・管理の仕事に従事する浴場主・支配人 [031-01、049-99]
 - (2)ボイラーを操作する仕事にもっぱら従事するもの [692-01]
- 温泉浴場従事人、サウナ支配人（主に浴場業務に従事するもの）、銭湯経営者（主に浴場業務に従事するもの）、番台、ヘルスセンター浴場従事人、浴場清掃員
 - × サウナ支配人（会社：主に経営・管理の仕事に従事するもの）[031-01]、銭湯経営者（個人事業：主に経営・管理の仕事に従事するもの）[049-99]、サウナ風呂受付係 [406-02] ボイラーオペレーター [692-01]

385 クリーニング職

被服類・身の回り品（賃貸物品を含む）の洗たく（濯）・仕上げの仕事に従事するものをいう。

ただし、個人家庭において洗たくの仕事に従事するもの [359] を除く。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 385-01 クリーニング工
- 385-02 クリーニング仕上工

385-01 クリーニング工

被服類・身の回り品（賃貸物品を含む）の水洗い・ドライクリーニング・しみ抜きなどの仕事に従事するものをいう。

ただし、個人家庭において洗たくの仕事に従事するもの [359-99] を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 洗たく物の注文受入の仕事にもっぱら従事するもの [272-01]
- (2) 洗たく物の仕上げの仕事にもっぱら従事するもの [385-02]
- (3) 着物を反物の状態にして洗たくする仕事に従事するもの [389-01]
- (4) 洗たく物の集配の作業にもっぱら従事するもの [755-02]
- (5) 洗たく物の荷分けの作業にもっぱら従事するもの [781-04]
- 貸おしぼり洗たく工、クリーニング師、しみ抜き工、洗たく工、ドライクリーニング工、リネンサプライ業従事者（洗たくに従事するもの）
- × クリーニング注文受入事務員 [272-01]、クリーニング取次所従事者 [272-01]、洗たく人（個人家庭） [359-99]、クリーニング仕上工 [385-02]、洗張職 [389-01]、クリーニング集配員 [755-02]、洗たく物荷分け作業員 [781-04]

385-02 クリーニング仕上工

洗たく（濯）後の被服類・身の回り品（賃貸物品を含む）のしわ伸ばし・折り目付け、検査、仕分けの仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 被服類・身の回り品（賃貸物品を含む）を洗たくする仕事にもっぱら従事するもの [385-01]
- (2) 仕上げ後の被服類・身の回り品（賃貸物品を含む）を包装する作業にもっぱら従事するもの [771]
- アイロン仕上工（クリーニング）、クリーニングプレス工、洗たく整理工、洗たくプレス工、リネンサプライ業従事者（洗たくの仕上げに従事するもの）
- × クリーニング職 [385-01]、包装作業員 [771-01]

389 その他の生活衛生サービスの職業

洗張、理容師・美容師の補助業務、その他 381～385 に含まれない、個人の身体・被服の衛生に関する仕事をいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

389-01 洗張職

389-97 理容師・美容師補助者

389-01 洗張職

着物を反物の状態にして洗たく（濯）・のり（糊）付け・乾燥・湯のしなどを行う仕事に従事するものをいう。

○ 洗張工、湯のし工

389-97 理容師・美容師補助者

床の掃除、タオルの洗たく（濯）、頭髮の刈込み・顔そり・洗髪・パーマメントウエーブ・化粧に必要な道具・化粧品の整理など、理容師・美容師の補助業務に従事するものをいう。

○ 美容師アシスタント、美容師補助者、理容師アシスタント、理容師補助者

39 飲食物調理の職業

食堂・レストラン・専門料理店・給食施設などにおける調理の仕事、および調酒の仕事をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 391 調理人
- 392 バーテンダー

391 調理人

食堂・レストラン・専門料理店などにおいて、料理をつくる仕事に従事するものをいう。以下のものを含む。

- (1)調理師の免許を有しないもの
- (2)自ら調理の仕事に従事する飲食店主

ただし、個人家庭において調理の仕事に従事するもの〔359〕を除く。

なお、給食施設において献立の作成、調理指導の仕事に従事するものは、〔151〕に分類する。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 391-01 日本料理調理人
- 391-02 すし職人
- 391-03 西洋料理調理人
- 391-04 中華料理調理人
- 391-05 給食調理人
- 391-97 調理補助者
- 391-98 調理人見習
- 391-99 他に分類されない調理人

391-01 日本料理調理人

料亭・割烹などにおいて、材料の準備、下ごしらえ、味付け、煮る・焼くなどの調理、盛り付けなどの仕事に従事するものをいう。

ただし、握りずしなどのすしをつくる仕事に従事するもの〔391-02〕を除く。

なお、日本料理調理人の見習は、〔391-98〕に分類する。

- 板前、うどん料理人、そば料理人、天ぷら揚げ職人（飲食店）、ふぐ調理師、和食調理人
- × すし職人〔391-02〕、調理人見習（日本料理）〔391-98〕

391-02 すし職人

すし専門店などにおいて、すし種を仕込み、酢飯をつくり、握りずし・巻きずし・ちらしずしなどをつくる仕事に従事するものをいう。

なお、すし職人の見習は、[391-98] に分類する。

- すし職人（回転すし）、にぎりすし職人（飲食店）
- × すし職人見習 [391-98]

391-03 西洋料理調理人

西洋料理店において、材料の準備、下ごしらえ、ゆでる・炒める・焼くなどの調理、スープの煮込み、ソースの味付け、盛り付けなどの仕事に従事するものをいう。

なお、西洋料理調理人の見習は、[391-98] に分類する。

- イタリア料理調理人、コック、シェフ、パティシエ（飲食店）、フランス料理調理人、洋食調理人
- × 調理人見習（西洋料理）[391-98]、パティシエ（洋生菓子製造）[545-02]

391-04 中華料理調理人

中華料理店において、材料の準備、下ごしらえ、炒める・揚げるなどの調理、盛り付けなどの仕事に従事するものをいう。

なお、中華料理調理人の見習は、[391-98] に分類する。

- 中国料理調理人、ラーメン調理人
- × 調理人見習（中華料理）[391-98]

391-05 給食調理人

会社・工場・学校・病院・福祉施設などの給食施設において、栄養士が作成した献立にもとづいて、材料の準備、下ごしらえ、調理、盛り付けなどの仕事に従事するものをいう。

なお、給食施設において献立の作成、調理指導の仕事に従事するものは、[151-01] に分類する。

- 給食係員、給食センター調理人、社員食堂調理人、調理人（病院）
- × 栄養士 [151-01]

391-97 調理補助者

調理場において、食材の洗浄・切り込み、食器の準備、調理器具の片付けなど調理の補助業務に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)調理人の見習 [391-98]
- (2)食器の洗浄、客席・厨房の清掃、ごみの分別など特定の型に限定されない各種の軽作業に従事するもの [782-06]
- 調理助手、調理手伝人
- × 調理人見習 [391-98]、食堂作業員 [782-06]

391-98 調理人見習

調理人の見習であるものをいう。

なお、食材の洗浄・切り込み、食器の準備、調理器具の片付けなど調理の補助業務に従事するものは、[391-97] に分類する。

- すし職人（見習）、西洋料理調理人（見習）、中華料理調理人（見習）、日本料理調理人（見習）
- × 調理補助者 [391-97]

391-99 他に分類されない調理人

喫茶店・居酒屋などにおける調理、その他 391-01～391-98 に含まれない調理の仕事に従事するものをいう。

- 居酒屋調理人、喫茶店調理人、漁船司厨員、出張料理調理人、大衆食堂調理人、持ち帰り弁当調理人
- × 弁当製造工 [554-01]

392 バーター

バー・クラブなど客に飲食させる場所において、主として、酒または酒類と酒類以外の飲料とを混合・調整して、客の飲用に供する仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

392-01 バーター**392-01 バーター**

バー・クラブなど客に飲食させる場所において、主として、酒または酒類と酒類以外の飲料とを混合・調整して、客の飲用に供する仕事に従事するものをいう。

- バーテン、バーター見習
- × ソムリエ [403-03]

40 接客・給仕の職業

旅館・ホテル・飲食店・乗物・娯楽場等における接客・給仕などの仕事をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 401 飲食店主・店長
- 402 旅館・ホテル支配人
- 403 飲食物給仕係
- 404 旅館・ホテル・乗物接客員
- 405 接客社交係、芸者、ダンサー
- 406 娯楽場等接客員
- 409 その他の接客・給仕の職業

401 飲食店主・店長

飲食店（屋台店を除く）を経営・管理し、自ら食材の仕入れ、接客などの仕事に従事するもののうち、主に食材の仕入れ、接客などの仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)主に経営・管理の仕事に従事するもの [031、049]
- (2)自ら調理の仕事に従事するもの [391]

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 401-01 レストラン店長
- 401-99 他に分類されない飲食店主・店長

401-01 レストラン店長

レストランを経営・管理し、自ら食材の仕入れ、接客などの仕事に従事するもののうち、主に食材の仕入れ、接客などの仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)主に経営・管理の仕事に従事するもの [031-01、049-99]
- (2)自ら調理の仕事に従事するもの [391]
- ファミリーレストラン店長（主に接客の仕事に従事するもの）、レストラン店長（主に接客の仕事に従事するもの）
- × レストラン店長（会社：主に管理的な仕事に従事するもの）[031-01]、レストラン店長（個人事業：主に管理的な仕事に従事するもの）[049-99]、レストラン店長（自ら調理の仕事に従事するもの）[391-03]

401-99 他に分類されない飲食店主・店長

401-01 に含まれない飲食店を経営・管理し、自ら食材の仕入れ、接客などの仕事に従事するもののうち、主に食材の仕入れ、接客などの仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)主に経営・管理の仕事に従事するもの [031-01、049-99]

(2)自ら調理の仕事に従事するもの [391]

- 居酒屋店長（主に接客の仕事に従事するもの）、ハンバーガーショップ店長（主に接客の仕事に従事するもの）
- × ハンバーガーショップ店長（会社：主に管理的な仕事に従事するもの）[031-01]、居酒屋店主（個人事業：主に管理的な仕事に従事するもの）[049-99]、すし店店長（自ら調理の仕事に従事するもの）[391-02]

402 旅館・ホテル支配人

旅館・ホテルを経営し、自ら接客などの仕事に従事するもののうち、主に接客などの仕事に従事するもの、および営業の全部または一部について従業員を指揮監督し、自ら接客などの仕事に従事するもののうち、主に接客などの仕事に従事するものをいう。

なお、主に旅館・ホテルの経営・管理の仕事に従事するものは、[031、049] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

402-01 旅館・ホテル支配人

402-01 旅館・ホテル支配人

旅館・ホテルを経営し、自ら接客などの仕事に従事するもののうち、主に接客などの仕事に従事するもの、および営業の全部または一部について従業員を指揮監督し、自ら接客などの仕事に従事するもののうち、主に接客などの仕事に従事するものをいう。

なお、主に旅館・ホテルの経営・管理の仕事に従事するものは、[031-01、049-99] に分類する。

- 番頭（旅館）、ペンション経営者（主に接客の仕事に従事するもの）、ホテル支配人（主に接客の仕事に従事するもの）、旅館支配人（主に接客の仕事に従事するもの）、旅館主（主に接客の仕事に従事するもの）
- × ホテル支配人（会社：主に管理的な仕事に従事するもの）[031-01]、旅館支配人（会社：主に管理的な仕事に従事するもの）[031-01]、ペンション経営者（主に管理的な仕事に従事するもの）[049-99]、ホテル経営者（個人事業：主に管理的な仕事に従事するもの）[049-99]、旅館経営者（個人事業：主に管理的な仕事に従事するもの）[049-99]、旅館主（個人事業：主に管理的な仕事に従事するもの）[049-99]

403 飲食物給仕係

食堂・喫茶店・料理店・レストランなどにおいて、食卓の用意、給仕などの仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

403-01 配ぜん人

403-02 ウエイター・ウエイトレス（飲食店ホール係）

403-03 ソムリエ

403-01 配ぜん人

旅館・ホテルの宴会場、結婚式場の披露宴会場などにおいて、食卓の用意、給仕などの仕事に従事するものをいう。

なお、レストランなどにおいて、席の案内、注文取り、給仕などの仕事に従事するのは、[403-02] に分類する。

- ウエーター（宴会場）、ウエイトレス（宴会場）、配ぜん係
- × ウエーター（飲食店）[403-02]、ウエイトレス（飲食店）[403-02]、ホール係（飲食店）[403-02]

403-02 ウエーター・ウエイトレス（飲食店ホール係）

レストランなどにおいて、席の案内、注文取り、給仕などの仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)セルフサービス方式の飲食店のレジカウンターにおいて、飲食物を販売する仕事に従事するもの [323-05]
- (2)旅館・ホテルの宴会場などにおいて食卓の用意、給仕などの仕事に従事するもの [403-01]
- (3)バー・クラブなどにおいて客を接待して飲食させる仕事に従事するもの [405-01]
- (4)飲食店・食堂において、客席・床の清掃、食器の洗浄、卓上調味料の補充、ごみの分別など特定の型に限定されない各種の軽作業に従事するもの [782-06]
- ウエーター（飲食店）、ウエイトレス（飲食店）、フロア係（飲食店）、フロアスタッフ（飲食店）、ホール係（飲食店）、ホールスタッフ（飲食店）
- × ハンバーガーショップ店員 [323-05]、配ぜん人 [403-01]、ウエーター（宴会場）[403-01]、ウエイトレス（宴会場）[403-01]、接客係（バー、クラブ）[405-01]、食堂作業員 [782-06]

403-03 ソムリエ

レストランにおいて、ワインの仕入れ、酒庫の管理、ワインの選択についての助言などの仕事に従事するものをいう。

ウエーター・ウエイトレスを兼務しているものを含む。

- ソムリエール

404 旅館・ホテル・乗物接客員

旅館・ホテルにおいて、フロント業務、宿泊客の案内、客室の清掃・整理などの仕事に従事するもの、および航空機・船舶において、飲食物の給仕、乗客の案内などの仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 404-01 旅館・ホテルフロント係
- 404-02 旅館・ホテル接客係
- 404-03 旅館・ホテル客室係
- 404-04 乗物客室係

404-01 旅館・ホテルフロント係

旅館・ホテルのフロントカウンターにおいて、予約受付、宿泊手続き、部屋の割り振り、宿泊客への手紙・伝言の受付、観光など各種の案内、宿泊料金の精算などの仕事に従事するものをいう。

なお、旅館・ホテルのロビーにおいて、宿泊客の案内などの仕事に従事するものは、[404-02] に分類する。

- ホテルフロント係、予約係（ホテル）、予約係（旅館）、旅館フロント係
- × ホテル接客係 [404-02]、旅館接客係 [404-02]

404-02 旅館・ホテル接客係

旅館・ホテルのロビーにおいて、宿泊客の案内・出迎え・見送り、手荷物の運搬・一時預りなどの仕事に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)主に接客の仕事に従事する旅館・ホテルの支配人 [402-01]
- (2)手荷物を運搬する仕事にもっぱら従事するもの [429-01]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)旅館・ホテルのフロント業務に従事するもの [404-01]
- (2)旅館・ホテルにおいて客室の清掃、ベッドメイキング、備品の補充、客室での食事の配ぜん・片付けの仕事に従事するもの [404-03]
- 接客係（ホテル）、接客係（旅館）、ドアマン、ベルガール、ベルパーソン、ベルボーイ、ホテル案内係、ホテルサービス係、旅館案内係、旅館サービス係
- × ホテル支配人（主に接客の仕事に従事するもの）[402-01]、旅館主（主に接客の仕事に従事するもの）[402-01]、フロント係（ホテル）[404-01]、フロント係（旅館）[404-01]、客室係（ホテル）[404-03]、客室係（旅館）[404-03]、仲居 [404-03]、ポーター [429-01]

404-03 旅館・ホテル客室係

旅館・ホテルにおいて、客室の清掃・整理・整頓、ベッドメイキング、備品の補充・交換・貸出、客室での食事の配ぜん（膳）・片付けの仕事に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)旅館・ホテルにおいて客室を清掃する作業にもっぱら従事するもの [761-01]
- (2)旅館において清掃、宴会の準備、食器の洗浄など特定の型に限定されない各種の軽作業に従事するもの [782-05]

なお、旅館・ホテルのロビーにおいて、宿泊客の案内などの仕事に従事するものは、

[404-02] に分類する。

- 客室係（ホテル）、客室係（旅館）、仲居、ハウスキーパー（客室係）、ベッドメイク係、ルーム係
- × 接客係（ホテル）[404-02]、接客係（旅館）[404-02]、客室清掃員（ホテル）[761-01]、客室清掃員（旅館）[761-01]、旅館作業員 [782-05]

404-04 乗物客室係

航空機・船舶において、乗客の案内、飲食物の給仕、緊急時の秩序維持・避難誘導などの仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)客船において船内事務、出入港手続きなどの仕事に従事するもの [259-99]
- (2)鉄道駅・空港・港などにおいて、乗車券の販売、搭乗手続きなどの窓口・カウンター業務に従事するもの [301-01]
- (3)鉄道車両内において、客席を巡回して商品・飲食物を販売する仕事に従事するもの [325-02]
- (4)鉄道車両に乗務し、発車の合図、ドアの開閉、車内の秩序保持、検札、乗車券の販売などの車掌業務に従事するもの [681-01]
- キャビンアテンダント、航空客室乗務員、スチュワーデス、スチュワード、船室係、船舶旅客係、フライトアテンダント
- × 船舶パーサー[259-99]、グランドホステス[301-01]、航空旅客係[301-01]、車内販売員[325-02]、鉄道車掌 [681-01]

405 接客社交係、芸者、ダンサー

バー・キャバレー・クラブなどにおいて客を接待して飲食させるなどの仕事に従事するもの、料亭・旅館などにおいて芸者（妓）として客を接待して飲食させるなどの仕事に従事するもの、およびナイトクラブなどにおいて客を相手にダンスを踊る仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 405-01 接客社交係
- 405-02 芸者、ダンサー

405-01 接客社交係

バー・キャバレー・クラブなどにおいて、客を接待して飲食させるなどの仕事に従事するものをいう。

- コンパニオン（バー）、コンパニオン（クラブ）、接客係（バー）、接客係（クラブ）、ホステス、ホスト

405-02 芸者、ダンサー

料亭・旅館などにおいて芸ぎ（妓）として、客を接待して飲食させるなどの仕事に従事するもの、およびナイトクラブなどにおいて客を相手にダンスを踊る仕事に従事するものをいう。

なお、舞台芸術としてのダンスの演技者は、[232-01] に分類する。

- 芸妓、フロアダンサー、舞妓
- × ステージダンサー [232-01]、バレエダンサー [232-01]

406 娯楽場等接客員

映画館・劇場・パチンコ店・遊園地などにおける、入場券の販売・改札、客の案内、遊戯施設・機械の操作・点検・調整などの仕事、スポーツクラブ・ゴルフ場などにおける、受付、スポーツ用品・トレーニング器具の点検・調整などの仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 406-01 娯楽場等支配人
- 406-02 娯楽場等接客係
- 406-03 娯楽場等遊戯施設係
- 406-04 スポーツ施設係
- 406-05 キャディ

406-01 娯楽場等支配人

娯楽場等を経営・管理し、自ら接客の仕事に従事するもののうち、主に接客の仕事に従事するものをいう。

なお、主に娯楽場等の経営・管理の仕事に従事するものは、[031-01、049-99] に分類する。

- 映画館支配人（主に接客の仕事に従事するもの）、ゲームセンター管理人（主に接客の仕事に従事するもの）、ゴルフ場支配人（主に接客の仕事に従事するもの）、パチンコ店支配人（主に接客の仕事に従事するもの）
- × 映画館支配人（会社：主に管理的な仕事に従事するもの）[031-01]、ゲームセンター管理人（会社：主に管理的な仕事に従事するもの）[031-01]、ゴルフ場支配人（会社：主に管理的な仕事に従事するもの）[031-01]、パチンコ店支配人（会社：主に管理的な仕事に従事するもの）[031-01]

406-02 娯楽場等接客係

映画館・劇場・野球場などの娯楽場において、整理券の発行、入場券の販売・改札、座席の案内などの仕事に従事するものをいう。

案内放送の仕事に従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)野球場などにおいて観客席の通路を巡回して飲食物を販売する仕事に従事するも

の [325-02]

(2)プレイガイドの窓口においてコンサート・演劇などの前売券を販売する仕事に従事するもの [339-99]

- インフォメーション係（娯楽場）、カウンター係（娯楽場）、景品交換係（パチンコ店）、娯楽場出・改札係、娯楽場放送係、座席案内係（娯楽場）、接客係（娯楽場）、入場券販売係（娯楽場）、フロント係（娯楽場）
- × 娯楽場立売販売員 [325-02]、プレイガイド窓口販売人 [339-99]

406-03 娯楽場等遊戯施設係

パチンコ店・遊園地などの娯楽場において、遊戯施設・機械の操作・点検・調整・修理・貸出などの仕事に従事するものをいう。

ただし、遊戯施設・機械の修理の作業にもっぱら従事するもの [601-99] を除く。

- アトラクション係（遊戯施設）、貸遊具係、ゲームセンター機械係、乗物運転操作員（遊園地）、ホール係（パチンコ店）、遊園地施設係、遊戯機械係、遊戯施設係、遊戯装置係、遊具オペレーター
- × 遊戯機械修理工 [601-99]、遊戯施設修理工 [601-99]

406-04 スポーツ施設係

スポーツクラブ・テニス場・ゴルフ場などのスポーツ施設において、受付、利用案内、利用日時の予約・調整、スポーツ用品・トレーニング器具の点検・調整などの仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)スポーツ施設においてスポーツの実演指導の仕事に従事するもの [244-03]

(2)ゴルフ場において、ゴルフバッグの運搬、ゴルフボールの位置確認などの仕事に従事するもの [406-05]

(3)体育館を管理する仕事に従事するもの [419-99]

- キャデイマスター、ゴルフ場係員、ゴルフ場フロント係、スポーツクラブ係員、スポーツクラブハウス係、スポーツセンター係員、スポーツ用具貸出係、テニス場係員、フィットネスクラブ係員、フロント係（ゴルフ場）
- × スポーツインストラクター [244-03]、スポーツクラブ指導員 [244-03]、スポーツトレーナー [244-03]、キャディ [406-05]、体育館管理人 [419-99]

406-05 キャディ

ゴルフ場において、客に同行してコースを回り、ゴルフバッグの運搬、ゴルフボールの位置確認、ゴルフクラブの受け渡しなどを行う仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)キャディの指導、客に同行するキャディの割り振り、ゴルフの進行管理などの仕事に従事するもの [406-04]

(2)ゴルフ場のクラブハウスにおいてゴルフバッグの受け渡し・運搬の仕事にもっぱら
従事するもの [429-01]

- ハウスキャディ
- × キャディマスター [406-04]、ポーター [429-01]

409 その他の接客・給仕の職業

百貨店における案内・接客、その他 401～406 に含まれない接客・給仕の仕事をいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

409-99 その他の接客・給仕の職業

409-99 その他の接客・給仕の職業

百貨店における案内・接客、その他 401～406 に含まれない接客・給仕の仕事をいう。

- 案内係（百貨店）、接客係（百貨店）

41 居住施設・ビル等の管理の職業

集合住宅・下宿・寄宿舍・ビル・駐車場などの管理の仕事を行う。

ただし、以下のものを除く。

- (1)警備の仕事 [45 その他の保安の職業]
- (2)設備管理の仕事 [69 定置・建設機械運転の職業]
- (3)清掃の作業 [76 清掃の職業]

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 411 マンション・アパート・下宿管理人
- 412 寄宿舍・寮管理人
- 413 ビル管理人
- 414 駐車場・駐輪場管理人
- 419 その他の居住施設・ビル等の管理の職業

411 マンション・アパート・下宿管理人

集合住宅・貸家・下宿などの居住施設において、設備の点検、来訪者の受付、居住者への連絡、共用部分の清掃などの管理の仕事に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)警備の仕事にもつぱら従事するもの [453]
- (2)清掃の作業にもつぱら従事するもの [761]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

- 411-01 マンション・アパート・下宿管理人

411-01 マンション・アパート・下宿管理人

集合住宅・貸家・下宿などの居住施設において、設備の点検、来訪者の受付、居住者への連絡、共用部分の清掃などの管理の仕事に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)警備の仕事にもつぱら従事するもの [453-01]
 - (2)清掃の作業にもつぱら従事するもの [761-01]
- アパート管理人、下宿管理人、住宅施設管理人、住込管理人（マンション）、フロント係（マンション）、マンション管理人
 - × 施設警備員 [453-01]、建物清掃員 [761-01]

412 寄宿舍・寮管理人

事業所・学校の寄宿舍・寮において、消耗品の交換・補充、共用部分の清掃、寄宿舍・寮の利用者に対する生活上の指導、健康・衛生上の世話などの仕事に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)調理の仕事にもっぱら従事するもの [391]
- (2)警備の仕事にもっぱら従事するもの [453]
- (3)清掃の作業にもっぱら従事するもの [761]

なお、学校において、施設・設備の点検、小規模修繕、消耗品の交換などの作業に従事するものは、[782] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

412-01 寄宿舍・寮管理人

412-01 寄宿舍・寮管理人

事業所・学校の寄宿舍・寮において、消耗品の交換・補充、共用部分の清掃、寄宿舍・寮の利用者に対する生活上の指導、健康・衛生上の世話などの仕事に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)調理の仕事にもっぱら従事するもの [391-05]
- (2)警備の仕事にもっぱら従事するもの [453-01]
- (3)清掃の作業にもっぱら従事するもの [761-01]

なお、学校において、施設・設備の点検、小規模修繕、消耗品の交換などの作業に従事するものは、[782-08] に分類する。

- 合宿所管理人、寄宿舍管理人、寄宿舍世話係、舎監、社宅管理人、住込管理人（寄宿舍・寮）、世帯寮管理人、独身寮管理人、寮管理人
- × 寮母・寮父（母子生活支援施設）[162-03]、炊事係（寄宿舍・寮）[391-05]、賄人（寄宿舍・寮）[391-05]、施設警備員 [453-01]、寄宿舍清掃作業員 [761-01]、寮清掃作業員 [761-01]、学校用務員 [782-08]

413 ビル管理人

事務用・事業用ビルにおいて、警備・設備管理・清掃・苦情受付などのビル管理全般に携わる仕事に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)警備の仕事にもっぱら従事するもの [453]
- (2)設備管理の仕事にもっぱら従事するもの [692、697]
- (3)清掃の作業にもっぱら従事するもの [761]

なお、マンション・アパートなどの居住施設において管理の仕事に従事するものは、[411] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

413-01 ビル管理人

413-01 ビル管理人

事務用・事業用ビルにおいて、警備・設備管理・清掃・苦情受付などのビル管理全般に携わる仕事に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)警備の仕事にもっぱら従事するもの [453-01]
- (2)設備管理の仕事にもっぱら従事するもの [692-01、697-01]
- (3)清掃の作業にもっぱら従事するもの [761-01]

なお、マンション・アパートなどの居住施設において管理の仕事に従事するものは、[411-01] に分類する。

○ ビル管理員

× マンション管理人 [411-01]、施設警備員 [453-01]、ボイラーオペレーター [692-01]、ビル設備管理員 [697-01]、ビル清掃作業員 [761-01]

414 駐車場・駐輪場管理人

駐車場において車両の誘導、駐車券の発行、料金の徴収、機械式駐車装置の操作などの仕事に従事するもの、および駐輪場において自転車・二輪車の整頓、駐輪券の発行、料金の徴収などの仕事に従事するものをいう。

パーキングメーターの設置場所を巡回して利用料金の回収、メーターの点検・保守などの仕事に従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)駐車場・駐輪場の警備の仕事に従事するもの [453]
- (2)警察からの委託を受けた事業者には雇用され、駐車違反の車両にステッカーを貼り付ける仕事に従事するもの [459]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

414-01 駐車場・駐輪場管理人

414-01 駐車場・駐輪場管理人

駐車場において車両の誘導、駐車券の発行、料金の徴収、機械式駐車装置の操作などの仕事に従事するもの、および駐輪場において自転車・二輪車の整頓、駐輪券の発行、料金の徴収などの仕事に従事するものをいう。

パーキングメーターの設置場所を巡回して利用料金の回収、メーターの点検・保守などの仕事に従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)駐車場・駐輪場の警備の仕事に従事するもの [453-01]
- (2)警察からの委託を受けた事業者には雇用され、駐車違反の車両にステッカーを貼り付ける仕事に従事するもの [459-99]

- 駐車場係、駐車場管理人、駐車場誘導員、駐輪場管理人、パーキングメーター管理人
- × 駐車場警備員 [453-01]、駐車監視員 [459-99]

419 その他の居住施設・ビル等の管理の職業

別荘の管理、その他 411～414 に含まれない、居住施設・ビルなどの管理の仕事を行う。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

419-01 別荘管理人

419-99 他に分類されない居住施設・ビル等の管理の職業

419-01 別荘管理人

貸別荘または個人の別荘を維持管理する仕事に従事するものをいう。

- 貸別荘管理人

419-99 他に分類されない居住施設・ビル等の管理の職業

公民館・体育館の管理、その他 419-01 に含まれない、居住施設・ビルなどの管理の仕事を行う。

- 公民館管理人、スポーツ競技場管理人、体育館管理人、託児所管理人

42 その他のサービスの職業

旅行客の案内、物品の一時預り・賃貸し、広告宣伝、葬儀の準備、犬・猫の毛の刈込み、その他〔35 家庭生活支援サービスの職業〕～〔41 居住施設・ビル等の管理の職業〕に含まれないサービスの仕事をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 421 添乗員、観光案内人
- 422 物品一時預り人
- 423 物品賃貸人
- 424 広告宣伝人
- 425 葬儀師、火葬係
- 426 トリマー
- 429 他に分類されないサービスの職業

421 添乗員、観光案内人

団体旅行に同行し旅程を管理するなどの仕事に従事するもの、および旅行客に付添い、観光地を案内するなどの仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 421-01 添乗員
- 421-02 観光案内人

421-01 添乗員

団体旅行に同行し、旅行客の案内・世話、旅程の管理などを行う仕事に従事するものをいう。

なお、観光バスに乗務し、観光案内、車両の誘導などの車掌業務に従事するものは、〔681-02〕に分類する。

- ツアーエスコート、ツアーコンダクター、旅行添乗員
- × バスガイド〔681-02〕

421-02 観光案内人

観光地などにおいて、旅行客に付添い、名所・旧跡などを案内する仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)旅行会社のカウンターにおいて、旅行の相談、旅行商品の紹介などの仕事に従事するもの〔281-02〕
- (2)旅行・観光案内所において、観光地の紹介・案内の仕事に従事するもの〔429-99〕

- アルパインガイド、観光通訳案内人、通訳案内士、通訳ガイド、登山案内人、トラベルガイド、名所・旧跡案内人、旅行・観光案内人、旅行・観光ガイド
- × 旅行会社カウンター係 [281-02]、旅行案内係（旅行・観光案内所） [429-99]

422 物品一時預り人

客の手荷物・身の回り品を一時的に預る仕事に従事するものをいう。

なお、空港・ホテルなどで他人の求めに応じて手荷物を運搬する仕事に従事するものは、[429] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

422-01 物品一時預り人

422-01 物品一時預り人

客の手荷物・身の回り品を一時的に預る仕事に従事するものをいう。

なお、空港・ホテルなどで他人の求めに応じて手荷物を運搬する仕事に従事するものは、[429-01] に分類する。

- クローク係、コインロッカー管理人、手荷物一時預り人
- × 手回品運搬人 [429-01]、ポーター [429-01]

423 物品賃貸人

物品の賃貸し、返却された物品の点検、賃貸物品の管理などの仕事に従事するものをいう。ただし、以下のものを除く。

(1) 娯楽場等において物品を賃貸しする仕事に従事するもの [406]

(2) スポーツ施設においてスポーツ用品を賃貸しする仕事に従事するもの [406]

なお、取引先の事業所・個人宅を巡回して、賃貸物品を集配する仕事に従事するものは、[755] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

423-01 物品賃貸人

423-01 物品賃貸人

物品の賃貸し、返却された物品の点検、賃貸物品の管理などの仕事に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

(1) 娯楽場等において物品を賃貸しする仕事に従事するもの [406-03]

(2) スポーツ施設においてスポーツ用品を賃貸しする仕事に従事するもの [406-04]

なお、取引先の事業所・個人宅を巡回して、賃貸物品を集配する仕事に従事するものは、[755-02] に分類する。

大分類E サービスの職業

- 貸衣装人、自転車賃貸人、レンタカー営業所員、レンタルショップ店員
- × 貸遊具係(娯楽場)[406-03]、スポーツ用具賃貸人[406-04]、リネンサプライ業集配員[755-02]

424 広告宣伝人

流行衣裳を着て宣伝する仕事、街頭・ショールームなどにおける商品の宣伝、宣伝放送、広告チラシの配布などの仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 424-01 広告宣伝員**
- 424-02 チラシ配布員**

424-01 広告宣伝員

流行衣裳を着て宣伝する仕事、街頭・ショールームなどにおける商品の宣伝、宣伝放送などの仕事に従事するものをいう。

なお、商品を実演して販売する仕事に従事するものは、[324-02]に分類する。

- イベントコンパニオン、キャンペーン宣伝員、コマーシャルモデル、ショールーム員、ファッションモデル
- × 商品実演販売員 [324-02]、マネキン(実演販売) [324-02]

424-02 チラシ配布員

路上での広告チラシの配布、個人宅郵便受けへの広告チラシの投入などの仕事に従事するものをいう。

- ビラ配り人、ポスティング人

425 葬儀師、火葬係

葬儀の準備・手配などの仕事に従事するもの、および火葬場において火葬のために死体を焼く仕事に従事するものをいう。

ただし、葬儀において、弔問客などの案内・応接にもっぱら従事するもの [254] を除く。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 425-01 葬儀師**
- 425-02 火葬係**

425-01 葬儀師

葬儀の準備・手配などの仕事に従事するものをいう。

ただし、葬儀において、弔問客などの案内・応接にもっぱら従事するもの [254-99] を除く。

- 葬儀セレモニー準備人、葬儀店員、葬祭飾付人、葬祭ディレクター、湯灌師
 - × 案内係(葬儀) [254-99]
-

425-02 火葬係

火葬場において火葬のために死体を焼く仕事に従事するものをいう。

- 火葬作業員、火葬場現業員

426 トリマー

犬・猫の毛の刈込み、爪切り、耳掃除などの仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

426-01 トリマー**426-01 トリマー**

犬・猫の毛の刈込み、爪切り、耳掃除などの仕事に従事するものをいう。

- グルーマー

429 他に分類されないサービスの職業

手荷物の運搬、学童保育施設における児童の生活指導・世話、カイロプラクティック・アロマセラピー術の施行、その他 421～426 に含まれないサービスの仕事をいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

429-01 ポーター**429-02 学童保育指導員****429-03 カイロプラクティック・アロマセラピー等従事人****429-99 他に分類されないその他のサービスの職業****429-01 ポーター**

空港・ホテルなどにおいて、他人の求めに応じて手荷物を運搬する仕事に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

(1)ホテルのロビーにおいて、宿泊客の案内、手荷物の運搬・一時預りなどの仕事に従事するもの [404-02]

(2)ゴルフ場において、客に同行してコースを回り、ゴルフバッグの運搬、ゴルフクラブの受け渡しなどの仕事に従事するもの [406-05]

- 手回品運搬人

- × ベルパーソン [404-02]、キャディ [406-05]

429-02 学童保育指導員

学童保育施設において、児童の生活指導・世話などの仕事に従事するものをいう。

なお、保育所などにおいて、児童の保育・養護の専門的な仕事に従事するものは、

[163-01] に分類する。

- 学童保育指導員
- × 保育士 [163-01]

429-03 カイロプラクティック・アロマセラピー等従事人

カイロプラクティック・アロマセラピー・整体・足裏マッサージ術などを行う仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の免許を有し、あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅうを施す仕事に従事するもの [152]
- (2)柔道整復師の免許を有し、柔道整復を施す仕事に従事するもの [153-01]
- アロマセラピスト、カイロプラクター、整体師、タラソセラピスト、リフレクソロジスト
- × あん摩マッサージ指圧師 [152-01]、はり師 [152-02]、きゅう師 [152-03]、柔道整復師 [153-01]

429-99 他に分類されないその他のサービスの職業

結婚式における介添役、寝具の消毒・乾燥、その他 429-01～429-03 に含まれないサービスの仕事をいう。

- 易者、エレベーター係、介添役（結婚式場）、家庭保育員、祈とう師、靴みがき人、結婚式場司会者、結婚相談員、コインランドリー管理人、職業紹介あっせん人（民営職業紹介）、寝具消毒乾燥人、人生相談員、美術モデル、ペットシッター、便利屋、保育補助者、保育ママ、巫女、野犬捕獲員、旅行案内係（旅行・観光案内所）、霊園管理者
- × 宗教家 [201-01]、ヘッドハンター [249-99]、結婚式予約・相談係 [281-02]、ブライダルコーディネーター [281-02]

F 保安の職業

国家の防衛、個人の生命・身体・財産の保護、公共の安全・秩序の維持、火災の鎮圧などの仕事をいう。

自衛官・警察官・海上保安官・消防官の身分を有するものは、仕事の内容のいかんにかかわらず本分類項目に分類する。

この大分類に該当する職業は、次のいずれかの中分類に分類する。

- 43 自衛官
- 44 司法警察職員
- 45 その他の保安の職業

43 自衛官

国家の防衛を任務とする自衛隊の隊務に従事するものをいう。

防衛省内部部局などの自衛官および防衛大学校・防衛医科大学校の学生を含む。

この中分類に該当する職業は、次の小分類に分類する。

- 431 自衛官

431 自衛官

国家の防衛を任務とする自衛隊の隊務に従事するものをいう。

防衛省内部部局などの自衛官および防衛大学校・防衛医科大学校の学生を含む。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

- 431-01 自衛官

431-01 自衛官

国家の防衛を任務とする自衛隊の隊務に従事するものをいう。

防衛省内部部局などの自衛官および防衛大学校・防衛医科大学校の学生を含む。

- 陸上自衛官、陸上自衛隊員、海上自衛官、海上自衛隊員、航空自衛官、航空自衛隊員、防衛大学校学生、防衛医科大学校学生

44 司法警察職員

個人の生命・身体・財産の保護、公共安全・秩序の維持など司法警察権を行使する仕事に従事するものをいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 441 警察官
- 442 海上保安官
- 449 その他の司法警察職員

441 警察官

個人の生命・身体・財産の保護、犯罪の予防・鎮圧・捜査、被疑者の逮捕、交通の取り締まり、その他公共安全・秩序の維持などの警察業務に従事するものをいう。

なお、警察からの委託を受けた事業者に雇用され、駐車違反の車両にステッカーを貼り付ける仕事に従事するものは、[459]に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

441-01 警察官

441-01 警察官

個人の生命・身体・財産の保護、犯罪の予防・鎮圧・捜査、被疑者の逮捕、交通の取り締まり、その他公共安全・秩序の維持などの警察業務に従事するものをいう。

なお、警察からの委託を受けた事業者に雇用され、駐車違反の車両にステッカーを貼り付ける仕事に従事するものは、[459-99]に分類する。

- 刑事、空港警察署員、皇宮護衛官、水上警察隊員、鉄道警察隊員
- × 駐車監視員 [459-99]

442 海上保安官

海上における犯罪の予防・鎮圧・捜査、被疑者の逮捕、海難救助、その他海上の安全確保に関する仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

442-01 海上保安官

442-01 海上保安官

海上における犯罪の予防・鎮圧・捜査、被疑者の逮捕、海難救助、その他海上の安全確保に関する仕事に従事するものをいう。

- 巡視船乗組員、巡視艇乗組員

449 その他の司法警察職員

麻薬の取り締まり、その他 441 および 442 に含まれない、司法警察権を行使する仕事に従事するものをいう。

ただし、労働基準監督官 [249]、船員労務官 [249]、鉦務監督官 [249] を除く。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

449-99 その他の司法警察職員**449-99 その他の司法警察職員**

麻薬の取り締まり、その他 441 および 442 に含まれない、司法警察権を行使する仕事に従事するものをいう。

ただし、労働基準監督官 [249-99]、船員労務官 [249-99]、鉦務監督官 [249-99] を除く。

- 漁業監督官、狩猟取締特別司法警察官、麻薬取締官
- × 鉦務監督官 [249-99]、船員労務官 [249-99]、労働基準監督官 [249-99]

45 その他の保安の職業

刑事施設における被収容者の監視、火災の鎮圧、構内秩序を維持するための警備、その他 [43 自衛官] および [44 司法警察職員] に含まれない保安の仕事を行う。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 451 看守
- 452 消防員
- 453 警備員
- 459 他に分類されない保安の職業

451 看守

刑務所・拘置所などの刑事施設において、被収容者の監視、作業の指揮監督、所内の保安の維持、被収容者の処遇などの仕事に従事するものをいう。

ただし、国からの委託を受けた事業者に雇用され、刑事施設の警備、被収容者の監視などの仕事に従事するもの [453] を除く。

なお、刑事施設の管理・運営の仕事に従事するものは、[011] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

451-01 看守

451-01 看守

刑務所・拘置所など刑事施設において、被収容者の監視、作業の指揮監督、所内の保安の維持、被収容者の処遇などの仕事に従事するものをいう。

ただし、国からの委託を受けた事業者に雇用され、刑事施設の警備、被収容者の監視などの仕事に従事するもの [453-01] を除く。

なお、刑事施設の管理・運営の仕事に従事するものは、[011-02] に分類する。

- 刑務官（管理職を除く）
- × 刑務所長 [011-02]、刑事施設警備員 [453-01]

452 消防員

火災の予防・警戒・鎮圧、洪水・火事・地震などによる被害の軽減、人命の救出、傷病者の緊急搬送などの仕事に従事するものをいう。

消防活動に従事する民間の消防員を含む。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

452-01 消防員

452-01 消防員

火災の予防・警戒・鎮圧、洪水・火事・地震などによる被害の軽減、人命の救出、傷病者の緊急搬送などの仕事に従事するものをいう。

消防活動に従事する民間の消防員を含む。

- 救急救命士（消防員）、救急隊員、空港消防員、私設消防員、消防官、消防士、消防隊員、レスキュー隊員

453 警備員

工場・病院・学校・事務所・その他公私の施設において、火災・破損・盗難の予防、突発事故・不法侵入の防止など財産の保護または構内秩序の維持に関する警備の仕事に従事するもの、人の身辺において、身体に対する危害の発生の警戒・防止など人の生命に関する警備の仕事に従事するものをいう。

国からの委託を受けた事業者には雇用され、刑事施設の警備、被収容者の監視などの仕事に従事するものを含む。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

453-01 施設警備員

453-99 他に分類されない警備員

453-01 施設警備員

工場・病院・学校・事務所・その他公私の施設において、火災・破損・盗難の予防、突発事故・不法侵入の防止など財産の保護または構内秩序の維持のため、施設への人の出入りの監視、施設内の巡視などの警備の仕事に従事するものをいう。

国からの委託を受けた事業者には雇用され、刑事施設の警備、被収容者の監視などの仕事に従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)事務用・事業用ビルにおいて、警備だけではなく、設備管理・清掃・苦情受付などを含むビル管理全般に関する仕事に従事するもの [413-01]
- (2)駐車場を管理する仕事に従事するもの [414-01]
- 駅警備員、ガードウーマン、ガードマン、機械警備員、空港警備員、刑事施設警備員、守衛、倉庫警備員、駐車場警備員、ビル警備員、夜警員
- × ビル管理人 [413-01]、駐車場管理人 [414-01]、空港警察署員 [441-01]、警察官 [441-01]、鉄道警察隊員 [441-01]

453-99 他に分類されない警備員

貴重品の運搬の警備、個人の身辺の警備、その他 453-01 に含まれない警備の仕事に従事するものをいう。

ただし、山林監視員 [479-02]、漁場監視員 [489-99] を除く

大分類F 保安の職業

- 機械警備管制員、貴重品運搬警備員、現金輸送員、国会衛視、身辺警護員、法廷警備員、ボディガード
- × 雑踏警備員 [459-03]、山林監視員 [479-02]、漁場監視員 [489-99]

459 他に分類されない保安の職業

道路の管理、道路工事現場における交通の誘導、雑踏の整理、プール・海水浴場における遊泳者の監視、その他 451～453 に含まれない保安の仕事をいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 459-01 道路管理員
- 459-02 道路交通誘導員
- 459-03 雑踏警備員
- 459-04 プール・海水浴場監視員
- 459-99 他に分類されないその他の保安の職業

459-01 道路管理員

高速道路・有料道路・一般道路を巡視し、道路設備の点検、路上障害物の除去、事故・災害発生時における交通整理などの仕事に従事するものをいう。

なお、道路工事現場および道路を使用する各種の工事・作業現場において、歩行者・車両の通行を誘導する仕事に従事するものは、[459-02] に分類する。

- 交通巡視員、道路監理員、道路パトロール隊員
- × 交通誘導員 [459-02]

459-02 道路交通誘導員

道路工事現場および道路を使用する各種の工事・作業現場において、歩行者・車両に通行の合図を送り交通の流れを誘導する仕事に従事するものをいう。

建設工事現場において建設用・運搬用車両を誘導する仕事に従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1) 駐車場において車両を誘導する仕事に従事するもの [414-01]

(2) 催事・行事の開催場所およびその周辺において、来場者などの交通の流れを整理・誘導する仕事に従事するもの [459-03]

- 建設現場交通誘導員、交通誘導員、道路工事現場交通誘導員
- × 駐車場誘導員 [414-01]、雑踏警備員 [459-03]

459-03 雑踏警備員

催事・行事の開催場所およびその周辺において、事故を防止するため、来場者などの交通の流れを整理・誘導する仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1) 娯楽場において座席などを案内する仕事に従事するもの [406-02]

(2)駐車場において車両を誘導する仕事に従事するもの [414-01]

- イベント警備員、会場整備員、催事警備員
- × 娯楽場等接客係 [406-02]、駐車場誘導員 [414-01]

459-04 プール・海水浴場監視員

プール・海水浴場などにおいて、水中・陸上での事故を防止するため遊泳者の監視、事故発生時の救助・救命処置などを行う仕事に従事するものをいう。

- 海水浴場監視員、水泳場監視員、プール監視員、ライフガード

459-99 他に分類されないその他の保安の職業

不法入国・滞在者の摘発、列車の見張、その他 459-01～459-04 に含まれない保安の仕事を行う。

- 自然保護官（レンジャー）、児童交通擁護員、駐車監視員、入国警備官、列車見張員（保線工事）

G 農林漁業の職業

農作物の栽培・収穫の作業、家畜・家きん（禽）・その他の動物の飼育の作業、林木の育成・伐採・搬出の作業、水産動植物の捕獲・採取・養殖の作業、およびその他の農林漁業類似の作業ならびにこれらに関連する作業をいう。

この大分類に該当する職業は、次のいずれかの中分類に分類する。

- 46 農業の職業
- 47 林業の職業
- 48 漁業の職業

46 農業の職業

農作物の栽培・収穫の作業、家畜・家きん（禽）・その他の動物（水産動物を除く）の飼育の作業、および農業類似の作業ならびにこれらに関連する作業をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 461 農耕作業員
- 462 養畜作業員
- 463 植木職、造園師
- 469 その他の農業の職業

G 461 農耕作業員

穀物・野菜・果樹・その他の作物の栽培・収穫などの作業に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 461-01 稲作・畑作作業員
- 461-02 園芸・工芸作物栽培作業員
- 461-03 きのこと栽培作業員
- 461-04 ハウス野菜栽培作業員
- 461-99 他に分類されない農耕作業員

461-01 稲作・畑作作業員

穀物・野菜・いも類・豆類・その他の稲作・畑作の作物の栽培・収穫などの作業に従事するものをいう。

ただし、ビニールハウス・温室において野菜の栽培・収穫の作業に従事するもの[461-04]を除く。

なお、農作物を選別する作業にもっぱら従事するものは、[781-03、781-99]に分類する。

- いも類栽培作業員、雑穀栽培作業員、水稻栽培作業員、豆類栽培作業員、野菜栽培作業員
- × ハウス野菜栽培作業員 [461-04]、青果選別作業員 [781-03]、いも類選別作業員 [781-99]

461-02 園芸・工芸作物栽培作業員

果樹・花き・植木・茶・たばこ・い草・その他の園芸・工芸作物の栽培・収穫などの作業に従事するものをいう。

ただし、きのこの栽培・収穫の作業に従事するもの [461-03] を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)ビニールハウス・温室において野菜の栽培・収穫の作業に従事するもの [461-04]

(2)園芸・工芸作物を選別する作業にもっぱら従事するもの [781-03、781-99]

- い草栽培作業員、植木栽培作業員、花き栽培作業員、果樹栽培作業員、芝栽培作業員、たばこ栽培作業員、茶栽培作業員
- × きのこと栽培作業員 [461-03]、ハウス野菜栽培作業員 [461-04]、みかん選別作業員 [781-03]、茶葉選別作業員 [781-99]

461-03 きのこと栽培作業員

原木または菌床を用いて、きのこの栽培・収穫などの作業に従事するものをいう。

なお、きのこを選別する作業にもっぱら従事するものは、[781-99]に分類する。

- えのきだけ栽培作業員、きのこ類製造作業員（工場生産）、椎茸栽培作業員、舞茸栽培作業員、マッシュルーム栽培作業員
- × きのこと選別作業員 [781-99]

461-04 ハウス野菜栽培作業員

ビニールハウス・温室において、野菜の栽培・収穫などの作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)露地野菜の栽培・収穫の作業に従事するもの [461-01]

(2)野菜を選別する作業にもっぱら従事するもの [781-03]

- 温室野菜栽培作業員、そ菜栽培作業員（ハウス栽培）
- × 露地野菜栽培作業員 [461-01]、野菜選別作業員 [781-03]

461-99 他に分類されない農耕作業員

種苗の栽培、農園の管理、その他 461-01～461-04 に含まれない農耕の作業に従事するものをいう。

- 椎茸種駒製造作業員、種苗栽培員（農業）、植物園栽培係員、農園管理人、農耕用トラクター運転手、もやし製造作業員（工場生産）

462 養畜作業員

家畜の飼育・繁殖・搾乳などの作業、家きん（禽）の飼育・繁殖・採卵などの作業、およびこれらに類似の作業に従事するものをいう。

以下のものを含む。

- (1)愛がん（玩）用動物を飼育する作業に従事するもの
- (2)動物園・研究室などにおいて動物を飼育する作業に従事するもの

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 462-01 肉牛・乳牛飼育作業員
- 462-02 養豚作業員
- 462-03 養鶏作業員
- 462-04 動物飼育係
- 462-05 きゅう務員
- 462-06 養蚕作業員
- 462-99 他に分類されない養畜作業員

462-01 肉牛・乳牛飼育作業員

牛舎・放牧場において、肉牛の飼育・繁殖、乳牛の飼育・繁殖・搾乳、牛舎の清掃・管理などの作業に従事するものをいう。

- 搾乳作業員、肉牛飼育作業員、乳牛飼育作業員、酪農作業員、酪農ヘルパー

462-02 養豚作業員

養豚場において、豚の飼育・繁殖、豚舎の清掃・管理などの作業に従事するものをいう。

- 豚舎作業員、豚飼育管理作業員、養豚場作業員

462-03 養鶏作業員

養鶏場において、鶏の飼育・繁殖・採卵、鶏舎の清掃・管理などの作業に従事するものをいう。

- 鶏舎作業員、集卵作業員（養鶏場）、鶏飼育管理作業員、ブロイラー飼育作業員

462-04 動物飼育係

動物園・研究室などにおいて、動物の飼育・繁殖などの作業に従事するものをいう。

なお、動物の繁殖の作業にもっぱら従事するものは、[462-99]に分類する。

- 愛がん用動物飼育作業員、研究用動物世話係、実験動物飼育係、動物園飼育係
- × 動物繁殖作業員 [462-99]、ブリーダー [462-99]

462-05 きゅう務員

競馬場・乗馬クラブなどにおいて、馬の飼育、馬房の清掃・管理などの作業に従事するものをいう。

なお、馬を調教する仕事に従事するものは、[249-07] に分類する。

- 競走馬飼育作業員、種馬飼育作業員
- × 馬調教師 [249-07]

462-06 養蚕作業員

蚕の飼育、まゆ（繭）の収穫、蚕種の製造・ふ（孵）化などの作業に従事するものをいう。

- 蚕飼育員、蚕種製造作業員、収繭作業員

462-99 他に分類されない養畜作業員

動物の繁殖、蜜蜂の飼育、その他 462-01～462-06 に含まれない養畜の作業に従事するものをいう。

- 動物繁殖作業員、ブリーダー、牧場作業員、養蜂作業員
- × 犬訓練士 [249-07]

463 植木職、造園師

植木の植え込み・手入れなどの作業に従事するもの、および庭園の築造などの作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)庭園を設計する仕事にもっぱら従事するもの[092]
- (2)植木を栽培する作業にもっぱら従事するもの[461]

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 463-01 植木職**
- 463-02 造園師**
- 463-98 植木職見習、造園師見習**

463-01 植木職

植木の植え込み・手入れなどの作業に従事するものをいう。

なお、植木を栽培する作業にもっぱら従事するものは、[461-02]に分類する。

- 植木屋、庭木屋
- × 植木栽培作業員[461-02]

463-02 造園師

庭園の築造などの作業に従事するものをいう。

公園・ゴルフ場などにおいて、芝の植付け作業に従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)造園工事に伴う土木作業にもっぱら従事するもの[731-01]

(2)公園・ゴルフ場などにおいて芝刈り・散水などの作業に従事するもの[789-01]

- ゴルフ場芝植付作業員、芝植付作業員（造園業）、造園技能士、築庭作業員、庭師
- × 造園土木作業員[731-01]、公園整備員[789-01]、ゴルフ場整備員[789-01]

463-98 植木職見習、造園師見習

植木職の見習、および造園師の見習であるものをいう。

- 植木職（見習）、造園師（見習）

469 その他の農業の職業

装てい（蹄）の作業、農業用水の管理、その他 461～463 に含まれない、農業および農業類似の作業をいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

469-99 その他の農業の職業

469-99 その他の農業の職業

装てい（蹄）の作業、農業用水の管理、その他 461～463 に含まれない、農業および農業類似の作業をいう。

- 装てい師、農業用水管理員、農薬散布作業員

47 林業の職業

林木の育成・伐採・搬出などの作業、および林業類似の作業ならびにこれらに関連する作業をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 471 育林作業員
- 472 伐木・造材・集材作業員
- 479 その他の林業の職業

471 育林作業員

地ごしらえ、山林苗木の植付け、下刈り、枝打ちなどの育林作業に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 471-01 地ごしらえ・植林作業員
- 471-02 下刈・枝打作業員
- 471-99 他に分類されない育林作業員

471-01 地ごしらえ・植林作業員

植林予定地の伐採・除草・耕うん（耘）・整地の作業に従事するもの、および苗木の搬入・植え付け、施肥の作業に従事するものをいう。

なお、山林苗木を栽培する作業に従事するものは、[479-99]に分類する。

- 山林苗木植付作業員、林業地ごしらえ作業員
- × 山林苗木栽培作業員[479-99]

471-02 下刈・枝打作業員

苗木周辺の除伐・除草の作業に従事するもの、および生育した林木の下枝・枯枝の切り落しの作業に従事するものをいう。

なお、山林病虫害の防除の作業に従事するものは、[479-99]に分類する。

- 山林枝打作業員、山林下刈作業員、除伐作業員
- × 山林病虫害防除作業員[479-99]

471-99 他に分類されない育林作業員

林木の計測の作業、その他 471-01 および 471-02 に含まれない育林の作業に従事するものをいう。

- 林木計測作業員、雪起作業員

472 伐木・造材・集材作業員

伐木の作業に従事するもの、測尺・枝払い・皮はぎなどの造材の作業に従事するもの、および伐採された原木を集め、山元土場まで搬出する作業に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

(1)製炭・製薪の原木を伐採する作業に従事するもの[479]

(2)集材機などの荷役機械の運転にもっぱら従事するもの[699]

なお、原木を製材する作業に従事するものは、[506、561]に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

472-01 伐木・造材・集材作業員

472-01 伐木・造材・集材作業員

伐木の作業に従事するもの、測尺・枝払い・皮はぎなどの造材の作業に従事するもの、および伐採された原木を集め、山元土場まで搬出する作業に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

(1)製炭・製薪の原木を伐採する作業に従事するもの[479-03]

(2)集材機などの荷役機械の運転にもっぱら従事するもの[699-99]

なお、原木を製材する作業に従事するものは、[506-01、561-01]に分類する。

○ 運材作業員、間伐作業員、集材作業員、造材作業員、伐木作業員

× 炭材伐採作業員[479-03]、薪材伐採作業員[479-03]、製材設備制御・監視員[506-01]、製材工[561-01]、集材機械操作員[699-99]

479 その他の林業の職業

山菜・うるし（漆）等の採取、山林の監視、製炭・製薪、その他 471 および 472 に含まれない、林業および林業類似の作業をいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

479-01 山菜・うるし等採取作業員

479-02 山林監視員

479-03 製炭・製薪作業員

479-99 他に分類されない林業の職業

479-01 山菜・うるし等採取作業員

山林において、山菜・うるし（漆）などを採取する作業に従事するものをいう。

○ うるし採取作業員、きのこ採取作業員、特用林産物採取作業員、まつたけ採取作業員、わらび採取作業員

479-02 山林監視員

山林を巡視し、林木・苗木の保護・監視、盗伐・火災・病虫害の警戒および防止の作業に従事するものをいう。

- 山林管理人、山林保安係員、山林見回り作業員

479-03 製炭・製薪作業員

炭がまの築設、製炭原木の伐採、かま詰め、焼上げ、俵詰めなどの作業に従事するもの、および製薪原木の伐採、割り、結束などの作業に従事するものをいう。

- 炭焼作業員、薪割作業員

479-99 他に分類されない林業の職業

林業種苗の栽培、山林病虫害の防除、その他 479-01～479-03 に含まれない、林業および林業類似の作業をいう。

- 山林苗木栽培作業員、山林病虫害防除作業員、種苗栽培作業員（林業）、狩猟員、鳥獣保護員、動物捕獲作業員

48 漁業の職業

河川・湖沼・海洋などの水域において、自然繁殖している水産動植物を採捕する作業、人工的に水産動植物を育成、収穫・採取する作業、および漁業類似の作業ならびにこれらに関連する作業をいう。

採捕・収穫・採取の延長作業としての簡単な加工作業を含む。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 481 漁労作業員
- 482 漁労船の船長・航海士・機関長・機関士
- 483 海藻・貝類採取作業員
- 484 水産養殖作業員
- 489 その他の漁業の職業

481 漁労作業員

海面・海中および内水面において、水産動物を採捕する作業に従事するものをいう。
漁船に乗り組んで漁労作業に従事する甲板部員を含む。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 481-01 海面漁労作業員
- 481-02 漁船甲板員
- 481-03 内水面漁労作業員

481-01 海面漁労作業員

海面・海中において、水産動物を採捕する作業に従事するものをいう。

ただし、漁労船に乗り組んで漁労作業に従事する甲板部員[481-02]を除く。

- 沿岸漁業者、地びき網ひき作業員、潜水漁師、定置網漁師
- × 漁船甲板員[481-02]

481-02 漁船甲板員

漁船に乗り組んで、漁網・はえ縄などの漁具の設置・引き上げ、漁獲物の仕分け・解体・保管などの作業に従事するものをいう。

以下のものを含む。

- (1)漁獲作業を指揮・監督する漁労長
- (2)漁労作業に従事する機関部員

なお、漁労船の船長・航海士・機関長・機関士は、[482-01]に分類する。

- いか釣り漁師、漁船乗組員、漁労船機関部員、漁労船操舵手、漁労長、刺網漁師、敷網漁師、底引き網漁師、はえなわ漁師、巻網漁師

- × 漁労船船長[482-01]、漁労船航海士[482-01]、漁労船機関長[482-01]、漁労船機関士[482-01]

481-03 内水面漁労作業員

淡水・汽水の湖沼、河川において、水産動物を採捕する作業に従事するものをいう。

- あゆ漁師、鵜匠、うなぎ漁師、川魚漁師、投網漁師、内水面漁師

482 漁労船の船長・航海士・機関長・機関士

漁労船の運用・航海、船体の保全、機関の運転・保全などの作業に従事するものをいう。
なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)漁労船の無線通信設備を操作する仕事にもっぱら従事するもの[246]
- (2)漁労船において料理をつくる仕事にもっぱら従事するもの[391]
- (3)母船、工船、漁獲物運搬船、漁業調査船、漁業練習船などの船長・航海士・機関長・機関士[671～673]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

482-01 漁労船の船長・航海士・機関長・機関士

482-01 漁労船の船長・航海士・機関長・機関士

漁労船の運用・航海、船体の保全、機関の運転・保全などの作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)漁労船の無線通信設備を操作する仕事にもっぱら従事するもの[246-01]
 - (2)漁労船において料理をつくる仕事にもっぱら従事するもの[391-99]
 - (3)母船、工船、漁獲物運搬船、漁業調査船、漁業練習船などの船長・航海士・機関長・機関士[671～673]
- 漁労船機関士、漁労船機関長、漁労船航海士、漁労船船長
- × 漁労船無線通信士[246-01]、漁船司厨員[391-99]、母船船長[671-99]、工船航海士[672-01]、漁獲物運搬船機関長[673-01]、漁業調査船機関士[673-01]

483 海藻・貝類採取作業員

天然の海藻・貝類を採取する作業に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

483-01 海藻・貝類採取作業員

483-01 海藻・貝類採取作業員

天然の海藻・貝類を採取する作業に従事するものをいう。

- うに採取作業員、昆布採取作業員、しじみ採取作業員、水産あま（海女・海士）、のり採取作業員
- × 貝類養殖作業員[484-02]、のり養殖作業員[484-04]

484 水産養殖作業員

海水・淡水において、水産動植物を養殖・収穫・採取する作業に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 484-01 魚類養殖作業員
- 484-02 貝類養殖作業員
- 484-03 真珠養殖作業員
- 484-04 のり・わかめ等養殖作業員
- 484-99 他に分類されない水産養殖作業員

484-01 魚類養殖作業員

海水・淡水において、稚魚の育成、生け簀・養殖池への放流、給餌、水質・水温の測定、病害の予防、収穫などの作業に従事するものをいう。

- うなぎ養殖作業員、金魚養殖作業員、鯉養殖作業員、たい養殖作業員、はまち養殖作業員、ふぐ養殖作業員

484-02 貝類養殖作業員

海水・淡水において、稚貝の育成、沖出し、水質・水温の測定、病害の予防、引き揚げ、殻む（剥）きなどの作業に従事するものをいう。

なお、真珠の養殖作業に従事するものは、[484-03]に分類する。

- かき養殖作業員、しじみ養殖作業員、帆立貝養殖作業員
- × 真珠養殖作業員[484-03]

484-03 真珠養殖作業員

海水・淡水において、母貝の育成、核入れ、沖出し、水質・水温の測定、病害の予防、引き揚げ、珠出しなどの作業に従事するものをいう。

- 真珠筏管理員、真珠核入作業員、真珠玉入作業員、養殖真珠貝掃除作業員

484-04 のり・わかめ等養殖作業員

のり（海苔）の育成・摘採、わかめの育成・採取などの作業に従事するものをいう。

- 昆布養殖作業員、のり養殖作業員、わかめ養殖作業員

484-99 他に分類されない水産養殖作業員

水族館における魚類の飼育、釣餌の養殖、その他 484-01～484-04 に含まれない水産動植物を養殖する作業に従事するものをいう。

- ごかい養殖作業員、水産試験場飼育作業員、水族館養魚作業員、すっぽん養殖作業員

489 その他の漁業の職業

漁場の監視、その他 481～484 に含まれない、漁業および漁業類似の作業をいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

489-99 その他の漁業の職業

489-99 その他の漁業の職業

漁場の監視、その他 481～484 に含まれない、漁業および漁業類似の作業をいう。

- 漁場監視員、魚類水揚作業員、釣餌採取作業員

H 生産工程の職業

生産工程における、生産設備の制御・監視の仕事、機械・器具・手道具などを用いた原材料の加工・製品の製造の作業、機械の組立・修理の作業、製品（半製品・原材料を含む）の検査の作業、および生産工程で行われる作業に関連または類似する技能的な作業をいう。

これらの作業は、生産工程に関する包括的知識、機械・装置の操作的な能力、手芸的器用さ、肉体的努力などを必要とするが、反復的・限定的に行われるものが主である。

この大分類に該当する職業は、次のいずれかの中分類に分類する。

- 49 生産設備制御・監視の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断）
- 50 生産設備制御・監視の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）
- 51 生産設備制御・監視の職業（機械組立）
- 52 金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業
- 54 製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）
- 57 機械組立の職業
- 60 機械整備・修理の職業
- 61 製品検査の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断）
- 62 製品検査の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）
- 63 機械検査の職業
- 64 生産関連・生産類似の職業

49 生産設備制御・監視の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断）

自動化された生産設備を運転・操作して、鉱石・鉄鋼くずなどから金属を製錬または精錬して金属材料を製造する工程、金属材料の鑄造・鍛造・熱処理・圧延・引き抜きを行う工程、金属材料を加工する工程、および電熱・電撃・ガスの炎などを利用して金属を接合・切断する工程を監視・調整する仕事をいう。

なお、作業者が直接従事する、金属材料の製造、金属材料の加工、金属の溶接・溶断の作業は、[52 金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業] に分類する。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 491 製鉄・製鋼・非鉄金属製錬設備制御・監視員
- 492 鑄造・鍛造設備制御・監視員
- 493 金属工作設備制御・監視員
- 494 金属プレス設備制御・監視員
- 495 鉄工・製缶設備制御・監視員
- 496 板金設備制御・監視員
- 497 めっき・金属研磨設備制御・監視員
- 498 金属溶接・溶断設備制御・監視員
- 499 その他の生産設備制御・監視の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断）

491 製鉄・製鋼・非鉄金属製錬設備制御・監視員

鉄鉄・合金鉄を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、原料の装入・溶解、出さい（滓）・除さい・出鉄などの工程を監視・調整する仕事に従事するもの、鋼・特殊鋼を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、精錬、連続鋳造などの工程を監視・調整する仕事に従事するもの、および非鉄金属を製造するため、また粗製非鉄金属を再熔融・精製して精製非鉄金属を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、原料の装入・溶解、鋳込造塊、電気分解などの工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

491-01 製鉄・製鋼設備制御・監視員

491-02 非鉄金属製錬設備制御・監視員

491-01 製鉄・製鋼設備制御・監視員

鉄鉄・合金鉄を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、原料の装入・溶解、出さい（滓）・除さい・出鉄などの工程を監視・調整する仕事に従事するもの、および鉄鉄・熔融鉄鉄・鉄鋼くずなどから鋼・特殊鋼を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、精錬、連続鋳造などの工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

自動化された生産設備を運転・操作して、鋳物用の鉄の熔融工程を監視・調整する仕事に従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、圧延の工程を監視・調整する仕事に従事するもの [499-02]
 - (2)自動化された生産設備を運転・操作して、粉鋳石の焼結の工程を監視・調整する仕事に従事するもの [499-99]
 - (3)鉄鉄を製造する作業に直接従事するもの [521-01]
 - (4)鋼・特殊鋼を製造する作業に直接従事するもの [521-02]
 - (5)鋳物用の鉄を熔融する作業に直接従事するもの [521-03]
 - (6)高炉・転炉・電気炉の保全・修理の作業に従事するもの [601-04]
 - (7)高炉・転炉・電気炉の耐火レンガを修理する作業に従事するもの [712-02]
- 鋳物用鉄熔融設備オペレーター、高炉オペレーター、製鋼設備オペレーター、製鉄設備オペレーター、造塊設備オペレーター、鋳鉄機オペレーター、電気炉オペレーター（製鋼）、転炉オペレーター（製鋼）、取ベ精錬炉オペレーター、連続鋳造機オペレーター（製鋼）
- × 圧延設備制御・監視員 [499-02]、粉鋳石焼結設備制御・監視員 [499-99]、製鉄工 [521-01]、製鋼工 [521-02]、鋳物用鉄熔融工 [521-03]、高炉保全工 [601-04]、転炉保全工 [601-04]、炉修工 [712-02]

491-02 非鉄金属製錬設備制御・監視員

原鉱石・非鉄金属くずなどから非鉄金属を製造するため、また粗製非鉄金属を再溶解・精製して精製非鉄金属を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、原料の装入・溶解、鑄込造塊、電気分解、蒸留・還元などの工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、鉱石の焙焼の工程を監視・調整する仕事に従事するもの [499-99]
 - (2)自動化された生産設備を運転・操作して、半導体ウェハの製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの [502-02]
 - (3)非鉄金属を製造するため、原料の装入・溶解、鑄込造塊の作業に直接従事するもの [522-01]
 - (4)非鉄金属を製造するため、電気分解の作業に直接従事するもの [522-02]
 - (5)多結晶シリコンを製造する作業に直接従事するもの [522-03]
- 鑄物用アルミ溶解設備オペレーター、多結晶シリコン精錬設備オペレーター、非鉄金属浸出・浄液設備オペレーター、非鉄金属電解設備オペレーター、非鉄金属溶融設備オペレーター、連続鑄造機オペレーター（非鉄金属）
- × 金属焙焼設備制御・監視員 [499-99]、半導体ウェハ製造設備制御・監視員 [502-02]、非鉄金属鑄込造塊工 [522-01]、非鉄金属溶融炉工 [522-01]、非鉄金属電解工 [522-02]、半導体材料精錬工（多結晶シリコンなど） [522-03]

492 鑄造・鍛造設備制御・監視員

鑄物・ダイキャスト製品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、鑄型に溶融金属を注入する工程などを監視・調整する仕事に従事するもの、および鍛造品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、金属材料の加熱・鍛錬・成形などの工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

492-01 鑄造設備制御・監視員

492-02 鍛造設備制御・監視員

492-01 鑄造設備制御・監視員

鑄物・ダイキャスト製品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、鑄型に溶融金属を注入する工程などを監視・調整する仕事に従事するものをいう。

ただし、自動化された生産設備を運転・操作して、連続鑄造の工程を監視・調整する仕事に従事するもの [491-01、491-02] を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)自動化された生産設備を運転・操作して、鋳物用金属の溶融工程を監視・調整する仕事に従事するもの [491-01、491-02]

(2)鋳物・ダイカスト製品を製造する作業に直接従事するもの [523-01、539-05]

- 鋳物製造設備オペレーター、造型機オペレーター、ダイカスト設備オペレーター
- × 鋳物用鉄溶融設備制御・監視員 [491-01]、連続鋳造機制御・監視員（製鋼）[491-01]、非鉄金属溶融設備制御・監視員 [491-02]、連続鋳造機制御・監視員（非鉄金属）[491-02]、鋳物工 [523-01]、ダイカスト工 [539-05]

492-02 鍛造設備制御・監視員

鍛造品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、金属材料の加熱・鍛錬・成形などの工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

自動化された鍛造用プレス設備を運転・操作して、金属材料の鍛錬・成形の工程を監視・調整する仕事に従事するものを含む。

ただし、自動化された生産設備を運転・操作して、鍛接管の製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの [499-02] を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)自動化された生産設備を運転・操作して、冷間での金属板のプレス成形工程を監視・調整する仕事に従事するもの [494-01]

(2)鍛造品を製造する作業に直接従事するもの [524]

- 鍛造加熱設備オペレーター、鍛造設備オペレーター、鍛造プレス設備オペレーター、ばね製造設備オペレーター（熱間成形によるもの）
- × 金属プレス設備制御・監視員 [494-01]、鍛接管製造設備制御・監視員 [499-02]、鍛造操炉工 [524-01]、自由鍛造工 [524-02]、型鍛造工 [524-03]

493 金属工作設備制御・監視員

自動化された生産設備を運転・操作して、金属材料の切削加工の工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

なお、各種の汎用金属工作機械・NC 金属工作機械を用いて、金属材料を切削加工する作業に直接従事するものは、[527、528] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

493-01 金属工作設備制御・監視員

493-01 金属工作設備制御・監視員

自動化された生産設備を運転・操作して、金属材料の切削加工の工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

なお、各種の汎用金属工作機械・NC 金属工作機械を用いて、金属材料を切削加工する作業に直接従事するものは、[527、528] に分類する。

- 金属工作設備オペレーター
- × 旋盤工 [527-01]、NC 旋盤工 [528-01]、マシニングセンタオペレーター [528-03]

494 金属プレス設備制御・監視員

自動化された金属プレス設備を運転・操作して、金属板を冷間で打抜き・曲げ・絞り加工する工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、鍛造の工程を監視・調整する仕事に従事するもの [492]
- (2)金属プレス機械を用いて、金属板を一定の形に成形する作業に直接従事するもの [531]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

494-01 金属プレス設備制御・監視員

494-01 金属プレス設備制御・監視員

自動化された金属プレス設備を運転・操作して、金属板を冷間で打抜き・曲げ・絞り加工する工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、鍛造の工程を監視・調整する仕事に従事するもの [492-02]
- (2)金属プレス機械を用いて、金属板を一定の形に成形する作業に直接従事するもの [531]

- 金属プレス設備オペレーター
- × 鍛造プレス設備制御・監視員 [492-02]、プレス成形工(打抜プレス、曲プレスを除く) [531-01]、打抜プレス工 [531-02]、曲プレス工 [531-03]

495 鉄工・製缶設備制御・監視員

建築用鉄骨、ボイラー・圧力容器・タンク（鉄槽）などを製作するため、自動化された生産設備を運転・操作して、金属板の切断・穴あけ・成形・溶接などの工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、金属薄板の曲げ加工などによる容器（缶）の製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの [496]
- (2)自動化された生産設備を運転・操作して、金属板の溶接・切断の工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [498、499]

なお、建築用鉄骨、ボイラー・圧力容器などを製作する作業に直接従事するものは、[532]に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

495-01 鉄工・製缶設備制御・監視員

495-01 鉄工・製缶設備制御・監視員

建築用鉄骨、ボイラー・圧力容器・タンク（鉄槽）などを製作するため、自動化された生産設備を運転・操作して、金属板の切断・穴あけ・成形・溶接などの工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、金属薄板の曲げ加工などによる容器（缶）の製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの [496-01]
- (2)自動化された生産設備を運転・操作して、金属板の接合・切断の工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [498-01、499-04]

なお、建築用鉄骨、ボイラー・圧力容器などを製作する作業に直接従事するものは、[532] に分類する。

- 圧力容器製造設備オペレーター、鉄骨製造設備オペレーター、ボイラー製造設備オペレーター
- × 製缶板金設備制御・監視員（缶詰・飲料用の缶）[496-01]、金属溶接設備制御・監視員 [498-01]、レーザー切断設備制御・監視員 [498-01]、金属切断設備制御・監視員（刃物によるもの）[499-04]、建築鉄工 [532-01]、造船鉄工 [532-02]、製缶工（ボイラー）[532-03]、製缶工（圧力容器）[532-03]、製缶工（タンク）[532-03]

496 板金設備制御・監視員

自動化された生産設備を運転・操作して、金属薄板の切断・成形および加工された金属薄板の組み合わせ、電気溶接などによる接合、はんだ・ろうによる接着、仕上げの工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、金属薄板のプレス成形の工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [494]
- (2)自動化された生産設備を運転・操作して、金属薄板の溶接・切断の工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [498、499]

なお、金属薄板の切断・成形・接合・接着・仕上げなどの作業に直接従事するものは、[533] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

496-01 板金設備制御・監視員

496-01 板金設備制御・監視員

自動化された生産設備を運転・操作して、金属薄板の切断・成形および加工された金属薄板の組み合わせ、電気溶接などによる接合、はんだ・ろうによる接着、仕上げの工

程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

(1)自動化された生産設備を運転・操作して、金属薄板のプレス成形の工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [494-01]

(2)自動化された生産設備を運転・操作して、金属薄板の溶接・切断の工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [498-01、499-04]

なお、金属薄板の切断・成形・接合・接着・仕上げなどの作業に直接従事するものは、[533] に分類する。

- 製缶設備オペレーター（缶詰・飲料用の缶）、板金設備オペレーター、曲ロール機オペレーター（板金）
- × 金属プレス設備制御・監視員 [494-01]、金属溶接設備制御・監視員 [498-01]、金属切断設備制御・監視員（刃物によるもの） [499-04]、工場板金工 [533-02]

497 めっき・金属研磨設備制御・監視員

自動化された生産設備を運転・操作して、めっき・研磨などの表面処理の工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

497-01 めっき設備制御・監視員

497-02 金属研磨設備制御・監視員

497-01 めっき設備制御・監視員

自動化された生産設備を運転・操作して、金属・非金属の表面を金属薄膜で覆う工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

なお、めっきの作業に直接従事するものは、[534] に分類する。

- めっき設備オペレーター
- × 電気めっき工 [534-01]、化学めっき工 [534-02]

497-02 金属研磨設備制御・監視員

自動化された生産設備を運転・操作して、金属材料・半製品・製品の研磨・研削・仕上げの工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)NC研削盤・仕上機械を用いて金属材料の研磨・研削・仕上げの作業に直接従事するもの [528-99]

(2)携帯用グラインダーなどを用いて金属材料・半製品・製品のきず取り・研磨・研削の作業に従事するもの [534-03]

- 金属研磨設備オペレーター
- × NC研削盤工 [528-99]、金属研磨工 [534-03]

498 金属溶接・溶断設備制御・監視員

自動化された生産設備を運転・操作して、電熱・電撃・ガスの炎などを利用した金属の接合・切断の工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

ただし、自動化された生産設備を運転・操作して、溶接鋼管の製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの〔499〕を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、刃物による金属切断の工程を監視・調整する仕事に従事するもの〔499〕
- (2)電気溶接・ガス溶接・ガス切断の作業に直接従事するもの〔537〕

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

498-01 金属溶接・溶断設備制御・監視員**498-01 金属溶接・溶断設備制御・監視員**

自動化された生産設備を運転・操作して、電熱・電撃・ガスの炎などを利用した金属の接合・切断の工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

ただし、自動化された生産設備を運転・操作して、溶接鋼管の製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの〔499-02〕を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、刃物による金属切断の工程を監視・調整する仕事に従事するもの〔499-04〕
 - (2)電気溶接・ガス溶接・ガス切断の作業に直接従事するもの〔537〕
- ガス切断設備オペレーター、金属溶接設備オペレーター、金属溶断設備オペレーター、溶接ロボットオペレーター、レーザー切断設備オペレーター
 - × 鋼管製造設備制御・監視員〔499-02〕、金属切断設備制御・監視員（刃物によるもの）〔499-04〕、アーク溶接工〔537-01〕、スポット溶接工〔537-02〕、ガス切断工〔537-04〕

499 その他の生産設備制御・監視の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断）

自動化された生産設備を運転・操作して、金属材料の熱処理・圧延・引き抜き工程、刃物による金属切断の工程、その他 491～498 に含まれない、金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 499-01 金属熱処理設備制御・監視員
- 499-02 圧延設備制御・監視員
- 499-03 伸線設備制御・監視員
- 499-04 金属切断設備制御・監視員（刃物によるもの）
- 499-99 他に分類されない生産設備制御・監視の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断）

499-01 金属熱処理設備制御・監視員

自動化された生産設備を運転・操作して、焼なまし・焼ならし・焼入れ・焼戻し・浸炭・窒化などの金属熱処理の工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

なお、金属の熱処理の作業に直接従事するものは、[525-01]に分類する。

- 金属熱処理設備オペレーター
- × 金属熱処理工 [525-01]

499-02 圧延設備制御・監視員

自動化された生産設備を運転・操作して、金属の板・条・棒・管などの製造工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

自動化された生産設備を運転・操作して、溶接鋼管の製造工程を監視・調整する仕事に従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、金属管の鋳造工程を監視・調整する仕事に従事するもの [492-01]
 - (2)自動化された生産設備を運転・操作して、伸線の工程を監視・調整する仕事に従事するもの [499-03]
 - (3)金属の塊・板・棒などを圧延機にかけて、金属の板・条・棒・管などを製造する作業に直接従事するもの [526-01]
- 圧延加熱設備オペレーター、圧延設備オペレーター、溶接鋼管製造設備オペレーター、条鋼圧延設備オペレーター、熱間圧延設備オペレーター、冷間圧延設備オペレーター
 - × 金属管鋳造設備制御・監視員 [492-01]、伸線設備制御・監視員 [499-03]、圧延工 [526-01]

499-03 伸線設備制御・監視員

自動化された生産設備を運転・操作して、金属材料の引き抜き、巻き取りなどの工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、金属線の防せい（錆）処理の工程を監視・調整する仕事に従事するもの [497-01]
 - (2)自動化された生産設備を運転・操作して、金属線の熱処理の工程を監視・調整する仕事に従事するもの [499-01]
 - (3)自動化された生産設備を運転・操作して、金属線製品の製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの [499-99]
 - (4)金属材料の引き抜き、巻き取りの作業に直接従事するもの [539-01]
- 伸線設備オペレーター
 - × 防せい処理設備制御・監視員 [497-01]、金属熱処理設備制御・監視員 [499-01]、金属線製品製造設備制御・監視員 [499-99]、伸線工 [539-01]

499-04 金属切断設備制御・監視員（刃物によるもの）

自動化された生産設備を運転・操作して、刃物による金属の板・棒・管などの切断工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、ガスの炎を利用した金属の切断工程を監視・調整する仕事に従事するもの [498-01]
 - (2)自動化された生産設備を運転・操作して、レーザーを利用した金属の切断工程を監視・調整する仕事に従事するもの [498-01]
 - (3)刃物を用いて金属の板・棒・管などを切断する作業に直接従事するもの [539-04]
- 金属切断設備オペレーター、シャーリング設備オペレーター
 - × ガス切断設備制御・監視員 [498-01]、レーザー切断設備制御・監視員 [498-01]、金属切断工（刃物によるもの） [539-04]

**499-99 他に分類されない生産設備制御・監視の職業
（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断）**

自動化された生産設備を運転・操作して、粉鉍石の焼結の工程、金属線製品・粉末冶金製品の製造工程、その他 499-01～499-04 に含まれない、金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

- 金属線製品製造設備オペレーター、金属焙焼設備オペレーター、くぎ製造設備オペレーター、ばね製造設備オペレーター（冷間成形によるもの）、はんだ付設備オペレーター、粉鉍石焼結設備オペレーター、粉末冶金製品製造設備オペレーター、ろう付設備オペレーター

50 生産設備制御・監視の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）

自動化された生産設備を運転・操作して、化学製品、窯業製品、食料品、飲料、たばこ、紡織製品、衣服、繊維製品、木製製品、パルプ、紙、紙製品、ゴム製品、プラスチック製品などの製造工程および印刷・製本の工程を監視・調整する仕事をいう。

なお、作業者が直接従事する、化学製品、窯業製品、食料品、飲料、たばこ、紡織製品、衣服、繊維製品、木製製品、パルプ、紙、紙製品、ゴム製品、プラスチック製品などの製造の作業および印刷・製本の作業は、[54 製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）] に分類する。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 501 化学製品生産設備制御・監視員
- 502 窯業製品生産設備制御・監視員
- 503 食料品生産設備制御・監視員
- 504 飲料・たばこ生産設備制御・監視員
- 505 紡織・衣服・繊維製品生産設備制御・監視員
- 506 木製製品・パルプ・紙・紙製品生産設備制御・監視員
- 507 印刷・製本設備制御・監視員
- 508 ゴム・プラスチック製品生産設備制御・監視員
- 509 その他の生産設備制御・監視の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）

501 化学製品生産設備制御・監視員

揮発油・灯油・軽油・重油などを製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、石油精製の工程を監視・調整する仕事、および化学薬品・化学繊維・医薬品・化粧品などの化学製品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 501-01 石油精製設備制御・監視員
- 501-02 基礎的化学品製造設備制御・監視員
- 501-03 化学繊維製造設備制御・監視員
- 501-04 医薬品・化粧品製造設備制御・監視員
- 501-99 他に分類されない化学製品生産設備制御・監視員

501-01 石油精製設備制御・監視員

揮発油・灯油・軽油・重油・潤滑油・液化石油ガスなどを製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、原油の蒸留・分離、不純物の除去、タンク貯蔵などの工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

なお、石油精製設備の保全・修理の作業に従事するものは、[601-04] に分類する。

- 潤滑油製造設備オペレーター、石油精製設備オペレーター、石油タンクオペレーター、燃料製造設備オペレーター

- × プラント修理工（石油精製）[601-04]、プラント保全工（石油精製）[601-04]

501-02 基礎的化学品製造設備制御・監視員

化学薬品・化学染料・火薬・合成樹脂・化学肥料などを製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、原料の計量、装置への装入、分解・酸化・合成・縮合・重合などの工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)医薬品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [501-04]
- (2)塗料・農薬・香料を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [501-99]

なお、化学薬品などの基礎的化学品を製造する作業に直接従事するものは、[541-01]に分類する。

- 化学繊維原料製造設備オペレーター、化学肥料製造設備オペレーター、化学薬品製造設備オペレーター、石油化学製品製造設備オペレーター、汎用樹脂製造設備オペレーター、無機材料製造設備オペレーター、有機薬品製造設備オペレーター
- × 医薬品製造設備制御・監視員 [501-04]、香料製造設備制御・監視員 [501-99]、塗料製造設備制御・監視員 [501-99]、農薬製造設備制御・監視員 [501-99]、化学薬品製造工 [541-01]

501-03 化学繊維製造設備制御・監視員

レーヨン・アセテート・ナイロン・ポリエステル・アクリルなどの化学繊維（ガラス繊維・鉍さい繊維・岩綿を除く）を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、原液の調整、長繊維の紡糸、長繊維の切断による短繊維の製造、漂白・洗浄・乾燥などの工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

ただし、化学繊維原料を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [501-02] を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、化学繊維（短繊維）の紡績工程を監視・調整する仕事にもっぱらに従事するもの [505-01]
- (2)化学繊維を製造する作業に直接従事するもの [541-02]
- 化学繊維後処理設備オペレーター、化学繊維原液調整設備オペレーター、化学繊維精練設備オペレーター、化学繊維漂白設備オペレーター、化学繊維紡糸設備オペレーター
- × 化学繊維原料製造設備制御・監視員 [501-02]、化学繊維紡績設備制御・監視員 [505-01]、化学繊維製造工 [541-02]

501-04 医薬品・化粧品製造設備制御・監視員

医薬品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、原料の計量、装置への装入、発酵・合成・造粒・製錠・練合わせ・薬液調合・充填などの工程を監視・調

大分類H 生産工程の職業

整する仕事に従事するもの、および化粧品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、原料の計量、装置への装入、溶解・混練・添香・かくはん（攪拌）・充填などの工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)医薬品・化粧品を製造する作業に直接従事するもの [541-04、541-05]

(2)包装機械を用いて医薬品・化粧品を包装する作業に従事するもの [771-01]

○ 医薬品製造設備オペレーター、化粧品製造設備オペレーター

× 医薬品製造工 [541-04]、化粧品製造工 [541-05]、医薬品機械包装作業員 [771-01]、化粧品機械包装作業員 [771-01]

501-99 他に分類されない化学製品生産設備制御・監視員

石けん（鹼）・洗剤・加工油脂製品（食用油脂を除く）・塗料・絵具・インク、その他501-01～501-04に含まれない化学製品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

○ インク製造設備オペレーター、絵具製造設備オペレーター、化学製品原料粉碎設備オペレーター、感光剤材料製造設備オペレーター、合成洗剤製造設備オペレーター、香料製造設備オペレーター、殺虫剤製造設備オペレーター、製塩設備オペレーター、石けん製造設備オペレーター、塗料製造設備オペレーター、農薬製造設備オペレーター、フィルム製造設備オペレーター、油脂製品製造設備オペレーター

502 窯業製品生産設備制御・監視員

ガラス・ガラス製品・ファインセラミックス製品・セメントなどの窯業製品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

502-01 ガラス製品製造設備制御・監視員

502-02 ファインセラミックス製品製造設備制御・監視員

502-03 セメント製造設備制御・監視員

502-99 他に分類されない窯業製品生産設備制御・監視員

502-01 ガラス製品製造設備制御・監視員

板ガラス、ガラス製の瓶・食器・管・球などを製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、ガラスの溶融・成形・加工工程を監視・調整する仕事に従事するもの、ガラス繊維を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、ガラスの溶融・紡糸・巻き取り・ねん（撚）糸などの工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

なお、ガラス製品を製造する作業に直接従事するものは、[542-01]に分類する。

- ガラス研磨設備オペレーター、ガラス成形設備オペレーター、ガラス繊維製造設備オペレーター、ガラス熱加工設備オペレーター、ガラス熱処理設備オペレーター
- × ガラス製品製造工 [542-01]

502-02 ファインセラミックス製品製造設備制御・監視員

ファインセラミックス製品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、合成または精錬された高純度のアルミナ・けい（珪）素などの原料の調合・混合、成形・焼成・研磨などの工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

シリコンウェハーを製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するものを含む。

なお、半導体製品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつばら従事するものは、[512-01] に分類する。

- シリコンウェハー製造設備オペレーター、半導体ウェハー製造設備オペレーター、ファインセラミックス製品製造設備オペレーター
- × 半導体製品製造設備制御・監視員 [512-01]

502-03 セメント製造設備制御・監視員

セメントを製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、原料の乾燥・調合・粉砕、回転窯への原料装入、焼成、焼結塊の冷却・粉砕などの工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

なお、セメントを製造する作業に直接従事するものは、[542-05] に分類する。

- セメント製造設備オペレーター
- × セメント製造工 [542-05]

502-99 他に分類されない窯業製品生産設備制御・監視員

れんが・かわら・陶磁器・コンクリート製品、その他 502-01～502-03 に含まれない窯業製品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

- かわら製造設備オペレーター、研磨用材製造設備オペレーター、コンクリート製品製造設備オペレーター、石灰製造設備オペレーター、石こう製品製造設備オペレーター、陶磁器製造設備オペレーター、生コンクリート製造設備オペレーター、窯業原料加工設備オペレーター、るつば製造設備オペレーター、れんが製造設備オペレーター

503 食料品生産設備制御・監視員

精穀・製粉のため、および調味食品・めん類・パン・菓子・乳製品などの食料品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

大分類H 生産工程の職業

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 503-01 精穀・製粉・調味食品製造設備制御・監視員
- 503-02 めん類・パン・菓子製造設備制御・監視員
- 503-03 乳・乳製品製造設備制御・監視員
- 503-99 他に分類されない食料品生産設備制御・監視員

503-01 精穀・製粉・調味食品製造設備制御・監視員

穀物を精白するため、および穀物等から粉を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、精白・粉碎などの工程を監視・調整する仕事に従事するもの、ならびに味そ・しょう油などの調味食品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、原料の粉碎、かくはん（攪拌）・煮沸・発酵・熟成・圧搾などの工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

ただし、塩を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの〔501-99〕を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)配合飼料を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの〔509-99〕
- (2)精穀・製粉の作業、調味食品を製造する作業に直接従事するもの〔543〕
- 香辛料製造設備オペレーター、ジャム製造設備オペレーター、しょう油製造設備オペレーター、食用油脂製品製造設備オペレーター、精穀設備オペレーター、製糖設備オペレーター、製粉設備オペレーター、精米設備オペレーター、調味料製造設備オペレーター（製塩を除く）、マーガリン製造設備オペレーター、マヨネーズ製造設備オペレーター、味そ製造設備オペレーター
- × 製塩設備制御・監視員〔501-99〕、配合飼料製造設備制御・監視員〔509-99〕、精穀工〔543-01〕、製粉工〔543-02〕、しょう油製造工〔543-03〕、味そ製造工〔543-03〕、ジャム製造工〔543-99〕、食用油脂製品製造工〔543-99〕、製糖工〔543-99〕、マーガリン製造工〔543-99〕、マヨネーズ製造工〔543-99〕

503-02 めん類・パン・菓子製造設備制御・監視員

めん類を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、原料の計量・かくはん（攪拌）、延展・切断・乾燥などの工程を監視・調整する仕事に従事するもの、パンを製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、原料の計量・混合、発酵・成型・焼成などの工程を監視・調整する仕事に従事するもの、および菓子を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、原料の計量・混合、成形・焼き・揚げ・煎りなどの工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

なお、めん類・パン・菓子を製造する作業に直接従事するものは、〔544、545〕に分類する。

- スナック菓子製造設備オペレーター、パン製造設備オペレーター、めん類製造設備オペレーター、焼菓子製造設備オペレーター、洋生菓子製造設備オペレーター、和生菓子製造設備オペレーター、和干菓子製造設備オペレーター
- × 製めん工〔544-01〕、パン製造工〔545-01〕、焼菓子製造工〔545-01〕

503-03 乳・乳製品製造設備制御・監視員

飲用乳・粉乳・練乳・バター・チーズなどの乳製品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、生乳の清浄化・均質化・殺菌、濃縮・噴霧・冷却・乳脂肪分離・練圧・発酵・熟成などの工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

なお、乳・乳製品を製造する作業に直接従事するものは、[548] に分類する。

- アイスクリーム製造設備オペレーター、飲用乳製造設備オペレーター、チーズ製造設備オペレーター、乳酸発酵製品製造設備オペレーター、バター製造設備オペレーター、粉乳製造設備オペレーター、練乳製造設備オペレーター
- × 飲用乳製造工 [548-01]、乳酸発酵製品製造工 [548-02]、アイスクリーム製造工 [548-03]

503-99 他に分類されない食料品生産設備制御・監視員

かん詰・水産ねり物・冷凍加工食品、その他 503-01～503-03 に含まれない食料品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

- かん詰食品製造設備オペレーター、水産ねり物製造設備オペレーター、豆腐製造設備オペレーター、納豆製造設備オペレーター、びん詰食品製造設備オペレーター、弁当製造設備オペレーター、保存食品製造設備オペレーター、冷凍加工食品製造設備オペレーター、レトルト食品製造設備オペレーター

504 飲料・たばこ生産設備制御・監視員

茶・酒類・清涼飲料などを製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの、およびたばこを製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

ただし、乳・乳酸飲料を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの [503] を除く。

なお、飲料・たばこを製造する作業に直接従事するものは、[556] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

504-01 飲料・たばこ生産設備制御・監視員**504-01 飲料・たばこ生産設備制御・監視員**

茶・酒類・清涼飲料などを製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの、およびたばこを製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

ただし、乳・乳酸飲料を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの [503-03] を除く。

なお、飲料・たばこを製造する作業に直接従事するものは、[556] に分類する。

大分類H 生産工程の職業

- 清酒製造設備オペレーター、製茶設備オペレーター、清涼飲料製造設備オペレーター、たばこ製造設備オペレーター、ビール製造設備オペレーター
- × 乳製品製造設備制御・監視員 [503-03]、製茶工 [556-01]、清酒製造工 [556-02]、ビール製造工 [556-03]、清涼飲料製造工 [556-04]、たばこ製造工 [556-05]

505 紡織・衣服・繊維製品生産設備制御・監視員

糸・布・衣服・繊維製品などを製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、紡績・ねん（撚）糸・織布・精練・漂白・染色・編立・裁断・縫製などの工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)化学繊維を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの [501]
- (2)ガラス繊維を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの [502]
- (3)紡糸・ねん糸・織布の作業および衣服・繊維製品を製造する作業に直接従事するもの [557、558]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

505-01 紡織・衣服・繊維製品生産設備制御・監視員

505-01 紡織・衣服・繊維製品生産設備制御・監視員

糸・布・衣服・繊維製品などを製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、紡績・ねん（撚）糸・織布・精練・漂白・染色・編立・裁断・縫製などの工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)化学繊維を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの [501-03]
 - (2)ガラス繊維を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの [502-01]
 - (3)紡糸・ねん糸・織布の作業および衣服・繊維製品を製造する作業に直接従事するもの [557、558]
- 編機オペレーター、刺しゅう設備オペレーター、織布設備オペレーター、織機オペレーター、製網設備オペレーター（繊維製）、精練設備オペレーター（繊維製品）、繊維製品仕上プレス設備オペレーター、染色設備オペレーター（紡績、織物製造）、布裁断設備オペレーター、ねん糸設備オペレーター、漂白設備オペレーター（繊維製品）、フェルト製造設備オペレーター、不織布製造設備オペレーター、縫製設備オペレーター、紡績設備オペレーター
 - × 化学繊維製造設備制御・監視員 [501-03]、ガラス繊維製造設備制御・監視員 [502-01]、紡績工 [557-01]、ねん糸工 [557-02]、織布工 [557-04]、染物職 [557-06]、編物工 [557-07]、あみ製造工（繊維製） [557-08]、不織布製造工 [557-09]、布裁断工 [558-05]、ミシン縫製工（身の回り品） [558-07]、繊維製品プレス工 [558-10]

506 木製製品・パルプ・紙・紙製品生産設備制御・監視員

板材・角材・木材チップ・合板を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの、パルプを製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの、紙を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの、および加工紙・紙器・紙製品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 506-01 製材・合板製造設備制御・監視員
- 506-02 パルプ製造・抄紙設備制御・監視員
- 506-03 加工紙・紙製品製造設備制御・監視員

506-01 製材・合板製造設備制御・監視員

板材・角材・割材を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、原木の木取り・切削の工程を監視・調整する仕事に従事するもの、木材チップを製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、原木の皮は（剥）ぎ・切削・破碎の工程を監視・調整する仕事に従事するもの、および合板を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、単板の製造・貼り合わせ、圧着・乾燥などの工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

木質ボードを製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するものを含む。

なお、製材の作業、木材チップ・合板を製造する作業に直接従事するものは、[561-01、561-02] に分類する。

- 原木切断設備オペレーター、合板製造設備オペレーター、製材設備オペレーター、木材チップ製造設備オペレーター、木質ボード製造設備オペレーター
- × 造材作業員 [472-01]、製材工 [561-01]、チップ製造工 [561-01]、合板工 [561-02]

506-02 パルプ製造・抄紙設備制御・監視員

木材からパルプを製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、原料の磨砕・蒸解・洗浄・漂白の工程を監視・調整する仕事に従事するもの、古紙・古繊維などからパルプを製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、原料の離解・除塵・脱墨・漂白の工程を監視・調整する仕事に従事するもの、紙料を調合するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製紙原料のこう（叩）解・配合・調薬などの工程を監視・調整する仕事に従事するもの、およびパルプ・紙料から紙を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、抄紙・脱水・乾燥・つや（艶）出し・巻き取り・裁断などの工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

なお、パルプの製造、紙料の調合、紙抄きの作業に直接従事するものは、[562] に分

類する。

- 紙裁断設備オペレーター、抄紙設備オペレーター、紙料調合設備オペレーター、段ボール原紙製造設備オペレーター、パルプ製造設備オペレーター
- × 紙料工 [562-01]、パルプ工 [562-01]、紙すき工 [562-02]

506-03 加工紙・紙製品製造設備制御・監視員

段ボールシート・塗工紙などの加工紙を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、段ボール原紙の段付け、塗料の塗布などの工程を監視・調整する仕事に従事するもの、および紙箱などの紙器、封筒などの紙製品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、紙の折り曲げ・接着・裁断などの工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)段ボール原紙を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの [506-02]
- (2)加工紙・紙製品を製造する作業に直接従事するもの [562]
- 加工紙製造設備オペレーター、紙製品製造設備オペレーター、紙器製造設備オペレーター、段ボールシート製造設備オペレーター
- × 段ボール原紙製造設備制御・監視員 [506-02]、段ボールシート製造工 [562-03]、加工紙製造工（段ボールを除く） [562-04]、紙器製造工 [562-05]、紙製品製造工 [562-06]

507 印刷・製本設備制御・監視員

紙・布・合成樹脂などに印刷するため、自動化された生産設備を運転・操作して、印刷工程を監視・調整する仕事に従事するもの、および印刷された用紙を製本するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製本工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

なお、印刷・製本の作業に直接従事するものは、[563] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

507-01 印刷・製本設備制御・監視員

507-01 印刷・製本設備制御・監視員

紙・布・合成樹脂などに印刷するため、自動化された生産設備を運転・操作して、印刷工程を監視・調整する仕事に従事するもの、および印刷された用紙を製本するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製本工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

なお、印刷・製本の作業に直接従事するものは、[563] に分類する。

- 印刷設備オペレーター、印刷物光沢加工設備オペレーター、製本設備オペレーター、はく押し設備オペレーター
- × DTP オペレーター [563-01]、オフセット印刷作業員 [563-05]、製本作業員 [563-11]

508 ゴム・プラスチック製品生産設備制御・監視員

ゴム製品（合成ゴム製品を含む）を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの、およびプラスチック製品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

508-01 ゴム製品製造設備制御・監視員

508-02 プラスチック製品製造設備制御・監視員

508-01 ゴム製品製造設備制御・監視員

タイヤ・ホース・ベルトなどのゴム製品（合成ゴム製品を含む）を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、原料ゴムの処理、成形・加硫・裁断・接合などの工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

なお、ゴム製品を製造する作業に直接従事するものは、[564]に分類する。

- 原料ゴム加工設備オペレーター、ゴム裁断設備オペレーター、ゴム製品製造設備オペレーター、ゴム接合設備オペレーター、ゴム塗布設備オペレーター、タイヤ製造設備オペレーター
- × 合成ゴム製造設備制御・監視員 [501-02]、ゴム製品成形工 [564-03]、ゴム塗布工 [564-05]

508-02 プラスチック製品製造設備制御・監視員

プラスチック製品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、原料プラスチックの処理、成形・切削・研磨・裁断・接合などの工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

なお、プラスチック製品を製造する作業に直接従事するものは、[565]に分類する。

- 原料プラスチック加工設備オペレーター、プラスチック研磨設備オペレーター、プラスチック裁断設備オペレーター、プラスチック成形設備オペレーター、プラスチック製品製造設備オペレーター、プラスチック接合設備オペレーター、プラスチック切削設備オペレーター
- × 原料プラスチック処理工 [565-01]、プラスチック成形工 [565-02]、プラスチック裁断工 [565-04]、プラスチック塗布工 [565-05]

509 その他の生産設備制御・監視の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）

楽器・がん具・運動具・筆記用具、その他 501～508 に含まれない製品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事をいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

509-99 その他の生産設備制御・監視の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）

509-99 その他の生産設備制御・監視の職業

(金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)

楽器・がん具・運動具・筆記用具、その他 501～508 に含まれない製品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事をいう。

- 運動具製造設備オペレーター、楽器製造設備オペレーター、がん具製造設備オペレーター、配合飼料製造設備オペレーター、筆記用具製造設備オペレーター

51 生産設備制御・監視の職業（機械組立）

自動化された生産設備を運転・操作して、一般機械器具、電気機械器具、輸送用機械器具、計量計測機器、光学機械器具の組立工程を監視・調整する仕事をいう。

なお、作業者が直接従事する、一般機械器具、電気機械器具、輸送用機械器具、計量計測機器、光学機械器具の組立の作業は、[57 機械組立の職業] に分類する。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 511 一般機械器具組立設備制御・監視員
- 512 電気機械器具組立設備制御・監視員
- 513 自動車組立設備制御・監視員
- 514 輸送用機械器具組立設備制御・監視員（自動車を除く）
- 515 計量計測機器・光学機械器具組立設備制御・監視員

511 一般機械器具組立設備制御・監視員

自動化された生産設備を運転・操作して、原動機、金属加工機械、農業用機械、建設機械、印刷・製本機械、半導体・液晶パネル製造装置、業務用冷凍・冷蔵・空調機器、サービス用・娯楽機械などの一般機械器具（電気機械器具、輸送用機械器具、計量計測機器、光学機械器具を除く）およびその部品の組立工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

なお、一般機械器具およびその部品の組立の作業に直接従事するものは、[571] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

511-01 一般機械器具組立設備制御・監視員

511-01 一般機械器具組立設備制御・監視員

自動化された生産設備を運転・操作して、原動機、金属加工機械、農業用機械、建設機械、印刷・製本機械、半導体・液晶パネル製造装置、業務用冷凍・冷蔵・空調機器、サービス用・娯楽機械などの一般機械器具（電気機械器具、輸送用機械器具、計量計測機器、光学機械器具を除く）およびその部品の組立工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

なお、一般機械器具およびその部品の組立の作業に直接従事するものは、[571] に分類する。

- 印刷機械組立設備オペレーター、機械部品組立設備オペレーター、業務用空調機器組立設備オペレーター、金属加工機械組立設備オペレーター、建設機械組立設備オペレーター、原動機組立設備オペレーター、娯楽機械組立設備オペレーター、サービス用機械組立設備オペレーター、製本機械組立設備オペレーター、農業用機械組立設備オペレーター、半導体製造装置組立設備オペレーター

大分類H 生産工程の職業

- × 原動機組立工 [571-01]、金属加工機械組立工 [571-02]、農業用機械組立工 [571-03]、半導体製造装置組立工 [571-06]、業務用空調機器組立工 [571-07]、サービス用機械組立工 [571-08]、機械部品組立工 [571-09]

512 電気機械器具組立設備制御・監視員

自動化された生産設備を運転・操作して、電気機械、電気通信機械器具、電子応用機械器具、民生用電子・電気機械器具、半導体製品などの電気機械器具およびその部品の組立工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

なお、電気機械器具およびその部品の組立の作業に直接従事するのは、[572～583] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

512-01 電気機械器具組立設備制御・監視員

512-01 電気機械器具組立設備制御・監視員

自動化された生産設備を運転・操作して、電気機械、電気通信機械器具、電子応用機械器具、民生用電子・電気機械器具、半導体製品などの電気機械器具およびその部品の組立工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

なお、電気機械器具およびその部品の組立の作業に直接従事するのは、[572～583] に分類する。

- 電気機械組立設備オペレーター、電気機械部品組立設備オペレーター、電気通信機械器具組立設備オペレーター、電子応用機械器具組立設備オペレーター、電子機器部品組立設備オペレーター、半導体製品製造設備オペレーター、民生用電気機械器具組立設備オペレーター
- × 発電機組立工 [572-01]、電気機械部品組立工 [572-03]、有線通信機器組立工 [573-01]、電子計算機組立工 [574-01]、半導体組立工 [576-02]

513 自動車組立設備制御・監視員

自動化された生産設備を運転・操作して、自動車およびその部分品（エンジン・電装品・計器を除く）の組立工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

ただし、自動化された生産設備を運転・操作して、溶接の工程を監視・調整する仕事に従事するもの [498] を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動車およびその部分品の組立に直接従事するもの [584]
- (2)自動化された生産設備を運転・操作して、車体の塗装工程を監視・調整する仕事に従事するもの [641]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

513-01 自動車組立設備制御・監視員

513-01 自動車組立設備制御・監視員

自動化された生産設備を運転・操作して、自動車およびその部分品（エンジン・電装品・計器を除く）の組立工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

ただし、自動化された生産設備を運転・操作して、溶接の工程を監視・調整する仕事に従事するもの〔498-01〕を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動車およびその部分品の組立に直接従事するもの〔584〕
- (2)自動化された生産設備を運転・操作して、車体の塗装工程を監視・調整する仕事に従事するもの〔641-02〕
- 自動車組立設備オペレーター、自動車部分品組立設備オペレーター、自動車部品取付設備オペレーター
- × 溶接ロボット制御・監視員〔498-01〕、自動車ぎ装工〔584-01〕、自動車部品組立工〔584-02〕、金属塗装設備制御・監視員〔641-02〕

514 輸送用機械器具組立設備制御・監視員（自動車を除く）

自動化された生産設備を運転・操作して、鉄道車両・船舶・航空機などの輸送用機械器具（自動車を除く）およびその部分品（エンジン・電装品・計器を除く）の組立工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

ただし、自動化された生産設備を運転・操作して、溶接・切断の工程を監視・調整する仕事に従事するもの〔498、499〕を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)船舶の鋼板製作の作業に直接従事するもの〔532〕
- (2)輸送用機械器具（自動車を除く）およびその部分品の組立に直接従事するもの〔585〕
- (3)自動化された生産設備を運転・操作して、塗装の工程を監視・調整する仕事に従事するもの〔641〕

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

514-01 輸送用機械器具組立設備制御・監視員（自動車を除く）**514-01 輸送用機械器具組立設備制御・監視員（自動車を除く）**

自動化された生産設備を運転・操作して、鉄道車両・船舶・航空機などの輸送用機械器具（自動車を除く）およびその部分品（エンジン・電装品・計器を除く）の組立工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

ただし、自動化された生産設備を運転・操作して、溶接・切断の工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの〔498-01、499-04〕を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)船舶の鋼板製作の作業に直接従事するもの〔532〕
- (2)輸送用機械器具（自動車を除く）およびその部分品の組立に直接従事するもの〔585〕

(3)自動化された生産設備を運転・操作して、塗装の工程を監視・調整する仕事に従事するもの [641-02]

- 航空機部分品組立設備オペレーター、鉄道車両部分品組立設備オペレーター
- × 溶接ロボット制御・監視員 [498-01]、レーザー切断設備制御・監視員 [498-01]、造船鉄工 [532-02]、鉄道車両部分品組立工 [585-01]、航空機部分品組立工 [585-03]、金属塗装設備制御・監視員 [641-02]

515 計量計測機器・光学機械器具組立設備制御・監視員

自動化された生産設備を運転・操作して、電気メータ・流量計などの計量計測機器、カメラ・顕微鏡などの光学機械器具、時計、およびその部分品の組立工程を監視・調整する仕事に従事するもの、ならびに自動化された生産設備を運転・操作して、レンズの研磨・加工の工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

なお、計量計測機器・光学機械器具・時計、およびその部分品の組立、レンズの研磨・加工の作業に直接従事するものは、[586～591] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

515-01 計量計測機器・光学機械器具組立設備制御・監視員

515-01 計量計測機器・光学機械器具組立設備制御・監視員

自動化された生産設備を運転・操作して、電気メータ・流量計などの計量計測機器、カメラ・顕微鏡などの光学機械器具、時計、およびその部分品の組立工程を監視・調整する仕事に従事するもの、ならびに自動化された生産設備を運転・操作して、レンズの研磨・加工の工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

なお、計量計測機器・光学機械器具・時計、およびその部分品の組立、レンズの研磨・加工の作業に直接従事するものは、[586～591] に分類する。

- 計量計測機器組立設備オペレーター、光学機械器具組立設備オペレーター、時計組立設備オペレーター、レンズ研磨設備オペレーター
- × 電気計測器組立工 [586-01]、計量器組立工 [586-02]、測定器組立工 [586-02]、カメラ組立工 [587-01]、レンズ研磨工 [588-01]、時計組立工 [591-01]

52 金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業

作業者が直接従事する、鉱石・鉄鋼くずなどから金属を製錬または精錬して金属材料を製造する作業、金属材料の鑄造・鍛造・熱処理・圧延・引き抜きを行う作業、金属材料を加工する作業、および電熱・電撃・ガスの炎などを利用して金属を接合・切断する作業をいう。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の工程を監視・調整する仕事は、[49 生産設備制御・監視の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断）]に分類する。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 521 製鉄工、製鋼工
- 522 非鉄金属製錬工
- 523 鑄物製造工
- 524 鍛造工
- 525 金属熱処理工
- 526 圧延工
- 527 汎用金属工作機械工
- 528 数値制御金属工作機械工
- 531 金属プレス工
- 532 鉄工、製缶工
- 533 板金工
- 534 めっき工、金属研磨工
- 535 くぎ・ばね・金属線製品製造工
- 536 金属製品製造工
- 537 金属溶接・溶断工
- 539 その他の金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業

521 製鉄工、製鋼工

高炉・電気炉を用いて銑鉄・合金鉄を製造するため、原料の装入、炉況の監視、出さい（滓）・除さい・出銑、熱風炉の操作などの作業に直接従事するもの、および転炉・電気炉を用いて銑鉄・溶融銑鉄・鉄鋼くずなどから鋼・特殊鋼を製造する作業、キュポラ（溶銑炉）・電気炉を用いて鑄物用の鉄を溶融する作業に直接従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 521-01 製鉄工
- 521-02 製鋼工
- 521-03 鑄物用鉄溶融工
- 521-99 他に分類されない製鉄工、製鋼工

521-01 製鉄工

高炉を用いて銑鉄を製造するため、原料の装入、炉況の監視、出さい（滓）・除さい・出銑、熱風炉の操作などの作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)自動化された生産設備を運転・操作して、製鉄の工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するもの [491-01]

(2)鉄鉱石の粉碎、粉鉱石の焼結などの作業に直接従事するもの [539-99]

(3)高炉の保全・修理の作業に従事するもの [601-04]

(4)高炉の耐火レンガを修理する作業に従事するもの [712-02]

○ 炉前工（高炉）

× 高炉制御・監視員 [491-01]、製鉄設備制御・監視員 [491-01]、鉱石焼結工 [539-99]、ペレット工 [539-99]、高炉保全工 [601-04]、炉修工（高炉） [712-02]

521-02 製鋼工

転炉・電気炉を用いて、銑鉄・溶融銑鉄・鉄鋼くずなどから鋼・特殊鋼を製造するため、溶解・精錬・成分調整・造塊などの作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)自動化された生産設備を運転・操作して、製鋼の工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するもの [491-01]

(2)鋼・特殊鋼を圧延して鋼板などを製造する作業に直接従事するもの [526-01]

(3)転炉・電気炉の保全・修理の作業に従事するもの [601-04]

(4)転炉・電気炉の耐火レンガを修理する作業に従事するもの [712-02]

○ 造塊工（製鋼）、電気炉工（製鋼）、転炉炉前工（製鋼）

× 製鋼設備制御・監視員 [491-01]、圧延工 [526-01]、転炉保全工 [601-04]、炉修工（転炉） [712-02]

521-03 鋳物用鉄溶融工

キュボラ（溶銑炉）・電気炉を用いて、鋳物用の鉄を溶融する作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)自動化された生産設備を運転・操作して、鋳物用の鉄の溶融工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するもの [491-01]

(2)鋳物用の非鉄金属を溶融する作業に直接従事するもの [522-01]

○ キュボラ工（鋳物用鉄溶融）、電気炉工（鋳物用鉄溶融）

× 鋳物用鉄溶融設備オペレーター [491-01]、ダイカスト用アルミニウム溶融工 [522-01]

521-99 他に分類されない製銑工、製鋼工

合金鉄（フェロアロイ）の製造、その他 521-01～521-03 に含まれない製銑・製鋼の作業に直接従事するものをいう。

○ 高炉冷却工、トーピードカー運転員、取ベ運搬員、フェロアロイ製造工、溶銑輸送員

522 非鉄金属製錬工

原鉱石・非鉄金属くずから非鉄金属を製造するため、また粗製非鉄金属を再溶融・精製して精製非鉄金属を製造するため、溶錬炉・電気炉への原料の装入、炉の操作、鑄込造塊、浸出槽の浸出浄液の管理、電解槽の電解液の調整、電極の操作、金属板の電極からのはく（剥）離、蒸留・還元などの作業に直接従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 522-01 非鉄金属溶融炉工
- 522-02 非鉄金属電解工
- 522-03 半導体材料精錬工（多結晶シリコンなど）
- 522-99 他に分類されない非鉄金属製錬工

522-01 非鉄金属溶融炉工

溶錬炉・電気炉などを用いて、原鉱石・非鉄金属くずから非鉄金属を製造するため、また粗製非鉄金属を再溶融・精製して精製非鉄金属を製造するため、原料の装入、炉の操作、溶融非鉄金属の取り出し、鑄込造塊の作業に直接従事するものをいう。

鑄物用の非鉄金属を溶融する作業に直接従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、非鉄金属の溶融工程を監視・調整する仕事にもつばら従事するもの [491-02]
- (2)鉱石の焙焼などの前処理工程の作業に直接従事するもの [539-99]
- 鑄物用非鉄金属溶融工、ダイカスト用アルミニウム溶融工、非鉄金属鑄込造塊工、炉前工（非鉄金属製錬）
- × 非鉄金属溶融設備制御・監視員 [491-02]、連続鑄造機制御・監視員（非鉄金属）[491-02]、金属焙焼工 [539-99]

522-02 非鉄金属電解工

浸出槽・電解槽を用いて、原鉱石・非鉄金属くずから非鉄金属を製造するため、また粗製非鉄金属を精製して精製非鉄金属を製造するため、浸出浄液の管理、不純物の除去、電解液の調整、電極の操作、金属板の電極からのはく（剥）離、電解槽の処理の作業に直接従事するものをいう。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、非鉄金属の電解工程を監視・調整する仕事にもつばら従事するものは、[491-02] に分類する。

- 銅電解工、非鉄金属浸出・浄液工
- × 非鉄金属電解設備制御・監視員 [491-02]

522-03 半導体材料精錬工（多結晶シリコンなど）

半導体・太陽電池の材料の多結晶シリコン、単結晶シリコンなどを製造するため、蒸留・還元などの作業に直接従事するものをいう。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、半導体材料の精錬工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[491-02]に分類する。

- 多結晶シリコン製造工
- × 半導体材料精錬設備制御・監視員 [491-02]

522-99 他に分類されない非鉄金属製錬工

亜鉛の蒸留、その他 522-01～522-03 に含まれない非鉄金属製錬の作業に直接従事するものをいう。

- 亜鉛蒸留工

523 鋳物製造工

木型・金型を用いて砂型・中子を作り、これを組み立てた鋳型に熔融金属を注入する作業、鋳物の型ばらし・砂落とし・仕上げの作業に直接従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 523-01 鋳物工
- 523-02 鋳物仕上工

523-01 鋳物工

木型・金型を用いて砂型・中子を作り、これを組み立てた鋳型に熔融金属を注入する作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、鋳物の製造工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [492-01]
- (2)鋳物用の金属を熔融する作業に直接従事するもの [521-03、522-01]
- (3)金型・木型を製作する作業に従事するもの [536-03、561-03]
- (4)ダイカストマシンを用いて鋳造の作業に直接従事するもの [539-05]
- (5)遠心鋳造機を用いて鋳造の作業に直接従事するもの [539-99]
- アルミニウム鋳物工、鋳型工、鋳込工、可鍛鋳鉄鋳物工、機械込造型工、銑鉄鋳物工、調砂工、手込造型工、中子工、非鉄金属鋳物工
- × 鋳造設備制御・監視員 [492-01]、鋳物用鉄溶融工 [521-03]、鋳物用非鉄金属溶融工 [522-01]、金型製造工 [536-03]、ダイカスト工 [539-05]、遠心鋳造機運転工 [539-99]、鋳物木型工 [561-03]

523-02 鋳物仕上工

鋳型の型ばらし、砂落とし、バリ取り、表面研磨などの作業に直接従事するものをいう。

- 鋳物型ばらし工、鋳物切断・補修工、鋳物はつり工、ショット・ブラスト工（鋳物製造）

524 鍛造工

鍛造用機械ハンマ・プレスなどを用いて、金属材料を打撃・圧縮して種々の形状に鍛錬・成形する作業に直接従事するものをいう。

火床（ほど）係を含む。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 524-01 鍛造加熱炉工
- 524-02 自由鍛造工
- 524-03 型鍛造工
- 524-04 手かじ工
- 524-99 他に分類されない鍛造工

524-01 鍛造加熱炉工

鍛造のため、加熱炉を用いて金属材料を加熱し軟化させる作業に直接従事するものをいう。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、金属材料の加熱工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[492-02]に分類する。

- 鍛造操炉工、火床係
- × 鍛造加熱設備制御・監視員 [492-02]

524-02 自由鍛造工

鍛造用機械ハンマ・プレスを用いて、金属材料を熱間または冷間で打撃・加圧して鍛錬・成形する作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 自動化された生産設備を運転・操作して、鍛造の工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [492-02]
- (2) 型鍛造による金属材料の成形の作業に直接従事するもの [524-03]
- (3) 金属材料を加熱し、手づちでたたいて鍛錬・成形する作業に従事するもの [524-04]

- 鍛造ハンマ工、鍛造プレス工
- × 鍛造設備制御・監視員 [492-02]、型鍛造工 [524-03]、手かじ工 [524-04]

524-03 型鍛造工

金型を取り付けた鍛造用機械ハンマ・プレスを用いて、金属材料を熱間または冷間で圧縮して一定の形状に成形する作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、鍛造の工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [492-02]
 - (2)自由鍛造による金属材料の鍛錬・成形の作業に直接従事するもの [524-02]
 - (3)プレス機械を用いて金属板を冷間で一定の形に成形する作業に直接従事するもの [531]
 - (4)金型の取り付け・取り外しの作業にもっぱら従事するもの [539-03]
- 型鍛造プレス工
× 鍛造設備制御・監視員 [492-02]、自由鍛造工 [524-02]、プレス成形工 [531-01]、金型取付工 [539-03]

524-04 手かじ工

金属材料を加熱し、手づちでたた(叩)いて鍛錬・成形する作業に従事するものをいう。ただし、鋼を鍛えて日本刀などを作る刀かじ [223-01] を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)鍛造用機械ハンマ・プレスを用いて、加熱した金属材料を鍛錬・成形する作業に直接従事するもの [524-02]
 - (2)治工具・刃物を製造する作業に直接従事するもの [536-02、536-04]
- 工具かじ工
× 刀かじ [223-01]、自由鍛造工 [524-02]、工具製造工 [536-02]、刃物製造工 [536-04]

524-99 他に分類されない鍛造工

鍛造品のバリ取り、その他 524-01～524-04 に含まれない、鍛造による成形の作業に直接従事するものをいう。

- 鍛造工助手、鍛造バリ取り工、ばね製造工(熱間成形によるもの)、ローリング鍛造工

525 金属熱処理工

金属に一定の性質を与えるため、焼なまし・焼ならし・焼入れ・焼戻し・浸炭・窒化などの加熱・冷却の作業に直接従事するものをいう。

熱処理品の準備、後処理に従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、金属の熱処理工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [499]
- (2)鍛造のため金属材料を加熱する作業に直接従事するもの [524]
- (3)圧延のため金属材料を加熱する作業に直接従事するもの [526]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

525-01 金属熱処理工

525-01 金属熱処理工

金属に一定の性質を与えるため、焼なまし・焼ならし・焼入れ・焼戻し・浸炭・窒化などの加熱・冷却の作業に直接従事するものをいう。

熱処理品の準備、後処理に従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、金属の熱処理工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [499-01]
- (2)鍛造のため金属材料を加熱する作業に直接従事するもの [524-01]
- (3)圧延のため金属材料を加熱する作業に直接従事するもの [526-01]
- 高周波焼入れ焼戻し工、浸炭焼入れ焼戻し工、焼入れ焼戻し工、焼なまし・焼ならし工
- × 金属熱処理設備制御・監視員 [499-01]、鍛造操炉工 [524-01]、圧延加熱炉工 [526-01]

526 圧延工

金属の塊・板・棒などを熱間・冷間でロール圧延機にかけて引き伸ばし板・条・棒を製造する作業、および押し出し・引き抜き・溶接などにより金属管を製作・精整する作業（熱間・冷間・溶融を問わない）に直接従事するものをいう。

以下のものを含む。

- (1)溶接鋼管を製造するため、つぎめ削り・のこ（鋸）断の作業に直接従事するもの
- (2)押し出しによる製管のため金属材料を溶融する作業に直接従事するもの
- なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。
- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、圧延の工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [499]
- (2)鋳鉄管を製造する作業に直接従事するもの [523、539]
- (3)金属材料を引き抜き、金属線を製造する作業に直接従事するもの [539]
- (4)刃物を用いて金属を切断する作業にもっぱら従事するもの [539]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

526-01 圧延工**526-01 圧延工**

金属の塊・板・棒などを熱間・冷間でロール圧延機にかけて引き伸ばし板・条・棒を製造する作業、および押し出し・引き抜き・溶接などにより金属管を製作・精整する作業（熱間・冷間・溶融を問わない）に直接従事するものをいう。

以下のものを含む。

- (1)溶接鋼管を製造するため、つぎめ削り・のこ（鋸）断の作業に直接従事するもの
- (2)押し出しによる製管のため金属材料を溶融する作業に直接従事するもの
- なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、圧延の工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [499-02]
- (2)鋳鉄管を製造する作業に直接従事するもの [523-01、539-99]
- (3)金属材料を引き抜き、金属線を製造する作業に直接従事するもの [539-01]
- (4)刃物を用いて金属を切断する作業にもっぱら従事するもの [539-04]
- 圧延加熱炉工、圧延仕上工、圧延ロール整備工、鋼板圧延工、シームレス鋼管工、条鋼圧延工、ステンレス鋼板工、展延工（非鉄金属箔）、電縫管工、熱間圧延工、表面処理鋼板工、溶接鋼管工、冷間圧延工
- × 圧延設備制御・監視員 [499-02]、金属管鑄造工 [523-01]、伸線工 [539-01]、金属切断工（刃物によるもの） [539-04]、遠心鑄造機運転工 [539-99]

527 汎用金属工作機械工

汎用金属工作機械を用いて、金属材料を切削加工する作業に直接従事するものをいう。
金属材料にプラスチック材などを結合させた材料を切削加工する作業に直接従事するものを含む。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 527-01 旋盤工
- 527-02 ボール盤工
- 527-03 フライス盤工
- 527-04 研削盤工、仕上機械工
- 527-99 他に分類されない汎用金属工作機械工

527-01 旋盤工

汎用旋盤を用いて、金属材料を切削加工する作業に直接従事するものをいう。
なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)NC 旋盤を用いて金属材料を切削加工する作業に直接従事するもの [528-01]
- (2)木工旋盤を用いて木材を切削加工する作業に直接従事するもの [561-03]
- (3)旋盤を用いてプラスチック材料を切削加工する作業に直接従事するもの [565-03]
- 旋盤工
- × NC 旋盤工 [528-01]、木工旋盤工 [561-03]、プラスチック旋盤工 [565-03]

527-02 ボール盤工

汎用ボール盤を用いて、金属材料に穴をあける作業に直接従事するものをいう。
なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)汎用中ぐり盤を用いて金属材料の穴の内面を切削加工する作業に直接従事するもの [527-99]
 - (2)NC ボール盤を用いて金属材料に穴をあける作業に直接従事するもの [528-99]
 - 金属穴あけ工（ボール盤によるもの）
 - × 中ぐり盤工 [527-99]、NC ボール盤工 [528-99]
-

527-03 フライス盤工

汎用フライス盤を用いて、金属材料を切削加工する作業に直接従事するものをいう。

なお、NC フライス盤・マシニングセンタを用いて金属材料を切削加工する作業に直接従事するものは、[528-02、528-03] に分類する。

- フライス盤工
- × NC フライス盤工 [528-02]、マシニングセンタオペレーター [528-03]

527-04 研削盤工、仕上機械工

汎用研削盤・仕上機械を用いて、金属材料の研磨・研削・仕上げの作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)NC 研削盤を用いて金属材料の研磨・研削・仕上げの作業に直接従事するもの[528-99]
- (2)小型グラインダーなどの手持ち機械・器具を用いて金属材料の研磨・研削・仕上げの作業に従事するもの [534-03、534-04]
- (3)プラスチック材料の研磨・研削・仕上げの作業に直接従事するもの [565-03]

- グラインダー工（金属研削）、研削盤工、バフ盤工、ホーニング盤工、ラップ盤工
- × NC 研削盤工 [528-99]、NC ホーニング盤工 [528-99]、NC ラップ盤工 [528-99]、可搬研磨工（ポータブル研磨）[534-03]、金属手仕上工 [534-04]、プラスチックバフみがき工 [565-03]

527-99 他に分類されない汎用金属工作機械工

中ぐり盤を用いた穴の内面切削加工、ねじ切盤を用いたねじ切り加工、その他 527-01～527-04 に含まれない、汎用金属工作機械を用いた金属材料の切削加工の作業に直接従事するものをいう。

- 実習助手（学校における汎用金属工作機械の実習）、中ぐり盤工、ねじ切盤工、歯切盤工、歯車仕上盤工、平削盤工、放電加工機工、ワイヤ放電加工機工

528 数値制御金属工作機械工

数値制御（NC）金属工作機械を用いて、金属材料を切削加工する作業に直接従事するものをいう。

金属材料にプラスチック材などを結合させた材料を切削加工する作業に直接従事するものを含む。

ただし、加工プログラムを作成する仕事にもっぱら従事するもの [104] を除く。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 528-01 NC 旋盤工
- 528-02 NC フライス盤工
- 528-03 マシニングセンタオペレーター
- 528-04 NC 金属特殊加工機工
- 528-99 他に分類されない数値制御金属工作機械工

528-01 NC 旋盤工

NC 旋盤を用いて、金属材料を切削加工する作業に直接従事するものをいう。

ただし、加工プログラムを作成する仕事にもっぱら従事するもの [104-04] を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、金属材料の切削加工の工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [493-01]
- (2)汎用旋盤を用いて金属材料を切削加工する作業に直接従事するもの [527-01]
- (3)NC 旋盤を用いてプラスチック材料を切削加工する作業に直接従事するもの [565-03]

○ NC 旋盤工

× NC プログラマー [104-04]、金属工作設備制御・監視員 [493-01]、旋盤工 [527-01]、プラスチック NC 旋盤工 [565-03]

528-02 NC フライス盤工

NC フライス盤を用いて、金属材料を切削加工する作業に直接従事するものをいう。

ただし、加工プログラムを作成する仕事にもっぱら従事するもの [104-04] を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、金属材料の切削加工の工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [493-01]
- (2)汎用フライス盤を用いて金属材料を切削加工する作業に直接従事するもの [527-03]
- (3)マシニングセンタを用いて金属材料を切削加工する作業に直接従事するもの [528-03]

○ NC フライス盤工

× NC プログラマー [104-04]、金属工作設備制御・監視員 [493-01]、フライス盤工 [527-03]、マシニングセンタオペレーター [528-03]

528-03 マシニングセンタオペレーター

マシニングセンタを用いて、金属材料を切削加工する作業に直接従事するものをいう。

ただし、加工プログラムを作成する仕事にもっぱら従事するもの [104-04] を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、金属材料の切削加工の工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [493-01]
- (2)NC フライス盤を用いて金属材料を切削加工する作業に直接従事するもの [528-02]

○ MC オペレーター

× NC プログラマー [104-04]、金属工作設備制御・監視員 [493-01]、NC フライス盤工 [528-02]

528-04 NC 金属特殊加工機工

NC 放電加工機・NC レーザー加工機などの NC 金属特殊加工機を用いて、金属材料を切削加工する作業に直接従事するものをいう。

ただし、加工プログラムを作成する仕事にもっぱら従事するもの [104-04] を除く。
なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、金属材料の切削加工の工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [493-01]
 - (2)汎用放電加工機などの金属特殊加工機を用いて金属材料を切削加工する作業に直接従事するもの [527-99]
 - (3)金属特殊加工機を用いて金属材料を切断する作業に直接従事するもの [537-99]
- NC 放電加工機工、NC ワイヤカット放電加工機工、NC レーザー加工機工
× NC プログラマー [104-04]、金属工作設備制御・監視員 [493-01]、放電加工機工 [527-99]、自動レーザー切断機運転工 [537-05]、プラズマ切断工 [537-99]、レーザー切断工 [537-99]

528-99 他に分類されない数値制御金属工作機械工

NC 研削盤を用いた研磨・研削、NC 中ぐり盤を用いた穴の内面切削加工、その他 528-01～528-04 に含まれない、数値制御金属工作機械を用いた金属材料の切削加工の作業に直接従事するものをいう。

- NC 研削盤工、NC 中ぐり盤工、NC ねじ切盤工、NC 歯切盤工、NC 歯車仕上盤工、NC 平削盤工、NC ホーニング盤工、NC ボール盤工、NC ラップ盤工、実習助手（学校における数値制御金属工作機械の実習）、ターニングセンタオペレーター

531 金属プレス工

プレス機械を用いて、金属板を冷間で打抜き、曲げ、絞って一定の形に成形する作業に直接従事するものをいう。

刻印の作業に従事するものを含む。

ただし、板金の作業の一過程において、プレス機械を用いて作業に従事するもの [533] を除く。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 531-01 プレス成形工（打抜プレス、曲プレスを除く）
- 531-02 打抜プレス工
- 531-03 曲プレス工

531-01 プレス成形工（打抜プレス、曲プレスを除く）

プレス機械を用いて、金属板を冷間で一定の形に成形する作業に直接従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

(1)打抜きのための加工作業に直接従事するもの [531-02]

(2)曲げのための加工作業に直接従事するもの [531-03]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)自動化された生産設備を運転・操作して、金属板のプレス成形の工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [494-01]

(2)鍛造用プレス機械を用いて金属材料を成形する作業に直接従事するもの [524-03]

(3)金型の取り付け・取り外しの作業にもっぱら従事するもの [539-03]

(4)プレス機械を用いてプラスチック材料を一定の形に成形する作業に直接従事するもの [565-02]

○ NC プレス機械工 (打抜プレス、曲プレスを除く)、金属プレス工 (打抜プレス、曲プレスを除く)、絞プレス工、プレス刻印工

× 金属プレス設備制御・監視員 [494-01]、鍛造プレス工 [524-03]、打抜プレス工 [531-02]、曲プレス工 [531-03]、工場板金工 [533-02]、金型取付工 [539-03]、プラスチックプレス工 [565-02]

531-02 打抜プレス工

プレス機械または打抜プレス機械を用いて金属板を冷間で一定の形に打抜く作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)自動化された生産設備を運転・操作して、金属板のプレス成形の工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [494-01]

(2)プレス機械を用いて金属板を冷間で一定の形に成形する作業 (打抜きのみの加工を除く) に直接従事するもの [531-01]

(3)金型の取り付け・取り外しの作業にもっぱら従事するもの [539-03]

(4)せん断機を用いて金属板を切断する作業にもっぱら従事するもの [539-04]

(5)打貫機を用いて穴を打ち貫く作業に直接従事するもの [539-99]

○ NC タレットパンチプレス工、タレットパンチプレス工

× 金属プレス設備制御・監視員 [494-01]、プレス成形工 (打抜プレス、曲プレスを除く) [531-01]、工場板金工 [533-02]、金型取付工 [539-03]、シャーリング工 [539-04]、打貫工 [539-99]

531-03 曲プレス工

プレス機械または曲プレス機械を用いて金属板を冷間で一定の形に曲げる作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)自動化された生産設備を運転・操作して、金属板のプレス成形の工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [494-01]

(2)プレス機械を用いて金属板を冷間で一定の形に成形する作業 (曲げのみの加工を除く) に直接従事するもの [531-01]

(3)金型の取り付け・取り外しの作業にもっぱら従事するもの [539-03]

- NC ベンダー工、ブレーキプレス工、ベンダー工
- × 金属プレス設備制御・監視員[494-01]、プレス成形工(打抜プレス、曲プレスを除く)[531-01]、工場板金工 [533-02]、金型取付工 [539-03]

532 鉄工、製缶工

建築用鉄骨、船舶の鋼板、ボイラー・圧力容器・タンク（鉄槽）などを製作するため、原寸図面の作成、鋼板けがき・切断・穴あけ・ぎょう（撓）鉄・組立・接合・はつりなどの作業に直接従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)はつりの作業にもっぱら従事するもの [534]
- (2)接合・切断の作業にもっぱら従事するもの [537、539]
- (3)けがきの作業にもっぱら従事するもの [539]
- (4)原寸図面を作成する作業にもっぱら従事するもの [649]

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 532-01 建築鉄工
- 532-02 造船鉄工
- 532-03 製缶工
- 532-99 他に分類されない鉄工、製缶工

532-01 建築鉄工

建築用鉄骨を製作するため、原寸図面の作成、鋼板けがき・切断・穴あけ・曲げ・組立・接合・はつりなどの作業に直接従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)はつりの作業にもっぱら従事するもの [534-04]
- (2)接合・切断の作業にもっぱら従事するもの [537、539]
- (3)けがきの作業にもっぱら従事するもの [539-99]
- (4)原寸図面を作成する作業にもっぱら従事するもの [649-03]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、建築用鉄骨の製作工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [495-01]
 - (2)鉄骨を用いて建築物の柱・梁を組み立てる作業に従事するもの [702-01]
- 鉄骨工
 - × 鉄骨製造設備制御・監視員 [495-01]、金属はつり工 [534-04]、アーク溶接工 [537-01]、ガス切断工 [537-04]、レーザー切断工 [537-99]、金属切断工（刃物によるもの） [539-04]、鋼板けがき工 [539-99]、現図工 [649-03]、建築とび工 [702-01]

532-02 造船鉄工

船舶の鋼板の製作、船殻の組立のため、原寸図面の作成、鋼板けがき・切断・穴あけ・ぎょう（撓）鉄・組立・接合・はつりの作業に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)はつりの作業にもっぱら従事するもの [534-04]
- (2)接合・切断の作業にもっぱら従事するもの [537]
- (3)けがきの作業にもっぱら従事するもの [539-99]
- (4)原寸図面を作成する作業にもっぱら従事するもの [649-03]
- (5)クレーンの運転にもっぱら従事するもの [693-01]

○ 船体ブロック組立工、造船工

× 金属はつり工 [534-04]、アーク溶接工 [537-01]、ガス切断工 [537-04]、鋼板けがき工 [539-99]、船舶ぎ装工 [585-02]、現図工 [649-03]、クレーン運転工 [693-01]

532-03 製缶工

ボイラー・圧力容器・タンク（鉄槽）などを製作するため、原寸図面の作成、鋼板けがき・切断・穴あけ・曲げ・組立・接合・はつりなどの作業に直接従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)はつりの作業にもっぱら従事するもの [534-04]
- (2)接合・切断の作業にもっぱら従事するもの [537、539]
- (3)けがきの作業にもっぱら従事するもの [539-99]
- (4)原寸図面を作成する作業にもっぱら従事するもの [649-03]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)自動化された生産設備を運転・操作して、圧力容器・タンクなどの製作工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [495-01]

(2)金属薄板を加工して飲料・缶詰用の缶、ドラム缶などを製造する作業に直接従事するもの [533-99]

○ 圧力容器組立工、製缶工（圧力容器）、製缶工（タンク）、製缶工（ボイラー）、タンク製缶工、ボイラー組立工

× ボイラー製造設備制御・監視員 [495-01]、製缶工（缶詰・飲料用の缶） [533-99]、製缶板金工 [533-99]、ドラム缶製造工 [533-99]、金属はつり工 [534-04]、アーク溶接工 [537-01]、ガス切断工 [537-04]、レーザー切断工 [537-99]、金属切断工（刃物によるもの） [539-04]、鋼板けがき工 [539-99]、現図工 [649-03]

532-99 他に分類されない鉄工、製缶工

鉄塔・橋りょうの製作、その他 532-01～532-03 に含まれない、鋼製構造物を製作する作業に直接従事するものをいう。

○ 機械鉄工、橋りょう鉄工

533 板金工

金切はさみ・つち（槌）・切断機・曲ロール機・プレス機械などを用いた金属薄板の切断・成形、加工された金属薄板の組み合わせ、電気溶接・ガス溶接による接合、硬ろう・はんだによる接着、仕上げの作業に直接従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)プレス機械を用いて金属薄板を一定の形に成形する作業にもっぱら従事するもの [531]
- (2)金属薄板の溶接・ろう付・はんだ付・切断の作業にもっぱら従事するもの [537、539]

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 533-01 建築板金工
- 533-02 工場板金工
- 533-03 自動車板金工
- 533-99 他に分類されない板金工

533-01 建築板金工

金属薄板を用いて屋根をふ（葺）くため、および金属製のとい（樋）・ダクト・外壁材を製作するため、金属薄板の切断・成形、加工された金属薄板の組み合わせ、電気溶接・ガス溶接による接合、仕上げの作業に従事するものをいう。

金属製のとい・ダクト・外壁材を取り付ける作業に従事するものを含む。

ただし、以下のものを除く。

- (1)プレス機械を用いて金属薄板を一定の形に成形する作業にもっぱら従事するもの [531]
 - (2)金属薄板の溶接・はんだ付・ろう付・切断の作業にもっぱら従事するもの [537、539]
- なお、原寸図面を作成する作業にもっぱら従事するものは、[649-03] に分類する。

○ 金属サイディング工、ダクト工、トタン屋根ふき工

× プレス成形工 [531-01]、シーム溶接工 [537-02]、はんだ付工 [539-02]、金属切断工（刃物によるもの） [539-04]、現図工 [649-03]

533-02 工場板金工

電気・電子機器の金属製部品・きょう（筐）体などを製造するため、金属薄板の切断・成形、加工された金属薄板の組み合わせ、電気溶接・ガス溶接による接合、硬ろう・はんだによる接着、仕上げの作業に直接従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)プレス機械を用いて金属薄板を一定の形に成形する作業にもっぱら従事するもの [531]
 - (2)金属薄板の溶接・ろう付・はんだ付・切断の作業にもっぱら従事するもの [537、539]
- なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。
- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、板金の切断・成形加工などの工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [496-01]
 - (2)原寸図面を作成する作業にもっぱら従事するもの [649-03]

- 精密板金工
- × 板金設備制御・監視員 [496-01]、プレス成形工 [531-01]、アーク溶接工 [537-01]、スポット溶接工 [537-02]、レーザー切断工 [537-99]、はんだ付工 [539-02]、金属切断工（刃物によるもの） [539-04]、現図工 [649-03]

533-03 自動車板金工

自動車の車体のへこみ・きず（疵）を修理し、修復箇所を塗装する作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)自動車のエンジン、制御・排気装置などを点検・整備する作業に従事するもの [603-01]

(2)自動車を塗装する作業にもっぱら従事するもの [641-02]

- 板金工（自動車修理業）、板金塗装工（自動車修理業）
- × 自動車整備工 [603-01]、自動車塗装工 [641-02]

533-99 他に分類されない板金工

缶詰・飲料用の缶の製造、その他 533-01～533-03 に含まれない、板金の切断・成形加工などの作業に直接従事するものをいう。

- 製缶工（缶詰・飲料用の缶）、製缶板金工、ドラム缶製造工

534 めっき工、金属研磨工

電気めっき、化学めっき、溶融めっき、溶射めっき、真空・気相めっきなどのめっきの作業、および陽極処理・防せい（錆）処理の作業に直接従事するもの、ならびに携帯用グラインダー・と（砥）石・やすり・たがねなどを用いて、金属材料・半製品・製品のきず（疵）取り・研磨・研削・すり（摺）合わせ・ラッピングなどの作業に直接従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 534-01 電気めっき工
- 534-02 めっき工（電気めっきを除く）
- 534-03 金属材料・製品研磨工
- 534-04 金属手仕上工

534-01 電気めっき工

金属・非金属の表面を電気化学的に析出した金属の被膜で覆うため、めっき液を配合する作業、加工物を引掛具に取り付けてめっき槽に浸せき（漬）する作業などに直接従事するものをいう。

めっき前の脱脂・酸洗い・研磨、めっき後の洗浄・仕上研磨の作業に直接従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)自動化された生産設備を運転・操作して、めっきの工程を監視・調整する仕事にも
つばら従事するもの [497-01]

(2)機械的除脂・除せい・研磨・つや出しの作業にもつばら従事するもの [527-04、534-03]

○ 電気めっき工

× めっき設備制御・監視員 [497-01]、研磨盤工 [527-04]、金属研磨工 [534-03]

534-02 めっき工（電気めっきを除く）

化学めっき、溶融めっき、溶射めっき、真空・気相めっきなどの電気めっきを除くめ
っきの作業、陽極処理・防せい処理の作業に直接従事するものをいう。

めっき前の脱脂・酸洗い・研磨、めっき後の洗浄・仕上研磨の作業に直接従事するも
のを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)自動化された生産設備を運転・操作して、めっきの工程を監視・調整する仕事にも
つばら従事するもの [497-01]

(2)機械的除脂・除せい・研磨・つや出しの作業にもつばら従事するもの [527-04、534-03]

○ アルマイト工、化学めっき工、化成処理工、気相めっき工、真空めっき工、防せい処理工、
陽極処理工、溶射めっき工、溶融めっき工

× めっき設備制御・監視員 [497-01]、研磨盤工 [527-04]、金属研磨工 [534-03]

534-03 金属材料・製品研磨工

携帯用グラインダー・と（砥）石などを用いて、金属材料・半製品・製品のきず（疵）
取り・研磨・研削の作業に直接従事するものをいう。

刃物をとぐ作業に従事するものを含む。

ただし、鋳物の研磨仕上げの作業に従事するもの [523-02] を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)自動化された生産設備を運転・操作して、金属研磨の工程を監視・調整する仕事に
もつばら従事するもの [497-02]

(2)汎用研削盤を用いて研磨・研削の作業に直接従事するもの [527-04]

(3)NC研削盤を用いて研磨・研削の作業に直接従事するもの [528-99]

(4)やすり・たがねなどを用いて、金属材料・半製品・製品の研磨、すり合わせ、ラッ
ピングなどの仕上げの作業に従事するもの [534-04]

○ 金属研磨工、工具研磨工、刃物とぎ工

× 金属研磨設備制御・監視員 [497-02]、鋳物仕上工 [523-02]、研磨盤工 [527-04]、バフ盤工
[527-04]、NC研削盤工 [528-99]、金属手仕上工 [534-04]

534-04 金属手仕上工

やすり・たがねなどを用いて、金属材料・半製品・製品の研磨、すり（摺）合わせ、
ラッピングなどの仕上げの作業に直接従事するものをいう。

ただし、鋳物のバリ取りの作業に従事するもの [523-02] を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)汎用仕上機械を用いて仕上げの作業に従事するもの [527-04]

(2)携帯用グラインダーなどを用いて、きず取り・研磨・研削の作業に従事するもの [534-03]

○ 金属きさげ工、金属はつり工、金属やすり掛け工、のこ目立職

× 鋳物はつり工 [523-02]、ラップ盤工 [527-04]、金属研磨工 [534-03]

535 くぎ・ばね・金属線製品製造工

くぎ類を製造する作業に直接従事するもの、冷間ではねを成形する作業に直接従事するもの、および金属製の網・かご（籠）、ワイヤーロープ・クリップ・ラス・針・ピンなどを製造する作業に直接従事するものをいう。

針・ピン・くぎ類の材料の切断、穴あけ、成形、研磨の作業に直接従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)自動化された生産設備を運転・操作して、くぎ・ばね・金属線製品の製造工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するもの [499]

(2)熱間ではねを成形する作業に直接従事するもの [524]

(3)金属材料を引き抜き、金属線を製造する作業に直接従事するもの [539]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

535-01 くぎ・ばね・金属線製品製造工

535-01 くぎ・ばね・金属線製品製造工

くぎ類を製造する作業に直接従事するもの、冷間ではねを成形する作業に直接従事するもの、および金属製の網・かご（籠）、ワイヤーロープ・クリップ・ラス・針・ピンなどを製造する作業に直接従事するものをいう。

針・ピン・くぎ類の材料の切断、穴あけ、成形、研磨の作業に直接従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)自動化された生産設備を運転・操作して、くぎ・ばね・金属線製品の製造工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するもの [499-99]

(2)熱間ではねを成形する作業に直接従事するもの [524-99]

(3)金属材料を引き抜き、金属線を製造する作業に直接従事するもの [539-01]

○ 金網編工、金属線製品製造工、くぎ類製造工、スプリング製造工（冷間成形によるもの）、ばね製造工（冷間成形によるもの）、針製造工、ワイヤーロープ製造工

× 金属線製品製造設備制御・監視員 [499-99]、ばね製造工（熱間成形によるもの） [524-99]、伸線工 [539-01]

536 金属製品製造工

金属製家具・建具、治工具、金型、刃物、金具などを製造するため、金属材料の切断、成

形、熱処理、研磨、組立などの作業に直接従事するものをいう。

ただし、金属材料の切断、成形、熱処理、研磨の作業にもっぱら従事するもの〔それぞれの作業に対応する分類項目〕を除く。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 536-01 金属製家具・建具製造工
- 536-02 治工具製造工
- 536-03 金型製造工
- 536-04 刃物製造工
- 536-05 金具製造工
- 536-99 他に分類されない金属製品製造工

536-01 金属製家具・建具製造工

金属製の家具・建具を製造するため、金属材料の切断、成形、接合、研磨、塗装、組立、部品取り付けの作業に直接従事するものをいう。

ただし、金属材料の切断、成形、接合、研磨、塗装の作業にもっぱら従事するもの〔それぞれの作業に対応する分類項目〕を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)金具を製造する作業に従事するもの [536-05]

(2)金属製建具を建築物に取り付ける作業に従事するもの [717-01]

○ アルミサッシ組立工、金属製家具製造工、金属製建具製造工

× プレス成形工 [531-01]、金属研磨工 [534-03]、金具製造工 [536-05]、アーク溶接工 [537-01]、金属切断工（刃物によるもの） [539-04]、金属塗装工 [641-02]、金属製建具取付工 [717-01]

536-02 治工具製造工

加工用・組立用・検査用などの治具、切削用・研磨用・測定用などの工具を製造するため、金属材料の切断、成形、熱処理、研磨、組立などの作業に直接従事するものをいう。

ただし、金属材料の切断、成形、熱処理、研磨の作業にもっぱら従事するもの〔それぞれの作業に対応する分類項目〕を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)金型を製造する作業に従事するもの [536-03]

(2)刃物を製造する作業に従事するもの [536-04]

○ 工具製造工、治具製造工、やすり製造工

× 型鍛造工 [524-03]、金属熱処理工 [525-01]、金属研磨工 [534-03]、金型製造工 [536-03]、刃物製造工 [536-04]、金属切断工（刃物によるもの） [539-04]

536-03 金型製造工

鑄造機械用・鍛造機械用・金属プレス機械用・プラスチック成形機用などの金型を製造するため、金属材料の切削加工、加工された金型の仕上げ・組立などの作業に直接従

事するものをいう。

金型の修理の作業に従事するものを含む。

ただし、金属材料の切削加工、加工された金型の仕上げの作業にもっぱら従事するもの〔それぞれの作業に対応する分類項目〕を除く。

○ 金型工、金型修理工

× マシニングセンタオペレーター [528-03]、金属手仕上工 [534-04]

536-04 刃物製造工

切断用・切削用などの刃物を製造するため、金属材料の切断、成形、熱処理、研磨などの作業に直接従事するものをいう。

ただし、金属材料の切断、成形、熱処理、研磨の作業にもっぱら従事するもの〔それぞれの作業に対応する分類項目〕を除く。

○ 刃物製造工

× 型鍛造工 [524-03]、金属熱処理工 [525-01]、金属研磨工 [534-03]、金属切断工（刃物によるもの）[539-04]

536-05 金具製造工

建築用・建具用・車両用・袋物用などの金具を製造するため、金属材料の切断、成形、めっき、研磨などの作業に直接従事するものをいう。

ただし、金属材料の切断、成形、めっき、研磨の作業にもっぱら従事するもの〔それぞれの作業に対応する分類項目〕を除く。

○ 金具製造工

× プレス成形工 [531-01]、電気めっき工 [534-01]、金属研磨工 [534-03]、金属切断工（刃物によるもの）[539-04]

536-99 他に分類されない金属製品製造工

管継手・鋼球の製造、その他 536-01～536-05 に含まれない、金属製品を製造する作業に直接従事するものをいう。

○ 管継手製造工、鋼球製造工

537 金属溶接・溶断工

電熱・電撃・ガスの炎などを利用して、金属を接合・切断する作業に直接従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

(1)溶接鋼管を製造する作業の一過程において、溶接の作業に従事するもの [526]

(2)建築用鉄骨、船舶の鋼板、ボイラーなどを製作する作業、および板金の作業の一過程において、金属の接合・切断の作業に従事するもの [532、533]

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 537-01 アーク溶接工
- 537-02 抵抗溶接工
- 537-03 ガス溶接工
- 537-04 ガス切断工
- 537-05 自動溶接・溶断機運転工
- 537-99 他に分類されない金属溶接・溶断工

537-01 アーク溶接工

金属と溶接ワイヤ・溶接棒との間に発生させたアーク（電弧）の熱によって金属を溶融・接合する作業に直接従事するものをいう。

ただし、自動溶接機を操作して、金属を接合する作業に直接従事するもの [537-05] を除く。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、金属の溶接工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[498-01] に分類する。

- アルゴン溶接工、炭酸ガスアーク溶接工、ティグ溶接工、半自動アーク溶接工、被覆アーク溶接工
- × 金属溶接設備制御・監視員 [498-01]、溶接鋼管工 [526-01]、建築鉄工 [532-01]、製缶工 [532-03]、工場板金工 [533-02]、自動溶接機運転工 [537-05]

537-02 抵抗溶接工

金属の接合部を加圧・通電して、発生した熱で金属を溶融・接合する作業に直接従事するものをいう。

ただし、自動溶接機を操作して、金属を接合する作業に直接従事するもの [537-05] を除く。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、金属の溶接工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[498-01] に分類する。

- シーム溶接工、スポット溶接工
- × 金属溶接設備制御・監視員 [498-01]、溶接ロボット制御・監視員 [498-01]、溶接鋼管工 [526-01]、工場板金工 [533-02]、自動溶接機運転工 [537-05]

537-03 ガス溶接工

酸素と可燃性ガス（アセチレンガス、水素ガス、プロパンガスなど）とを混合した炎で金属を溶融・接合する作業に直接従事するものをいう。

- 酸素アセチレンガス溶接工
- × 建築鉄工 [532-01]、製缶工 [532-03]、工場板金工 [533-02]

537-04 ガス切断工

酸素と可燃性ガス（アセチレンガス、水素ガス、プロパンガスなど）とを混合した炎で金属を焼き切る作業に直接従事するものをいう。

ただし、自動ガス切断機を操作して、金属を焼き切る作業に直接従事するもの [537-05] を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)自動化された生産設備を運転・操作して、ガスの炎を利用した金属の切断工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [498-01]

(2)刃物を用いて金属を切断する作業に直接従事するもの [539-04]

○ 酸素アセチレンガス切断工

× ガス切断設備制御・監視員 [498-01]、建築鉄工 [532-01]、製缶工 [532-03]、自動ガス切断機運転工 [537-05]、金属切断工（刃物によるもの） [539-04]

537-05 自動溶接・溶断機運転工

自動溶接機を操作して金属を接合する作業、および自動溶断機を操作して金属を焼き切る作業に直接従事するものをいう。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、金属の溶接・溶断工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[498-01] に分類する。

○ 自動ガス切断機運転工、自動電気溶接機運転工、自動レーザー切断機運転工

× 金属溶接設備制御・監視員 [498-01]、金属溶断設備制御・監視員 [498-01]、溶接ロボット制御・監視員 [498-01]、建築鉄工 [532-01]、製缶工 [532-03]、工場板金工 [533-02]

537-99 他に分類されない金属溶接・溶断工

レーザーを利用した金属の接合・切断、その他 537-01～537-05 に含まれない金属溶接・溶断の作業に直接従事するものをいう。

○ プラズマ切断工、レーザー切断工、レーザー溶接工

539 その他の金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業

作業者が直接従事する、金属材料の引き抜き、ろう接、金型の取り付け、刃物を用いた金属の切断、ダイカストマシンを用いた鋳造、機械の解体、その他 521～537 に含まれない、金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の作業をいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

539-01 伸線工

539-02 ろう付工、はんだ付工

539-03 金型取付工

539-04 金属切断工（刃物によるもの）

539-05 ダイカスト工

539-06 機械解体処理工

539-99 他に分類されない金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業

539-01 伸線工

金属線を製造するため、金属ダイス・ダイヤモンドダイスの穴を通して金属材料を引き抜き、ドラムに巻き取る作業に直接従事するものをいう。

金属材料の前処理の作業に従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、伸線の工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するもの [499-03]
- (2)金属線の熱処理の作業に直接従事するもの [525-01]
- (3)金属線の防せい処理の作業に直接従事するもの [534-02]
- (4)金属線製品を製造する作業に直接従事するもの [535-01]

○ 伸線工

× 伸線設備制御・監視員 [499-03]、金属熱処理工 [525-01]、防せい処理工 [534-02]、金属線製品製造工 [535-01]

539-02 ろう付工、はんだ付工

硬ろう・はんだの溶剤を用いて金属を接着する作業に直接従事するものをいう。

ただし、板金の作業の一過程において、硬ろう・はんだを用いて金属薄板を接着する作業に従事するもの [533] を除く。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、ろう付・はんだ付を監視・調整する仕事にもつぱら従事するものは、[499-99] に分類する。

○ はんだ付工、ろう付工

× はんだ付設備制御・監視員 [499-99]、ろう付設備制御・監視員 [499-99]、工場板金工 [533-02]

539-03 金型取付工

鑄造機械用・鍛造機械用・金属プレス機械用・プラスチック成形機用などの金型の取り付け・取り外し、試し打ち、取り付け位置の調整の作業に従事するものをいう。

ただし、型鍛造・プレス成形などの作業の一過程において、金型の取り付け・取り外しの作業に従事するもの [524、531、565] を除く。

○ 金型取付工

× 型鍛造工 [524-03]、プレス成形工 [531-01]、プラスチック成形工 [565-02]

539-04 金属切断工（刃物によるもの）

せん断機・金切のこ（鋸）などを用いて、金属の板・棒・管を切断する作業に直接従事するものをいう。

ただし、板金の作業の一過程において、金属薄板を切断する作業に従事するもの [533]

を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、刃物による金属の切断工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [499-04]
 - (2)ガスの炎で金属を焼き切る作業に直接従事するもの [537-04]
 - (3)レーザーを利用して金属を切断する作業に直接従事するもの [537-99]
- シャーリング工、せん断機工、バンドソー工、丸のこ盤工
× 金属切断設備制御・監視員 [499-04]、工場板金工 [533-02]、ガス切断工 [537-04]、自動レーザー切断機運転工 [537-05]、レーザー切断工 [537-99]

539-05 ダイカスト工

ダイカストマシンに金属製鋳型を取り付ける作業、溶融したアルミニウム合金などの非鉄金属合金を鋳型に高圧で射出する作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、ダイカスト製品の製造工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [492-01]
 - (2)ダイカスト用非鉄金属を溶融する作業に直接従事するもの [522-01]
- ダイカスト工
× ダイカスト設備制御・監視員 [492-01]、ダイカスト用アルミニウム溶融工 [522-01]

539-06 機械解体処理工

自動車・テレビ・洗濯機・冷蔵庫・エアコンなどを分解・せん断・破砕する作業、解体部品を選別・整理する作業に従事するものをいう。

ただし、解体部品を選別する作業にもっぱら従事するものは、[781-99] に分類する。

- 自動車解体工、電気機械分解工、特定家庭用機器分解工、廃家電分解工、リサイクル家電分解工
× 自動車解体部品選別作業員 [781-99]、リサイクル家電解体部品選別作業員 [781-99]

539-99 他に分類されない金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業

作業者が直接従事する、けがき、粉末冶金製品の製造、その他 539-01～539-06 に含まれない、金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の作業をいう。

- 打貫工、金属材料原料工、金属彫刻工、金属焙焼工、けがき工、鉍石焼結工、粉末冶金成形工、粉末冶金製品製造工

54 製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）

作業者が直接従事する、化学製品、窯業製品、土石製品、食料品、飲料、たばこ、紡織製品、衣服、繊維製品、木製製品、パルプ、紙、紙製品、ゴム製品、プラスチック製品などの製造・加工処理の作業、および印刷・製本の作業をいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、化学製品、窯業製品、土石製品、食料品、飲料、たばこ、紡織製品、衣服、繊維製品、木製製品、パルプ、紙、紙製品、ゴム製品、プラスチック製品などの製造工程、および印刷・製本の工程を監視・調整する仕事 [50 生産設備制御・監視の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）]
- (2)塗装の作業 [64 生産関連・生産類似の職業]
- (3)生産工程の延長としての包装の作業 [77 包装の職業]

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 541 化学製品製造工
- 542 窯業・土石製品製造工
- 543 精穀・製粉・調味食品製造工
- 544 めん類製造工
- 545 パン・菓子製造工
- 546 豆腐・こんにゃく・ふ製造工
- 547 かん詰・びん詰・レトルト食品製造工
- 548 乳・乳製品製造工
- 551 食肉加工品製造工
- 552 水産物加工工
- 553 保存食品・冷凍加工食品製造工
- 554 弁当・惣菜類製造工
- 555 野菜つけ物工
- 556 飲料・たばこ製造工
- 557 紡織工
- 558 衣服・繊維製品製造工
- 561 木製製品製造工
- 562 パルプ・紙・紙製品製造工
- 563 印刷・製本作業員
- 564 ゴム製品製造工
- 565 プラスチック製品製造工
- 569 その他の製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）

541 化学製品製造工

化学薬品・化学繊維・石けん（鹼）・洗剤・加工油脂製品（食用油脂を除く）・医薬品・化粧品などを製造する作業に直接従事するものをいう。

製塩の作業に直接従事するものを含む。

大分類H 生産工程の職業

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 541-01 基礎的化学品製造工
- 541-02 化学繊維工
- 541-03 石けん・洗剤・油脂製品製造工
- 541-04 医薬品製造工
- 541-05 化粧品製造工
- 541-06 感光剤材料製造工（フィルムを除く）
- 541-07 フィルム製造工
- 541-08 塗料・絵具・インク製造工
- 541-99 他に分類されない化学品製造工

541-01 基礎的化学品製造工

化学薬品・化学染料・火薬・合成樹脂・化学肥料などを製造するため、原料の計量、装置への装入、分解・酸化・合成・縮合・重合などの作業に直接従事するものをいう。ただし、以下のものを除く。

- (1) 医薬品を製造する作業に直接従事するもの [541-04]
- (2) 塗料を製造する作業に直接従事するもの [541-08]
- (3) 農薬・香料を製造する作業に直接従事するもの [541-99]

なお、化学薬品などの基礎的化学品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[501-02] に分類する。

- 化学肥料製造工、汎用樹脂製造工、無機材料製造工、有機薬品製造工
- × 基礎的化学品製造設備制御・監視員 [501-02]、医薬品製造工 [541-04]、塗料製造工 [541-08]、香料製造工 [541-99]、農薬製造工 [541-99]

541-02 化学繊維工

レーヨン・アセテート・ナイロン・ポリエステル・アクリルなどの化学繊維（ガラス繊維・鈹さい繊維・岩綿を除く）を製造するため、原液の調整、長繊維の紡糸、長繊維の切断による短繊維の製造、漂白・洗浄・乾燥などの作業に直接従事するものをいう。

ただし、化学繊維の原料を製造する作業に直接従事するもの [541-01] を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 化学繊維を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [501-03]
- (2) 化学繊維（短繊維）の紡績の作業に直接従事するもの [557-01]
- 化学繊維後処理工、化学繊維原液調整工、化学繊維精練工、化学繊維漂白工、化学繊維紡糸工
- × 化学繊維製造設備制御・監視員 [501-03]、化学繊維原料製造工 [541-01]、ガラス繊維製造工 [542-01]、紡績工 [557-01]

541-03 石けん・洗剤・油脂製品製造工

石けん（鹸）・洗剤・油脂製品を製造するため、原料油脂の硬化、触媒の調整、脱臭・練合わせ・分解・けん化・塩析・乾燥・添香・かくはん（攪拌）・放出・切断・型打ちなどの作業に直接従事するものをいう。

ただし、マーガリンなどの食用油脂製品を製造する作業に直接従事するもの〔543-99〕を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)石けん・洗剤・油脂製品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの〔501-99〕

(2)シャンプー・歯磨剤を製造する作業に直接従事するもの〔541-05〕

○ 合成洗剤製造工、石けん製造工、油脂製品製造工

× 石けん製造設備制御・監視員〔501-99〕、洗剤製造設備制御・監視員〔501-99〕、油脂製品製造設備制御・監視員〔501-99〕、シャンプー製造工〔541-05〕、歯磨剤製造工〔541-05〕、食用油脂製品製造工〔543-99〕

541-04 医薬品製造工

粉剤・錠剤・軟膏剤・注射剤などの医薬品を製造するため、原料の計量、装置への装入、発酵・合成・造粒・製錠・練合わせ・薬液調合・充填などの作業に直接従事するものをいう。

なお、医薬品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、〔501-04〕に分類する。

○ アンプル充填工、医薬品仕上工、漢方薬製造工、原薬製造工、抗生物質種母培養工、製剤工、注射液製造工、ドリンク剤製造工

× 医薬品製造設備制御・監視員〔501-04〕

541-05 化粧品製造工

化粧品を製造するため、原料の計量、装置への装入、溶解・混練・添香・かくはん（攪拌）・充填などの作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)化粧品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの〔501-04〕

(2)香料を製造する作業に直接従事するもの〔541-99〕

○ 口紅製造工、クリーム製造工（化粧品製造）、香水製造工、シャンプー製造工、乳液製造工、歯磨剤製造工

× 化粧品製造設備制御・監視員〔501-04〕、香料製造工〔541-99〕

541-06 感光剤材料製造工（フィルムを除く）

感光紙・増感紙・感光乳剤などを製造するため、原料の計量、装置への装入、溶解・乳化・かくはん（攪拌）・塗布・乾燥・裁断などの作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)感光剤材料を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するもの [501-99]

(2)フィルムを製造する作業に直接従事するもの [541-07]

○ X線フィルム増感紙製造工、感光紙製造工、感光乳剤製造工、写真乳剤製造工

× 感光剤材料製造設備制御・監視員 [501-99]、フィルム製造工 [541-07]

541-07 フィルム製造工

写真・映画・医療用のフィルムを製造するため、原料の計量、装置への装入、製膜、感光乳剤の塗布、乾燥・切断・巻き取りなどの作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)フィルムを製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するもの [501-99]

(2)感光乳剤を製造する作業に直接従事するもの [541-06]

○ 映画フィルム製造工、写真フィルム製造工、レントゲンフィルム製造工

× フィルム製造設備制御・監視員 [501-99]、感光乳剤製造工 [541-06]

541-08 塗料・絵具・インク製造工

塗料・絵具・インクを製造するため、原料の計量、装置への装入、溶解・混練・分散・調色・熟成・ろ（濾）過・充填などの作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)塗料・絵具・インクを製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するもの [501-99]

(2)顔料を製造する作業に直接従事するもの [541-99]

○ インク製造工、絵具製造工、塗料製造工

× インク製造設備制御・監視員 [501-99]、絵具製造設備制御・監視員 [501-99]、塗料製造設備制御・監視員 [501-99]、顔料製造工 [541-99]、クレヨン製造工 [541-99]

541-99 他に分類されない化学製品製造工

農薬・殺虫剤・顔料・香料・塩の製造、その他 541-01～541-08 に含まれない、化学製品を製造する作業に直接従事するものをいう。

○ 化学製品原料粉碎工、顔料製造工、香料製造工、殺虫剤製造工、製塩工、線香製造工、農薬製造工

542 窯業・土石製品製造工

ガラス・ガラス製品・れんが・かわら・陶磁器・ファインセラミックス製品・セメント・コンクリート製品などの窯業製品を製造するため、原料の処理、成形・焼成・仕上げなどの作業に直接従事するもの、および土石製品を製造するため、石材の切断・表面研磨・像刻み・碑文彫りなどの作業に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 542-01 ガラス製品製造工
- 542-02 れんが・かわら類製造工
- 542-03 陶磁器製造工
- 542-04 ファインセラミックス製品製造工
- 542-05 セメント製造工
- 542-06 コンクリート製品製造工（生コンクリートを除く）
- 542-07 生コンクリート製造工
- 542-08 研磨用材製造工
- 542-09 土石製品製造工
- 542-99 他に分類されない窯業・土石製品製造工

542-01 ガラス製品製造工

板ガラス、ガラス製の瓶・食器・管・球などを製造するため、ガラスの溶融・成形の作業に直接従事するもの、ガラス繊維を製造するため、ガラスの溶融・紡糸・巻き取り・ねん（撚）糸などの作業に直接従事するもの、およびガラス加工品を製造するため、ガラスの細工加工・研磨・つや（艶）出し・つや消し・銀引き・カッティング・貼り合わせなどの作業に直接従事するものをいう。

ガラス溶融炉を操作する作業に直接従事するものを含む。

なお、ガラス製品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[502-01]に分類する。

- 鏡銀引き工、ガラスカッティング工、ガラス成形工、ガラス繊維製造工、ガラス彫刻工、ガラス熱加工工、ガラス熱処理工
- × ガラス製品製造設備制御・監視員 [502-01]

542-02 れんが・かわら類製造工

普通れんが・耐火れんが・粘土がわら・土管などを製造するため、あら（粗）地の成形・乾燥・かま入れ・焼成・かま出しの作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) れんが・かわらを製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [502-99]
- (2) コンクリート製のかわらを製造する作業に直接従事するもの [542-06]
- (3) コンクリート製の管を製造する作業に直接従事するもの [542-06]
- (4) 窯業原料の粉碎・混練の作業にもっぱら従事するもの [542-99]

大分類H 生産工程の職業

- かわら乾燥工、かわら成形工、かわら焼成工、れんが乾燥工、れんが成形工、れんが焼成工
- × かわら製造設備制御・監視員 [502-99]、れんが製造設備制御・監視員 [502-99]、コンクリートパイプ製造工 [542-06]、セメントかわら製造工 [542-06]、窯業原料工 [542-99]

542-03 陶磁器製造工

陶磁器を製造するため、ろくろ機・プレス機の操作または泥しょう（漿）の流し込みによる成形の作業、旋盤・へら・こてによる生型・乾燥型の加工・仕上げ・組立の作業、かま入れ・焼成・焼き付け・かま出しの作業に直接従事するものをいう。

タイルを製造する作業に直接従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)陶芸作品の創作に従事するもの [223-01]
 - (2)陶磁器を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するもの [502-99]
 - (3)施ゆう（釉）の作業にもつぱら従事するもの [542-99]
 - (4)窯業原料の粉碎・混練の作業にもつぱら従事するもの [542-99]
- タイル製造工（陶磁器製品製造）、陶磁器研磨工、陶磁器焼成工、陶磁器成形工
 - × 陶芸家 [223-01]、陶磁器製造設備制御・監視員 [502-99]、施ゆう工 [542-99]、窯業原料工 [542-99]

542-04 ファインセラミックス製品製造工

ファインセラミックス製品を製造するため、合成または精錬された高純度のアルミナ・けい（珪）素などの原料の調合・混合、成形・焼成・研磨などの作業に直接従事するものをいう。

シリコンの切断・研磨・洗浄などウェハーを製造する作業に直接従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)ファインセラミックス製品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するもの [502-02]
 - (2)回路パターンの焼き付け、電極の形成などの半導体チップを製造する作業に直接従事するもの [576-01]
- ウェハー研磨工、ウェハー製造工、ウェハー洗浄工、シリコン切断工、ファインセラミックス製品研磨工、ファインセラミックス製品焼成工、ファインセラミックス製品成形工
 - × ファインセラミックス製品製造設備制御・監視員 [502-02]、半導体チップ製造工 [576-01]

542-05 セメント製造工

セメントを製造するため、原料の乾燥・調合・粉碎、回転窯への原料装入、焼成、焼結塊の冷却・粉碎などの作業に直接従事するものをいう。

なお、セメントを製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するものは、[502-03] に分類する。

- セメント原料工、セメント仕上工
- × セメント製造設備制御・監視員 [502-03]

542-06 コンクリート製品製造工（生コンクリートを除く）

コンクリート製のブロック・パネル・管などを製造するため、原料の混合、成形・養生・脱型・乾燥などの作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)コンクリート製品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつばら従事するもの [502-99]
- (2)生コンクリートを製造する作業にもつばら従事するもの [542-07]
- コンクリートパイプ製造工、コンクリートパネル製造工、コンクリートブロック製造工、セメントスレート製造工
- × コンクリート製品製造設備制御・監視員 [502-99]、セメント製造工 [542-05]、生コンクリート製造工 [542-07]

542-07 生コンクリート製造工

建設用生コンクリートを製造するため、セメント・砂・じり・水などの計量・調合・混練の作業に直接従事するものをいう。

なお、生コンクリートを製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつばら従事するものは、[502-99] に分類する。

- 現場練りコンクリート製造工、生コンクリート工
- × バッチャープラント運転工 [502-99]、コンクリート圧送作業員 [731-01]

542-08 研磨用材製造工

と（砥）石を製造するため、原料の計量・混合、成形、焼成などの作業、研磨紙・研磨布を製造するため、と粒の吹き付け、接着剤の塗布、乾燥、切断などの作業に直接従事するものをいう。

なお、研磨用材を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつばら従事するものは、[502-99] に分類する。

- 紙やすり製造工、研磨ディスク製造工、研磨布製造工、砥石製造工
- × 研磨用材製造設備制御・監視員 [502-99]

542-09 土石製品製造工

石塔・墓石などを製造するため、石工用機械または手道具を用いて、石材の切断・表面研磨・像刻み・碑文彫りなどの作業に従事するものをいう。

石積作業に従事するものを含む。

なお、採石場において石材を切り出す作業に従事するものは、[742-01] に分類する。

大分類H 生産工程の職業

- 石切工、石研磨工、石細工工、石積工、石彫工、石割工、墨出し工、墓石工、はつり工（石材加工業）
- × 石切出作業員 [742-01]

542-99 他に分類されない窯業・土石製品製造工

窯業原料の粉碎・混練、施ゆう（釉）、ほうろう（珐瑯）がけ、その他 542-01～542-09 に含まれない、窯業・土石製品を製造する作業に直接従事するものをいう。

- 七宝工、石灰製造工、石こう製品製造工、施ゆう工、ほうろうがけ工、窯業絵付工、窯業原料工、るつば製造工

543 精穀・製粉・調味食品製造工

精穀・製粉の作業に直接従事するもの、および味そ・しょう油などの調味食品を製造する作業に直接従事するものをいう。

ただし、製塩の作業に直接従事するもの [541] を除く。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 543-01 精穀工
- 543-02 製粉工
- 543-03 味そ・しょう油製造工
- 543-99 他に分類されない精穀・製粉・調味食品製造工

543-01 精穀工

米・麦・雑穀を精白する作業に直接従事するものをいう。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、精穀の工程を監視・調整する仕事にもつばら従事するものは、[503-01] に分類する。

- 精麦工、精米工
- × 精穀設備制御・監視員 [503-01]、精麦設備制御・監視員 [503-01]、精米設備制御・監視員 [503-01]

543-02 製粉工

穀類・いも類・豆類などから穀粉・でん（澱）粉・コーンスターチなどを製造するため、原料の洗浄、粉碎・精製・乾燥などの作業に直接従事するものをいう。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、製粉の工程を監視・調整する仕事にもつばら従事するものは、[503-01] に分類する。

- 小麦粉製造工、でん粉製造工
- × 小麦粉製造設備制御・監視員 [503-01]、製粉設備制御・監視員 [503-01]、でん粉製造設備制御・監視員 [503-01]

543-03 味そ・しょう油製造工

味そを製造するため、原料の計量・浸せき（漬）、蒸熱・こうじ（麴）造り・食塩溶解・混合・仕込み・発酵・熟成の作業に直接従事するもの、およびしょう油を製造するため、原料の計量・浸せき、蒸熱・こうじ造り・食塩溶解・混合・仕込み・発酵・熟成・圧搾・火入れの作業に直接従事するものをいう。

なお、味そ・しょう油を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[503-01]に分類する。

○ しょう油製造工、味そ製造工

× しょう油製造設備制御・監視員 [503-01]、味そ製造設備制御・監視員 [503-01]

543-99 他に分類されない精穀・製粉・調味食品製造工

砂糖・食用油脂製品・酢・ソース・マヨネーズの製造、その他 543-01～543-03 に含まれない、精穀・製粉・調味食品を製造する作業に直接従事するものをいう。

○ イースト製造工、うま味調味料製造工、乾燥スープ製造工、酵母・こうじ製造工、香辛料製造工、ジャム製造工、食用油脂製品製造工、酢製造工、製糖工、ソース製造工、動植物油脂製造工、トマトケチャップ製造工、ピーナッツバター製造工、マーガリン製造工、マヨネーズ製造工、水飴製造工

× 製塩工 [541-99]、配合飼料製造工 [569-11]

544 めん類製造工

うどん・冷麦・そうめん・そば・中華そば・マカロニ・スパゲッティ・はるさめ・ワンタンの皮・シューマイの皮などのめん類を製造するため、原料の仕込み、かくはん（攪拌）・延展・切断・乾燥・仕上げなどの作業に直接従事するものをいう。

ただし、飲食店においてめん類を製造する仕事に従事するもの [391] を除く。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

544-01 製めん工

544-02 即席めん類製造工

544-99 他に分類されないめん類製造工

544-01 製めん工

うどん・冷麦・そうめん・そば・中華そば・スパゲッティなどの生めん・乾燥めん類を製造するため、原料の仕込み、かくはん（攪拌）・延展・切断・乾燥・仕上げなどの作業に直接従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

(1)飲食店においてめん類を製造する仕事に従事するもの [391]

(2)即席めん類を製造する作業に直接従事するもの [544-02]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)めん類を調理する仕事に従事するもの [391]

(2)めん類を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するもの [503-02]

○ うどん製造工、スパゲッティ製造工、手打ちそば製造工、ラーメン製造工

× うどん調理人 [391-01]、そば打工（飲食店） [391-01]、ラーメン調理人 [391-04]、めん類製造設備制御・監視員 [503-02] 即席めん類製造工 [544-02]

544-02 即席めん類製造工

インスタントラーメンなどの即席めん類を製造するため、原料の仕込み、かくはん（攪拌）・延展・切断・蒸揚・乾燥・冷却などの作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)即席めん類を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するもの [503-02]

(2)乾めんを製造する作業に直接従事するもの [544-01]

(3)冷凍めんを製造する作業に直接従事するもの [553-02]

○ インスタントラーメン製造工、即席めん製造工

× 即席めん類製造設備制御・監視員 [503-02]、乾めん製造工 [544-01]、冷凍うどん製造工 [553-02]

544-99 他に分類されないめん類製造工

マカロニ・はるさめの製造、ぎょうざ・ワンタン・シューマイの皮の製造、その他 544-01 および 544-02 に含まれない、めん類を製造する作業に直接従事するものをいう。

○ ぎょうざ皮製造工、シューマイ皮製造工、はるさめ製造工、マカロニ製造工、ワンタン皮製造工

545 パン・菓子製造工

パン・焼菓子・洋生菓子・和生菓子・和干菓子・スナック菓子などを製造するため、原料の計量・混合、生地づくり・成型・焼成・冷却・仕上げなどの作業に直接従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

545-01 パン・焼菓子製造工

545-02 洋生菓子製造工

545-03 和生菓子製造工

545-04 和干菓子製造工

545-05 スナック菓子・キャンデー・チョコレート製造工

545-99 他に分類されないパン・菓子製造工

545-01 パン・焼菓子製造工

食パン・菓子パンなどの各種のパンを製造するため、原料の計量・混合、生地づくり・発酵・成型・焼成・仕上げなどの作業に直接従事するもの、およびビスケット・クッキーなどの焼菓子を製造するため、原料の計量・混合、成形・焼成・仕上げなどの作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)パン・焼菓子を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [503-02]
- (2)菓子パンに詰めるジャム・クリームを製造する作業にもっぱら従事するもの [543-99、548-99]
- 食パン製造工、パン生地仕込工、パン焼成工、焼菓子焼成工、焼菓子成形工
- × パン製造設備制御・監視員 [503-02]、焼菓子製造設備制御・監視員 [503-02]、ジャム製造工 [543-99]、クリーム製造工（乳製品製造） [548-99]

545-02 洋生菓子製造工

ケーキ・カステラなどの洋生菓子を製造するため、原料の計量・混合、生地づくり・成形・焼成・冷却・仕上げなどの作業に直接従事するものをいう。

ただし、レストランにおいて洋生菓子を製造する仕事に従事するもの [391-03] を除く。

なお、洋生菓子を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[503-02] に分類する。

- カステラ製造工、ケーキ製造工、シュークリーム製造工、ゼリー製造工、パティシエ（洋生菓子製造）、プリン製造工、洋生菓子仕上工、洋生菓子仕込工
- × パティシエ（レストラン） [391-03]、洋生菓子製造設備制御・監視員 [503-02]

545-03 和生菓子製造工

まんじゅう・大福などの和生菓子を製造するため、原料の計量・混合、生地づくり・製あん（餡）・包あん・蒸上げ・焼印などの作業に直接従事するものをいう。

なお、和生菓子を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[503-02] に分類する。

- 製あん工、大福製造工、どらやき製造工、まんじゅう製造工、もなか製造工、ようかん製造工、和生菓子仕上工
- × 和生菓子製造設備制御・監視員 [503-02]

545-04 和干菓子製造工

せんべい・おこし・かりんとうなどの和干菓子を製造するため、原料の計量・混合、蒸練・成形・乾燥・焼き・煎り・揚げなどの作業に直接従事するものをいう。

なお、和干菓子を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[503-02]に分類する。

- あられ製造工、おこし製造工、かりんとう製造工、せんべい製造工、豆菓子製造工、らくが
ん製造工
- × 和干菓子製造設備制御・監視員 [503-02]

545-05 スナック菓子・キャンデー・チョコレート製造工

スナック菓子を製造するため、原料の計量・混合、成形・揚げ・味付けなどの作業に直接従事するもの、キャンデーを製造するため、原料の計量・混合、煮沸・添香・着色・成形・冷却などの作業に直接従事するもの、およびチョコレートを製造するため、原料の計量・混合、焙炒・摩砕・かくはん（攪拌）・精練・成型・冷却などの作業に直接従事するものをいう。

なお、スナック菓子・キャンデー・チョコレートを製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[503-02]に分類する。

- あめ製造工、キャラメル製造工、キャンデー製造工、チョコレート製造工、ドロップ製造工、
ポテトチップス製造工、ヌガー製造工
- × キャンデー製造設備制御・監視員 [503-02]、スナック菓子製造設備制御・監視員 [503-02]、
チョコレート製造設備制御・監視員 [503-02]、水飴製造工 [543-99]

545-99 他に分類されないパン・菓子製造工

氷菓・チューインガムの製造、その他 545-01～545-05 に含まれない、パン・菓子を製造する作業に直接従事するものをいう。

- アイスキャンデー製造工、甘納豆製造工、板ガム製造工、中華まんじゅう製造工、つけ物菓
子製造工、シャーベット製造工、綿菓子製造工

546 豆腐・こんにやく・ふ製造工

豆腐を製造するため、大豆の浸せき（漬）・磨砕、豆汁の蒸煮、豆乳の絞り、凝固剤の添加、成形などの作業に直接従事するもの、こんにやくを製造するため、こんにやく精粉の湯溶、かくはん（攪拌）・成型・煮沸などの作業に直接従事するもの、およびふ（麩）を製造するため、小麦粉・グルテン・もち粉などの混練、成形・焼き・揚げなどの作業に直接従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 546-01 豆腐・油揚等製造工
- 546-02 こんにやく製造工
- 546-03 ふ製造工

546-01 豆腐・油揚げ等製造工

豆腐を製造するため、大豆の浸せき（漬）・磨碎、豆汁の蒸煮、豆乳の絞り、凝固剤の添加、成形などの作業に直接従事するもの、および油揚げ・厚揚げ・焼き豆腐・納豆・湯葉などを製造するため、豆腐の揚げ・焼きの加工作業、納豆菌の散布・発酵の作業、豆乳の加熱、湯葉の引き上げの作業に直接従事するものをいう。

なお、豆腐・油揚げ等を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するものは、[503-99]に分類する。

- 油揚げ製造工、がんもどき製造工、凍豆腐製造工、豆腐製造工、納豆製造工、生揚げ製造工、焼豆腐製造工、湯葉製造工
- × 充填豆腐製造設備制御・監視員 [503-99]、ごま豆腐製造工 [569-99]

546-02 こんにゃく製造工

板こんにゃく・白滝などを製造するため、こんにゃく精粉の湯溶、凝固剤の添加、かくはん（攪拌）・成型・煮沸・あく抜き・水さらしなどの作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)こんにゃくを製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するもの [503-99]
- (2)こんにゃく粉を製造する作業にもつぱら従事するもの [543-02]
- (3)寒天・ところてんを製造する作業に直接従事するもの [552-99]
- 板こんにゃく製造工、糸こんにゃく製造工、白滝製造工、玉こんにゃく製造工
- × こんにゃく製造設備制御・監視員 [503-99]、こんにゃく粉製造工 [543-02]、寒天製造工 [552-99]、ところてん製造工 [552-99]

546-03 ふ製造工

生ふ（麩）・焼ふなどを製造するため、小麦粉・グルテン・もち粉などの混練、成形・焼き・揚げ・乾燥などの作業に直接従事するものをいう。

なお、ふを製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するものは、[503-99]に分類する。

- 揚麩製造工、角麩製造工、生麩製造工、焼麩製造工
- × 生麩製造設備制御・監視員 [503-99]、焼麩製造設備制御・監視員 [503-99]

547 かん詰・びん詰・レトルト食品製造工

かん詰・びん詰・レトルト食品を製造するため、食材の加工、加工された食品の充填、調味液の注入、脱気密封・加熱殺菌・冷却などの作業に直接従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)乳・乳製品をびんに充填する作業に直接従事するもの [548]

(2)飲料をかん・びんに充填する作業に直接従事するもの [556]

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 547-01 かん詰食品製造工
- 547-02 びん詰食品製造工
- 547-03 レトルト食品製造工

547-01 かん詰食品製造工

野菜・果実・魚介などのかん詰食品を製造するため、食材の加工、加工された食品の充填、調味液の注入、脱気密封・加熱殺菌・冷却などの作業に直接従事するものをいう。

なお、かん詰食品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつばら従事するものは、[503-99] に分類する。

- かん詰食品原料調理工、かん詰食品殺菌加熱工、かん詰食品充填工、かん詰食品密封工、巻締脱気工（缶詰製造）
- × かん詰食品製造設備制御・監視員 [503-99]

547-02 びん詰食品製造工

野菜・果実・魚介などのびん詰食品を製造するため、食材の加工、加工された食品の充填、調味液の注入、脱気密封・加熱殺菌・冷却などの作業に直接従事するものをいう。

なお、びん詰食品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつばら従事するものは、[503-99] に分類する。

- びん詰食品原料調理工、びん詰食品殺菌加熱工、びん詰食品充填工、びん詰食品密封工
- × びん詰食品製造設備制御・監視員 [503-99]

547-03 レトルト食品製造工

カレー・シチューなどの密封遮光容器入り食品を製造するため、食材の加工、加工された食品の充填、脱気密封・加熱殺菌・冷却などの作業に直接従事するものをいう。

なお、レトルト食品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつばら従事するものは、[503-99] に分類する。

- レトルト食品原料調理工、レトルト食品殺菌加熱工、レトルト食品充填工、レトルト食品密封工
- × レトルト食品製造設備制御・監視員 [503-99]

548 乳・乳製品製造工

飲用乳を製造するため、生乳の清浄化・均質化・殺菌・冷却などの作業に直接従事するもの、乳酸発酵製品を製造するため、原料の計量、均質化・殺菌・冷却・乳酸菌添加・発酵などの作業に直接従事するもの、およびアイスクリームを製造するため、原料の計量・混合・溶解・ろ（濾）過、均質化・殺菌・添香・凍結などの作業に直接従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 548-01 飲用乳製造工
- 548-02 乳酸発酵製品製造工
- 548-03 アイスクリーム製造工
- 548-99 他に分類されない乳・乳製品製造工

548-01 飲用乳製造工

牛乳・加工乳などの飲用乳を製造するため、生乳の清浄化・均質化・殺菌・冷却・充填などの作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)飲用乳を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するもの [503-03]
 - (2)粉乳・練乳を製造する作業に直接従事するもの [548-99]
 - (3)乳飲料を製造する作業に直接従事するもの [556-04]
- 牛乳製造工、牛乳びん詰工、生乳殺菌工、低脂肪乳製造工、特濃牛乳製造工
 - × 牛乳製造設備制御・監視員 [503-03]、粉ミルク製造工 [548-99]、コンデンスミルク製造工 [548-99]、コーヒー牛乳製造工 [556-04]

548-02 乳酸発酵製品製造工

発酵乳を製造するため、原料の計量・混合、均質化・殺菌・冷却・乳酸菌添加・発酵・充填などの作業に直接従事するもの、乳酸菌飲料を製造するため、原料の計量・混合、殺菌・冷却・乳酸菌添加・発酵・希釈・均質化・充填などの作業に直接従事するものをいう。

なお、乳酸発酵製品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するものは、[503-03] に分類する。

- 乳酸菌飲料製造工、発酵乳製造工、ヨーグルト製造工
- × 乳酸発酵製品製造設備制御・監視員 [503-03]

548-03 アイスクリーム製造工

アイスクリームを製造するため、原料の計量・混合・溶解・ろ（濾）過、均質化・殺菌・添香・かくはん（攪拌）・凍結・充填などの作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)アイスクリームを製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するもの [503-03]
 - (2)氷菓を製造する作業に直接従事するもの [545-99]
 - (3)冷凍機を運転する作業にもつぱら従事するもの [699-01]
- アイスクリーム原料計量工、アイスクリーム充填工、アイスクリーム冷却工
 - × アイスクリーム製造設備制御・監視員 [503-03]、アイスキャンデー製造工 [545-99]、シャーベット製造工 [545-99]、冷凍機運転工 [699-01]

548-99 他に分類されない乳・乳製品製造工

粉乳・練乳・バター・チーズの製造、その他 548-01～548-03 に含まれない、乳・乳製品を製造する作業に直接従事するものをいう。

- 粉ミルク製造工、コンデンスミルク製造工、チーズ製造工、バター製造工、粉乳製造工、練乳製造工

551 食肉加工品製造工

鳥獣肉から精肉・ハム・ベーコン・ソーセージ・つくだ（佃）煮などを製造する作業に直接従事するものをいう。

ただし、鳥獣肉のかん詰・びん詰食品を製造する作業に直接従事するもの [547] を除く。
なお、魚肉製品を製造する作業に直接従事するものは、[552] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 551-01 精肉工
- 551-02 ハム・ベーコン・ソーセージ製造工
- 551-99 他に分類されない食肉加工品製造工

551-01 精肉工

鳥獣のばら肉・ひき肉などを製造するため、機械または手道具を用いて、枝肉の切断、骨・脂肪の除去、薄切り・角切り・細切り・すりつぶしなどの作業に直接従事するものをいう。

なお、鶏の解体の作業、牛・豚などのと畜の作業に従事するものは、[551-99、569-99] に分類する。

- 枝肉解体工、枝肉処理工、食肉加工工、ひき肉製造工、ミンチ製造工
- × 食用鶏解体工 [551-99]、と畜作業員 [569-99]

551-02 ハム・ベーコン・ソーセージ製造工

ハムを製造するため、原料肉の整形・塩づけ（漬）・熟成・充填・くん（燻）煙・湯煮・冷却などの作業に直接従事するもの、ベーコンを製造するため、原料肉の整形・塩づけ・熟成・くん煙・冷却などの作業に直接従事するもの、およびソーセージを製造するため、原料肉の塩づけ・肉ひき・混練・充填・乾燥・くん煙・湯煮・冷却などの作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)ハム・ベーコン・ソーセージを製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するもの [503-99]
- (2)魚肉ソーセージを製造する作業に直接従事するもの [552-03]
- ウインナー製造工、カッター工（肉製品）、くん煙工（肉製品）、仕込工（鳥獣肉製品）、肉詰工（ハム・ソーセージ製造）、ボイル工（ハム・ソーセージ製造）

- × ハム製造設備制御・監視員 [503-99]、ベーコン製造設備制御・監視員 [503-99]、ソーセージ製造設備制御・監視員 [503-99]、魚肉ソーセージ製造工 [552-03]

551-99 他に分類されない食肉加工品製造工

食用鶏の解体、その他 551-01 および 551-02 に含まれない、食肉加工品を製造する作業に直接従事するものをいう。

- 粕漬け肉製造工、牛肉つくだ煮製造工、食用鶏解体工

552 水産物加工工

かつお節・さば節などを製造するため、魚の頭・内臓の除去、煮熟・骨抜き・焙乾・かび付け・天日干しなどの作業、魚介の干物を製造するため、魚の内臓の除去、水洗い・塩水づけ（漬）・天日干しなどの作業、水産ねり物を製造するため、魚の頭・内臓・骨・皮の除去、磨砕・混練・成形・蒸し・焼き・揚げなどの作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)水産物の採捕に従事しながらその延長作業として天日乾燥・煮干などの簡単な加工作業に従事するもの [481、483、484]
 (2)水産物のかん詰・びん詰食品を製造する作業に直接従事するもの [547]

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 552-01 かつお節類製造工
 552-02 魚介干物製造工
 552-03 水産ねり物製造工
 552-99 他に分類されない水産物加工工

552-01 かつお節類製造工

かつお節・さば節・まぐろ節などを製造するため、魚の頭・内臓の除去、煮熟・骨抜き・いぶし・乾燥・整形・かび付け・天日干しなどの作業に従事するものをいう。

- 荒節製造工、かつお生切工、かつお骨抜き工、枯節製造工、さば節製造工、なまり節製造工、まぐろ節製造工

552-02 魚介干物製造工

魚介の干物を製造するため、魚の内臓の除去、貝の殻む（剥）き、水洗い・塩水づけ（漬）・天日干し・陰干しなどの作業に従事するものをいう。

海藻の干物を製造する作業に従事するものを含む。

- あじ干物製造工、桜えび加工工、するめ製造工、煮干製造工、干貝柱製造工、干のり製造工、干ひじき加工工

552-03 水産ねり物製造工

かまぼこ・はんぺん・さつま揚げなどの水産ねり物を製造するため、魚の頭・内臓・骨・皮の除去、水さらし・磨碎・混練・成形・蒸し・焼き・揚げなどの作業に直接従事するものをいう。

なお、水産ねり物を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[503-99]に分類する。

- 蒲鉾製造工、魚肉ソーセージ製造工、さつま揚げ製造工、ちくわ製造工、はんぺん製造工
- × 水産ねり物製造設備制御・監視員 [503-99]

552-99 他に分類されない水産物加工工

こんぶの加工、水産珍味・つくだ煮・寒天・ところてんの製造、その他 552-01～552-03に含まれない、水産物を加工する作業に直接従事するものをいう。

- いか塩辛製造工、数の子加工工、寒天製造工、魚介くん製製造工、こんぶ加工工、水産物塩蔵工、水産珍味製造工、つくだ煮製造工、ところてん製造工

553 保存食品・冷凍加工食品製造工

保存食品・冷凍加工食品を製造するため、食材の加工、加工された食品の冷却・乾燥・急速凍結・冷凍保管などの作業に直接従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 553-01 保存食品製造工
- 553-02 冷凍加工食品製造工

553-01 保存食品製造工

包装米飯・即席みそ汁などの保存食品を製造するため、食材の加工、加工された食品の冷却・乾燥などの作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)保存食品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [503-99]
- (2)即席めん類を製造する作業に直接従事するもの [544-02]
- (3)かん詰・びん詰・レトルト食品を製造する作業に直接従事するもの [547]
- お茶漬け海苔製造工、即席みそ汁製造工、包装米飯製造工
- × 保存食品製造設備制御・監視員 [503-99]、即席めん類製造工 [544-02]、かん詰食品製造工 [547-01]、びん詰食品製造工 [547-02]、レトルト食品製造工 [547-03]

553-02 冷凍加工食品製造工

冷凍加工食品を製造するため、食材の加工、加工された食品の急速凍結・冷凍保管などの作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)冷凍加工食品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [503-99]
- (2)保存食品を製造する作業に直接従事するもの [553-01]
- (3)冷凍機を運転する作業にもっぱら従事するもの [699-01]
- 冷凍うどん製造工、冷凍えびフライ製造工、冷凍コロッケ製造工、冷凍ピラフ製造工
- × 冷凍加工食品製造設備制御・監視員 [503-99]、即席みそ汁製造工 [553-01]、冷凍機運転工 [699-01]

554 弁当・惣菜類製造工

弁当・惣菜類を製造するため、材料の準備・下ごしらえ・調理・盛り付けなどの作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)仕出弁当を作る仕事に従事するもの [391]
- (2)弁当・惣菜類を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [503]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

554-01 弁当・惣菜類製造工**554-01 弁当・惣菜類製造工**

弁当・惣菜類を製造するため、材料の準備・下ごしらえ・調理・盛り付けなどの作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)仕出弁当を作る仕事に従事するもの [391-99]
- (2)弁当・惣菜類を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [503-99]
- 揚物製造工、惣菜製造工、調理パン製造工、弁当製造工
- × 仕出弁当製造人 [391-99]、弁当製造設備制御・監視員 [503-99]

555 野菜つけ物工

野菜つけ（漬）物を作るため、材料の洗浄・細切り、塩づけ・しょう油づけ・酢づけ・糠づけ・粕づけなどの作業に直接従事するものをいう。

梅干しなどの果実のつけ物を作る作業に直接従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)つけ物菓子を製造する作業に直接従事するもの [545]
- (2)鳥獣肉のつけ物を製造する作業に直接従事するもの [551]
- (3)水産物のつけ物を製造する作業に直接従事するもの [552]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

555-01 野菜つけ物工

555-01 野菜つけ物工

野菜つけ（漬）物を作るため、材料の洗浄・細切り、塩づけ・しょう油づけ・酢づけ・糠づけ・粕づけなどの作業に直接従事するものをいう。

梅干しなどの果実のつけ物を作る作業に直接従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)つけ物菓子を製造する作業に直接従事するもの [545-99]
- (2)鳥獣肉のつけ物を製造する作業に直接従事するもの [551-99]
- (3)水産物のつけ物を製造する作業に直接従事するもの [552-99]
- 梅干漬工、千枚漬工、沢庵漬工、漬物職人（野菜）、福神漬製造工、野菜塩漬工、らっきょう漬工
- × ぶんたん漬製造工 [545-99]、味噌漬肉製造工 [551-99]、水産物粕漬工 [552-99]

556 飲料・たばこ製造工

茶・酒類・清涼飲料などを製造する作業に直接従事するもの、およびたばこを製造する作業に直接従事するものをいう。

ただし、乳・乳酸飲料を製造する作業に直接従事するもの [548] を除く。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 556-01 製茶工**
- 556-02 清酒製造工**
- 556-03 酒類製造工（清酒を除く）**
- 556-04 清涼飲料製造工**
- 556-05 たばこ製造工**
- 556-99 他に分類されない飲料・たばこ製造工**

556-01 製茶工

緑茶を製造するため、生茶葉の蒸し・もみ・乾燥などの作業、荒茶の火入れ・選別・ごうくみ（合組）・ほう（焙）じなどの作業に直接従事するものをいう。

まっ（抹）茶・ひき（碾）茶を製造する作業に直接従事するものを含む。

なお、緑茶を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[504-01] に分類する。

- 製茶工
- × 製茶設備制御・監視員 [504-01]

556-02 清酒製造工

清酒を製造するため、精米・浸せき（漬）・蒸米・こうじ（麴）造り・酒母造り・もろみ（醪）造り・酒しぼり・おり（滓）引き・ろ（濾）過・火入れ・貯酒・充填などの作業に直接従事するものをいう。

ただし、びん洗いの作業にもっぱら従事するもの〔789-99〕を除く。

なお、清酒を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、〔504-01〕に分類する。

- 清酒製造作業員、杜氏
- × 清酒製造設備制御・監視員〔504-01〕、洗びん工〔789-99〕

556-03 酒類製造工（清酒を除く）

ビールを製造するため、大麦の浸せき（漬）・発芽・乾燥・粉碎、仕込み・発酵・貯酒・ろ（濾）過・充填の作業に直接従事するもの、果実酒を製造するため、原料の粉碎・圧搾、発酵・貯酒・ろ過・充填などの作業に直接従事するもの、および蒸留酒・混成酒を製造する作業に直接従事するものをいう。

ただし、びん洗いの作業にもっぱら従事するもの〔789-99〕を除く。

なお、ビール・果実酒・蒸留酒・混成酒を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、〔504-01〕に分類する。

- 果実酒製造工、焼ちゅう製造工、ビール製造工、みりん製造工、ワイン製造工
- × 果実酒製造設備制御・監視員〔504-01〕、焼ちゅう製造設備制御・監視員〔504-01〕、ビール製造設備制御・監視員〔504-01〕、洗びん工〔789-99〕

556-04 清涼飲料製造工

ジュース・サイダー・コーラ・コーヒー飲料・ミネラルウォーター・茶系飲料などの清涼飲料・嗜好飲料を製造するため、原料の溶解、抽出・ろ（濾）過・調合・冷却・殺菌・充填などの作業に直接従事するものをいう。

ただし、びん洗いの作業にもっぱら従事するもの〔789-99〕を除く。

なお、清涼飲料を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、〔504-01〕に分類する。

- 茶系飲料製造工、ミネラルウォーター製造工、ミルクコーヒー製造工
- × 清涼飲料製造設備制御・監視員〔504-01〕、洗びん工〔789-99〕

556-05 たばこ製造工

たばこを製造するため、原料の処理、ケース詰め、ケース詰原料の調和・加香・裁刻・乾燥、巻上機・包装機の操作などの作業に直接従事するものをいう。

ただし、包装機の操作にもっぱら従事するもの〔771-01〕を除く。

なお、たばこを製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[504-01] に分類する。

○ たばこ製造工

× たばこ製造設備制御・監視員 [504-01]、機械包装作業員 [771-01]

556-99 他に分類されない飲料・たばこ製造工

インスタントコーヒーの製造、その他 556-01～556-05 に含まれない、飲料・たばこを製造する作業に直接従事するものをいう。

○ インスタントコーヒー製造工、コーヒー豆焙煎工、粉末飲料製造工

557 紡織工

綿・毛・化学繊維（短繊維）などの各種の原繊維を紡いで糸にする作業、糸を織り・編みなどして布・ニット・レース・網・網などを製造する作業に直接従事するものをいう。

糸・糸製品を精練・漂白・染色する作業に従事するものを含む。

なお、化学繊維を製造する作業に直接従事するものは、[541] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 557-01 粗紡工、精紡工
- 557-02 ねん糸工、加工糸工
- 557-03 織布準備工
- 557-04 織布工
- 557-05 精練・漂白工
- 557-06 染色・仕上工
- 557-07 編物工、編立工
- 557-08 つな・あみ製造工
- 557-09 フェルト・不織布製造工
- 557-99 他に分類されない紡織工

557-01 粗紡工、精紡工

綿・毛・麻・化学繊維（短繊維）の紡績工程において、粗糸を作るため原繊維の混合・打綿・打毛・りゅう（梳）毛・練条などの作業に直接従事するもの、および粗糸を所定の細さに引き伸ばし、よりをかける精紡の作業に直接従事するものをいう。

玉揚げの作業に従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)自動化された生産設備を運転・操作して、紡績工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [505-01]

(2)化学繊維を製造する作業に直接従事するもの [541-02]

(3)ガラス繊維を製造する作業に直接従事するもの [542-01]

(4)紡績機械の保全の作業にもっぱら従事するもの [601-04]

○ 混打綿工、精紡工、粗紡工、紡績工

× 紡績設備制御・監視員 [505-01]、化学繊維紡糸工 [541-02]、ガラス繊維製造工 [542-01]、

紡績機械保全工 [601-04]

557-02 ねん糸工、加工糸工

ねん（撚）糸機を用いて糸によりをかけてねん糸を作る作業に直接従事するもの、および糸に光沢加工・けん（捲）縮加工などを施して加工糸を作る作業に直接従事するものをいう。

以下のものを含む。

(1)合糸機を用いて合糸を製造する作業に直接従事するもの

(2)化学繊維のねん糸・加工糸・合糸を製造する作業に直接従事するもの

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)ねん糸・加工糸・合糸を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するもの [505-01]

(2)機械の保全の作業にもつぱら従事するもの [601-04]

○ 加工糸工、合糸工、ねん糸工

× 加工糸設備制御・監視員 [505-01]、合糸設備制御・監視員 [505-01]、ねん糸設備制御・監視員 [505-01]、加工糸機械保全工 [601-04]、ねん糸機械保全工 [601-04]

557-03 織布準備工

たて（経）糸をそろえて一定の長さ・張力で整経ビームに巻き取る作業、ビームに巻かれたたて糸を織機に引通す作業、よこ（緯）糸を織機用の管に巻き取る作業などに直接従事するものをいう。

○ 織機準備工、整経工、はた（機）ごしらえ工、へ（経）通工

557-04 織布工

綿織物・毛織物・化学繊維織物などを製造するため、織機を用いて布を織る作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)自動化された生産設備を運転・操作して、織布工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するもの [505-01]

(2)整経・引通し・管巻などの織布の準備作業に従事するもの [557-03]

(3)フェルト・不織布を製造する作業に直接従事するもの [557-09]

(4)織機の保全の作業にもつぱら従事するもの [601-04]

○ 織機操作工、製織工

× 織機制御・監視員 [505-01]、織機準備工 [557-03]、整経工 [557-03]、不織布製造工 [557-09]、フェルト製造工 [557-09]、織機保全工 [601-04]

557-05 精練・漂白工

糸・織布の洗浄・精練・漂白・つや（艶）付け・のり（糊）付け（のりの調整・乾燥を含む）の作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、糸・織布の精練・漂白の工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [505-01]
 - (2)化学繊維の漂白・洗浄・乾燥の作業に直接従事するもの [541-02]
- 精練工（紡績、織物製造）、漂白工（紡績、織物製造）、漂白仕上工（紡績、織物製造）
 - × 精練設備制御・監視員（紡績、織物製造）[505-01]、漂白仕上設備制御・監視員（紡績、織物製造）[505-01]、漂白設備制御・監視員（紡績、織物製造）[505-01]、化学繊維漂白工[541-02]

557-06 染色・仕上工

染料の調合、毛・糸・布・ニットの浸染・機械なつ（捺）染・プリント・手なつ染・色留め（蒸し）・型置き、のり（糊）作りなどの染色の作業に直接従事するもの、および樹脂加工などの仕上げの作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)染織工芸品の創作に従事するもの [223-01]
 - (2)自動化された生産設備を運転・操作して、糸・布の染色・仕上げの工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [505-01]
 - (3)糸・織布の精練・漂白の作業に直接従事するもの [557-05]
 - (4)草・つる（蔓）・紙・革を染める作業に直接従事するもの [561-99、562-99、569-01]
- 織物染工、糸染工、浸染工、スクリーンなつ染工、染色仕上工（紡績、織物製造）、染物職、調色工（繊維）、なつ染工、友禅染工
 - × 染織工芸家 [223-01]、染色仕上設備制御・監視員（紡績、織物製造）[505-01]、染色設備制御・監視員（紡績、織物製造）[505-01]、精練・漂白工 [557-05]、わら染工 [561-99]、い染工 [561-99]、紙染工 [562-99]、製革染色工 [569-01]

557-07 編物工、編立工

編機・編棒を用いて編物（編レースを含む）を作る作業に直接従事するもの、および編立機・靴下編機などを用いてニット生地・製品の編立てをする作業に直接従事するものをいう。

編立生地を修理する作業に従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、編物製造・編立ての工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [505-01]
 - (2)機械の保全の作業にもっぱら従事するもの [601-04]
- 編機準備工、編立工、編物工、機械レース編工、くつ下編工、手編工、ニット生地編立工、ニット製品編立工、レース編工

- × 編機制御・監視員 [505-01]、編機保全工 [601-04]

557-08 つな・あみ製造工

綱・ひも（紐）などをよる作業に直接従事するもの、および綱を編む作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)綱・網を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するもの [505-01]

- (2)針金・紙をよる作業、編む作業に直接従事するもの [535-01、562-06]

○ あみ製造工、つな製造工、ひも製造工

- × 製網設備制御・監視員 [505-01]、製網造設備制御・監視員 [505-01]、ひも製造設備制御・監視員 [505-01]、金網編工 [535-01]、ワイヤーロープ製造工 [535-01]、紙ひも製造工 [562-06]

557-09 フェルト・不織布製造工

フェルトを製造するため、羊毛などの原料の調合、縮じゅう（絨）・乾燥などの作業に直接従事するもの、および不織布を製造するため、化学繊維などの原料の調合、絡み合わせ・溶融・圧縮・接着・乾燥などの作業に直接従事するものをいう。

なお、フェルト・不織布を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するものは、[505-01] に分類する。

○ 不織布製造工、フェルト製造工

- × 不織布製造設備制御・監視員 [505-01]、フェルト製造設備制御・監視員 [505-01]

557-99 他に分類されない紡織工

製糸、綿の打ち直し、その他 557-01～557-09 に含まれない紡織の作業に直接従事するものをいう。

○ 糸仕上工、製糸工、織布後処理工、製綿工、綿打直工

558 衣服・繊維製品製造工

衣服・その他の繊維製品を製造するため、布地の裁断・縫製・加工などの作業に直接従事するものをいう。

皮革製衣服を製造するため、毛皮・なめし皮を裁断・縫製する作業に従事するものを含む。ただし、布製袋物を製造する作業に従事するもの [569] を除く。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 558-01 婦人服・子供服仕立職
- 558-02 紳士服仕立職
- 558-03 和服仕立職
- 558-04 衣服修理工
- 558-05 布裁断工

- 558-06 ミシン縫製工（衣服）
- 558-07 ミシン縫製工（身の回り品）
- 558-08 特殊ミシン縫製工
- 558-09 刺しゅう工
- 558-10 衣服・繊維製品仕上工
- 558-99 他に分類されない衣服・繊維製品製造工

558-01 婦人服・子供服仕立職

婦人服・子供服を仕立てるため、意匠の考案、採寸・型紙作り・型入れ・裁断・縫製などの作業に主として一貫して従事するものをいう。

ただし、意匠の考案、型紙作り・裁断・縫製の作業にもっぱら従事するもの〔それぞれの作業に対応する分類項目〕を除く。

- ドレスメーカー、婦人既製服仕立工、婦人服仕立職、婦人服注文仕立職、子供既製服仕立工、子供服仕立職、子供服注文仕立職、洋裁師（婦人服・子供服仕立）
- × 服飾デザイナー〔224-06〕、生地裁断工〔558-05〕、婦人服・子供服縫製工〔558-06〕、パタンナー〔644-01〕

558-02 紳士服仕立職

紳士服を仕立てるため、意匠の考案、採寸・型紙作り・型入れ・裁断・縫製などの作業に主として一貫して従事するものをいう。

ただし、意匠の考案、型紙作り・裁断・縫製の作業にもっぱら従事するもの〔それぞれの作業に対応する分類項目〕を除く。

- 紳士既製服仕立工、紳士服注文仕立職、テーラー、洋裁師（紳士服仕立）
- × 服飾デザイナー〔224-06〕、生地裁断工〔558-05〕、紳士服縫製工〔558-06〕、パタンナー〔644-01〕

558-03 和服仕立職

長着・羽織・じゅばん（襦袢）・帯・はかま（袴）・和装コート・歌舞伎衣装・能衣装・けさ（袷袋）などの縫製の作業に従事するものをいう。

なお、和服の修理に従事するものは、〔558-04〕に分類する。

- 和裁人
- × 和服修理職〔558-04〕

558-04 衣服修理工

婦人服・紳士服・子供服・和服の修理、寸法直しの作業に従事するものをいう。

なお、婦人服・紳士服・子供服・和服を仕立てる作業に従事するものは、〔558-01、558-02、558-03〕に分類する。

- 衣服寸法直し人、紳士服修理工、婦人服・子供服修理工、洋服修理職、リフォーマー（衣服）、和服修理職
- × 婦人服・子供服仕立職〔558-01〕、紳士服仕立職〔558-02〕、和服仕立職〔558-03〕

558-05 布裁断工

衣服・繊維製品を製造するため、布地の型入れ・裁断の作業に直接従事するものをいう。

ただし、布製の帽子・袋物を製造するため、布地を裁断する作業に従事するもの〔558-99、569-02〕を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)自動化された生産設備を運転・操作して、布地の裁断工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの〔505-01〕

(2)皮革製衣服を製造するため、毛皮・なめし皮を裁断する作業に従事するもの〔558-99〕

○ 機械裁断工、手裁断工（布）

× 布裁断設備制御・監視員〔505-01〕、毛皮裁断工（衣服）〔558-99〕、帽子製造工〔558-99〕、袋物裁断工〔569-02〕

558-06 ミシン縫製工（衣服）

衣服を製造するため、ミシンを用いて布地の接続などの縫製作業に従事するものをいう。ただし、以下のものを除く。

(1)専用ミシンを用いて縁かがり・ボタン穴かがり・ボタン付けなどの縫製の作業に従事するもの〔558-08〕

(2)皮革製衣服を製造するため、ミシンを用いて毛皮・なめし皮を縫製する作業に従事するもの〔558-99〕

なお、ファスナーを製造する作業に直接従事するものは、〔569-99〕に分類する。

○ 衣服ミシン縫製工、下着縫製工、シャツ縫製工、紳士服縫製工、縫製作業員（衣服）、ニット縫製工、婦人服・子供服縫製工

× 特殊ミシン縫製工〔558-08〕、革縫製工（革製衣服製造）〔558-99〕、ファスナー製造工〔569-99〕

558-07 ミシン縫製工（身の回り品）

敷物・カーテンなど衣服以外の繊維製の身の回り品を製造するため、ミシンを用いて縫製の作業に直接従事するものをいう。

ただし、ミシンによる、布製の帽子・袋物の縫製作業に直接従事するもの〔558-99、569-02〕を除く。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、ミシンによる縫製工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、〔505-01〕に分類する。

○ 衣服以外のミシン縫製工、カーテン縫製工、キルティング縫製工、織布ミシン縫工、身の回り品ミシン縫製工、縫製作業員（身の回り品）

× ミシン縫製設備制御・監視員〔505-01〕、帽子製造工〔558-99〕、袋物縫製工〔569-02〕

558-08 特殊ミシン縫製工

特殊縫いの専用ミシンを用いて、縁かがり・ボタン穴かがり・ボタン付けなどの作業に従事するものをいう。

- 縫製作業員（特殊縫製ミシン）

558-09 刺しゅう工

機械または手道具を用いて布地に刺しゅうする作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、刺しゅうの工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [505-01]
- (2)レース編みの作業に直接従事するもの [557-07]

- 機械刺しゅう工、手刺しゅう工
- × 刺しゅう設備制御・監視員 [505-01]、手編工 [557-07]、レース編工 [557-07]

558-10 衣服・繊維製品仕上工

縫製後におけるプレス・ほつれの直しなどの衣服・繊維製品の仕上げの作業に従事するものをいう。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、繊維製品の仕上げの工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[505-01] に分類する。

- 繊維製品仕上工、繊維製品手仕上工、繊維製品プレス工
- × 繊維製品仕上プレス設備制御・監視員 [505-01]

558-99 他に分類されない衣服・繊維製品製造工

帆布製品の製造、寝具・皮革製衣服の仕立て、その他 558-01～558-10 に含まれない、衣服・繊維製品を製造する作業に直接従事するものをいう。

- 革縫製工（衣服製造）、カンバス製品製造工、毛皮裁断工（衣服）、寝具仕立工、帆布製品製造工、帽子製造工（布製）、皮革製衣服仕立工、布団綿入工

561 木製製品製造工

原木を板材・角材などに加工する作業、木材チップ・合板を製造する作業、木材を切削する作業、木材料に文字・絵・像などを彫り刻む作業、木製家具・建具、指物を製作する作業、木材に防虫・防腐処理を施す作業に直接従事するものをいう。

竹・草・つる（蔓）製品を製造する作業に直接従事するものを含む。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 561-01 製材工、チップ製造工
 - 561-02 合板工
 - 561-03 木工、木彫工
-

- 561-04 木製家具・建具製造工
- 561-05 指物職
- 561-06 木材防虫・防腐処理工
- 561-99 他に分類されない木製製品製造工

561-01 製材工、チップ製造工

機械のこ（鋸）を用いて原木または木材から木取りして、板材・角材・割材を作る作業に直接従事するもの、および木材チップを製造するため、原木の皮は（剥）ぎ、切削・破碎、木材チップの選別の作業に直接従事するものをいう。

なお、板材・角材・割材・木材チップを製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつばらに従事するものは、[506-01]に分類する。

- 原木切断工、チップパー工、チップ選別工、鋸機械工
- × 製材設備制御・監視員 [506-01]

561-02 合板工

合板を製造するため、原木からはぎ（剥）取り機で単板にはぎ取る作業、単板ののり（糊）付・貼り合わせ、圧着・乾燥・裁断などの作業に直接従事するものをいう。

木質ボードを製作する作業に直接従事するものを含む。

なお、合板を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつばらに従事するものは、[506-01]に分類する。

- 化粧合板製造工、合板製作工、合板プレス工、集成材製造工、単板製作工、調板工、パーティクルボード製造工、木質ボード製造工
- × 合板製造設備制御・監視員 [506-01]

561-03 木工、木彫工

手道具または木工旋盤・木工フライス盤・かんな（鉋）盤などの木工用加工機械を用いて木材を切削加工する作業、鋳物用木型、帽子・くつ（靴）・菓子などの木型を製作する作業に従事するもの、および木材材料に文字・絵・像などを彫り刻む作業に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)製材の作業に直接従事するもの [561-01]
- (2)木製の家具・建具、指物を製作する作業に従事するもの [561-04、561-05]
- 穴あけ木工、機械プレカット工、機械木工、木型木工、木彫工、人形彫職、木版製作工、木工研磨工、木工旋盤工、木工フライス盤工
- × 製材工 [561-01]、家具木工 [561-04]、建具木工 [561-04]、指物職 [561-05]

561-04 木製家具・建具製造工

木製の机・椅子・たんす（箆笥）・障子などの家具・建具を製造するため、木工用手段具または木工機械を用いた木材の切削、加工された部材の組立の作業に従事するものをいう。

木製建具の取り付けの作業に従事するものを含む。

ただし、以下のものを除く。

(1)小箱・鏡台などの指物を製作する作業に従事するもの [561-05]

(2)ふすま（襖）・障子に紙を貼る作業にもっぱら従事するもの [569-13]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)金属製家具を製造する作業に従事するもの [536-01]

(2)とう（籐）・き（杞）柳製家具を製作する作業に従事するもの [561-99]

(3)椅子の内張の作業にもっぱら従事するもの [569-12]

(4)木製家具を塗装する作業にもっぱら従事するもの [641-01]

- 家具木工、障子取付工、建具木工、木製家具金具組立工、木製家具組立工、木製家具修理工
- × 金属製家具製造工 [536-01]、指物職 [561-05]、き柳製家具製作工 [561-99]、とう製家具製作工 [561-99]、内張工 [569-12] 表具師 [569-13]、木製家具塗装工 [641-01]

561-05 指物職

小箱・鏡台・神仏具などの指物を製作するため、木取り・かんな（鉋）削り・継手製作・組立・研磨・装飾などの作業に従事するものをいう。

ただし、漆塗りの作業にもっぱら従事するもの [569-08] を除く。

なお、木製の家具・建具を製造する作業に従事するものは、[561-04] に分類する。

- 唐木指物職、木製鏡台製作工、神仏具指物職、仏壇製造職、宮師、寄木細工職人
- × 木製家具製造工 [561-04]、木製建具製造工 [561-04]、漆器工 [569-08]

561-06 木材防虫・防腐処理工

木材に防ぎ（蟻）・防腐・難燃処理を施すため、薬管の挿入、薬液の注入、加圧・浸透・減圧、薬液の排出、乾燥などの作業に直接従事するものをいう。

なお、木造建築物の害虫駆除・消毒の作業に従事するものは、[769-02] に分類する。

- 木材製品処理工、木材耐火処理工、木材防虫処理工、木材防腐処理工
- × 害虫駆除作業員 [769-02]、消毒作業員 [769-02]

561-99 他に分類されない木製製品製造工

木製運動用品の製作、竹・草・つる（蔓）製品の製造、その他 561-01～561-06 に含まれない、木製製品を製造する作業に直接従事するものをいう。

- い草製品製造工、稲わら製品製造工、き柳製品製造工、げた製造工、竹細工工、とう製品製造工、船大工、麦わら製品製造工、木製運動用品製造工、木製おけ製造工、木製たる製造工、

木製曲物製造工

562 パルプ・紙・紙製品製造工

木材・木材チップ・古紙・古繊維などからパルプを製造する作業、パルプ・その他の繊維から紙・板紙を製造する作業、および紙製品を製造する作業に直接従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 562-01 パルプ工、紙料工
- 562-02 紙すき工
- 562-03 段ボール製造工
- 562-04 加工紙製造工（段ボールを除く）
- 562-05 紙器製造工
- 562-06 紙製品製造工
- 562-07 紙裁断工
- 562-99 他に分類されないパルプ・紙・紙製品製造工

562-01 パルプ工、紙料工

パルプを製造するため、原料木材の磨砕・蒸解・洗浄・漂白の作業、古紙・古繊維などの原料の選別・離解・除塵・脱墨・漂白の作業に直接従事するもの、および製紙原料のこう（叩）解・配合・調葉などの作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)パルプの製造、製紙原料の配合などのため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [506-02]
- (2)原木から木材チップを製造する作業にもっぱら従事するもの [561-01]
- 紙料工、紙料調整工、紙料溶解工、パルプ工、パルプ磨砕工
- × 紙料調合設備制御・監視員 [506-02]、パルプ製造設備制御・監視員 [506-02]、チップ製造工 [561-01]

562-02 紙すき工

パルプ・紙料から紙を製造するため、抄紙機械を運転して、または手すき（漉）道具を用いて、抄紙・脱水・乾燥・つや（艶）出しなどの作業に直接従事するものをいう。

なお、紙を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[506-02] に分類する。

- 紙手すき工、抄紙工、抄紙仕上工
- × 抄紙設備制御・監視員 [506-02]

562-03 段ボール製造工

段ボールシートを製造するため、段ボール原紙の段付け、貼り合わせ、裁断などの作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)段ボールを製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつばら従事するもの [506-03]
- (2)段ボール原紙を製造する作業に直接従事するもの [562-02]
- (3)段ボール箱を製造する作業に直接従事するもの [562-05]
- 段ボールシート製造工
- × 段ボール製造設備制御・監視員 [506-03]、段ボール原紙製造工 [562-02]、段ボール箱製造工 [562-05]

562-04 加工紙製造工（段ボールを除く）

塗工紙・防水紙・変性加工紙などの加工紙を製造するため、塗料・プラスチックなどの塗布、乾燥の作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)加工紙を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつばら従事するもの [506-03]
- (2)段ボールシートを製造する作業に直接従事するもの [562-03]
- 塗工紙製造工、防水紙製造工
- × 加工紙製造設備制御・監視員 [506-03]、塗工紙製造設備制御・監視員 [506-03]、段ボール製造工 [562-03]

562-05 紙器製造工

紙製の箱・皿などを製造するため、紙の裁断・折り曲げ・接着などの作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)紙器を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつばら従事するもの [506-03]
- (2)小型の紙袋、封筒を製造する作業に直接従事するもの [562-06]
- (3)紙を裁断する作業にもつばら従事するもの [562-07]
- 大型紙袋製造工、紙製食器製造工、紙箱製造工、機械製箱工、紙管筒製造工、段ボール箱製造工
- × 紙器製造設備制御・監視員 [506-03]、小型紙袋製造工 [562-06]、封筒製造工 [562-06]、紙断裁工 [562-07]

562-06 紙製品製造工

紙袋（大型を除く）・封筒・紙ひも・水引・金封・荷札などの紙製品を製造するため、紙の裁断・折り曲げ・接着などの作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)紙製品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつばら従事するもの [506-03]
- (2)大型紙袋を製造する作業に直接従事するもの [562-05]

(3)紙を裁断する作業にもっぱら従事するもの [562-07]

- 紙ひも製造工、小型紙袋製造工、封筒製造工
- × 紙器製造設備制御・監視員 [506-03]、大型紙袋製造工 [562-05]、セメント袋製造工 [562-05]、紙断裁工 [562-07]

562-07 紙裁断工

各種の機械または手道具を用いて、紙の裁断・型抜きを行う作業に直接従事するものをいう。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、紙の裁断工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[506-02] に分類する。

- 紙型抜き工、紙機械だち工、製本裁断工
- × 紙裁断設備制御・監視員 [506-02]、製本裁断設備制御・監視員 [506-02]

562-99 他に分類されないパルプ・紙・紙製品製造工

紙の巻き取り、その他 562-01～562-07 に含まれない、パルプ・紙・紙製品を製造する作業に直接従事するものをいう。

- 紙加工工、紙仕上工、紙製品仕上工、紙巻取工

563 印刷・製本作業員

組版・製版・印刷・製本などの作業に直接従事するものをいう。

なお、木版を製作する作業に直接従事するものは、[561] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 563-01 DTP オペレーター
- 563-02 写真植字機オペレーター
- 563-03 製版作業員
- 563-04 とっ(凸)版印刷作業員
- 563-05 オフセット印刷作業員
- 563-06 グラビア印刷作業員
- 563-07 スクリーン印刷作業員
- 563-08 シール印刷作業員
- 563-09 校正作業員
- 563-10 印刷物光沢加工作業員
- 563-11 製本作業員
- 563-99 他に分類されない印刷・製本作業員

563-01 DTP オペレーター

コンピュータ上で作動する DTP ソフトウェアを使用して、印刷物の紙面を構成する文字・図表・写真などの電子データを画面上で割り付け、所定の大きさの版に組み、フィルムまたは印刷用の版に出力する作業に従事するものをいう。

- DTP オペレーター

- × 写真植字機オペレーター [563-02]、製版作業員 [563-03]

563-02 写真植字機オペレーター

手動で文字盤から文字を選び出し、またはコンピュータ制御の写真植字機・組版機を用いてキーボードから文字を入力し、所定の大きさの版に組み、印画紙に出力する作業に従事するものをいう。

なお、スキャナーで画像を読み込む作業に従事するものは、[563-03] に分類する。

- 写植文字組版作業員、電算写植機オペレーター、電子組版機オペレーター
- × カラースキャナー・オペレーター [563-03]

563-03 製版作業員

印画紙に出力された文字・図表などを台紙に貼り付ける作業、台紙をカメラで撮影して製版用フィルムを作成する作業、フィルムを印刷用の版に焼き付ける作業に従事するものをいう。

スキャナーで画像を読み込む作業に従事するものを含む。

- オフセット製版作業員、カラースキャナー・オペレーター、グラビア製版作業員、スクリーン製版作業員、製版カメラ作業員、電子製版作業員、版下製作作業員

563-04 とっ（凸）版印刷作業員

とっ（凸）版印刷機を用いて紙・段ボールなどに印刷するため、刷版・インク・用紙等の準備、試刷り・本刷りなどの作業に直接従事するものをいう。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、とっ（凸）版印刷の工程を監視・調整する仕事にもつばら従事するものは、[507-01] に分類する。

- 樹脂凸版印刷作業員、フレキソ印刷作業員
- × とっ（凸）版印刷設備制御・監視員 [507-01]

563-05 オフセット印刷作業員

オフセット印刷機を用いて紙・金属板などに印刷するため、刷版・インク・用紙等の準備、試刷り・本刷りなどの作業に直接従事するものをいう。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、オフセット印刷の工程を監視・調整する仕事にもつばら従事するものは、[507-01] に分類する。

- 平板印刷作業員
- × オフセット印刷設備制御・監視員 [507-01]

563-06 グラビア印刷作業員

グラビア印刷機を用いて紙・プラスチックフィルムなどに印刷するため、刷版・インク・用紙等の準備、試刷り・本刷りなどの作業に直接従事するものをいう。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、グラビア印刷の工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[507-01] に分類する。

- 凹版印刷作業員、写真印刷作業員、美術印刷作業員
- × グラビア印刷設備制御・監視員 [507-01]

563-07 スクリーン印刷作業員

スクリーン印刷機を用いて紙・布・金属板・ガラスなどに印刷するため、刷版・インク・用紙等の準備、試刷り・本刷りなどの作業に直接従事するものをいう。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、スクリーン印刷の工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[507-01] に分類する。

- 看板印刷作業員、孔版印刷作業員、シルク印刷作業員
- × スクリーン印刷設備制御・監視員 [507-01]

563-08 シール印刷作業員

シール印刷機を用いて、台紙の印刷、ラミネートの貼り付け、型抜きなどを行う作業に直接従事するものをいう。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、シール印刷の工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[507-01] に分類する。

- ステッカー印刷作業員、ラベル印刷作業員
- × シール印刷設備制御・監視員 [507-01]

563-09 校正作業員

印刷物の校正刷りと原稿とを照合して、誤字・脱字、用語の不統一などを訂正する作業、カラー印刷の色を確認する作業に従事するものをいう。

- 校正作業員
- × 印刷検査工 [627-01]

563-10 印刷物光沢加工作業員

印刷物の紙面を保護・化粧するため、光沢剤の塗布、フィルムの圧着・貼り付けなどの作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)自動化された生産設備を運転・操作して、印刷物の光沢加工工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [507-01]

(2)はく（箔）押しの作業にもっぱら従事するもの [563-99]

- 印刷物コーティング加工作業員、印刷物樹脂プレス加工作業員、印刷物ラミネート加工作業員
- × 印刷物光沢加工設備制御・監視員 [507-01]、はく押し作業員 [563-99]

563-11 製本作業員

印刷された用紙を本・雑誌などの形に仕上げるため、折りたたみ・ちょうあい（丁合）・とじ合わせ・背とじ・表紙貼りなどの作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)自動化された生産設備を運転・操作して、製本工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するもの [507-01]

(2)印刷された用紙を所定の大きさに裁断する作業にもつぱら従事するもの [562-07]

(3)はく（箔）押しの作業にもつぱら従事するもの [563-99]

○ 折り作業員、製本仕上作業員、製本とじ作業員、丁合作業員、表紙製造作業員

× 製本設備制御・監視員 [507-01]、製本裁断工 [562-07]、はく押し作業員 [563-99]

563-99 他に分類されない印刷・製本作業員

フォーム印刷機を用いた印刷の作業、はく（箔）押しの作業、その他 563-01～563-11 に含まれない、印刷・製本の作業に直接従事するものをいう。

○ はく押し作業員、フォーム印刷作業員

564 ゴム製品製造工

タイヤ・ホース・ベルト・はき物・医療用品などのゴム製品（合成ゴム製品を含む）を製造するため、原料の処理、ゴムの成形・加硫・裁断・塗布などの作業に直接従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

564-01 原料ゴム加工工

564-02 タイヤ成形工

564-03 ゴム製品成形工（タイヤ成形を除く）

564-04 ゴム裁断工

564-05 ゴム塗布工

564-99 他に分類されないゴム製品製造工

564-01 原料ゴム加工工

ゴムの洗浄・粉碎、素練り、薬剤の配合、練り、圧延などの作業に直接従事するものをいう。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、原料ゴムの加工工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するものは、[508-01] に分類する。

○ 原料ゴム圧延工、原料ゴム混合工、原料ゴム練工、原料ゴム前処理工、原料ゴム薬品配合工

× 原料ゴム加工設備制御・監視員 [508-01]

564-02 タイヤ成形工

自動車・二輪自動車・自転車などのタイヤを製造するため、接地部・側面部の成形および接合の作業、加硫の作業に直接従事するものをいう。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、タイヤの成形工程を監視・調整する仕事にもつばら従事するものは、[508-01]に分類する。

- 加硫工（タイヤ成形）、自動車タイヤ成形工、タイヤゴム張工、トレッド工（タイヤ製造）
- × タイヤ成形設備制御・監視員 [508-01]

564-03 ゴム製品成形工（タイヤ成形を除く）

ゴム製品（タイヤを除く）を製造するため、射出・プレス・押出・浸せき（漬）などの成形の作業、加硫の作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)自動化された生産設備を運転・操作して、ゴム製品の成形工程を監視・調整する仕事にもつばら従事するもの [508-01]

(2)成形機の金型の取り付け・取り外しの作業にもつばら従事するもの [539-03]

- 加硫工（タイヤ成形を除く）、ゴムアSEMBル成形工、ゴム押出成形工、ゴム形付工、ゴム射出成形工、ゴム浸せき成形工、ゴムプレス成形工、ゴムライニング成形工
- × ゴム製品成形設備制御・監視員 [508-01]、金型取付工 [539-03]、タイヤ成形工 [564-02]

564-04 ゴム裁断工

裁断機を用いて、ゴムの切断・型抜きを行う作業に直接従事するものをいう。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、ゴムの裁断工程を監視・調整する仕事にもつばら従事するものは、[508-01]に分類する。

- ゴム打抜工、ゴム型抜工、ゴム切断工
- × ゴム裁断設備制御・監視員 [508-01]

564-05 ゴム塗布工

防水・絶縁加工を施すため、塗布機を用いて、布・金属などにゴムを塗布する作業に直接従事するものをいう。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、ゴムの塗布工程を監視・調整する仕事にもつばら従事するものは、[508-01]に分類する。

- コーティング工（ゴム引布）、ゴムシート工、ゴム絶縁工、ゴム引工、ゴム防水加工工
- × ゴム塗布設備制御・監視員 [508-01]

564-99 他に分類されないゴム製品製造工

ゴムの接合、再生ゴムの製造、その他 564-01～564-05 に含まれない、ゴム製品を製造する作業に直接従事するものをいう。

- ゴム接合工、ゴムはり工、ゴム焼付工、再生ゴム製造工

565 プラスチック製品製造工

プラスチック製品を製造するため、原料の処理、プラスチックの成形・切削・研磨・接合・裁断・塗布などの作業に直接従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 565-01 原料プラスチック処理工
- 565-02 プラスチック成形工
- 565-03 プラスチック切削・研磨工
- 565-04 プラスチック接合・裁断工
- 565-05 プラスチック塗布工
- 565-99 他に分類されないプラスチック製品製造工

565-01 原料プラスチック処理工

プラスチックの粉碎、薬剤の配合、練りなどの作業に直接従事するものをいう。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、原料プラスチックの処理工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[508-02] に分類する。

- 合成樹脂混練工、合成樹脂粉碎工、プラスチック混練り工
- × 原料プラスチック処理設備制御・監視員 [508-02]

565-02 プラスチック成形工

プラスチック製品を製造するため、成形機を用いて、射出・プレス・押出・吹き込みなどの成形の作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、プラスチックの成形工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [508-02]
- (2)成形機の金型の取り付け・取り外しの作業にもっぱら従事するもの [539-03]
- プラスチック圧縮成形工、プラスチック押出成形工、プラスチック射出成形工、プラスチック積層成形工、プラスチック手造り成形工、プラスチック熱成形工、プラスチック発泡成形工、プラスチックブロー成形工、プラスチックロール圧延工
- × プラスチック成形設備制御・監視員 [508-02]、金型取付工 [539-03]

565-03 プラスチック切削・研磨工

旋盤・ボール盤などを用いて、プラスチックを切削する作業に直接従事するもの、およびベルト研磨機・バフ研磨機などを用いて、プラスチックを研削する作業に直接従事するものをいう。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、プラスチックの切削工程・研磨工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[508-02] に分類する。

- プラスチック切削機械工、プラスチック旋盤工、プラスチックバフみがき工、プラスチックボール盤工
- × プラスチック研磨設備制御・監視員 [508-02]、プラスチック切削設備制御・監視員 [508-02]

565-04 プラスチック接合・裁断工

熱処理加工機・高周波加工機などを用いて、プラスチックを接合する作業に直接従事するもの、および裁断機を用いて、プラスチックの切断・型抜きを行う作業に直接従事するものをいう。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、プラスチックの接合・裁断工程を監視・調整する仕事にもつばらに従事するものは、[508-02] に分類する。

- 打抜工（プラスチック製品製造）、高周波ウェルダ工（プラスチック製品製造）、高周波ミシン工、プラスチック製品切断工
- × プラスチック裁断設備制御・監視員 [508-02]、プラスチック接合設備制御・監視員 [508-02]

565-05 プラスチック塗布工

防水・絶縁加工を施すため、塗布機を用いて、布・金属などにプラスチックを塗布する作業に直接従事するものをいう。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、プラスチックの塗布工程を監視・調整する仕事にもつばらに従事するものは、[508-02] に分類する。

- 絶縁樹脂塗布工、プラスチック防水加工工、ラミネート工（プラスチックの塗布）
- × プラスチック塗布設備制御・監視員 [508-02]

565-99 他に分類されないプラスチック製品製造工

プラスチック材料を彫り刻む作業、その他 565-01～565-05 に含まれない、プラスチック製品を製造する作業に直接従事するものをいう。

- プラスチック彫刻工

569 その他の製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）

作業者が直接従事する、革・革製品（衣服を除く）・かばん・袋物・貴金属製品・宝石製品・楽器・がん具・運動具・筆記用具・漆器・ほうき・ブラシ・模型・模造品・配合飼料などの製造、内張・表装の作業、その他 541～565 に含まれない製品製造・加工処理の作業をいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 569-01 革・革製品製造工
- 569-02 かばん・袋物製造工
- 569-03 貴金属・宝石・甲・角細工工
- 569-04 楽器製造工
- 569-05 がん具製造工

- 569-06 運動具製造工
- 569-07 筆記用具製造工
- 569-08 漆器工
- 569-09 ほうき・ブラシ製造工
- 569-10 模型・模造品製作工
- 569-11 配合飼料製造工
- 569-12 内張工
- 569-13 表具師
- 569-99 他に分類されない製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）

569-01 革・革製品製造工

毛皮・なめし皮を製造する作業に従事するもの、および革靴・革具などの革製品を製造する作業に従事するものをいう。

以下のものを含む。

(1)革靴を修理する作業に従事するもの

(2)ケミカルシューズ、ビニール製のスリッパ・サンダルを製造する作業に従事するもの
ただし、以下のものを除く。

(1)革製の衣服を製造する作業に従事するもの [558-99]

(2)革製のかばん・袋物を製造する作業に従事するもの [569-02]

(3)革製の運動具を製造する作業に従事するもの [569-06]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)合成皮革を製造する作業に従事するもの [541-01]

(2)と畜の作業に従事するもの [569-99]

- 革打抜き工、革具加工工、革靴修理工、革靴製造工、革裁断工、革サンダル製造工、革スリッパ製造工、革縫製工、製革工、製革仕上工、製革準備工、なめし工
- × 合成皮革製造工 [541-01]、毛皮衣服縫製工 [558-99]、革製かばん製造工 [569-02]、革製袋物製造工 [569-02]、野球ミット製造工 [569-06]、と畜作業員 [569-99]

569-02 かばん・袋物製造工

トランク・抱えかばん・ハンドバッグ・財布などのかばん・袋物類の製作・修理の作業に従事するものをいう。

なお、ファスナーを製造する作業に従事するものは、[569-99] に分類する。

- かばん製造工、かばん縫製工、袋物製造工、袋物縫製工
- × ファスナー製造工 [569-99]

569-03 貴金属・宝石・甲・角細工工

金・銀・その他の貴金属（代用品・模造品を含む）の切削・成形・彫刻・組立の作業に従事するもの、水晶・真珠・その他の宝石類（代用品・模造品を含む）の研磨・細工・加工の作業に従事するもの、および甲・角・貝類（模造品を含む）の細工の作業に従事

するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)金属工芸品の創作に従事するもの [223-01]
- (2)貴金属を除く金属の彫刻の作業に従事するもの [539-99]
- (3)ガラス・石・竹の細工、木材の加工の作業に従事するもの [542、561]
- (4)水晶発振子を製造する作業に従事するもの [583-99]
- 貝細工工、貴金属細工工、きば細工工、甲細工工、真珠加工工、水晶研磨工、角細工工、宝石細工工
- × 金属工芸家 [223-01]、金属彫刻工 [539-99]、彫金工 [539-99]、ガラス細工工 [542-01]、石細工工 [542-09]、木彫工 [561-03]、竹細工工 [561-99]、水晶発振子組立工 [583-99]

569-04 楽器製造工

鍵盤楽器・管楽器・弦楽器・打楽器・和楽器などの製造・調整・修理の作業に従事するものをいう。

電子・電気楽器の製造・調整・修理の作業に従事するものを含む。

なお、ピアノなどの調律の作業に従事するものは、[249-06] に分類する。

- 楽器組立工、ピアノ組立工
- × ピアノ調律師 [249-06]

569-05 がん具製造工

がん具の組み付け・組立・仕上げの作業に従事するものをいう。

人形、児童用乗物を製造する作業に従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)部分品・付属品の組立・組み付けを必要としない木製・ゴム製がん具を製造する作業に従事するもの [561-03、564-03]
- (2)模型を製作する作業に従事するもの [569-10]
- がん具組立工、人形製造工、児童用乗物製造工
- × 人形彫職 [561-03]、ゴムがん具成形工 [564-03]、模型製作工 [569-10]

569-06 運動具製造工

野球・ゴルフ・スキー・テニス用具などの運動具を製造する作業に直接従事するものをいう。

ただし、木製運動具を製造する作業に直接従事するもの [561-99] を除く。

なお、運動具を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するものは、[509-99] に分類する。

- ゴルフクラブ製造工、スキー板製造工、トレーニング器具製造工、野球ミット製造工
- × 運動具製造設備制御・監視員 [509-99]、木製バット製造工 [561-99]、木製ラケット製造工 [561-99]

569-07 筆記用具製造工

ボールペン・鉛筆・毛筆・万年筆などの筆記用具を製造する作業に直接従事するものをいう。

なお、筆記用具を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつばらに従事するものは、[509-99]に分類する。

- 鉛筆製造工、ボールペン製造工、万年筆組立工、毛筆製造工
- × 筆記用具製造設備制御・監視員 [509-99]

569-08 漆器工

漆器のき（素）地加工・漆塗り・と（研）ぎ出し・沈金・まき（蒔）絵の作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)漆工芸品の創作に従事するもの [223-01]

(2)き地作りの作業にもつばらに従事するもの [561-03、565-02]

- 漆工、漆器加飾工、漆器工見習、まき絵師
- × 漆工芸家 [223-01]、檜き地工 [561-03]、プラスチックき地工（成形） [565-02]

569-09 ほうき・ブラシ製造工

ほうき・ブラシ・はけを製造するため、材料の選別、洗浄、植毛、刈毛、仕上げの作業に直接従事するものをいう。

たわしを製造する作業に従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)ブラシを製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつばらに従事するもの [509-99]

(2)竹ほうき・毛筆を製造する作業に従事するもの [561-99、569-07]

- ほうき製造工、ブラシ製造工、歯ブラシ製造工、はけ製造工、たわし製造工
- × ブラシ製造設備制御・監視員 [509-99]、竹ほうき製造工 [561-99]、毛筆製造工 [569-07]

569-10 模型・模造品製作工

模型・マネキン人形・かつら・その他の模造品を製作する作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)歯科技工士の免許を有し、歯科医療の用に供する補てつ物・充填物・矯正装置を製作する仕事に従事するもの [148-01]

(2)義肢装具士の免許を有し、義手・義足・装具を製作する仕事に従事するもの [159-01]

- かつら製作工、食品模型製作工、ヘアピース製作工、模型製作工
- × 歯科技工士 [148-01]、義肢装具士 [159-01]

569-11 配合飼料製造工

配合飼料を製造するため、原材料の粉碎、ふるい分け・混合・かくはん（攪拌）などの作業に直接従事するものをいう。

なお、配合飼料を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[509-99]に分類する。

- 配合飼料製造工
- × 配合飼料製造設備制御・監視員 [509-99]

569-12 内張工

自動車・鉄道車両・船舶・航空機の座席、いす、ソファ、ベッドのマットレスなどを製作するため、クッション材の詰め、ばねの据え付け、表張材の張りなどの作業に従事するものをいう。

- いす張工、内張詰物工、家具類内張工、航空機内張工、小箱おおい（被）工、自動車内張工、自動車シート組立工、船舶内張工、乗物内張工、旅客車内張工

569-13 表具師

軸物・掛け軸・びょう（屏）風・額などの表装・裏打ちの作業、ふすま（襖）・障子の紙貼りの作業に従事するものをいう。

なお、ふすま・障子などの木製建具を製造する作業に従事するものは、[561-04]に分類する。

- 経師、軸物師、障子貼職、屏風貼職、襖貼職
- × 障子製造工 [561-04]、襖製造工 [561-04]

569-99 他に分類されない製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）

作業者が直接従事する、印章・ちょうちん・うちわの製造、製氷、その他 569-01～569-13に含まれない製品製造・加工処理の作業をいう。

- 印判師、うちわ製造工、喫煙具製造工、獣皮剥工、製氷工、ちょうちん製造工、と畜作業員、ファスナー製造工、マッチ製造工、有機肥料製造工（鶏ふん・魚肥・たい肥・大豆かすなど）、洋がさ製造工

57 機械組立の職業

作業者が直接従事する、一般機械器具、電気機械器具、輸送用機械器具、計量計測機器、光学機械器具の組立・調整の作業をいう。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、一般機械器具、電気機械器具、輸送用機械器具、計量計測機器、光学機械器具の組立工程を監視・調整する仕事は[51 生産設備制御・監視の職業（機械組立）]に分類する。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 571 一般機械器具組立工
- 572 電気機械組立工
- 573 電気通信機械器具組立工
- 574 電子応用機械器具組立工
- 575 民生用電子・電気機械器具組立工
- 576 半導体製品製造工
- 577 電球・電子管組立工
- 578 乾電池・蓄電池製造工
- 581 被覆電線製造工
- 582 束線工
- 583 電子機器部品組立工
- 584 自動車組立工
- 585 輸送用機械器具組立工（自動車を除く）
- 586 計量計測機器組立工
- 587 光学機械器具組立工
- 588 レンズ研磨工・加工工
- 591 時計組立工
- 599 その他の機械組立の職業

571 一般機械器具組立工

原動機、金属加工機械、農業用機械、建設機械、印刷機械、製本機械、半導体・液晶パネル製造装置、業務用冷凍・冷蔵・空調機器、サービス用機械、娯楽機械などの各種の機械器具（電気機械器具、輸送用機械器具、計量計測機器、光学機械器具を除く）およびその部品の組立・調整の作業に直接従事するものをいう。

機械を据え付ける作業に従事するものを含む。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 571-01 原動機組立工
- 571-02 金属加工機械組立工
- 571-03 農業用機械組立工
- 571-04 建設機械組立工
- 571-05 印刷・製本機械組立工
- 571-06 半導体・液晶パネル製造装置組立工
- 571-07 業務用冷凍・冷蔵・空調機器組立工
- 571-08 サービス用・娯楽機械組立工
- 571-09 機械部品組立工

571-99 他に分類されない一般機械器具組立工**571-01 原動機組立工**

エンジン・タービンなどの原動機の組立・調整の作業に直接従事するものをいう。

ただし、機械部品の組立の作業に直接従事するもの [571-09] を除く。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、原動機の組立工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[511-01] に分類する。

- 航空機エンジン組立工、自動車エンジン組立工、船用機関組立工、タービン組立工
- × 原動機組立設備制御・監視員 [511-01]、機械部品組立工 [571-09]

571-02 金属加工機械組立工

旋盤・ボール盤・フライス盤・プレス機械・鍛造機械・圧延機械などの金属加工機械の組立・調整の作業に直接従事するものをいう。

ただし、機械部品の組立の作業に直接従事するもの [571-09] を除く。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、金属加工機械の組立工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[511-01] に分類する。

- 圧延機械組立工、金属工作機械組立工、旋盤組立工、鍛造機械組立工、フライス盤組立工、プレス機械組立工
- × 金属加工機械組立設備制御・監視員 [511-01]、機械部品組立工 [571-09]

571-03 農業用機械組立工

トラクター・耕うん（耘）機・田植機・コンバインなどの農業用機械の組立・調整の作業に直接従事するものをいう。

ただし、機械部品の組立の作業に直接従事するもの [571-09] を除く。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、農業用機械の組立工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[511-01] に分類する。

- 耕うん機組立工、コンバイン組立工、田植機組立工、農業用トラクター組立工
- × 農業用機械組立設備制御・監視員 [511-01]、機械部品組立工 [571-09]

571-04 建設機械組立工

ショベルカー・ブルドーザーなどの建設機械の組立・調整の作業に直接従事するものをいう。

ただし、機械部品の組立の作業に直接従事するもの [571-09] を除く。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、建設機械の組立工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[511-01] に分類する。

- 建設用クレーン組立工、ショベルカー組立工、ブルドーザー組立工
- × 建設機械組立設備制御・監視員 [511-01]、機械部品組立工 [571-09]

571-05 印刷・製本機械組立工

オフセット印刷機などの印刷機械の組立・調整の作業に直接従事するもの、および紙折り機などの製本機械の組立・調整の作業に直接従事するものをいう。

ただし、機械部品の組立の作業に直接従事するもの [571-09] を除く。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、印刷・製本機械の組立工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[511-01] に分類する。

- オフセット印刷機組立工、スクリーン印刷機組立工、製本機械組立工
- × 印刷機械組立設備制御・監視員 [511-01]、製本機械組立設備制御・監視員 [511-01]、機械部品組立工 [571-09]

571-06 半導体・液晶パネル製造装置組立工

ウェハー切断機などの半導体製造装置の組立・調整の作業に直接従事するもの、および液晶パネル基板貼合機などの液晶パネル製造装置の組立・調整の作業に直接従事するものをいう。

ただし、機械部品の組立の作業に直接従事するもの [571-09] を除く。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、半導体・液晶パネル製造装置の組立工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[511-01] に分類する。

- ウェハー切断機組立工、液晶パネル基板貼合機組立工、半導体製造装置組立工、半導体洗浄装置組立工
- × 液晶パネル製造装置組立設備制御・監視員 [511-01]、半導体製造装置組立設備制御・監視員 [511-01]、機械部品組立工 [571-09]

571-07 業務用冷凍・冷蔵・空調機器組立工

業務用冷凍・冷蔵・空調機器の組立・調整の作業に直接従事するものをいう。

ただし、機械部品の組立の作業に直接従事するもの [571-09] を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 自動化された生産設備を運転・操作して、業務用冷凍・冷蔵・空調機器の組立工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [511-01]
- (2) 空調機器にダクトを取り付ける作業にもっぱら従事するもの [533-01]
- (3) 家庭用電気冷蔵庫・エアコンの組立の作業に直接従事するもの [575-01]
- 空気調和装置組立工、製氷機組立工、冷蔵装置組立工、冷凍機組立工
- × 業務用冷凍機組立設備制御・監視員 [511-01]、ダクト工 [533-01]、機械部品組立工 [571-09] 家庭用エアコン組立工 [575-01]、電気冷蔵庫組立工 [575-01]

571-08 サービス用・娯楽機械組立工

自動販売機・ドライクリーニング機などのサービス用機械の組立・調整の作業に直接従事するもの、および遊技機械などの娯楽機械の組立・調整の作業に直接従事するもの

をいう。

ただし、機械部品の組立の作業に直接従事するもの [571-09] を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、サービス用・娯楽機械の組立工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [511-01]
- (2)家庭用ゲーム機の組立の作業に直接従事するもの [574-99]
- 自動改札機組立工、自動車洗淨機組立工、自動販売機組立工、ドライクリーニング機組立工、遊技機械組立工
- × 娯楽機械組立設備制御・監視員 [511-01]、サービス用機械組立設備制御・監視員 [511-01]、機械部品組立工 [571-09] 家庭用ゲーム機組立工 [574-99]

571-09 機械部品組立工

軸受・変速機・チェーンなどの機械部品の組立の作業に直接従事するものをいう。

なお、以下ものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)電気機械器具・輸送用機械器具・計量計測機器・光学機械器具の部品の組立作業に従事するもの [それぞれの作業に対応する分類項目]
- (2)自動化された生産設備を運転・操作して、機械部品の組立工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [511-01]
- (3)治工具を製造する作業に直接従事するもの [536-02]
- 軸受組立工、軸継手組立工、チェーン組立工、バルブ組立工、変速機組立工、ベアリング組立工
- × 機械部品組立設備制御・監視員 [511-01]、治工具製造工 [536-02]、電気機械部品組立工 [572-03]、トランスミッション組立工（自動車用） [584-02]、ブレーキ装置組立工（自動車用） [584-02]

571-99 他に分類されない一般機械器具組立工

エレベーターの据え付け、食品加工機械・繊維機械・木工機械・包装機械の組立、その他 571-01～571-09 に含まれない、一般機械器具の組立の作業に直接従事するものをいう。

- エレベーター据付工、昇降機取付工、食品充填機組立工、繊維機械組立工、包装機械組立工、木工機械組立工

572 電気機械組立工

発電機・電動機などの回転電気機械、配電盤・制御盤・開閉制御機器などの配電・制御装置の組立・調整の作業、および電力回路用コンデンサ・インバーターなどの電気機械部品の組立の作業に直接従事するものをいう。

大分類H 生産工程の職業

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 572-01 発電機・電動機組立工
- 572-02 配電盤・制御盤・開閉制御機器組立工
- 572-03 電気機械部品組立工
- 572-99 他に分類されない電気機械組立工

572-01 発電機・電動機組立工

タービン発電機などの発電機の組立・調整の作業に直接従事するもの、および電気モーターなどの電動機の組立・調整の作業に直接従事するものをいう。

ただし、電気機械部品の組立の作業に直接従事するもの [572-03] を除く。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、発電機・電動機の組立工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[512-01] に分類する。

- 産業用電動機組立工、電動機巻線工、マイクロモーター組立工、民生用発電機組立工
- × 電動機組立設備制御・監視員 [512-01]、発電機組立設備制御・監視員 [512-01]、電気機械部品組立工 [572-03]

572-02 配電盤・制御盤・開閉制御機器組立工

高圧配電盤・電力制御盤・遮断機などの配電・制御装置の組立・調整の作業に直接従事するものをいう。

ただし、電気機械部品の組立の作業に直接従事するもの [572-03] を除く。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、配電盤・制御盤・開閉制御機器の組立工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[512-01] に分類する。

- 開閉制御機器組立工、スイッチ組立工、制御盤組立工、電気制御盤組立工、配電盤組立工、ブレーカー組立工
- × 開閉制御機器組立設備制御・監視員 [512-01]、制御盤組立設備制御・監視員 [512-01]、配電盤組立設備制御・監視員 [512-01]、電気機械部品組立工 [572-03]

572-03 電気機械部品組立工

電力回路用コンデンサ・整流器・インバーター（逆変換器）などの電気機械部品の組立の作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1) 自動化された生産設備を運転・操作して、電気機械部品の組立工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [512-01]

(2) 電子回路用コンデンサの組立の作業に直接従事するもの [583-01]

- インバーター組立工、整流器組立工、整流子組立工、電力回路用コンデンサ組立工
- × 電気機械部品組立設備制御・監視員 [512-01]、電子回路用コンデンサ組立工 [583-01]

572-99 他に分類されない電気機械組立工

変圧器・変流器・変成器の組立、その他 572-01～572-03 に含まれない、電気機械の組立の作業に直接従事するものをいう。

- トランス巻線工、変圧器組立工、変成器組立工、変流器組立工

573 電気通信機械器具組立工

無線・有線通信機器、テレビ・ラジオ受信機などの電気通信機械器具の組立・調整の作業に直接従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)束線の作業にもっぱら従事するもの [582]
- (2)電気通信機械器具部品の組立の作業に直接従事するもの [583]

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 573-01 無線・有線通信機器組立工
- 573-02 テレビ・ラジオ組立工
- 573-99 他に分類されない電気通信機械器具組立工

573-01 無線・有線通信機器組立工

無線・有線の通信機器の組立・調整の作業に直接従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)束線の作業にもっぱら従事するもの [582-01]
- (2)無線・有線通信機器部品の組立の作業に直接従事するもの [583]

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、無線・有線通信機器の組立工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[512-01] に分類する。

- カーナビゲーション組立工、携帯電話組立工、電話機組立工、ファクシミリ組立工、無線通信機器組立工、有線通信機器組立工
- × 無線通信機器組立設備制御・監視員 [512-01]、有線通信機器組立設備制御・監視員 [512-01]、音響機器組立工 [575-01]、束線工 [582-01]、電子回路用コンデンサ組立工 [583-01]

573-02 テレビ・ラジオ組立工

テレビ・ラジオ受信機の組立・調整の作業に直接従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)束線の作業にもっぱら従事するもの [582-01]
- (2)テレビ・ラジオ部品の組立の作業に直接従事するもの [583]

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、テレビ・ラジオの組立工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[512-01] に分類する。

- テレビ組立工、ラジオ組立工
- × テレビ組立設備制御・監視員 [512-01]、ラジオ組立設備制御・監視員 [512-01]、音響機器

組立工 [575-01]、束線工 [582-01]、プリント基板組立工 [583-02]

573-99 他に分類されない電気通信機械器具組立工

交通信号機・レーダーの組立、その他 573-01 および 573-02 に含まれない、電気通信機械器具の組立の作業に直接従事するものをいう。

○ 交通信号機組立工、レーダー組立工

574 電子応用機械器具組立工

集積回路・X線・レーザーなどを応用した各種の電子機械器具の組立・調整の作業に直接従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)半導体の組立の作業にもっぱら従事するもの [576]
- (2)束線の作業にもっぱら従事するもの [582]
- (3)電子機器部品の組立の作業にもっぱら従事するもの [583]

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 574-01 電子計算機組立工
- 574-02 電子複写機組立工
- 574-99 他に分類されない電子応用機械器具組立工

574-01 電子計算機組立工

汎用電子計算機・パーソナルコンピュータなどの組立・調整の作業に直接従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)半導体の組立の作業にもっぱら従事するもの [576]
- (2)束線の作業にもっぱら従事するもの [582]
- (3)電子機器部品の組立の作業にもっぱら従事するもの [583]

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、電子計算機の組立工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[512-01] に分類する。

- パーソナルコンピュータ組立工、汎用電子計算機組立工
- × 電子計算機組立設備制御・監視員 [512-01]、半導体組立工 [576-02]、束線工 [582-01]、プリント基板組立工 [583-02]

574-02 電子複写機組立工

電子複写機の組立・調整の作業に直接従事するものをいう。

通信・出力機能を搭載した複写機の組立の作業に直接従事するものを含む。

ただし、以下のものを除く。

- (1)半導体の組立の作業にもっぱら従事するもの [576]

(2)束線の作業にもっぱら従事するもの [582]

(3)電子機器部品の組立の作業にもっぱら従事するもの [583]

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、電子複写機の組立工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[512-01] に分類する。

○ コピー機組立工、複合複写機組立工

× 電子複写機組立設備制御・監視員 [512-01]、半導体組立工 [576-02]、束線工 [582-01]、プリント基板組立工 [583-02]

574-99 他に分類されない電子応用機械器具組立工

医療用電子機器・X線応用装置・レーザー応用加工機器の組立、その他 574-01 および 574-02 に含まれない、電子応用機械器具の組立の作業に直接従事するものをいう。

○ 医療用電子機器組立工、X線応用装置組立工、水中聴音装置組立工、超音波画像診断装置組立工、レーザー応用加工機器組立工

575 民生用電子・電気機械器具組立工

エアコン・洗濯機・冷蔵庫・照明器具・音響機器などの民生用電子・電気機械器具（テレビ・ラジオを除く）の組立・調整の作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)自動化された生産設備を運転・操作して、民生用電子・電気機械器具の組立工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [512]

(2)業務用の冷凍・冷蔵・空調機器の組立の作業に直接従事するもの [571]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

575-01 民生用電子・電気機械器具組立工

575-01 民生用電子・電気機械器具組立工

エアコン・洗濯機・冷蔵庫・照明器具・音響機器などの民生用電子・電気機械器具（テレビ・ラジオを除く）の組立・調整の作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)自動化された生産設備を運転・操作して、民生用電子・電気機械器具の組立工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [512-01]

(2)業務用の冷凍・冷蔵・空調機器の組立の作業に直接従事するもの [571-07]

○ 音響機器組立工、カーエアコン組立工、家庭用エアコン組立工、電気照明器具組立工、電気ストーブ組立工、電気洗濯機組立工、電気掃除機組立工、電気冷蔵庫組立工、電熱器具組立工

× 民生用電子機械器具組立設備制御・監視員 [512-01]、電子楽器組立工 [569-04]、業務用空調機器組立工 [571-07]、テレビ組立工 [573-02]、ラジオ組立工 [573-02]、パーソナルコンピュータ組立工 [574-01]

576 半導体製品製造工

半導体材料を物理的・化学的に処理・加工し、個別半導体製品および半導体集積回路を製造する作業に直接従事するものをいう。

ただし、ウェハーを製造する作業に直接従事するもの [542] を除く。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 576-01 半導体チップ製造工
- 576-02 半導体組立工
- 576-99 他に分類されない半導体製品製造工

576-01 半導体チップ製造工

ウェハーの酸化、感光剤の塗布、回路パターンの焼き付け、電極の形成などの作業に直接従事するものをいう。

ただし、ウェハーを製造する作業に直接従事するもの [542-04] を除く。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、半導体チップの製造工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[512-01] に分類する。

- 半導体エッチング工、半導体回路パターン焼付工、半導体電極形成工、半導体レジスト塗布工
- × 半導体チップ製造設備制御・監視員 [512-01]、ウェハー製造工 [542-04]

576-02 半導体組立工

ウェハーを個々のチップに切断して各チップを基板に固定した後、基板とチップとの電極を接合し、チップを封止する作業に直接従事するものをいう。

ただし、ウェハーを製造する作業に直接従事するもの [542-04] を除く。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、半導体の組立工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[512-01] に分類する。

- 半導体エンキャップ工、半導体外装処理工、半導体ダイシング工、半導体封止工、半導体マウント工、ワイヤーボンディング工
- × 半導体組立設備制御・監視員 [512-01]、ウェハー製造工 [542-04]

576-99 他に分類されない半導体製品製造工

印字の作業、その他 576-01 および 576-02 に含まれない、半導体製品を製造する作業に直接従事するものをいう。

- 半導体マーキング工、半導体レーザー印字工

577 電球・電子管組立工

白熱電球、蛍光管、X線管・マグネトロンなどの電子管の組立の作業に直接従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)口金を成形する作業に直接従事するもの [531]
- (2)ガラス部品を成形・加工する作業に直接従事するもの [542]
- (3)ベークライト製品を成形する作業に直接従事するもの [565]

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、電球・電子管の組立工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[512] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

577-01 電球・電子管組立工

577-01 電球・電子管組立工

白熱電球、蛍光管、X線管・マグネトロンなどの電子管の組立の作業に直接従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)口金を成形する作業に直接従事するもの [531-01]
- (2)ガラス部品を成形・加工する作業に直接従事するもの [542-01]
- (3)ベークライト製品を成形する作業に直接従事するもの [565-02]

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、電球・電子管の組立工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[512-01] に分類する。

- 電球製造工、電球部品組立工、電子管製造工、電子管部品組立工
- × 電球組立設備制御・監視員 [512-01]、電子管組立設備制御・監視員 [512-01]、口金プレス工 [531-01]、ガラス管成形工 [542-01]、ベークライト成形工 [565-02]

578 乾電池・蓄電池製造工

乾電池・蓄電池を製造する作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、乾電池・蓄電池の製造工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [512]
- (2)太陽電池・燃料電池を製造する作業に直接従事するもの [599]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

578-01 乾電池・蓄電池製造工

578-01 乾電池・蓄電池製造工

乾電池・蓄電池を製造する作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、乾電池・蓄電池の製造工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [512-01]

(2)太陽電池・燃料電池を製造する作業に直接従事するもの [599-99]

- アルカリ乾電池製造工、鉛蓄電池製造工、バッテリー製造工
- × 乾電池製造設備制御・監視員 [512-01]、蓄電池製造設備制御・監視員 [512-01]、太陽電池製造工 [599-99]、燃料電池製造工 [599-99]

581 被覆電線製造工

金属線のより（撚）線作業、ゴム・プラスチック・紙・布・糸などの絶縁体による押出被覆・紙巻き・編組の作業、被鉛・がい（鎧）装の作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、被覆電線の製造工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するもの [512]
- (2)金属材料を引き抜き、金属線を製造する作業にもつぱら従事するもの [539]
- (3)金属線を塗装する作業にもつぱら従事するもの [641]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

581-01 被覆電線製造工

581-01 被覆電線製造工

金属線のより（撚）線作業、ゴム・プラスチック・紙・布・糸などの絶縁体による押出被覆・紙巻き・編組の作業、被鉛・がい（鎧）装の作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、被覆電線の製造工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するもの [512-01]
 - (2)金属材料を引き抜き、金属線を製造する作業にもつぱら従事するもの [539-01]
 - (3)金属線を塗装する作業にもつぱら従事するもの [641-02]
- がい（鎧）装工、紙巻線製造工、ゴム線製造工、ビニール線製造工、被覆工、ポリエチレン線製造工、撚線工
 - × 被覆電線製造設備制御・監視員 [512-01]、伸線工 [539-01]、電線塗装工 [641-02]

582 束線工

電気通信機械・電子応用機械・輸送用機械の配線用線材を規定の寸法に裁断し、コネクタ・外装などを取り付けてテープで束ねる作業に従事するものをいう。

なお、電線を製造する作業に直接従事するものは、[581] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

582-01 束線工

582-01 束線工

電気通信機械・電子応用機械・輸送用機械の配線用線材を規定の寸法に裁断し、コネクタ・外装などを取り付けてテープで束ねる作業に従事するものをいう。

なお、電線を製造する作業に直接従事するものは、[581-01]に分類する。

- 電気通信機束線工、電子応用機器束線工、輸送用機器束線工、ワイヤー・ハーネス工
- × 被覆電線製造工 [581-01]

583 電子機器部品組立工

電子回路用コンデンサ・プリント基板・液晶表示部品などの電子機器部品の組立の作業に直接従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 583-01 電子回路用コンデンサ組立工**
- 583-02 プリント基板組立工**
- 583-03 液晶表示部品組立工**
- 583-99 他に分類されない電子機器部品組立工**

583-01 電子回路用コンデンサ組立工

電子回路用コンデンサの組立の作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、電子回路用コンデンサの組立工程を監視・調整する仕事にもつばら従事するもの [512-01]
- (2)電力回路用コンデンサの組立の作業に直接従事するもの [572-03]

- 電子機器用コンデンサ製造工
- × 電子回路用コンデンサ組立設備制御・監視員 [512-01]、電力回路用コンデンサ組立工 [572-03]

583-02 プリント基板組立工

プリント基板を製造するため、回路を焼き付けた絶縁基板に電子部品を固定し、部品間を配線で接続する作業に直接従事するものをいう。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、プリント基板の組立工程を監視・調整する仕事にもつばら従事するものは、[512-01]に分類する。

- プリント基板製造工、プリント配線工、プリント配線板製造工
- × プリント基板組立設備制御・監視員 [512-01]

583-03 液晶表示部品組立工

液晶・プラズマを利用した表示部品の組立の作業に直接従事するものをいう。

なお、パーソナルコンピュータ・液晶テレビ・携帯電話・デジタルカメラなどの組立の作業に直接従事するものは、[それぞれの作業に対応する分類項目]に分類する。

大分類H 生産工程の職業

- 液晶表示部品組立工、プラズマ表示部品組立工
- × 携帯電話組立工 [573-01]、液晶テレビ組立工 [573-02]、プラズマテレビ組立工 [573-02]、電子計算機組立工 [574-01]、デジタルカメラ組立工 [587-01]

583-99 他に分類されない電子機器部品組立工

電子機器用の抵抗器・コイル・トランスの組立、その他 583-01～583-03 に含まれない、電子機器部品の組立の作業に直接従事するものをいう。

- 振動子組立工、電子機器用コイル組立工、電子機器用抵抗器組立工、電子機器用トランス組立工、リレー組立工

584 自動車組立工

自動車（特殊自動車・二輪自動車を含む）の部分品（エンジン・電装品・計器を除く）・車体・車台の組立の作業、車体・車台にエンジン・電装品・計器などの据え付け、ぎ（艀）装を行う作業に直接従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

584-01 自動車組立・ぎ装工

584-02 自動車部品組立工

584-01 自動車組立・ぎ装工

自動車（特殊自動車・二輪自動車を含む）の車体・車台の組立の作業、車体・車台にブレーキ装置・エンジン・電装品・計器などの据え付け、ぎ（艀）装を行う作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)金属プレス・溶接・内張・束線・塗装の作業にもつぱら従事するもの [それぞれの作業に対応する分類項目]
 - (2)自動化された生産設備を運転・操作して、自動車の車体・車台の組立工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するもの [513-01]
 - (3)自動車の部分品の組立作業に直接従事するもの [584-02]
- 自動車ぎ（艀）装組立工、自動車車体組立工、自動車車台組立工、二輪自動車組立工、フォークリフト組立工
 - × 自動車組立設備制御・監視員 [513-01]、プレス成形工 [531-01]、自動溶接機運転工 [537-05]、自動車内張工 [569-12]、ワイヤー・ハーネス工 [582-01]、自動車部品組立工 [584-02]、自動車塗装工 [641-02]

584-02 自動車部品組立工

トランスミッション、ブレーキ装置などの自動車（特殊自動車・二輪自動車を含む）の部分品（エンジン・電装品・計器を除く）の組立の作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)タイヤ・自動車用ガラス・自動車用金物などの自動車部品を製造する作業に従事するもの〔それぞれの作業に対応する分類項目〕
 - (2)エンジン・電装品・計器の組立の作業に従事するもの〔それぞれの作業に対応する分類項目〕
 - (3)自動化された生産設備を運転・操作して、自動車の部分品の組立工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの〔513-01〕
 - (4)軸受・チェーンなどの機械部品の組立の作業に直接従事するもの〔571-09〕
- トランスミッション組立工（自動車用）、ブレーキ装置組立工（自動車用）
- × 自動車部分品組立設備制御・監視員〔513-01〕、マシニングセンタオペレーター〔528-03〕、プレス成形工〔531-01〕、ダイカスト工〔539-05〕、ガラス成形工〔542-01〕、タイヤ成形工〔564-02〕、自動車エンジン組立工〔571-01〕、ベアリング組立工〔571-09〕、バッテリー製造工〔578-01〕、自動車用計器組立工〔586-01〕

585 輸送用機械器具組立工（自動車を除く）

鉄道車両・船舶・航空機などの輸送用機械器具（自動車を除く）の部分品（エンジン・電装品・計器を除く）の組立の作業、エンジン・電装品・計器などの据え付け、ぎ（艀）装の作業に直接従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 585-01 鉄道車両組立工
- 585-02 船舶ぎ装工
- 585-03 航空機組立工
- 585-04 自転車組立工
- 585-99 他に分類されない輸送用機械器具組立工（自動車を除く）

585-01 鉄道車両組立工

鉄道・軌道の機関車・客貨車（ケーブルカー・ロープウェーを含む）の部分品（電動機・電装品・計器を除く）・台車・車体の組立の作業、台車・車体に電動機・電装品・計器などの据え付け、ぎ（艀）装を行う作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)窓ガラス・吊革などの鉄道車両部品を製造する作業に従事するもの〔それぞれの製造作業に対応する分類項目〕
 - (2)電動機・電装品・計器の組立の作業に従事するもの〔それぞれの作業に対応する分類項目〕
 - (3)溶接・内張・塗装・配管・配線の作業にもっぱら従事するもの〔それぞれの作業に対応する分類項目〕
 - (4)自動化された生産設備を運転・操作して、鉄道車両の部分品の組立工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの〔514-01〕
- 制御装置組立工（鉄道車両）、鉄道車両機械組立工、鉄道車両機器取付工、鉄道車両ぎ装工、

大分類H 生産工程の職業

鉄道車両車体組立工、鉄道車両台車組立工、鉄道車両部分品組立工、連結装置組立工

- × 鉄道車両部分品組立設備制御・監視員 [514-01]、アーク溶接工 [537-01]、旅客車内張工 [569-12]、電動機組立工 [572-01]、配電装置組立工 [572-02]、鉄道車両塗装工 [641-02]、鉄道車両配管工 [716-01]、鉄道車両配線工 [725-01]

585-02 船舶ぎ装工

荷役装置などを取り付ける甲板部のぎ装、舶用機関などを取り付ける機関部のぎ装、操舵装置・通信機・計器類を取り付ける電気部のぎ装、通風装置などを取り付ける居住部のぎ装の作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)溶接・内張・塗装・配管・配線の作業にもつぱら従事するもの [それぞれの作業に対応する分類項目]
- (2)船舶の鋼板の製作、船殻の組立の作業に従事するもの [532-02]
- (3)木造船を製造する作業に従事するもの [561-99]
- (4)クレーンの運転にもつぱら従事するもの [693-01]
- 救命装置ぎ装工、航海計器取付工、船舶機関部ぎ装工、船舶居住部ぎ装工、船舶甲板部ぎ装工、船舶電気部ぎ装工、操舵装置取付工、通風装置取付工、荷役装置取付工
- × 造船鉄工 [532-02]、アーク溶接工 [537-01]、船大工 [561-99]、船舶内張工 [569-12]、船体塗装工 [641-02]、クレーン運転工 [693-01]、船舶配管工 [716-01]、船舶配線工 [725-01]

585-03 航空機組立工

航空機（ヘリコプター・グライダー・飛行船を含む）の部分品（エンジン・電装品・計器を除く）の組立の作業、エンジン・電装品・計器などの据え付け、総組立、ぎ（艀）装の作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)溶接・内張・塗装・配管・配線の作業にもつぱら従事するもの [それぞれの作業に対応する分類項目]
- (2)窓ガラス・タイヤなどの航空機部品を製造する作業に従事するもの [それぞれの作業に対応する分類項目]
- (3)エンジン・電装品・計器の組立の作業に従事するもの [それぞれの作業に対応する分類項目]
- (4)自動化された生産設備を運転・操作して、航空機の部分品の組立工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するもの [514-01]
- 航空機ぎ装工、航空機総組立工、航空機部分品組立工、翼組立工、プロペラ組立工
- × 航空機部分品組立設備制御・監視員 [514-01]、ガラス成形工 [542-01]、航空機内張工 [569-12]、航空機エンジン組立工 [573-01]、航空機用計器組立工 [586-01]、航空機塗装工 [641-02]、航空機配管工 [716-01]、航空機配線工 [725-01]

585-04 自転車組立工

自転車の部分品の組立の作業、および完成部分品を用いて自転車の総組立の作業に従事するものをいう。

なお、タイヤ・かぎ（鍵）などの自転車部品を製造する作業に従事するものは、[それぞれの作業に対応する分類項目]に分類する。

- 自転車組立工、自転車部分品組立工、自転車フレーム組立工
- × 自転車タイヤ成形工 [564-02]

585-99 他に分類されない輸送用機械器具組立工（自動車を除く）

運搬台車・車いすの組立、その他 585-01～585-04 に含まれない、輸送用機械器具（自動車を除く）の組立の作業に従事するものをいう。

- 運搬台車組立工、車いす組立工

586 計量計測機器組立工

電気計測器・計量器・測定器の部分品の組立、総組立、調整の作業に直接従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 586-01 電気計測器組立工**
- 586-02 計量器・測定器組立工**

586-01 電気計測器組立工

電流計・電圧計・電力計などの電気計測器の部分品の組立、総組立、調整の作業に直接従事するものをいう。

ただし、電気時計の組立・調整の作業に直接従事するもの [591-01] を除く。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、電気計測器の組立工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[515-01]に分類する。

- 自動車用計器組立工、電圧計組立工、電気メータ組立工、電力計組立工、電流計組立工
- × 計量計測機器組立設備制御・監視員 [515-01]、電気時計組立工 [591-01]

586-02 計量器・測定器組立工

体積計・はかり・圧力計・流量計・長さ計・温度計などの計量器・測定器の部分品の組立、総組立、調整の作業に直接従事するものをいう。

ただし、光学利用の計測機器の組立・調整の作業に直接従事するもの [587-99] を除く。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、計量器・測定器の組立工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[515-01]に分類する。

大分類H 生産工程の職業

- 圧力計組立工、温度計組立工、体温計組立工、体積計組立工、度量衡器組立工、長さ計組立工、はかり組立工、流量計組立工
- × 計量計測機器組立設備制御・監視員 [515-01]、測距機組立工（光学式） [587-99]

587 光学機械器具組立工

カメラ・映写機などの光学機械、双眼鏡・望遠鏡・顕微鏡などの眼鏡（がんきょう）、測距機などの光学利用の計測器の部分品の組立、部品の組み付け、総組立、調整の作業に直接従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

587-01 カメラ組立工

587-99 他に分類されない光学機械器具組立工

587-01 カメラ組立工

カメラ・ビデオカメラ・映写機などの光学機械の部分品の組立、部品の組み付け、総組立、調整の作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、カメラの組立工程を監視・調整する仕事にもつばら従事するもの [515-01]
- (2)レンズの研磨の作業にもつばら従事するもの [588-01]
- 映画撮影機組立工、映写機組立工、カメラ部品組立工、デジタルカメラ組立工、ビデオカメラ組立工
- × カメラ組立設備制御・監視員 [515-01]、レンズ研磨工 [588-01]

587-99 他に分類されない光学機械器具組立工

双眼鏡・望遠鏡・顕微鏡などの眼鏡（がんきょう）の組立、測距機などの光学利用の計測器の組立、その他 587-01 に含まれない、光学機械器具の組立の作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、眼鏡（がんきょう）、光学利用の計測器の組立工程を監視・調整する仕事にもつばら従事するもの [515-01]
- (2)レンズの研磨の作業にもつばら従事するもの [588-01]
- (3)メガネの組立の作業に従事するもの [599-99]
- 眼鏡（がんきょう）組立工、顕微鏡組立工、双眼鏡組立工、測距機組立工（光学式）、望遠鏡組立工
- × 光学機械器具組立設備制御・監視員 [515-01]、レンズ研磨工 [588-01]、メガネ枠組立工 [599-99]

588 レンズ研磨工・加工工

レンズ・プリズムの荒ずり・研磨・心取りの作業、および反射防止膜の蒸着などの作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、レンズの研磨・加工工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するもの [515]
- (2)ガラスレンズ・プラスチックレンズの成形の作業に直接従事するもの [542、565]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

588-01 レンズ研磨工・加工工**588-01 レンズ研磨工・加工工**

レンズ・プリズムの荒ずり・研磨・心取りの作業、および反射防止膜の蒸着などの作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、レンズの研磨・加工工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するもの [515-01]
 - (2)ガラスレンズ・プラスチックレンズの成形の作業に直接従事するもの [542-01、565-02]
- 光学レンズ工、レンズ荒ずり工、レンズ接合工、レンズ研磨工、レンズ表面処理加工工
 × レンズ研磨設備制御・監視員 [515-01]、ガラスプレス成形工 [542-01]、プラスチックレンズ成形工 [565-02]

591 時計組立工

時計、およびメトロノーム・タイムレコーダーなどの時計類似機器の組立・調整の作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、時計の組立工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するもの [515]
- (2)液晶表示部品の組立の作業にもつぱら従事するもの [583]
- (3)水晶発振子の組立の作業にもつぱら従事するもの [583]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

591-01 時計組立工

591-01 時計組立工

時計、およびメトロノーム・タイムレコーダーなどの時計類似機器の組立・調整の作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、時計の組立工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するもの [515-01]
- (2)液晶表示部品の組立の作業にもつぱら従事するもの [583-03]
- (3)水晶発振子の組立の作業にもつぱら従事するもの [583-99]
- 機械時計組立工、タイムレコーダー組立工、電気時計組立工、時計組立・調整工、ムーブメント組立工
- × 時計組立設備制御・監視員 [515-01]、液晶表示部品組立工 [583-03]、水晶発振子組立工 [583-99]

599 その他の機械組立の職業

作業者が直接従事する、記録媒体の製造、内燃機関用電装品の組立、メガネの組立、その他 571～591 に含まれない機械組立の作業をいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

599-99 その他の機械組立の職業

599-99 その他の機械組立の職業

作業者が直接従事する、記録媒体の製造、内燃機関用電装品の組立、メガネの組立、その他 571～591 に含まれない機械組立の作業をいう。

- IC カード製造工、記録媒体製造工、磁気ディスク製造工、太陽電池製造工、点火プラグ製造工、内燃機関電装品組立工、燃料電池製造工、光ディスク製造工、メガネ枠組立工

60 機械整備・修理の職業

一般機械器具、電気機械器具、輸送用機械器具、計量計測機器、光学機械器具の整備・修理の作業をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 601 一般機械器具修理工
- 602 電気機械器具修理工
- 603 自動車整備工
- 604 輸送用機械器具整備・修理工（自動車を除く）
- 605 計量計測機器・光学機械器具修理工

601 一般機械器具修理工

原動機、金属加工機械、産業用機械などの各種の機械器具（電気機械器具、輸送用機械器具、計量計測機器、光学機械器具を除く）の修理の作業、生産現場において機械・装置などの各種の生産設備を保全・整備する作業に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 601-01 原動機修理工
- 601-02 金属加工機械修理工
- 601-03 産業用機械修理工
- 601-04 生産設備保全工
- 601-99 他に分類されない一般機械器具修理工

601-01 原動機修理工

エンジン・タービンなどの原動機の点検、破損・摩耗した部品の交換、修理の作業に従事するものをいう。

ただし、自動車エンジン・航空機エンジンを修理する作業に従事するもの [603-01、604-03] を除く。

- 船用機関修理工、タービン修理工
- × 自動車エンジン修理工 [603-01]、航空機エンジン修理工 [604-03]

601-02 金属加工機械修理工

旋盤・ボール盤・フライス盤・プレス機械・鍛造機械・圧延機械などの金属加工機械の点検、破損・摩耗した部品の交換、修理の作業に従事するものをいう。

- 圧延機械修理工、旋盤修理工、鍛造機械修理工、フライス盤修理工、プレス機械修理工、ボール盤修理工

601-03 産業用機械修理工

農業用機械、建設機械、印刷・製本機械、半導体・液晶パネル製造装置などの産業用機械の点検、破損・摩耗した部品の交換、修理の作業に従事するものをいう。

- 印刷機械修理工、液晶パネル製造装置修理工、建設機械修理工、製本機械修理工、繊維機械修理工、農業用機械修理工、半導体製造装置修理工

601-04 生産設備保全工

工場などの生産現場において、機械・装置などの各種の生産設備の点検、破損・摩耗した部品の交換、修理の作業に従事するものをいう。

- 機械保全工、工場設備保全員、プラント保全工

601-99 他に分類されない一般機械器具修理工

業務用冷凍・冷蔵・空調機器、サービス用機械、娯楽機械の修理、その他 601-01～601-04 に含まれない、一般機械器具の修理の作業に従事するものをいう。

- エレベーター修理工、業務用空調機器修理工、自動販売機修理工、昇降機修理工、食品充填機修理工、包装機械修理工、木工機械修理工、遊戯機械修理工、冷凍装置修理工

602 電気機械器具修理工

電気機械、電気通信機械器具、電子応用機械器具、民生用電子・電気機械器具などの電気機械器具の修理の作業に従事するものをいう。

他人の求めに応じて、個人家庭または事業所に出向き、電気機械器具の点検・保守・修理の作業に従事するものを含む。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 602-01 電気機械修理工
- 602-02 電気通信機械器具修理工
- 602-03 電子応用機械器具修理工
- 602-04 民生用電子・電気機械器具修理工
- 602-99 他に分類されない電気機械器具修理工

602-01 電気機械修理工

発電機・電動機などの回転電気機械、配電盤・制御盤・開閉制御機器などの配電・制御装置の点検、破損・摩耗した部品の交換、修理の作業に従事するものをいう。

- 開閉制御機器修理工、制御盤修理工、電動機修理工、配電盤修理工、発電機修理工

602-02 電気通信機械器具修理工

無線・有線通信機器、テレビ・ラジオ受信機などの電気通信機械器具の点検、破損・摩耗した部品の交換、修理の作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)パーソナルコンピュータを修理する作業に従事するもの [602-03]

(2)電気洗濯機・冷蔵庫・エアコンを修理する作業に従事するもの [602-04]

- テレビ修理工、無線通信機器修理工、有線通信機器修理工、ラジオ修理工
- × パーソナルコンピュータ修理工 [602-03]、音響機器修理工 [602-04]、電気エアコン修理工 [602-04]、電気洗濯機修理工 [602-04]、電気冷蔵庫修理工 [602-04]

602-03 電子応用機械器具修理工

電子計算機・電子複写機などの電子応用機械器具の点検、破損・摩耗した部品の交換、修理の作業に従事するものをいう。

なお、電気洗濯機・冷蔵庫・エアコンを修理する作業に従事するものは、[602-04] に分類する。

- 電子計算機周辺機器保守員、電子計算機保守員、パーソナルコンピュータ修理工、複写機保守員
- × 電気洗濯機修理工 [602-04]、電気冷蔵庫修理工 [602-04]、電気エアコン修理工 [602-04]

602-04 民生用電子・電気機械器具修理工

家庭用エアコン・洗濯機・冷蔵庫・照明器具・音響機器などの民生用電子・電気機械器具（テレビ・ラジオを除く）の点検、破損・摩耗した部品の交換、修理の作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)業務用冷凍・冷蔵・空調機器を修理する作業に従事するもの [601-99]

(2)テレビ・ラジオを修理する作業に従事するもの [602-02]

(3)パーソナルコンピュータを修理する作業に従事するもの [602-03]

- 家庭用電気製品修理工（販売店・サービス店）、電気エアコン修理工、電気洗濯機修理工、電気掃除機修理工、電気冷蔵庫修理工
- × 業務用空調機器修理工 [601-99]、テレビ修理工 [602-02]、ラジオ修理工 [602-02]、パーソナルコンピュータ修理工 [602-03]

602-99 他に分類されない電気機械器具修理工

蓄電池の修理、その他 602-01～602-04 に含まれない、電気機械器具の修理の作業に従事するものをいう。

- 蓄電池修理工

603 自動車整備工

自動車（特殊自動車・自動二輪車を含む）のエンジン、操縦・制動・排気装置、電装品などの点検、破損・摩耗した部品の交換、修理の作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)車体のへこみ・きずを修理し、修復箇所を塗装する作業に従事するもの [533]
- (2)座席を修理する作業に従事するもの [569]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

603-01 自動車整備工

603-01 自動車整備工

自動車（特殊自動車・自動二輪車を含む）のエンジン、操縦・制動・排気装置、電装品などの点検、破損・摩耗した部品の交換、修理の作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)車体のへこみ・きずを修理し、修復箇所を塗装する作業に従事するもの [533-03]
- (2)座席を修理する作業に従事するもの [569-12]
- 自動車修理工、自動車エンジン整備工、自動車タイヤ整備工、自動車電装品整備工、自動二輪車整備工、フォークリフト修理工、メカニック（自動車修理）
- × 自動車板金工 [533-03]、内張修理工 [569-12]

604 輸送用機械器具整備・修理工（自動車を除く）

鉄道車両・船舶・航空機・自転車などの輸送用機械器具（自動車を除く）の整備・修理の作業に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 604-01 鉄道車両修理工
- 604-02 船舶修理工
- 604-03 航空機整備工
- 604-04 自転車修理工
- 604-99 他に分類されない輸送用機械器具整備・修理工（自動車を除く）

604-01 鉄道車両修理工

鉄道・軌道の機関車・客貨車（ケーブルカー・ロープウェイを含む）の台車・車体・電装品などの点検、破損・摩耗した部品の交換、修理の作業に従事するものをいう。

- 鉄道車両機械修理工、鉄道車両電装品修理工、鉄道車両車体修理工、鉄道車両台車修理工

604-02 船舶修理工

船舶の船体・操舵装置・通信機・計器などの点検、破損・摩耗した部品の交換、修理の作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)木造船の船体を修理する作業に従事するもの [561-99]

(2)FRP船の船体を修理する作業に従事するもの [565-02]

(3)船用機関を修理する作業に従事するもの [601-01]

○ 船舶修理工

× 木造船修理工 [561-99]、FRP船修理工 [565-02]、船用機関修理工 [601-01]

604-03 航空機整備工

航空機の機体・エンジン・計器などの点検、破損・摩耗した部品の交換、修理の作業に従事するものをいう。

○ 航空運航整備士、航空機エンジン修理工、航空機修理工、航空整備士

604-04 自転車修理工

自転車の点検、破損・摩耗した部品の交換、パンクなどの修理の作業に従事するものをいう。

○ 自転車修理工

604-99 他に分類されない輸送用機械器具整備・修理工（自動車を除く）

運搬台車・車いすの修理、その他 604-01～604-04 に含まれない、輸送用機械器具（自動車を除く）の整備・修理の作業に従事するものをいう。

○ 運搬台車修理工、車いす修理工

605 計量計測機器・光学機械器具修理工

計量計測機器・光学機械器具・時計の修理の作業に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

605-01 計量計測機器修理工

605-02 光学機械器具修理工

605-03 時計修理工

605-01 計量計測機器修理工

電気計測器・計量器・測定器の点検、破損・摩耗した部品の交換、修理の作業に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

(1)光学利用の計測機器を修理する作業に従事するもの [605-02]

(2)電気時計を修理する作業に従事するもの [605-03]

○ 圧力計修理工、電気メータ修理工、流量計修理工

× 測距機修理工（光学式） [605-02]、電気時計修理工 [605-03]

605-02 光学機械器具修理工

カメラ・映写機などの光学機械、双眼鏡・望遠鏡・顕微鏡などの眼鏡（がんきょう）、測距機などの光学利用の計測器の点検、破損・摩耗した部品の交換、修理の作業に従事するものをいう。

○ カメラ修理工、双眼鏡修理工、測距機修理工（光学式）

605-03 時計修理工

時計、およびメトロノーム・タイムレコーダーなどの時計類似機器の点検、破損・摩耗した部品の交換、修理の作業に従事するものをいう。

○ 電気時計修理工

61 製品検査の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断）

金属材料の製造、鋳造・鍛造・熱処理・圧延・引き抜きなどによる金属製品の製造、金属材料の加工の工程において、目視により、または測定機器などを用いて、金属材料・金属加工品・金属製品の品質・寸法・外観・数量などを検査する作業、および金属の接合・切断の作業において、接合・切断部分の形状・強度などを検査する作業をいう。

実験室における、金属材料・金属加工品・金属製品の品質・強度などの試験・分析の作業を含む。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 611 金属材料検査工
- 612 金属加工・溶接検査工

611 金属材料検査工

金属材料、および鋳造・鍛造・熱処理・圧延・引き抜きなどによる金属製品の製造工程において、目視により、または測定機器などを用いて、最終生産物（中間生産物を含む）の品質・寸法・外観・数量などを検査する作業に従事するものをいう。

ただし、放射線・超音波などを応用した機器を使用して非破壊検査の作業に従事するもの〔612〕を除く。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

- 611-01 金属材料検査工

611-01 金属材料検査工

金属材料、および鋳造・鍛造・熱処理・圧延・引き抜きなどによる金属製品の製造工程において、目視により、または測定機器などを用いて、最終生産物（中間生産物を含む）の品質・寸法・外観・数量などを検査する作業に従事するものをいう。

ただし、放射線・超音波などを応用した機器を使用して非破壊検査の作業に従事するもの〔612-03〕を除く。

- 圧延検査工、鋳物検査工、金属製錬検査工、金属精錬検査工、金属熱処理検査工、原材料試験検査工（金属）、鉍石試験検査工、伸線検査工、鍛造検査工、中間製品検査工（金属）
- × 非破壊検査工（金属）〔612-03〕

612 金属加工・溶接検査工

金属材料の加工工程において、目視により、または測定機器などを用いて、金属加工品・金属製品の品質・寸法・外観・数量などを検査する作業、および金属の接合・切断の作業に

において、接合・切断部分の形状・強度などを検査する作業に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 612-01 金属加工検査工
- 612-02 金属溶接検査工
- 612-03 非破壊検査工（金属）

612-01 金属加工検査工

金属材料の加工工程において、目視により、または測定機器などを用いて、金属加工品・金属製品の品質・寸法・外観・数量などを検査する作業に従事するものをいう。

ただし、放射線・超音波などを応用した機器を使用して非破壊検査の作業に従事するもの〔612-03〕を除く。

- 金属研磨検査工、金属製品検査工、金属切削加工検査工、金属彫刻検査工、金属プレス検査工、製缶検査工、鉄骨製作検査工、板金検査工、めっき検査工
- × 非破壊検査工（金属）〔612-03〕

612-02 金属溶接検査工

金属の接合・切断の作業において、目視により、または測定機器などを用いて、接合・切断部分の形状・強度などを検査する作業に従事するものをいう。

ただし、放射線・超音波などを応用した機器を使用して非破壊検査の作業に従事するもの〔612-03〕を除く。

- 金属溶接検査工
- × 非破壊検査工（金属）〔612-03〕

612-03 非破壊検査工（金属）

放射線・超音波・磁気などを応用した機器を用いて、金属の表面・内部のき（亀）裂・気孔などのきず（疵）、ひず（歪）みを検査する作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)各種の機械の製造工程において、非破壊検査を行うもの〔それぞれの機械の検査に対応する分類項目〕
- (2)生産設備の保全作業において非破壊検査を行うもの〔601-04〕
- (3)コンクリート製品の非破壊検査を行うもの〔622-99〕
- (4)建築物・土木構造物の非破壊検査を行うもの〔719-99〕
- 非破壊検査工（金属）
- × 生産設備保全工〔601-04〕、非破壊検査工（コンクリート）〔622-99〕、非破壊検査工（一般機械器具）〔631-01〕、非破壊検査工（航空機）〔634-01〕、非破壊検査工（鉄道車両）〔634-01〕、非破壊検査工（建築物）〔719-99〕、非破壊検査工（土木構造物）〔719-99〕

62 製品検査の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）

化学製品・窯業製品・食料品・飲料・たばこ・紡織製品・衣服・繊維製品・木製製品・パルプ・紙・紙製品・ゴム製品・プラスチック製品などの製造工程、および印刷・製本の工程において、目視により、または測定機器・検査装置などを用いて、製品（半製品・原材料を含む）の品質・寸法・外観・数量・耐性などを検査する作業をいう。

実験室における、製品（半製品・原材料を含む）の品質・耐性などの試験・分析の作業を含む。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 621 化学製品検査工
- 622 窯業製品検査工
- 623 食料品検査工
- 624 飲料・たばこ検査工
- 625 紡織・衣服・繊維製品検査工
- 626 木製製品・パルプ・紙・紙製品検査工
- 627 印刷・製本検査工
- 628 ゴム・プラスチック製品検査工
- 629 その他の製品検査の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）

621 化学製品検査工

化学薬品・化学繊維・石けん（鹼）・洗剤・加工油脂製品（食用油脂を除く）・医薬品・化粧品などの製造工程において、目視により、または測定機器・検査装置などを用いて、製品の品質・寸法・外観・数量・耐性などを検査する作業に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

621-01 化学製品検査工

621-01 化学製品検査工

化学薬品・化学繊維・石けん（鹼）・洗剤・加工油脂製品（食用油脂を除く）・医薬品・化粧品などの製造工程において、目視により、または測定機器・検査装置などを用いて、製品の品質・寸法・外観・数量・耐性などを検査する作業に従事するものをいう。

- 医薬品検査工、化学繊維検査工、化学薬品検査工、加工油脂製品検査工、化粧品検査工、石けん検査工、洗剤検査工

622 窯業製品検査工

板ガラス、ガラス製の瓶・食器・管・球、れんが、かわら、陶磁器、ファインセラミックス製品、セメント、コンクリート製品などの製造工程において、目視により、または測定機

大分類H 生産工程の職業

器・検査装置などを用いて、製品の品質・寸法・外観・数量・耐性などを検査する作業に従事するものをいう。

なお、土石製品を検査する作業に従事するものは、[629] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

622-01 ガラス製品検査工

622-99 他に分類されない窯業製品検査工

622-01 ガラス製品検査工

板ガラス、ガラス製の瓶・食器・管・球などの製造工程において、目視により、または測定機器・検査装置などを用いて、製品の品質・寸法・外観・数量・耐性などを検査する作業に従事するものをいう。

ただし、ガラスレンズを検査する作業に従事するもの [635-01] を除く。

- 板ガラス検査工、ガラス管検査工、ガラス球検査工、ガラス食器検査工、ガラス瓶検査工
- × ガラスレンズ検査工 [635-01]

622-99 他に分類されない窯業製品検査工

れんが・かわら・陶磁器・ファインセラミックス製品・セメント・コンクリート製品の検査、その他 622-01 に含まれない、窯業製品の検査の作業に従事するものをいう。

- かわら検査工、コンクリート製品検査工、セメント検査工、陶磁器検査工、ファインセラミックス製品検査工、れんが検査工

623 食料品検査工

精穀・製粉の工程、および調味食品・めん類・パン・菓子・豆腐・こんにやく・ふ・かん詰食品・びん詰食品・レトルト食品・乳・乳製品・食肉加工品・水産物加工品・保存食品・冷凍加工食品・弁当・惣菜類・野菜つけ物などの食料品の製造工程において、目視により、または測定機器・検査装置などを用いて、製品の品質・成分・外観・数量、異物の混入、微生物による汚染などを検査する作業に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

623-01 食料品検査工

623-01 食料品検査工

精穀・製粉の工程、および調味食品・めん類・パン・菓子・豆腐・こんにやく・ふ・かん詰食品・びん詰食品・レトルト食品・乳・乳製品・食肉加工品・水産物加工品・保存食品・冷凍加工食品・弁当・惣菜類・野菜つけ物などの食料品の製造工程において、目視により、または測定機器・検査装置などを用いて、製品の品質・成分・外観・数量、異物の混入、微生物による汚染などを検査する作業に従事するものをいう。

- 食肉加工品検査工、水産物加工品検査工、精穀検査工、製粉検査工、調味食品検査工、パン検査工、焼菓子検査工

624 飲料・たばこ検査工

茶・酒類・清涼飲料などの製造工程、およびたばこの製造工程において、目視により、または測定機器・検査装置などを用いて、製品の品質・成分・充填量・数量、異物の混入、微生物による汚染などを検査する作業に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

624-01 飲料・たばこ検査工

624-01 飲料・たばこ検査工

茶・酒類・清涼飲料などの製造工程、およびたばこの製造工程において、目視により、または測定機器などを用いて、製品の品質・成分・充填量・数量、異物の混入、微生物による汚染などを検査する作業に従事するものをいう。

- 酒類検査工、清涼飲料検査工、たばこ検査工、茶検査工

625 繊維・衣服・繊維製品検査工

糸・布・衣服・繊維製品の製造工程において、目視・手触りにより、または測定機器・検査装置などを用いて、製品の品質・寸法・重量・織りむら・色むら、糸切れ、縫い目・編み目のほつれなどを検査する作業に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

625-01 繊維製品検査工

625-02 衣服・繊維製品検査工

625-01 繊維製品検査工

糸・布の製造工程において、目視・手触りにより、または測定機器などを用いて、製品の品質・寸法・重量・織りむら・色むら、糸切れなどを検査する作業に従事するものをいう。

検査に付随して、不良個所の補修など仕上げの作業に従事するものを含む。

- 糸検査工、糸検査仕上工、織布検査工、織布検査仕上工、検反工（織物製造）、ニット生地検査仕上工、繊維検査工、繊維検査仕上工

625-02 衣服・繊維製品検査工

衣服・繊維製品の製造工程において、目視・手触りにより、または測定機器・検査装置などを用いて、製品の品質・寸法、縫い目・編み目のほつれ、針の混入などを検査する作業に従事するものをいう。

- 衣服検査工、検針工、繊維製品検査工、皮革製衣服検査工

626 木製製品・パルプ・紙・紙製品検査工

木製製品・パルプ・紙・紙製品の製造工程において、目視により、または測定機器などを用いて、製品の品質・寸法・外観・強度などを検査する作業に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 626-01 木製製品検査工
- 626-02 パルプ・紙・紙製品検査工

626-01 木製製品検査工

板材・角材・木材チップ・合板・木製家具などの製造工程において、目視により、または測定機器などを用いて、製品の品質・寸法・外観・強度などを検査する作業に従事するものをいう。

竹・草・つる（蔓）製品の検査の作業に従事するものを含む。

- き柳製品検査工、草製品検査工、合板検査工、竹製品検査工、つる製品検査工、とう製品検査工、木材検査工、木材チップ検査工、木製家具検査工

626-02 パルプ・紙・紙製品検査工

パルプ・紙・紙製品の製造工程において、目視により、または測定機器などを用いて、製品の品質・寸法・重量・外観・強度などを検査する作業に従事するものをいう。

- 板紙検査工、加工紙検査工、紙検査工、紙製品検査工、紙器検査工、パルプ検査工

627 印刷・製本検査工

印刷の工程において、目視により、または測定機器・検査装置などを用いて、印刷された用紙の汚れ（水垂れ・油落ちなど）を検査する作業に従事するもの、および製本の工程において、目視により、または測定機器・検査装置などを用いて、印刷物の落丁・乱丁・重量・光沢などを検査する作業に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

- 627-01 印刷・製本検査工

627-01 印刷・製本検査工

印刷の工程において、目視により、または測定機器・検査装置などを用いて、印刷された用紙の汚れ（水垂れ・油落ちなど）を検査する作業に従事するもの、および製本の工程において、目視により、または測定機器・検査装置などを用いて、印刷物の落丁・乱丁・重量・光沢などを検査する作業に従事するものをいう。

- 印刷検査工、製本検査工

× 校正作業員 [563-09]

628 ゴム・プラスチック製品検査工

ゴム・プラスチック製品の製造工程において、目視により、または測定機器・検査装置などを用いて、製品の品質・寸法・外観・数量・耐性などを検査する作業に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

628-01 ゴム・プラスチック製品検査工

628-01 ゴム・プラスチック製品検査工

ゴム・プラスチック製品の製造工程において、目視により、または測定機器・検査装置などを用いて、製品の品質・寸法・外観・数量・耐性などを検査する作業に従事するものをいう。

○ ゴム製品検査工、タイヤ検査工、プラスチック製品検査工

629 その他の製品検査の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）

革製品（衣服を除く）・かばん・袋物・貴金属製品・宝石製品・楽器・がん具・運動具・筆記用具・漆器・ほうき・ブラシ・模型・模造品・配合飼料などの製造工程における検査、その他 621～628 に含まれない、製品製造・加工処理の工程における検査の作業をいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

629-99 その他の製品検査の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）

629-99 その他の製品検査の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）

革製品（衣服を除く）・かばん・袋物・貴金属製品・宝石製品・楽器・がん具・運動具・筆記用具・漆器・ほうき・ブラシ・模型・模造品・配合飼料などの製造工程における検査、その他 621～628 に含まれない、製品製造・加工処理の工程における検査の作業をいう。

○ 運動具検査工、楽器検査工、かばん検査工、革製品検査工、がん具検査工、貴金属細工検査工、漆器検査工、土石製品検査工、配合飼料検査工、筆記用具検査工、袋物検査工、ブラシ検査工、ほうき検査工、宝石細工検査工、模型検査工、模造品検査工

63 機械検査の職業

一般機械器具、電気機械器具、輸送用機械器具、計量計測機器、光学機械器具の製造工程において、目視により、または測定機器などを用いて、最終生産物（中間生産物を含む）の外観・動作・機能などを検査する作業をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 631 一般機械器具検査工
- 632 電気機械器具検査工
- 633 自動車検査工
- 634 輸送用機械器具検査工（自動車を除く）
- 635 計量計測機器・光学機械器具検査工

631 一般機械器具検査工

原動機、金属加工機械、農業用機械、建設機械、印刷機械、製本機械、半導体・液晶パネル製造装置、業務用冷凍・冷蔵・空調機器、サービス用機械、娯楽機械などの各種の機械器具（電気機械器具、輸送用機械器具、計量計測機器、光学機械器具を除く）の製造工程において、目視により、または測定機器などを用いて、製品の的外観・動作・機能などを検査する作業に従事するものをいう。

部品の検査に従事するものを含む。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

631-01 一般機械器具検査工

631-01 一般機械器具検査工

原動機、金属加工機械、農業用機械、建設機械、印刷機械、製本機械、半導体・液晶パネル製造装置、業務用冷凍・冷蔵・空調機器、サービス用機械、娯楽機械などの各種の機械器具（電気機械器具、輸送用機械器具、計量計測機器、光学機械器具を除く）の製造工程において、目視により、または測定機器などを用いて、製品の的外観・動作・機能などを検査する作業に従事するものをいう。

部品の検査に従事するものを含む。

- 印刷機械検査工、液晶パネル製造装置検査工、機械部品検査工、業務用空調機器検査工、業務用冷蔵機器検査工、業務用冷凍機器検査工、金属加工機械検査工、建設機械検査工、原動機検査工、娯楽機械検査工、サービス用機械検査工、製本機械検査工、農業用機械検査工、半導体製造装置検査工

632 電気機械器具検査工

電気機械、電気通信機械器具、電子応用機械器具、民生用電子・電気機械器具、半導体製品、電球、電子管、乾電池、蓄電池などの製造工程において、目視により、または測定機器などを用いて、製品の外観・動作・機能などを検査する作業に従事するものをいう。

部品の検査に従事するものを含む。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

632-01 電気機械器具検査工**632-01 電気機械器具検査工**

電気機械、電気通信機械器具、電子応用機械器具、民生用電子・電気機械器具、半導体製品、電球、電子管、乾電池、蓄電池などの製造工程において、目視により、または測定機器などを用いて、製品の外観・動作・機能などを検査する作業に従事するものをいう。

部品の検査に従事するものを含む。

- 乾電池検査工、蓄電池検査工、電気機械検査工、電気機械部品検査工、電気通信機械器具検査工、電球検査工、電子応用機械器具検査工、電子管検査工、電子機器部品検査工、半導体製品検査工、民生用電気機械器具検査工、民生用電子機械器具検査工

633 自動車検査工

自動車（特殊自動車・二輪自動車を含む）の製造工程において、目視により、または測定機器・検査装置などを用いて、完成車の外観・内装、ブレーキ・エンジン・ランプ類の動作、防水性能、排気ガスなどを検査する作業に従事するものをいう。

以下のものを含む。

(1)完成車を試験運転して検査を行うもの

(2)部分品（エンジン・電装品・計器を除く）の検査に従事するもの

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)タイヤ・自動車用ガラス・自動車用金物などの自動車部品の検査に従事するもの〔それぞれに対応する分類項目〕

(2)エンジン・電装品・計器の検査に従事するもの〔631、632、635〕

(3)試作車を運転して検査を行うもの〔669〕

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

633-01 自動車検査工

633-01 自動車検査工

自動車（特殊自動車・二輪自動車を含む）の製造工程において、目視により、または測定機器・検査装置などを用いて、完成車の外観・内装、ブレーキ・エンジン・ランプ類の動作、防水性能、排気ガスなどを検査する作業に従事するものをいう。

以下のものを含む。

(1)完成車を試験運転して検査を行うもの

(2)部分品（エンジン・電装品・計器を除く）の検査に従事するもの

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)タイヤ・自動車用ガラス・自動車用金物などの自動車部品の検査に従事するもの〔それぞれに対応する分類項目〕

(2)エンジン・電装品・計器の検査に従事するもの〔631-01、632-01、635-01〕

(3)試作車を運転して検査を行うもの〔669-99〕

○ 自動車部分品検査工、トランスミッション検査工（自動車用）

× 金属切削加工検査工〔612-01〕、タイヤ検査工〔628-01〕、エンジン検査工〔631-01〕、バッテリー検査工〔632-01〕、自動車用計器検査工〔635-01〕、テストドライバー〔669-99〕

634 輸送用機械器具検査工（自動車を除く）

鉄道車両・船舶・航空機・自転車などの輸送用機械器具（自動車を除く）の製造工程において、目視により、または測定機器・検査装置などを用いて、製品の外観・動作・機能などを検査する作業に従事するものをいう。

以下のものを含む

(1)完成車などを試験運転して検査を行うもの

(2)部分品（エンジン・電装品・計器を除く）の検査に従事するもの

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)タイヤ・ガラス・金物などの輸送用機械器具の部品の検査に従事するもの〔それぞれに対応する分類項目〕

(2)エンジン・電装品・計器の検査に従事するもの〔631、632、635〕

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

634-01 輸送用機械器具検査工（自動車を除く）

634-01 輸送用機械器具検査工（自動車を除く）

鉄道車両・船舶・航空機・自転車などの輸送用機械器具（自動車を除く）の製造工程において、目視により、または測定機器・検査装置などを用いて、製品の外観・動作・機能などを検査する作業に従事するものをいう。

以下のものを含む

(1)完成車などを試験運転して検査を行うもの

(2)部分品（エンジン・電装品・計器を除く）の検査に従事するもの

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)タイヤ・ガラス・金物などの輸送用機械器具の部品の検査に従事するもの〔それぞれに対応する分類項目〕

(2)エンジン・電装品・計器の検査に従事するもの〔631-01、632-01、635-01〕

○ 航空機検査工、自転車検査工、船舶検査工、鉄道車両検査工

× 鋳物検査工〔611-01〕、金属切削加工検査工〔612-01〕、エンジン検査工〔631-01〕、配電装置検査工〔632-01〕、計器検査工〔635-01〕

635 計量計測機器・光学機械器具検査工

計量計測機器・光学機械器具・時計の製造工程において、目視により、または測定機器などを用いて、製品の外観・寸法・動作・精度などを検査する作業に従事するものをいう。

以下のものを含む。

(1)部分品の検査に従事するもの

(2)レンズの検査に従事するもの

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

635-01 計量計測機器・光学機械器具検査工

635-01 計量計測機器・光学機械器具検査工

計量計測機器・光学機械器具・時計の製造工程において、目視により、または測定機器などを用いて、製品の外観・寸法・動作・精度などを検査する作業に従事するものをいう。

以下のものを含む。

(1)部分品の検査に従事するもの

(2)レンズの検査に従事するもの

○ カメラ検査工、計量計測機器検査工、光学機械検査工、時計検査工、レンズ検査工

64 生産関連・生産類似の職業

塗装、看板の制作、製図、洋服型紙の制作など、生産工程の作業に関連または類似する技能的な作業をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 641 塗装工
- 642 画工、看板制作工
- 643 製図工
- 644 パタンナー
- 649 その他の生産関連・生産類似の職業

641 塗装工

塗料の調合、き（素）地作り（パテ拾い・めどめ・さび落としなど）、水研ぎ、はけ・へら・ローラー・スプレーガンなどを用いた下地塗り・中塗り・上塗りなどの作業に従事するものをいう。

なお、漆器の漆塗り・まき絵の作業に従事するものは、[569] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 641-01 木工塗装工
- 641-02 金属塗装工
- 641-03 建築塗装工
- 641-98 塗装工見習
- 641-99 他に分類されない塗装工

641-01 木工塗装工

木製の家具・建具・楽器・がん具などを塗装する作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)木製家具を製造する作業に従事するもの [561-04]
 - (2)木製建具を製造する作業に従事するもの [561-04]
 - (3)木製楽器を製造する作業に従事するもの [569-04]
 - (4)漆塗り・まき絵の作業に従事するもの [569-08]
 - (5)木製がん具を製造する作業に従事するもの [569-05]
- 木製家具塗装工、木製楽器塗装工、木製がん具塗装工、木製建具塗装工
 - × 木製家具製造工[561-04]、木製建具製造工[561-04]、木製楽器製造工[569-04]、漆器工[569-08]、木製がん具製造工 [569-05]

641-02 金属塗装工

電線・鋼板・金属管などを塗装する作業に従事するものをいう。

自動化された生産設備を運転・操作して、金属の塗装工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)自動車の車体の修復箇所を塗装する作業に従事するもの [533-03]

(2)金属めっきの作業に従事するもの [534-01]

○ 自動車塗装工、自動車塗装設備オペレーター、浸漬塗装工、船舶塗装工、鉄道車両塗装工、電線塗装工、トタン板塗装工

× 自動車板金工 [533-03]、金属めっき工 [534-01]

641-03 建築塗装工

建築物の外壁・屋根・床などを塗装する作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)外壁にタイルを張る作業に従事するもの [712-03]

(2)外壁にモルタルを塗る作業に従事するもの [714-01]

(3)室内の床・壁・天井の内装仕上げの作業に従事するもの [717-03]

○ 家屋塗装工、住宅塗装工、建物塗装工

× タイル張工 [712-03]、モルタル塗工 [714-01]、内装仕上工 [717-03]

641-98 塗装工見習

塗装工の見習であるものをいう。

○ 金属塗装工（見習）、建築塗装工（見習）、木工塗装工（見習）

641-99 他に分類されない塗装工

プラスチック材料の塗装、その他 641-01～641-98 に含まれない塗装の作業に従事するものをいう。

○ プラスチック部品塗装工

× 製革染色工 [569-01]

642 画工、看板制作工

塗料・絵具類の調合、紙・金属板などに絵・文字を描（書）く作業に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

642-01 画工

642-02 看板制作工

642-01 画工

広告図案・アニメーションなどを制作するため、絵具の調合、紙・キャンバスに絵・文字を描（書）く作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)絵画の創作に従事するもの [222-01]

(2)漫画・イラストの制作に従事するもの [222-02]

(3)陶磁器に絵・文字を描（書）く作業に従事するもの [542-99]

○ アニメーター、印刷画工、建築透視図制作工、広告図案工、ポスター画工

× 画家 [222-01]、イラストレーター [222-02]、漫画家 [222-02]、陶磁器画工 [542-99]

642-02 看板制作工

看板の図案を制作するため、塗料・絵具類の調合、金属板・合成樹脂板などに絵・文字を描（書）く作業に従事するものをいう。

なお、看板の取り付け・設置の作業に従事するものは、[719-99] に分類する。

○ 看板工、看板図案画工

× 看板取付工 [719-99]

643 製図工

設計技術者などの指示のもとに、コンピュータ上で作動する CAD ソフトウェアを使用して、または製図器を用いて、建築物の施工図面、機械の製作図面、電気・電子回路図面などを作成する作業に従事するものをいう。

製図に付随して、写図の作業に従事するものを含む。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

643-01 建築製図工

643-02 機械製図工

643-03 電気・電子製図工

643-01 建築製図工

設計技術者などの指示のもとに、コンピュータ上で作動する CAD ソフトウェアを使用して、または製図器を用いて、住宅・学校・ビルなどの建築物、道路・河川・港湾などの土木施設の施工・竣工図面を作成する作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)建築物の設計に従事するもの [091-01]

(2)土木施設の設計に従事するもの [092-01]

(3)写図の作業にもっぱら従事するもの [649-02]

○ CAD オペレーター（建築製図）、土木製図工

× CAD 設計技術者（建築） [091-01]、建築設計技術者 [091-01]、土木設計技術者 [092-01]、

建築透視図制作工 [642-01]、写図工 [649-02]

643-02 機械製図工

設計技術者などの指示のもとに、コンピュータ上で作動する CAD ソフトウェアを使用して、または製図器を用いて、各種の機械器具（電気・電子機械を除く）の製作・組立図面を作成する作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)機械の設計に従事するもの [072、073、074、075]

(2)写図の作業にもっぱら従事するもの [649-02]

○ 機械部品製図工、CAD オペレーター（機械製図）、造船製図工

× 電気通信設計技術者 [072-01]、機械設計技術者 [073-01]、自動車設計技術者 [074-01]、輸送用機器開発技術者（自動車を除く）[075-01]、CAM オペレーター（NC 旋盤）[528-01]、写図工 [649-02]

643-03 電気・電子製図工

設計技術者などの指示のもとに、コンピュータ上で作動する CAD ソフトウェアを使用して、または製図器を用いて、電気機械器具（電子・電気通信機器を含む）の回路・基板図面を作成する作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)電気機械器具（電子・電気通信機器を含む）の設計に従事するもの [072-01]

(2)写図の作業にもっぱら従事するもの [649-02]

○ CAD オペレーター（電気・電子製図）、電気配線製図工、半導体製図工

× CAD 設計技術者（電気・電子）[072-01]、電気機器設計技術者 [072-01]、電気通信機器設計技術者 [072-01]、電子機器設計技術者 [072-01]、写図工 [649-02]

644 パタンナー

デザイナーなどの考案した意匠・イメージをもとに製図器を用いて、または人台に当て裁断した布をもとにして、洋服の図面を作成し、型紙を制作する作業に従事するものをいう。

コンピュータ上で作動する CAD ソフトウェアを使用して、型紙の制作・サイズ展開・型入れの作業に従事するものを含む。

なお、洋服の意匠を考案する仕事に従事するものは [224] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

644-01 パタンナー

644-01 パタンナー

デザイナーなどの考案した意匠・イメージをもとに製図器を用いて、または人台に当て裁断した布をもとにして、洋服の図面を作成し、型紙を制作する作業に従事するものをいう。

コンピュータ上で作動する CAD ソフトウェアを使用して、型紙の制作・サイズ展開・型入れの作業に従事するものを含む。

なお、洋服の意匠を考案する仕事に従事するものは [224-06] に分類する。

- アパレル CAD オペレーター、衣服型紙製図工、パターンメーカー
- × 服飾デザイナー [224-06]

649 その他の生産関連・生産類似の職業

写真・映画フィルムのネガ・ポジ・プリント処理、図面の写し、原寸図面の作成、映写機の操作、その他 641～644 に含まれない、生産工程の作業に関連または類似する技能的な作業をいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 649-01 写真工
- 649-02 写図工
- 649-03 現図工
- 649-04 映写技師
- 649-99 他に分類されない生産関連・生産類似の職業

649-01 写真工

写真・映画フィルムのネガ・ポジ・プリント処理の作業、デジタルカメラで撮影した写真を紙に出力する作業に従事するものをいう。

なお、写真館などにおいて肖像写真の撮影に従事するものは、[225-01] に分類する。

- 写真現像オペレーター、写真出力工、写真引伸工、写真焼付工、フィルム現像工
- × 写真家 [225-01]

649-02 写図工

コンピュータ上で作動する CAD ソフトウェアを使用して、または、製図器を用いて、建築物の施工図面、機械の製作図面、電気・電子回路図面などを写す作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)製図に付随して、写図の作業に従事するもの [643]
- (2)原寸図面を作成する作業に従事するもの [649-03]

- CAD トレース工、建築写図工、製図トレーサー工
- × 建築製図工 [643-01]、機械製図工 [643-02]、電気製図工 [643-03]、現図工 [649-03]

649-03 現図工

鉄塔・橋りょう（梁）の鉄骨、船舶の鋼板などを製作するため、設計図から原寸図面を作成する作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)けがきの作業にもつぱら従事するもの [539-99]

(2)製図の作業に従事するもの [643]

(3)写図の作業にもつぱら従事するもの [649-02]

○ 現図型取工、原図工、航空機現図工、構造物現図工、造船現図工

× けがき工 [539-99]、建築製図工 [643-01]、機械製図工 [643-02]、電気製図工 [643-03]、写図工 [649-02]

649-04 映写技師

映画を上映するため、フィルムの装填、映写機の操作・点検の作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)映画・テレビ用撮影機を使用して動画の撮影に従事するもの [225-02]

(2)映写機の修理の作業にもつぱら従事するもの [605-02]

○ 映写技士、映写技術者、スライド映写係

× 映画カメラマン [225-02]、映写機修理工 [605-02]

649-99 他に分類されない生産関連・生産類似の職業

食肉の等級判定、その他 649-01～649-04 に含まれない、生産工程の作業に関連または類似する技能的な作業をいう。

○ 音響係（舞台）、照明係（舞台・撮影所）

× と畜作業員 [569-99]

I 輸送・機械運転の職業

電車・自動車・船舶・航空機の運転・操縦、定置機関・定置機械・建設機械の運転などの仕事をいう。

この大分類に該当する職業は、次のいずれかの中分類に分類する。

- 65 鉄道運転の職業
- 66 自動車運転の職業
- 67 船舶・航空機運転の職業
- 68 その他の輸送の職業
- 69 定置・建設機械運転の職業

65 鉄道運転の職業

鉄道・軌道の電車・機関車・気動車などを運転する仕事をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 651 電車運転士
- 659 その他の鉄道運転の職業

651 電車運転士

電車を運転する仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)ジェットコースターの運転・操作に従事するもの [406]
- (2)ロープウェイの運転・操作に従事するもの [699]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

- 651-01 電車運転士

651-01 電車運転士

電車を運転する仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)ジェットコースターの運転・操作に従事するもの [406-03]
- (2)ロープウェイの運転・操作に従事するもの [699-02]
- 地下鉄運転士、モノレール運転士、路面電車運転士
- × ジェットコースター操作員 [406-03]、ロープウェイ運転員 [699-02]

659 その他の鉄道運転の職業

機関車・気動車の運転、その他 651 に含まれない、鉄道車両を運転する仕事をいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

659-01 鉄道機関士

659-99 他に分類されない鉄道運転の職業

659-01 鉄道機関士

電気機関車・ディーゼル機関車・蒸気機関車を運転する仕事に従事するものをいう。

- 蒸気機関士、ディーゼル機関士、電気機関士

659-99 他に分類されない鉄道運転の職業

気動車の運転、その他 659-01 に含まれない、鉄道車両を運転する仕事をいう。

- 気動車運転士、工場気動車運転士、ディーゼルカー運転士

66 自動車運転の職業

バス・乗用自動車・貨物自動車などの各種の自動車を運転する仕事をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 661 バス運転手
- 662 乗用自動車運転手
- 663 貨物自動車運転手
- 669 その他の自動車運転の職業

661 バス運転手

路線バス・貸切バス・送迎バスを運転する仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 661-01 路線バス運転手
- 661-02 貸切バス運転手
- 661-03 送迎バス運転手

661-01 路線バス運転手

路線バスを運転する仕事に従事するものをいう。

- 観光路線バス運転手、高速バス運転手、コミュニティバス運転手、乗合バス運転手

661-02 貸切バス運転手

貸切バスを運転する仕事に従事するものをいう。

- 貸切観光バス運転手

661-03 送迎バス運転手

送迎用バスを運転する仕事に従事するものをいう。

- 自家用バス運転手、シャトルバス運転手、スクールバス運転手、マイクロバス運転手

662 乗用自動車運転手

乗用自動車を運転する仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 662-01 自家用乗用自動車運転手
- 662-02 営業用乗用自動車運転手
- 662-03 自家用乗用自動車運転代行人

662-01 自家用乗用自動車運転手

自家用乗用自動車を運転して、会社役員の送迎などを行う仕事に従事するものをいう。
 なお、自家用バスの運転に従事するものは、[661-03] に分類する。

- 役員車運転手
- × 自家用バス運転手 [661-03]、マイクロバス運転手 [661-03]

662-02 営業用乗用自動車運転手

営業用乗用自動車を運転する仕事に従事するものをいう。

- 介護タクシー運転手、タクシー運転手、タクシー乗務員、タクシードライバー、乗合タクシー運転手、ハイヤー運転手

662-03 自家用乗用自動車運転代行人

他人の求めに応じて、自家用乗用自動車の運転を代行する仕事に従事するものをいう。

- 自動車運転代行人

663 貨物自動車運転手

トラック・トレーラートラック・コンクリートミキサー車・ダンプカー・タンクローリー・ごみ収集車・車載専用車などの貨物運送用自動車を運転する仕事に従事するものをいう。

ただし、貨物運送用自動車を運転して荷物・商品などを集配する仕事に従事するもの [755] を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)フォークリフトの運転に従事するもの [684]
- (2)資材・荷物などの積み卸しの作業にもっぱら従事するもの [753]

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 663-01 トラック運転手
- 663-02 トレーラートラック運転手
- 663-03 コンクリートミキサー車運転手
- 663-04 ダンプカー運転手
- 663-05 タンクローリー運転手
- 663-06 ごみ収集車運転手
- 663-07 自動車陸送員
- 663-99 他に分類されない貨物自動車運転手

663-01 トラック運転手

トラックを運転して、資材・荷物などを運搬する仕事に従事するものをいう。
 ただし、以下のものを除く。

- (1)トレーラートラックの運転に従事するもの [663-02]
- (2)トラックを運転して荷物・商品などを集配する作業に従事するもの [755]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)ダンプカーの運転に従事するもの [663-04]

(2)資材・荷物などの積み卸しの作業にもっぱら従事するもの [753-02]

- 大型トラック運転手、クレーン架装トラック運転手、小型トラック運転手、中型トラック運転手、トラック運転手（冷蔵・冷凍車）
- × トレーラートラック運転手 [663-02]、ダンプカー運転手 [663-04]、積卸作業員 [753-02]、宅配便配達員 [755-01]、ルート配送員 [755-02]

663-02 トレーラートラック運転手

トレーラートラックを運転して、資材・荷物などを運搬する仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)車載専用車の運転に従事するもの [663-07]

(2)資材・荷物などの積み卸しの作業にもっぱら従事するもの [753-02]

- 貨物トレーラー運転手、トレーラートラック運転手（冷凍・冷蔵車）
- × キャリアカー運転手 [663-07]、積卸作業員 [753-02]

663-03 コンクリートミキサー車運転手

コンクリートミキサー車を運転して、生コンクリートをかくはん（攪拌）しながら運搬する仕事に従事するものをいう。

- 生コン車運転手、ミキサー車運転手

663-04 ダンプカー運転手

ダンプカーを運転して、土砂・じゃりなどを可動式の荷台に積んで運搬する仕事に従事するものをいう。

なお、トラックの運転に従事するものは、[663-01] に分類する。

- ダンプ運転手、ダンプトラック運転手
- × トラック運転手 [663-01]

663-05 タンクローリー運転手

タンクローリーを運転して、液体・高圧ガスなどを輸送する仕事に従事するものをいう。

粉粒体運搬車を運転する仕事に従事するものを含む。

- セメントローリー運転手、バルク車運転手

663-06 ごみ収集車運転手

ごみ収集車を運転して、ごみ（家庭の廃棄物および事業所の一般廃棄物）を処理場に運搬する仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものはそれぞれの分類項目に分類する。

(1)し尿汲取車の運転に従事するもの [663-99]

(2)貨物自動車を運転して産業廃棄物を運搬する仕事に従事するもの [669-99]

(3)ごみ収集車に乗り組み、ごみを取り集める作業に従事するもの [764-01]

- 家庭ごみ収集車運転手、事業所ごみ収集車運転手、じん芥収集車運転手、パッカー車運転手
- × し尿汲取車運転手 [663-99]、産業廃棄物運搬車運転手 [669-99]、ごみ処理作業員 [764-01]

663-07 自動車陸送員

車載専用車を運転して、自動車を運搬する仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)貨物自動車を運転して建設用機械車両を運搬する仕事に従事するもの [669-99]

(2)レンタカーを回送運転して所定の場所に移動する仕事に従事するもの [669-99]

- キャリアカー運転手、車載専用車運転手
- × 建設用機械車両運搬車運転手 [669-99]、レンタカー回送運転手 [669-99]

663-99 他に分類されない貨物自動車運転手

し尿汲取車・霊きゅう車の運転、その他 663-01～663-07 に含まれない、貨物運送用自動車を運転する仕事に従事するものをいう。

- し尿汲取車運転手、霊きゅう車運転手

669 その他の自動車運転の職業

散水車・放送宣伝車の運転、その他 661～663 に含まれない、自動車を運転する仕事をいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

669-99 その他の自動車運転の職業**669-99 その他の自動車運転の職業**

散水車・放送宣伝車の運転、その他 661～663 に含まれない、自動車を運転する仕事をいう。

- 産業廃棄物運搬車運転手、散水車運転手、建設用機械車両運搬車運転手、放送宣伝車運転手、レンタカー回送運転手
- × 消防自動車運転手（消防員） [452-01]

67 船舶・航空機運転の職業

船舶（漁労船を除く）の機関の運転・整備、航空機の操縦の仕事、および船内所属員の指揮監督、甲板部員の指揮監督、操船・機関監視、水先案内の仕事を行う。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 671 船長（漁労船を除く）
- 672 航海士・運航士（漁労船を除く）、水先人
- 673 船舶機関長・機関士（漁労船を除く）
- 674 航空機操縦士

671 船長（漁労船を除く）

漁労船を除く各種船舶に船長として乗り組み、船内所属員を指揮監督し、各部との連絡調整、船舶の安全維持、能率的な運航、その他その船舶に属する一切の業務を統括する仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 671-01 貨客船船長
- 671-02 作業船船長
- 671-99 他に分類されない船長（漁労船を除く）

671-01 貨客船船長

貨客船・貨物船・旅客船に船長として乗り組み、船内所属員を指揮監督し、各部との連絡調整、船舶の安全維持、能率的な運航、その他その船舶に属する一切の業務を統括する仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)巡視船の船長であるもの [442-01]

(2)消防船の船長であるもの [452-01]

○ 貨物船船長、コンテナ船船長、タンカー船長、フェリー船長、旅客船船長

× 巡視船船長（海上保安庁）[442-01]、消防船船長 [452-01]

671-02 作業船船長

作業船に船長として乗り組み、船内所属員を指揮監督し、各部との連絡調整、船舶の安全維持、作業の安全確保、その他その船舶に属する一切の業務を統括する仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)巡視船の船長であるもの [442-01]

(2)消防船の船長であるもの [452-01]

- 給油船船長、砂利採取船船長、しゅんせつ船船長、タグボート船長
- × 巡視船船長（海上保安庁）[442-01]、消防船船長 [452-01]

671-99 他に分類されない船長（漁労船を除く）

診療船・遊覧船の船長、その他 671-01 および 671-02 に含まれない、船舶の船長の仕事に従事するものをいう。

- 診療船船長、遊覧船船長

672 航海士・運航士（漁労船を除く）、水先人

漁労船を除く各種船舶に航海士として乗り組み、甲板部員を指揮監督して航海業務を掌握し、航海当直に立って操船上の責任を負うとともに、荷役の主管、船内規律の保持、甲板部員の人事管理などの仕事に従事するもの、近代化船に運航士として乗り組み、航海当直に立ち、航海士または機関士の行う船舶の運航に関する仕事のうち、操船・機関監視の仕事に従事するもの、および特定の港湾水域に出入りする船舶に水先人として乗り組み、本船船員・引船に指示して船舶を安全に誘導し、離着岸・投びょう（錨）・けい（繫）留させる仕事に従事するものをいう。

なお、航海士の指揮監督のもとに、船舶のけい離・見張、貨物の積み卸しの準備・監視などの仕事に従事するものは、[683] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

672-01 航海士・運航士（漁労船を除く）、水先人

672-01 航海士・運航士（漁労船を除く）、水先人

漁労船を除く各種船舶に航海士として乗り組み、甲板部員を指揮監督して航海業務を掌握し、航海当直に立って操船上の責任を負うとともに、荷役の主管、船内規律の保持、甲板部員の人事管理などの仕事に従事するもの、近代化船に運航士として乗り組み、航海当直に立ち、航海士または機関士の行う船舶の運航に関する仕事のうち、操船・機関監視の仕事に従事するもの、および特定の港湾水域に出入りする船舶に水先人として乗り組み、本船船員・引船に指示して船舶を安全に誘導し、離着岸・投びょう（錨）・けい（繫）留させる仕事に従事するものをいう。

なお、航海士の指揮監督のもとに、船舶のけい離・見張、貨物の積み卸しの準備・監視などの仕事に従事するものは、[683-01] に分類する。

- 貨物船航海士、水先案内人、旅客船運航士
- × 甲板員 [683-01]、小型船舶運転者 [689-01]

673 船舶機関長・機関士（漁労船を除く）

漁労船を除く各種船舶に機関長または機関士として乗り組み、機関の運転・整備、燃料・

大分類Ⅰ 輸送・機械運転の職業

かん（缶）水の受領、潤滑油・船用品の受け払い・保管、属具の整備、その他機関部に属する仕事に従事するものをいう。

なお、船舶機関士の指揮監督のもとに、機関各部の点検・調整・注油などの船用機関の操作に従事するものは、[683] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

673-01 船舶機関長・機関士（漁労船を除く）

673-01 船舶機関長・機関士（漁労船を除く）

漁労船を除く各種船舶に機関長または機関士として乗り組み、機関の運転・整備、燃料・かん（缶）水の受領、潤滑油・船用品の受け払い・保管、属具の整備、その他機関部に属する仕事に従事するものをいう。

なお、船舶機関士の指揮監督のもとに、機関各部の点検・調整・注油などの船用機関の操作に従事するものは、[683-02] に分類する。

- 運搬船機関長、船舶機関士、旅客船機関長
- × 船舶機関員 [683-02]、操機長 [683-02]

674 航空機操縦士

航空機に機長・副操縦士として搭乗し、航空機の操縦、位置・針路の測定、航法上の資料の算出を行う仕事に従事するものをいう。

ただし、自衛隊・海上保安庁の航空機を操縦する仕事に従事するもの [431、442] を除く。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

674-01 航空機操縦士

674-01 航空機操縦士

航空機に機長・副操縦士として搭乗し、航空機の操縦、位置・針路の測定、航法上の資料の算出を行う仕事に従事するものをいう。

ただし、自衛隊・海上保安庁の航空機を操縦する仕事に従事するもの [431-01、442-01] を除く。

- 機長、航空機関士、航空機副操縦士、パイロット、飛行船操縦士、ヘリコプター操縦士
- × 海上自衛官 [431-01]、航空自衛官 [431-01]、海上保安官 [442-01]

68 その他の輸送の職業

列車・観光バスの車掌業務、鉄道車両の操車・連結の作業、船舶の甲板部・機関部の作業、フォークリフトの運転、その他〔65 鉄道運転の職業〕～〔67 船舶・航空機運転の職業〕に含まれない輸送の作業をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 681 車掌
- 682 駅構内係
- 683 甲板員、船舶機関員
- 684 フォークリフト運転作業員
- 689 他に分類されない輸送の職業

681 車掌

列車・電車・観光バスなどに乗務し、発車の合図、ドアの開閉、車内の秩序保持、検札、車両後退時の誘導、観光案内などの仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 681-01 鉄道車掌
- 681-02 バスガイド

681-01 鉄道車掌

列車・電車に乗務し、発車の合図、ドアの開閉、車内の秩序保持、検札、乗車券の販売、停車駅・乗り換えの案内などの仕事に従事するものをいう。

- 車掌（鉄道）

681-02 バスガイド

貸切観光バスまたは観光路線バスに乗務し、発車の合図、車両後退時の誘導、観光案内、乗客の世話などの仕事に従事するものをいう。

なお、団体旅行に同行し、旅程の管理などの仕事に従事するものは、〔421-01〕に分類する。

- 観光バスガイド、観光バス車掌
- × 添乗員〔421-01〕、ツアーコンダクター〔421-01〕

682 駅構内係

鉄道の駅構内・操車場において、列車の組成、車両の入れ換えのため、車両の連結器等の解除・接続などの作業に従事するものをいう。

大分類Ⅰ 輸送・機械運転の職業

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

682-01 駅構内係

682-01 駅構内係

鉄道の駅構内・操車場において、列車の組成、車両の入れ換えのため、車両の連結器等の解除・接続などの作業に従事するものをいう。

- 信号係（鉄道）、操車係、連結手

683 甲板員、船舶機関員

船舶に乗り組み、航海士の指揮監督のもとに、船舶のけい（繫）離・見張、貨物の積み卸しの準備・監視、甲板機器の保守・整備、操だ（舵）、信号などの作業に従事するもの、および船舶機関士の指揮監督のもとに、船用機関各部の点検・調整・注油、給水ポンプの点検・調整などの船用機関を操作する作業に従事するものをいう。

ただし、漁船に乗り組み、漁労作業に従事する甲板部員および機関部員〔481〕を除く。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

683-01 甲板員

683-02 船舶機関員

683-01 甲板員

船舶に乗り組み、航海士の指揮監督のもとに、船舶のけい（繫）離・見張、貨物の積み卸しの準備・監視、甲板機器の保守・整備、操だ（舵）、信号などの作業に従事するものをいう。

ただし、漁船に乗り組み、漁労作業に従事する甲板部員〔481-02〕を除く。

なお、船舶に航海士として乗り組み、甲板部員を指揮監督するものは、〔672-01〕に分類する。

- 甲板手、甲板部員
- × 漁船甲板員〔481-02〕、航海士〔672-01〕

683-02 船舶機関員

船舶に乗り組み、船舶機関士の指揮監督のもとに、船用機関各部の点検・調整・注油、給水ポンプの点検・調整などの船用機関を操作する作業に従事するものをいう。

ただし、漁船に乗り組み、漁労作業に従事する機関部員〔481-02〕を除く。

なお、船舶に機関士として乗り組み、船用機関の運転・整備などの仕事に従事するものは、〔673-01〕に分類する。

- 機関部員、操機員、操機手
- × 漁船機関員〔481-02〕、船舶機関士〔673-01〕

684 フォークリフト運転作業員

港湾・工場・倉庫などにおいて、フォークリフトを運転して、資材・荷物などの運搬・積み卸しの作業に従事するものをいう。

なお、主に身体を使って、資材・荷物などの運搬・積み卸しの作業に従事するものは、作業に従事する場所に即して〔752～754〕に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

684-01 フォークリフト運転作業員**684-01 フォークリフト運転作業員**

港湾・工場・倉庫などにおいて、フォークリフトを運転して、資材・荷物などの運搬・積み卸しの作業に従事するものをいう。

なお、主に身体を使って、資材・荷物などの運搬・積み卸しの作業に従事するものは、作業に従事する場所に即して〔752-01～754-02〕に分類する。

○ フォークリフト運転手

× 港湾荷役作業員〔752-01〕、運搬作業員〔753-01〕、積卸作業員〔753-02〕、倉庫作業員（冷蔵倉庫を除く）〔754-01〕、冷蔵倉庫作業員〔754-02〕

689 他に分類されない輸送の職業

小型船舶の操縦、その他 681～684 に含まれない輸送の作業をいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

689-01 小型船舶運転者**689-99 他に分類されないその他の輸送の職業****689-01 小型船舶運転者**

遊漁船・渡船などの小型船舶を操縦する仕事に従事するものをいう。

○ 遊漁船船頭、遊覧船操縦士（小型船舶）、渡船船頭

689-99 他に分類されないその他の輸送の職業

船舶のけい（繫）留、航空機の誘導、その他 689-01 に含まれない輸送の作業をいう。

○ 航空機誘導員、自動車誘導員（フェリー）、船舶繫留員、ロープウェイ誘導係

69 定置・建設機械運転の職業

発電・送電・変電・配電装置の操作・監視・点検・保守の仕事、ボイラー・クレーンなどの定置機関・機械および掘削機械・整地機械などの建設機械の操作・運転・調整の作業、ならびにこれらに関連する作業をいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)定置機関・機械および建設機械の整備・修理の作業 [60 機械整備・修理の職業]
- (2)採掘現場における手持ち機械・工具を用いた掘削等の作業 [74 採掘の職業]

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 691 発電員、変電員
- 692 ボイラーオペレーター
- 693 クレーン・巻上機運転工
- 694 ポンプ・送風機・圧縮機運転工
- 695 建設機械運転工
- 696 玉掛作業員
- 697 ビル設備管理員
- 699 その他の定置・建設機械運転の職業

691 発電員、変電員

発電所・変電所・電気動力室において、発電・送電・変電・配電装置の操作・監視・点検・保守の仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 691-01 発電・送電員
- 691-02 変電・配電員
- 691-03 自家用電気係員

691-01 発電・送電員

発電所において、発電・送電装置の操作・監視・点検・保守の仕事に従事するものをいう。

- 火力発電保守員、給電員、原子炉点検修理工、水力発電保守員、送電員、発電員

691-02 変電・配電員

変電所・配電室において、変電・配電装置の操作・監視・点検・保守の仕事に従事するものをいう。

- 配電員、配電室保守員、変電員、変電保守員

691-03 自家用電気係員

ビル・工場・病院などの電気動力室において、発電・変電・配電装置の操作・監視・点検・保守の仕事に従事するものをいう。

- 自家発電運転員、動力室電気工、内燃機関運転工（自家用発電）

692 ボイラーオペレーター

ボイラーを点検・調整・操作して、蒸気・温水を供給する仕事に従事するものをいう。ただし、船舶機関部において、ボイラーの点検・調整の作業に従事するもの〔683〕を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)浴場においてボイラー以外の給湯機および温水器の点検・調整の仕事に従事するもの〔384〕
- (2)事務用・事業用ビルにおいて、空調設備などの操作・監視・点検・調整の仕事に従事するもの〔697〕

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

692-01 ボイラーオペレーター**692-01 ボイラーオペレーター**

ボイラーを点検・調整・操作して、蒸気・温水を供給する仕事に従事するものをいう。ただし、船舶機関部において、ボイラーの点検・調整の作業に従事するもの〔683-02〕を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)浴場においてボイラー以外の給湯機および温水器の点検・調整の仕事に従事するもの〔384-01〕
 - (2)事務用・事業用ビルにおいて、空調設備などの操作・監視・点検・調整の仕事に従事するもの〔697-01〕
- ボイラー技士、ボイラーオペレーター見習
 - × 浴場従事人〔384-01〕、船舶機関員〔683-02〕、ビル設備管理員〔697-01〕

693 クレーン・巻上機運転工

クレーン・巻上機・コンベアを点検・調整・運転して、貨物・資材などを運搬する作業に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 693-01 クレーン運転工**
- 693-02 巻上機・コンベア運転工**

693-01 クレーン運転工

クレーン・デリック・揚貨装置を点検・調整・運転して、貨物・資材などをつ（吊）り上げて運搬する作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)クレーン架装トラックの運転に従事するもの [663-01]

(2)玉掛けの作業に従事するもの [696-01]

- クレーンオペレーター、デリック運転工、トラッククレーン運転工、揚貨装置運転工
- × クレーン架装トラック運転手 [663-01]、玉掛作業員 [696-01]

693-02 巻上機・コンベア運転工

巻上機・コンベアを点検・調整・運転して、貨物・資材などを運搬・上げ下ろし・搬出する作業に従事するものをいう。

ただし、ケーブル機関の運転に従事するもの [699-02] を除く。

- ウィンチ運転工、コンベア運転工、ホイスト運転工、巻上機運転工
- × ケーブルカー運転員 [699-02]、スキーリフト機関運転員 [699-02]

694 ポンプ・送風機・圧縮機運転工

ポンプ・送風機（ブロー）・圧縮機（コンプレッサー）を点検・調整・運転して、揚水・送水、送風、空気の圧縮などの作業に従事するものをいう。

ただし、冷凍機・冷凍装置の運転に従事するもの [699] を除く。

なお、圧縮ガスを製造する作業に従事するものは、[501、541] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

694-01 ポンプ・送風機・圧縮機運転工

694-01 ポンプ・送風機・圧縮機運転工

ポンプ・送風機（ブロー）・圧縮機（コンプレッサー）を点検・調整・運転して、揚水・送水、送風、空気の圧縮などの作業に従事するものをいう。

ただし、冷凍機・冷凍装置の運転に従事するもの [699-01] を除く。

なお、圧縮ガスを製造する作業に従事するものは、[501-02、541-01] に分類する。

- 圧縮機運転工、換気装置運転工、空気移送装置運転工、コンプレッサー運転工、送風機運転工、ブロー運転工、ポンプ運転工
- × 圧縮ガス製造設備オペレーター [501-02]、冷凍機運転工 [699-01]

695 建設機械運転工

掘削機械・整地機械・舗装機械・さく井機械などの建設機械を点検・調整・運転して作業に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 695-01 建設用機械車両運転工
- 695-02 舗装機械運転工
- 695-03 さく井・ボーリング機械運転工
- 695-99 他に分類されない建設機械運転工

695-01 建設用機械車両運転工

建設用機械車両を点検・調整・運転して、地面の掘削・整地、地固め、くい（杭）打ち、建物の解体などの作業に従事するものをいう。

なお、以下のものはそれぞれの分類項目に分類する。

- (1)フォークリフトの運転に従事するもの [684-01]
- (2)トラッククレーンの運転に従事するもの [693-01]
- (3)舗装機械の運転に従事するもの [695-02]
- (4)しゅんせつ（浚渫）機械の運転に従事するもの [695-99]
- (5)コンクリート打設機械の運転に従事するもの [695-99]
- くい（杭）打機運転工、掘削機械運転工、重機オペレーター（建設機械）、ショベルカー運転工、整地機械運転工、ブルドーザ運転工、ブレーカ運転工、ロードローラ運転工
- × フォークリフト運転作業員 [684-01]、トラッククレーン運転工 [693-01]、アスファルト舗装機械運転工 [695-02]、コンクリート打設機械運転工 [695-99]、しゅんせつ機械運転工 [695-99]

695-02 舗装機械運転工

舗装機械を点検・調整・運転して、アスファルト・コンクリートで道路などを舗装する作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)バッチャープラントの運転に従事するもの [502-99]
- (2)コンクリートミキサー車の運転に従事するもの [663-03]
- (3)コンクリート打設機械の運転に従事するもの [695-99]
- (4)主に身体を使って道路などを舗装する作業に従事するもの [731-02]
- アスファルトフィニッシャ運転工、アスファルト舗装機械運転工、コンクリートフィニッシャ運転工、コンクリート舗装機械運転工
- × バッチャープラントオペレーター [502-99]、コンクリートミキサー車運転手 [663-03]、コンクリート打設機械運転工 [695-99]、舗装作業員 [731-02]

695-03 さく井・ボーリング機械運転工

石油・天然ガス・温泉（熱水・蒸気）・水を採取するため、さく井機械を点検・調整・運転して、井戸を掘削する作業に従事するもの、および地質構造を調査するため、試すい（錐）機械を点検・調整・運転して、岩石・土壌を採取する作業に従事するものをいう。

大分類Ⅰ 輸送・機械運転の職業

なお、機械を運転して、石油・天然ガスを採取する作業に従事するものは、[699-99]に分類する。

- さく井工、試すい工、ボーリング工
- × 石油採取機械運転工 [699-99]、天然ガス採取機械運転工 [699-99]

695-99 他に分類されない建設機械運転工

コンクリート打設機械・さく岩機械・掘進機械・しゅんせつ（浚渫）機械の運転、その他 695-01～695-03 に含まれない、建設機械を運転して各種の作業に従事するものをいう。

- コンクリート打設機械運転工、さく岩機械運転工、シールド掘進機運転工、しゅんせつ機械運転工

696 玉掛作業員

クレーン・デリック・揚貨装置を用いて貨物・資材を運搬するため、ワイヤーロープなどのつ（吊）り用具の取り付け、フック掛け、運搬の合図などの作業に従事するものをいう。

ただし、建設躯体工事などの作業に付随して、玉掛け作業に従事するもの [それぞれの作業に対応する分類項目] を除く。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

696-01 玉掛作業員

696-01 玉掛作業員

クレーン・デリック・揚貨装置を用いて貨物・資材を運搬するため、ワイヤーロープなどのつ（吊）り用具の取り付け、フック掛け、運搬の合図などの作業に従事するものをいう。

ただし、建設躯体工事などの作業に付随して、玉掛け作業に従事するもの [それぞれの作業に対応する分類項目] を除く。

- 玉掛工
- × 建築とび工 [702-01]、建築鉄筋工 [703-02]

697 ビル設備管理員

事務用・事業用ビルにおいて、電力・空調・冷暖房・給排水・防災設備を操作・監視・点検・調整する仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)設備管理だけでなく、清掃・警備・苦情の受付などを含むビル管理全般に関する仕事に従事するもの [413]
- (2)警備の仕事にもっぱら従事するもの [453]

- (3)ボイラーの点検・調整・操作の仕事にもっぱら従事するもの [692]
 (4)清掃の作業にもっぱら従事するもの [761]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

697-01 ビル設備管理員

697-01 ビル設備管理員

事務用・事業用ビルにおいて、電力・空調・冷暖房・給排水・防災設備を操作・監視・点検・調整する仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)設備管理だけではなく、清掃・警備・苦情の受付などを含むビル管理全般に関する仕事に従事するもの [413-01]
 (2)警備の仕事にもっぱら従事するもの [453-01]
 (3)ボイラーの点検・調整・操作の仕事にもっぱら従事するもの [692-01]
 (4)清掃の作業にもっぱら従事するもの [761-01]

○ ビル施設管理者

× ビル管理人 [413-01]、施設警備員 [453-01]、ボイラーオペレーター [692-01]、ビル清掃員 [761-01]

699 その他の定置・建設機械運転の職業

冷凍機・ケーブル機関の運転・調整、その他 691～697 に含まれない、定置・建設機械の操作・運転・調整の作業をいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

699-01 冷凍機運転工

699-02 ケーブル機関運転工

699-99 他に分類されない定置・建設機械運転の職業

699-01 冷凍機運転工

工場・冷蔵倉庫などにおいて、冷凍機・冷凍装置を運転・調整して、冷凍室・庫内を冷却する作業に従事するものをいう。

冷凍食品の製造工程において、冷凍機を運転する作業にもっぱら従事するものを含む。

○ 冷凍装置運転工

699-02 ケーブル機関運転工

ケーブルカー・ロープウェイ・スキーリフトなどのケーブル機関を運転・調整して、観光客・スキー客などを輸送する作業に従事するものをいう。

○ ケーブルカー運転員、スキーリフト機関運転員、ロープウェイ運転員

699-99 他に分類されない定置・建設機械運転の職業

ごみ・し尿処理設備の操作、採油・天然ガス採取機械の運転、その他 699-01 および 699-02 に含まれない、定置・建設機械の操作・運転・調整の作業をいう。

- 下水処理施設設備操作員、ごみ焼却設備操作員、し尿処理設備操作員、浄水場設備操作員、石油採取機械運転工、天然ガス採取機械運転工

J 建設・採掘の職業

主に身体を使って行う、建設の作業、電気工事の作業、建設・土木工事現場における土砂の掘削などの作業、鉱物の採掘・採取の作業をいう。

なお、建設機械の運転の作業は、[I 輸送・機械運転の職業]に分類する。

この大分類に該当する職業は、次のいずれかの中分類に分類する。

- 70 建設躯体工事の職業
- 71 建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）
- 72 電気工事の職業
- 73 土木の職業
- 74 採掘の職業

70 建設躯体工事の職業

建設躯体工事における型枠の組立作業、とび（鳶）の作業、鉄筋の組立作業をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 701 型枠大工
- 702 とび工
- 703 鉄筋工

701 型枠大工

木製・金属製の型枠を用いてコンクリート流し込み用型枠および型枠を支える支柱を組み立て、取り付ける作業、ならびに型枠を解体する作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)家屋の建築工事において木工作业に従事するもの [711]
- (2)型枠にコンクリートを流し込む作業にもっぱら従事するもの [731]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

- 701-01 型枠大工

701-01 型枠大工

木製・金属製の型枠を用いてコンクリート流し込み用型枠および型枠を支える支柱を組み立て、取り付ける作業、ならびに型枠を解体する作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)家屋の建築工事において木工作业に従事するもの [711-01]

大分類J 建設・採掘の職業

(2)型枠にコンクリートを流し込む作業にもっぱら従事するもの [731-01]

- 型枠解体工、型枠工、コンクリート型枠組工
- × 建築大工 [711-01]、コンクリート注入作業員 [731-01]

702 とび工

建設躯体工事における足場の組立・鉄骨の組立、建造物の解体などの作業に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 702-01 建築とび工
- 702-02 取りこわし作業員
- 702-98 とび工見習

702-01 建築とび工

ビル・家屋などの建築物の躯体工事における足場の組立・鉄骨の組立、くい（杭）打ち、重量物の運搬などの作業に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)クレーンの運転にもっぱら従事するもの [693-01]
- (2)くい打機の運転にもっぱら従事するもの [695-01]
- (3)玉掛けの作業にもっぱら従事するもの [696-01]
- 足場組立工、重量物とび職、鉄骨とび工、とび職
- × クレーン運転工 [693-01]、くい打機運転工 [695-01]、玉掛作業員 [696-01]

702-02 取りこわし作業員

ビル・家屋などの建築物の解体、廃材の分別・撤去の作業に従事するものをいう。

ただし、建設機械を運転して、建物を解体する作業にもっぱら従事するもの [695-01]を除く。

なお、貨物自動車を運転して、廃材を撤去する仕事に従事するものは、[663、669]に分類する。

- 解体工（建造物）、家屋解体工、建築解体工、コンクリートはつり工（解体工事）
- × トラック運転手 [663-01]、産業廃棄物運搬車運転手 [669-99]、ショベルカー運転工 [695-01]、ブレーカ運転工 [695-01]

702-98 とび工見習

とび工の見習であるものをいう。

- 建築とび工（見習）、鉄骨とび工（見習）、とび見習

703 鉄筋工

鉄筋コンクリート工事において、鉄筋を切断・屈曲・結束して、型枠に組み込む作業に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

703-01 土木鉄筋工

703-02 建築鉄筋工

703-01 土木鉄筋工

道路・橋・トンネル・河川などの土木施設の鉄筋コンクリート工事において、鉄筋を切断・屈曲・結束して、型枠に組み込む作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)クレーンの運転にもっぱら従事するもの [693-01]

(2)玉掛けの作業にもっぱら従事するもの [696-01]

○ 土木鉄筋工

× クレーン運転工 [693-01]、玉掛作業員 [696-01]

703-02 建築鉄筋工

ビル・家屋などの建築物の鉄筋コンクリート工事において、鉄筋を切断・屈曲・結束して、型枠に組み込む作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)建築物の柱・梁となる鉄骨を製作する作業に従事するもの [532-01]

(2)クレーンの運転にもっぱら従事するもの [693-01]

(3)玉掛けの作業にもっぱら従事するもの [696-01]

(4)鉄骨の組立作業に従事するもの [702-01]

○ 建築鉄筋工

× 建築鉄工 [532-01]、クレーン運転工 [693-01]、玉掛作業員 [696-01]、鉄骨とび工 [702-01]

71 建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）

大工・ブロック積み・タイル張り・屋根ふ（葺）き・壁塗り・畳の仕立て・配管・内装・防水の作業などの〔70 建設躯体工事の職業〕に含まれない建設の作業をいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)塗装の作業〔64 生産関連・生産類似の職業〕
- (2)建設機械の運転の作業〔69 定置・建設機械運転の職業〕
- (3)電気工事の作業〔72 電気工事の職業〕
- (4)土木工事の作業〔73 土木の職業〕

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 711 大工
- 712 ブロック積工、タイル張工
- 713 屋根ふき工
- 714 左官
- 715 畳工
- 716 配管工
- 717 内装工
- 718 防水工
- 719 その他の建設の職業

711 大工

家屋などの組立建築のため、柱・梁など構造材の組み上げ、屋根野地下地造り、床張り、壁下地作り、造作加工・取り付けなどの木工作业に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 711-01 建築大工
- 711-98 大工見習
- 711-99 他に分類されない大工

711-01 建築大工

家屋の組立建築のため、柱・梁など構造材の組み上げ、屋根野地下地造り、床張り、壁下地作り、造作加工・取り付けなどの木工作业に従事するものをいう。

ただし、建築工事における足場作りの作業に従事するもの〔702-01〕を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)建築物の設計図の作成、工事監理などの仕事に従事するもの〔091-01〕
- (2)建築工事において、施工図・工程表の作成、作業の指揮・監督などの仕事に従事するもの〔091-02〕
- (3)木工用加工機械を用いて木材の切断・切削加工を行う作業に従事するもの〔561-03〕

- (4)木製の家具・建具を製造する作業に従事するもの [561-04]
- (5)小箱・神仏具などの指物を製作する作業に従事するもの [561-05]
- (6)コンクリート流し込み用型枠の組立・取り付け・解体の作業に従事するもの [701-01]
- (7)プレハブ住宅の組立の作業に従事するもの [719-99]

- 営繕大工、造作大工、宮大工
- × 建築設計士 [091-01]、建築工事現場監督 [091-02]、機械プレカット工 [561-03]、家具大工 [561-04]、指物職 [561-05]、型枠大工 [701-01]、建築とび工 [702-01]、プレハブ住宅パネル組立工 [719-99]

711-98 大工見習

大工の見習であるものをいう。

- 大工（見習）

711-99 他に分類されない大工

大道具の製作、舞台の製作、その他 711-01 および 711-98 に含まれない木工作业に従事するものをいう。

- 大道具係、舞台製作大工

712 ブロック積工、タイル張工

コンクリートブロック・れんがを用いて各種構築物を築造・修理するため、ブロック・れんがを積み上げ、目地詰めする作業に従事するもの、およびタイル・石材などを壁・柱・床などに張り付け、目地詰めする作業に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 712-01 ブロック積工
- 712-02 れんが積工
- 712-03 タイル張工
- 712-04 石張工
- 712-98 ブロック積工見習、タイル張工見習

712-01 ブロック積工

塀などを築造・修理するため、コンクリートブロックを積み上げ、セメントモルタルなどを用いて目地詰めする作業に従事するものをいう。

- 建築ブロック工

712-02 れんが積工

壁・塀・炉などを築造・修理するため、れんがを積み上げ、セメントモルタルなどを用いて目地詰めする作業に従事するものをいう。

- 築炉工、れんが積工、炉修工

712-03 タイル張工

タイルを壁・柱・床などにセメントモルタル・接着剤を用いて張り付け、セメントモルタルなどを用いて目地詰めする作業に従事するものをいう。

なお、ゴム・プラスチック・リノリウムの床張りの作業に従事するものは、[717-03]に分類する。

- タイル壁張工、タイル床張工
- × ゴム床張工 [717-03]、プラスチック床張工 [717-03]、リノリウム床張工 [717-03]

712-04 石張工

石材を壁・柱・床などにセメントモルタル・接着剤を用いて張り付け、セメントモルタルなどを用いて目地詰めする作業に従事するものをいう。

なお、壁・塀・石垣などを築造するため、石材を積み上げる作業に従事するものは、[542-09]に分類する。

- テラコッタ取付工
- × 石積工 [542-09]

712-98 ブロック積工見習、タイル張工見習

ブロック積工・れんが積工・タイル張工・石張工のそれぞれの見習であるものをいう。

- 石張工（見習）、タイル張工（見習）、ブロック積工（見習）、れんが張工（見習）

713 屋根ふき工

屋根ふ（葺）き・ふきかえのため、かわら・スレートなどを屋根に固定する作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)金属板を用いて屋根をふく作業に従事するもの [533]
- (2)面土塗りの作業にもっぱら従事するもの [714]

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 713-01 かわらふき工
- 713-98 屋根ふき工見習
- 713-99 他に分類されない屋根ふき工

713-01 かわらふき工

かわらを用いて屋根をふ（葺）くため、栈木を屋根の下地材に打付ける作業、屋根にかわらを運び上げ、軒先から順に重ねて固定する作業などに従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)金属板を用いて屋根をふく作業に従事するもの [533-01]

(2)面土塗りの作業にもっぱら従事するもの [714-01]

- かわら屋根ふき職
- × 金属屋根ふき工 [533-01]、面土塗工 [714-01]

713-98 屋根ふき工見習

屋根ふき工の見習であるものをいう。

- 屋根ふき工（見習）

713-99 他に分類されない屋根ふき工

スレートふきの作業、その他 713-01 および 713-98 に含まれない屋根ふきの作業に従事するものをいう。

- スレート屋根ふき工、わら屋根ふき工

714 左官

土・モルタル・プラスター・漆くい（喰）などの壁材料を用いて壁を塗る作業に従事するものをいう。

なお、壁にタイルを張り付ける作業に従事するものは、[712] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 714-01 左官
- 714-98 左官見習

714-01 左官

土・モルタル・プラスター・漆くい（喰）などの壁材料を用いて壁を塗る作業に従事するものをいう。

なお、壁にタイルを張り付ける作業に従事するものは、[712-03] に分類する。

- 木舞工、左官職、左官手元、左官吹付工、屋根左官、ラス張工
- × タイル張工 [712-03]

714-98 左官見習

左官の見習であるものをいう。

- 左官（見習）

715 畳工

畳の仕立て（畳表・畳べりの縫い付け）、畳の取り外し・はめ込み、畳表の裏返し・取り替えの作業に従事するものをいう。

なお、畳床・畳表を製作する作業にもっぱら従事するものは、[561] に分類する。

大分類 J 建設・採掘の職業

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

715-01 畳工

715-98 畳工見習

715-01 畳工

畳の仕立て（畳表・畳べりの縫い付け）、畳の取り外し・はめ込み、畳表の裏返し・取り替えの作業に従事するものをいう。

なお、畳床・畳表を製作する作業にもっぱら従事するものは、[561-99] に分類する。

- 畳表替工、畳仕立工、畳職
- × 畳表製造工 [561-99]、畳床製造工 [561-99]

715-98 畳工見習

畳工の見習であるものをいう。

- 畳工（見習）

716 配管工

ガス管・蒸気管・水道管・通風管・輸送管などの寸法取り・管曲げ・継手付け・取り付けの作業に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

(1)電線管の曲げ・取り付けの作業に従事するもの [722、723]

(2)土管・コンクリート管の敷設作業に従事するもの [731]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)ダクトの製作・取り付けの作業に従事するもの [533]

(2)洗面台・便器・ユニットバス・システムキッチンなどの住宅水回り設備の取り付け・据え付けの作業に従事するもの [719]

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

716-01 配管工

716-98 配管工見習

716-01 配管工

ガス管・蒸気管・水道管・通風管・輸送管などの寸法取り・管曲げ・継手付け・取り付けの作業に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

(1)電線管の曲げ・取り付けの作業に従事するもの [722-01、723-01]

(2)土管・コンクリート管の敷設作業に従事するもの [731-01]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)ダクトの製作・取り付けの作業に従事するもの [533-01]

(2)洗面台・便器・ユニットバス・システムキッチンなどの住宅水回り設備の取り付け・据え付けの作業に従事するもの [719-04]

- ガス配管工、空調配管工、航空機配管工、水道配管工、スチーム配管工、船舶配管工、鉄道車両配管工、配管修理工
- × ダクト工 [533-01]、住宅水回り設備取付工 [719-04]、地中配電線工 [722-01]、地下ケーブル配線工 [723-01]、コンクリート管敷設工 [731-01]、土管配管工 [731-01]

716-98 配管工見習

配管工の見習であるものをいう。

- 配管工（見習）

717 内装工

金属製建具の取り付け、ガラスのはめ込み、室内の床・壁・天井の仕上げの作業に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 717-01 金属建具取付工
- 717-02 建具ガラス取付工
- 717-03 内装仕上工

717-01 金属建具取付工

建物に金属製のドア・サッシ・シャッターなどの建具を取り付ける作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)金属製の外壁材を取り付ける作業に従事するもの [533-01]
- (2)金属製建具を製造する作業に従事するもの [536-01]
- (3)金属製の門扉・バルコニー・カーポートなどを取り付ける作業に従事するもの [719-99]

- 金属サッシ取付工、金属製ドア取付工、シャッター取付工
- × 金属サイディング工 [533-01]、金属製建具製造工 [536-01]、金属製バルコニー取付工 [719-99]、

717-02 建具ガラス取付工

建物の窓枠などにガラスをはめ込む作業に従事するものをいう。

壁・洗面台などに鏡を取り付ける作業に従事するものを含む。

- 板ガラスはめ込み工、鏡取付工、建具ガラスはめ込み工

717-03 内装仕上工

室内の床・壁・天井の仕上げの作業に従事するものをいう。

以下のものを含む。

(1)壁・天井下地に石膏ボードを張る作業に従事するもの

(2)プレハブ住宅の組立において部屋を仕切る壁・天井の下地を組み立てる作業に従事するもの

ただし、タイルの床張り作業に従事するもの〔712-03〕を除く。

- クロス張り職、ゴム床張工、室内装飾工、じゅうたん張工、プラスチック床張工、壁装工、リノリウム床張工
- × タイル張工〔712-03〕

718 防水工

建築物・土木施設の漏水防止・止水のため、アスファルト材・セメント材・合成樹脂材・合成ゴム材・樹脂接着剤・防水シートなどの塗布・貼り付け・吹き付け・注入・充填の作業に従事するものをいう。

なお、モルタルを用いて外壁を塗る作業に従事するものは、〔714〕に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

718-01 防水工

718-01 防水工

建築物・土木施設の漏水防止・止水のため、アスファルト材・セメント材・合成樹脂材・合成ゴム材・樹脂接着剤・防水シートなどの塗布・貼り付け・吹き付け・注入・充填の作業に従事するものをいう。

なお、モルタルを用いて外壁を塗る作業に従事するものは、〔714-01〕に分類する。

- 建築工事防水工、シーリング工（防水工事）、土木工事防水工
- × モルタル塗工〔714-01〕

719 その他の建設の職業

水中での作業、断熱の作業、測量の作業、住宅水回り設備の取り付け、水道工事の検査、その他 711～718 に含まれない建設の作業をいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 719-01 潜水作業員
- 719-02 熱絶縁工
- 719-03 測量作業員
- 719-04 住宅水回り設備取付工
- 719-05 水道工事検査員
- 719-99 他に分類されない建設の職業

719-01 潜水作業員

防波堤などの建設のため海底に投入した石の敷きならし、水中における溶接、消波・護岸ブロックの据え付け、沈没船の解体・引き上げ準備、船底の清掃・補修、水中における測量などを行う作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)海難救助に従事するもの [442-01、459-99]

(2)潜水して水産物を採捕する作業に従事するもの [481-01]

○ サルベージ作業員、水中調査・測量作業員、潜水士（建設工事）

× 潜水士（海上保安庁）[442-01]、潜水士（海難救助）[459-99]、潜水漁師 [481-01]

719-02 熱絶縁工

ビル・工場の空調設備・蒸気装置などの配管に保温材を取り付けて断熱する作業に従事するものをいう。

○ 保温・保冷工

719-03 測量作業員

建築・土木工事にあたり、土地の位置・形状を測量するための作業に従事するものをいう。

なお、測量士または測量士補の免許を有し、測量の仕事に従事するものは、[093] に分類する。

○ 測量作業員

× 測量士 [093-01]、測量士補 [093-98]

719-04 住宅水回り設備取付工

洗面台・便器・ユニットバス・システムキッチンなどの住宅水回り設備の取り付け・据え付けの作業に従事するものをいう。

給湯機の取り付け・据え付けの作業に従事するものを含む。

ただし、配管工事にもつばらに従事するもの[716-01]を除く。

○ 給湯機取付工、システムキッチン取付工、洗面器取付工、便器取付工（事務用・事業用ビル）、便器取付工（住宅）、ユニットバス取付工

× 配管工 [716-01]

719-05 水道工事検査員

水道工事の施工内容と設計図・配管図とを照合する作業、測定機器を用いて水道管の漏水を調査する作業などに従事するものをいう。

○ 水道検査員、漏水調査員

719-99 他に分類されない建設の職業

看板の取り付け、プレハブ住宅の組立、その他 719-01～719-05 に含まれない建設の作業をいう。

- ALC 工、看板取付工、金属製バルコニー取付工、受水槽取付工、プレハブ住宅パネル組立工、窯業サイディング工

72 電気工事の職業

送電線・配電線・通信線の架設・保守の作業、電気通信設備の据え付け・保守の作業、電灯・電気照明設備などの配線・保守の作業、電気機械器具の据え付け・保守などの作業をいう。

なお、発電・変電・送電・配電装置の操作・監視・点検・保守の作業は、[69 定置・建設機械運転の職業] に分類する。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 721 送電線架線・敷設作業員
- 722 配電線架線・敷設作業員
- 723 通信線架線・敷設作業員
- 724 電気通信設備作業員
- 725 電気工事作業員

721 送電線架線・敷設作業員

送電線の架設・敷設・接続・保守の作業に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

721-01 送電線架線・敷設作業員

721-01 送電線架線・敷設作業員

送電線の架設・敷設・接続・保守の作業に従事するものをいう。

- 送電線架線作業員、送電線保守作業員、地中送電線敷設作業員

722 配電線架線・敷設作業員

配電線の架設・敷設・接続・保守の作業に従事するものをいう。

なお、建物内の電気配線工事の作業に従事するものは、[725] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

722-01 配電線架線・敷設作業員

722-01 配電線架線・敷設作業員

配電線の架設・敷設・接続・保守の作業に従事するものをいう。

なお、建物内の電気配線工事の作業に従事するものは、[725-01] に分類する。

- 地中配電線敷設作業員、配電線架線作業員、配電線保守作業員
- × 電気配線工事作業員 [725-01]

723 通信線架線・敷設作業員

通信線の架設・敷設・接続・保守の作業に従事するものをいう。

なお、建物内の通信線配線工事の作業に従事するものは、[724] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

723-01 通信線架線・敷設作業員

723-01 通信線架線・敷設作業員

通信線の架設・敷設・接続・保守の作業に従事するものをいう。

なお、建物内の通信線配線工事の作業に従事するものは、[724] に分類する。

- 屋外通信線架線作業員、海底通信ケーブル敷設作業員、地下通信ケーブル敷設作業員、通信線架線作業員、通信線保守作業員
- × 放送装置据付作業員 [724-01]、通信装置据付作業員 [724-02]、電話装置据付作業員 [724-03]

724 電気通信設備作業員

送信機・受信機・中継装置・電話機・電話交換機の据え付け・保守の作業に従事するものをいう。

以下のものを含む。

- (1)建物内の通信線配線工事の作業に従事するもの
- (2)通信線と端末機器とを接続する作業に従事するもの

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

724-01 放送装置据付・保守作業員

724-02 通信装置据付・保守作業員

724-03 電話装置据付・保守作業員

724-01 放送装置据付・保守作業員

テレビ・ラジオ放送用の送信機・受信機・中継装置の据え付け・保守の作業に従事するものをいう。

以下のものを含む。

- (1)建物内の通信線配線工事の作業に従事するもの
- (2)通信線と端末機器とを接続する作業に従事するもの
- CATV 工事作業員、テレビアンテナ工事作業員、テレビ中継設備保守作業員、放送装置保守作業員

724-02 通信装置据付・保守作業員

有線・無線通信用の送信機・受信機・中継装置の据え付け・保守の作業に従事するものをいう。

以下のものを含む。

- (1)建物内の通信線配線工事の作業に従事するもの
- (2)通信線と端末機器とを接続する作業に従事するもの
- (3)携帯電話基地局の設置・保守の作業に従事するもの
- 携帯電話基地局保守作業員、通信装置据付作業員、無線通信機据付作業員

724-03 電話装置据付・保守作業員

電話機・交換機・ファクシミリの据え付け・保守の作業に従事するものをいう。

以下のものを含む。

- (1)建物内の通信線配線工事の作業に従事するもの
- (2)通信線と端末機器とを接続する作業に従事するもの
- 交換機据付作業員、電話機据付作業員、ファクシミリ据付作業員

725 電気工事作業員

建物内の電灯・電気照明設備などの配線工事・保守の作業、電気工事の検査の作業、産業用電気機械・装置の据え付けの作業に従事するものをいう。

ただし、エレベーター・エスカレーターの据え付け作業に従事するもの [571] を除く。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 725-01 電気配線工事作業員
- 725-02 電気工事検査員
- 725-03 産業用電気機械・装置据付作業員
- 725-99 他に分類されない電気工事作業員

725-01 電気配線工事作業員

建物内の電灯・電気照明設備などの配線工事・保守の作業に従事するものいう。

鉄道車両・船舶・航空機の電気配線工事の作業に従事するものを含む。

- エアコン取付作業員（家庭用）、屋内電気配線工事作業員、航空機配線作業員、照明器取付作業員、船舶配線作業員、鉄道車両配線作業員、電気配線作業員、電工（電気配線工事）

725-02 電気工事検査員

建物内の電気配線工事の施工内容と設計図・配線図とを照合する作業、電力・電流・電圧計を用いて点検する作業に従事するものをいう。

- 電気工事検査員

725-03 産業用電気機械・装置据付作業員

金属工作機械・印刷機械などの産業用機械の据え付け・調整の作業、据え付けされた産業用機械に電動機・電気計測器などの電気機械を取り付け・調整する作業に従事するものをいう。

信号・通信設備などの鉄道用電気装置の据え付け・保守の作業に従事するものを含む。

- 産業用電気機械据付作業員、自動制御盤据付作業員、鉄道信号保守作業員、鉄道用電気装置据付保守員
- × エスカレーター据付作業員 [571-99]、エレベータ据付作業員 [571-99]

725-99 他に分類されない電気工事作業員

火災警報器の取り付け、太陽光発電装置の据え付け、その他 725-01～725-03 に含まれない電気工事の作業に従事するものをいう。

- オール電化工事作業員、警報器取付作業員、太陽光発電装置据付作業員

73 土木の職業

建設現場・土木工事現場における土砂の掘削などの作業、道路舗装の作業、鉄道線路工事の作業、ダム・トンネルの建設工事における掘削の作業をいう。

ただし、建設機械の運転の作業 [69 定置・建設機械運転の職業] を除く。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 731 土木作業員
- 732 鉄道線路工事作業員
- 733 ダム・トンネル掘削作業員

731 土木作業員

建設現場・土木工事現場において、土砂の掘削、根切り、埋め戻し、締め固め、コンクリートの練り・流し込み、U字溝・土管の設置・埋設、アスファルト舗装・コンクリート舗装などの作業に従事するものをいう。

ただし、建設機械・舗装機械・コンクリート機械の運転にもっぱら従事するもの [695] を除く。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 731-01 建設・土木作業員
- 731-02 舗装作業員

731-01 建設・土木作業員

建設現場・土木工事現場において、土砂の掘削、根切り、埋め戻し、締め固め、コンクリートの練り・流し込み、U字溝・土管の設置・埋設などの作業に従事するものをいう。

造園工事に伴う土木作業に従事するものを含む。

ただし、建設機械の運転にもっぱら従事するもの [695] を除く。

なお、ダム・トンネルの建設工事において掘削の作業にもっぱら従事するものは、[733-01] に分類する。

- 建設作業員、護岸工事作業員、コンクリート作業員、造園土木作業員、土管配管作業員、土木作業員、法面保護作業員（コンクリート張り工事）
- × 建設用機械車両運転工 [695-01]、ダム掘削作業員 [733-01]、トンネル掘削作業員 [733-01]

731-02 舗装作業員

アスファルト・コンクリートによる道路の舗装・補修、道路標識・支柱の設置、道路標識・区画線の塗装の作業に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)舗装機械の運転にもっぱら従事するもの [695-02]
- (2)コンクリート打設機械の運転にもっぱら従事するもの [695-99]
- アスファルト舗装作業員、コンクリート舗装作業員、道路区画線設置作業員、道路工事作業員、道路付帯設備取付作業員、道路補修作業員、道路舗装作業員
- × 舗装機械運転工 [695-02]、コンクリート打設機械運転工 [695-99]

732 鉄道線路工事作業員

鉄道・軌道のレールの敷設・保線の作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)鉄道用配電線の架設・敷設・接続・保守の作業に従事するもの [722]
- (2)鉄道用電気装置の据え付け・保守の作業に従事するもの [725]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

732-01 鉄道線路工事作業員

732-01 鉄道線路工事作業員

鉄道・軌道のレールの敷設・保線の作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)鉄道用配電線の架設・敷設・接続・保守の作業に従事するもの [722-01]
- (2)鉄道用電気装置の据え付け・保守の作業に従事するもの [725-03]
- 軌条作業員、軌道作業員、軌道舗石作業員、鉄道保線員、保線作業員
- × 電車線架線作業員 [722-01]、鉄道信号工事作業員 [725-03]

733 ダム・トンネル掘削作業員

ダム・トンネルの建設工事において、手持ちさく岩機・器具を用いて、さく岩・掘進を行う作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)ショベルカーなどの掘削機械の運転に従事するもの [695]
- (2)さく岩・掘進機械の運転に従事するもの [695]
- (3)落盤・崩落を防止するため、坑内に支柱を組む作業に従事するもの [749]
- (4)発破の作業にもっぱら従事するもの [749]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

733-01 ダム・トンネル掘削作業員

733-01 ダム・トンネル掘削作業員

ダム・トンネルの建設工事において、手持ちさく岩機・器具を用いて、さく岩・掘進を行う作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)ショベルカーなどの掘削機械の運転に従事するもの [695-01]

(2)さく岩・掘進機械の運転に従事するもの [695-99]

(3)落盤・崩落を防止するため、坑内に支柱を組む作業に従事するもの [749-01]

(4)発破の作業にもっぱら従事するもの [749-99]

○ ダム掘削作業員、トンネル掘削作業員

× ショベルカー運転工 [695-01]、さく岩機械運転工 [695-99]、シールド掘進機運転工 [695-99]、支柱員 [749-01]、発破員 [749-99]

74 採掘の職業

地表・地下・海辺・海底・河床などにおいて手持ち機械・工具を用いて各種鉱物を採掘する作業、採石場において各種石材を切り出す作業、じゃり・砂・粘土などを採取する作業、およびこれらに関連する作業をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 741 採鉱員
- 742 石切出作業員
- 743 じゃり・砂・粘土採取作業員
- 749 その他の採掘の職業

741 採鉱員

採鉱場において、鉱物（原油・可燃性天然ガスを除く）を採取するため、手持ち機械・工具を用いて坑道を掘進し、切羽を開き、採掘する作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)坑内においてダンプカーを運転して資材・原石・土砂などを運搬する作業に従事するもの [663]
- (2)掘削機械の運転に従事するもの [695]
- (3)石油・天然ガスを採取する作業に従事するもの [699]
- (4)落盤・崩落を防止するため、坑内に支柱を組む作業に従事するもの [749]
- (5)発破の作業にもっぱら従事するもの [749]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

741-01 採鉱員

741-01 採鉱員

採鉱場において、鉱物（原油・可燃性天然ガスを除く）を採取するため、手持ち機械・工具を用いて、坑道を掘進し、切羽を開き、採掘する作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)坑内においてダンプカーを運転して資材・原石・土砂などを運搬する作業に従事するもの [663-04]
- (2)掘削機械の運転に従事するもの [695-01]
- (3)石油・天然ガスを採取する作業に従事するもの [699-99]
- (4)落盤・崩落を防止するため、坑内に支柱を組む作業に従事するもの [749-01]
- (5)発破の作業にもっぱら従事するもの [749-99]

- 採鉱作業員

- × ダンプカー運転手 [663-04]、ショベルカー運転工 [695-01]、石油採取機械運転工 [699-99]、天然ガス採取機械運転工 [699-99]、支柱員 [749-01]、坑内運搬員 [749-99]、発破員 [749-99]

742 石切出作業員

採石場において、各種石材を切り出すため、表土取り・さく岩・石切り・大割りなどの作業に従事するものをいう。

砕石工場において、切り出した石の破碎・選別の作業に従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)土石製品を製造するため、石工用機械・手道具を用いて石材の切断・表面研磨などを行う作業に従事するもの [542]
- (2)発破の作業にもっぱら従事するもの [749]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

742-01 石切出作業員

742-01 石切出作業員

採石場において、各種石材を切り出すため、表土取り・さく岩・石切り・大割りなどの作業に従事するものをいう。

砕石工場において、切り出した石の破碎・選別の作業に従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)土石製品を製造するため、石工用機械・手道具を用いて石材の切断・表面研磨などを行う作業に従事するもの [542-09]
- (2)発破の作業にもっぱら従事するもの [749-99]

○ 石切出作業者、砕石作業者

× 石切工 [542-09]、砕石プラント運転工 [699-99]、発破員 [749-99]

743 じゃり・砂・粘土採取作業員

採取場において、じゃり・砂・粘土・庭石などを採取する作業に従事するものをいう。

ただし、掘削機械の運転に従事するもの [695] を除く。

なお、耐火粘土・砂鉱を採取する作業に従事するものは、[741] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

743-01 じゃり・砂・粘土採取作業員

743-01 じゃり・砂・粘土採取作業員

採取場において、じゃり・砂・粘土・庭石などを採取する作業に従事するものをいう。

ただし、掘削機械の運転に従事するもの [695-01] を除く。

なお、耐火粘土・砂鉱を採取する作業に従事するものは、[741-01] に分類する。

大分類 J 建設・採掘の職業

- じゃり採取作業、砂採取作業、庭石採取作業、粘土採取作業
- × ショベルカー運転工 [695-01]、砂鋳採取作業 [741-01]、耐火粘土採取作業 [741-01]

749 その他の採掘の職業

坑道の保持作業、その他 741～743 に含まれない採掘の作業をいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

749-01 支柱員

749-99 他に分類されない採掘の職業

749-01 支柱員

坑道・トンネル内において、落盤・崩落を防止するため、支柱を組む作業に従事するものをいう。

- 坑内支柱員

749-99 他に分類されない採掘の職業

鋳物の選別作業、発破の作業、その他 749-01 に含まれない採掘の作業をいう。

- 坑内運搬員、選鋳員、発破員

K 運搬・清掃・包装等の職業

主に身体を使って行う定型的な作業のうち、貨物・資材・荷物の運搬、建物・道路・公園の清掃、品物の包装などの作業をいう。

この大分類に該当する職業は、次のいずれかの中分類に分類する。

- 75 運搬の職業
- 76 清掃の職業
- 77 包装の職業
- 78 その他の運搬・清掃・包装等の職業

75 運搬の職業

郵便物の集配、貨物・資材・荷物の運搬・積み卸し、荷物・商品などの配達、および品物のこん（梱）包の作業をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 751 郵便集配員、電報配達員
- 752 港湾荷役作業員
- 753 陸上荷役・運搬作業員
- 754 倉庫作業員
- 755 配達員
- 756 荷造作業員

751 郵便集配員、電報配達員

郵便物を集配する仕事に従事するもの、および電報を配達する仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

- 751-01 郵便集配員、電報配達員

751-01 郵便集配員、電報配達員

郵便物を集配する仕事に従事するもの、および電報を配達する仕事に従事するものをいう。

- 電報配達員、郵便取集員、郵便配達員

752 港湾荷役作業員

港湾において、船積貨物の船舶・はしけへの積み込みまたは船舶・はしけからの取り卸し、上屋などの荷さばき場への搬入または上屋などの荷さばき場からの搬出、および荷さばきの

作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものはそれぞれの分類項目に分類する。

- (1)フォークリフトの運転にもっぱら従事するもの [684]
- (2)クレーン・デリック・揚貨装置の運転にもっぱら従事するもの [693]
- (3)ウインチの運転にもっぱら従事するもの [693]
- (4)港湾に隣接した工場などにおいて、貨物・資材・荷物の積み卸し、運搬の作業に直接従事するもの [753]
- (5)港湾の倉庫において、貨物・資材・荷物の搬入・搬出、積み卸しの作業に直接従事するもの [754]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

752-01 港湾荷役作業員

752-01 港湾荷役作業員

港湾において、船積貨物の船舶・はしけへの積み込みまたは船舶・はしけからの取り卸し、上屋などの荷さばき場への搬入または上屋などの荷さばき場からの搬出、および荷さばきの作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものはそれぞれの分類項目に分類する。

- (1)フォークリフトの運転にもっぱら従事するもの [684-01]
 - (2)クレーン・デリック・揚貨装置の運転にもっぱら従事するもの [693-01]
 - (3)ウインチの運転にもっぱら従事するもの [693-02]
 - (4)港湾に隣接した工場などにおいて、貨物・資材・荷物の積卸し、運搬の作業に直接従事するもの [753]
 - (5)港湾の倉庫において、貨物・資材・荷物の搬入・搬出、積み卸しの作業に直接従事するもの [754]
- 船内荷役作業員、沿岸荷役作業員
× フォークリフト運転作業員 [684-01]、クレーン運転工 [693-01]、デリック運転工 [693-01]、ウインチ運転工 [693-02]、運搬作業員 [753-01]、倉庫作業員 [754-01]

753 陸上荷役・運搬作業員

運送店・駅・工場・事業場・住宅などにおいて、貨物・資材・荷物の積み卸し、運搬の作業に直接従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 753-01 運搬作業員**
753-02 積卸作業員
753-03 引越作業員

753-01 運搬作業員

運送店・駅・工場・事業場などにおいて、貨物・資材・荷物を運搬する作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)空港・ホテルなどにおいて手荷物を運搬する仕事に従事するもの [429-01]
- (2)貨物自動車の運転にもっぱら従事するもの [663]
- (3)フォークリフトの運転にもっぱら従事するもの [684-01]
- (4)倉庫において貨物・資材・荷物の搬入・搬出の作業に直接従事するもの [754]
- (5)荷物・商品などを集配する作業に従事するもの [755]

○ 市場内運搬作業員、工場内運搬作業員

× 手回品運搬人 [429-01]、トラック運転手 [663-01]、フォークリフト運転作業員 [684-01]、倉庫作業員 [754-01]、宅配便配達員 [755-01]

753-02 積卸作業員

運送店・駅・工場・事業場などにおいて、貨物・資材・荷物を積み卸しする作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)フォークリフトの運転にもっぱら従事するもの [684-01]
- (2)倉庫において貨物・資材・荷物の積み卸しの作業に直接従事するもの [754]

○ 積卸作業員、トラック助手

× フォークリフト運転作業員 [684-01]、倉庫作業員 [754-01]

753-03 引越作業員

転居・事務所の移転などのため、家財道具・事務用家具などの引越荷物をこん（梱）包・積み卸し・運搬・開こんする作業に従事するものをいう。

なお、貨物自動車を運転して、荷物を運搬する作業にもっぱら従事するものは、[663]に分類する。

○ 引越作業員

× トラック運転手 [663-01]

754 倉庫作業員

倉庫において、貨物・資材・荷物の搬入・搬出、積み卸し、積み直し、開こん（梱）・詰め替えなどの作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)倉庫において発注控などの書類に記載された数量・寸法などと納入された現品とを照合する仕事に従事するもの [272]
- (2)倉庫において商品・資材などの受け入れ・保管・管理の仕事に従事するもの [272]

- (3)倉庫警備の仕事に従事するもの [453]
- (4)フォークリフトの運転にもっぱら従事するもの [684]
- (5)倉庫において商品の箱詰、ラベル・シール貼りの作業にもっぱら従事するもの [771、779]
- (6)倉庫において、注文書・出荷指示書に記載された商品を在庫品の中から取り集める作業にもっぱら従事するもの [781]

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

754-01 倉庫作業員（冷蔵倉庫を除く）

754-02 冷蔵倉庫作業員

754-01 倉庫作業員（冷蔵倉庫を除く）

倉庫（冷蔵倉庫を除く）において、貨物・資材・荷物の搬入・搬出、積み卸し、積み直し、開こん（梱）・詰め替えなどの作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)倉庫において発注控などの書類に記載された数量・寸法などと納入された現品とを照合する仕事に従事するもの [272-02]
 - (2)倉庫において商品・資材などの受け入れ・保管・管理の仕事に従事するもの [272-03]
 - (3)倉庫警備の仕事に従事するもの [453-01]
 - (4)フォークリフトの運転にもっぱら従事するもの [684-01]
 - (5)冷蔵倉庫において貨物・荷物の搬入・搬出などの作業に従事するもの [754-02]
 - (6)倉庫において商品の箱詰、ラベル・シール貼りの作業にもっぱら従事するもの [771、779]
 - (7)倉庫において、注文書・出荷指示書に記載された商品を在庫品の中から取り集める作業にもっぱら従事するもの [781-02]
- 危険品倉庫作業員、水面倉庫作業員
- × 倉庫検収係員 [272-02]、倉庫管理係 [272-03]、倉庫警備員 [453-01]、フォークリフト運転作業員 [684-01]、冷蔵倉庫作業員 [754-02]、箱詰作業員（包装） [771-01]、シール貼付作業員 [779-01]、ピッキング作業員 [781-02]

754-02 冷蔵倉庫作業員

冷蔵倉庫において、食料品などの搬入・搬出、積み卸し、積み直しなどの作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)冷蔵倉庫において発注控などの書類に記載された数量・寸法などと納入された現品とを照合する仕事に従事するもの [272-02]
- (2)冷蔵倉庫において商品などの受け入れ・保管・管理の仕事に従事するもの [272-03]
- (3)冷蔵倉庫の警備の仕事に従事するもの [453-01]

- (4)フォークリフトの運転にもっぱら従事するもの [684-01]
- (5)冷凍機・冷凍装置の運転にもっぱら従事するもの [699-01]
- (6)冷蔵倉庫において商品の箱詰、ラベル・シール貼りの作業にもっぱら従事するもの [771、779]
- (7)冷蔵倉庫において、注文書・出荷指示書に記載された商品を在庫品の中から取り集める作業にもっぱら従事するもの [781-02]
- 冷蔵倉庫作業員
- × 倉庫検収係員 [272-02]、倉庫管理係 [272-03]、倉庫警備員 [453-01]、フォークリフト運転作業員 [684-01]、冷凍機運転工 [699-01]、箱詰作業員（包装）[771-01]、シール貼付作業員 [779-01]、ピッキング作業員 [781-02]

755 配達員

荷物・商品などを所定の場所に配達する仕事、取引先を巡回して荷物・商品などを配達・回収する仕事、新聞を配達する仕事、自動販売機に商品を補充し売上金を回収する仕事に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)貨物自動車の運転にもっぱら従事するもの [663]
- (2)郵便物を集配する仕事に従事するもの [751]

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 755-01 荷物配達員
- 755-02 ルート集配員
- 755-03 新聞配達員
- 755-04 自動販売機商品補充員

755-01 荷物配達員

荷物・商品などを所定の場所に配達する仕事に従事するものをいう。

以下のものを含む。

- (1)他人の求めに応じて荷物を収集する仕事に従事するもの
- (2)配達の仕事に付随して、配達料金・商品代金を受領する仕事に従事するもの
- ただし、以下のものを除く。
- (1)貨物自動車の運転にもっぱら従事するもの [663]
- (2)郵便物を集配する仕事に従事するもの [751-01]
- (3)取引先を巡回して荷物・商品などを集配する仕事に従事するもの [755-02]
- (4)新聞配達の仕事に従事するもの [755-03]
- 受託配達員（ルート配送を除く）、商品配達員（ルート配送を除く）、セールスドライバー（ルート配送を除く）、宅配ピザ配達員、宅配便配達員、バイク便配達員、メール便配達員
- × トラック運転手 [663-01]、郵便配達員 [751-01]、ルート配達員 [755-02]、新聞配達員 [755-03]

755-02 ルート集配員

取引先の事業所・個人宅を巡回して、荷物・商品などを配達・回収する仕事に従事するものをいう。

配達・回収の仕事に付随して、商品代金の受領、取引量を増やすための営業活動に従事するものを含む。

ただし、以下のものを除く。

(1)貨物自動車の運転にもっぱら従事するもの [663]

(2)郵便物を集配する仕事に従事するもの [751-01]

(3)新聞配達の仕事に従事するもの [755-03]

なお、自動販売機に商品を補充する仕事に従事するものは、[755-04] に分類する。

- 牛乳配達員、クリーニング集配員、受託配送員（ルート配送）、商品配達員（ルート配送）、セールスドライバー（ルート配送）、乳酸発酵製品配達員、プロパンガス配達員、ルートセールス員（配達を主とするもの）
- × トラック運転手 [663-01]、郵便配達員 [751-01]、新聞配達員 [755-03]、自動販売機商品補充員 [755-04]、清涼飲料ルートセールス員 [755-04]

755-03 新聞配達員

定期購読者に新聞を配達する仕事に従事するものをいう。

新聞配達に付随して、購読料の集金、新聞購読の新規契約・契約更新の勧誘に従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)新聞購読料を集金する仕事にもっぱら従事するもの [291-01]

(2)新聞購読の新規契約・契約更新の勧誘を行う仕事にもっぱら従事するもの [349-05]

- 新聞配達員
- × 新聞購読料集金人 [291-01]、新聞拡張員 [349-05]

755-04 自動販売機商品補充員

自動販売機に商品・釣銭を補充し、売上金を回収する仕事、取引先の小売店を訪問して、商品の注文受付、取引量を増やすための営業活動を行う仕事に従事するものをいう。

- 清涼飲料ルートセールス員

756 荷造作業員

輸送の目的のため、段ボール箱・木箱の組立、品物の箱詰・袋詰（小袋詰を除く）、テープ止め・バンド掛けなどのこん（梱）包の作業に従事するものをいう。

こん包の検査に従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)製品・商品を保護・保存するため箱詰・小袋詰などの包装の作業に従事するもの [771]

(2)包装した商品にラベル・シールなどを貼り付ける作業に従事するもの [779]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

756-01 荷造作業員

756-01 荷造作業員

輸送の目的のため、段ボール箱・木箱の組立、品物の箱詰・袋詰（小袋詰を除く）、テープ止め・バンド掛けなどのこん（梱）包の作業に従事するものをいう。

こん包の検査に従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)製品・商品を保護・保存するため箱詰・小袋詰などの包装の作業に従事するもの [771-01]

(2)包装した商品にラベル・シールなどを貼り付ける作業に従事するもの [779-01]

- 板わくこん包工、機械こん包工、こん包工、出荷作業員（荷造を主とするもの）、荷造機械操作員、荷造検査工、荷造工、箱詰荷造工、袋詰こん包工
- × 小袋詰作業員 [771-01]、製品包装作業員 [771-01]、出荷作業員（ラベル・シール貼を主とするもの） [779-01]

76 清掃の職業

建物・道路・公園などの清掃、廃棄物の収集、し尿の汲み取りなどの作業をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 761 ビル・建物清掃員
- 762 ハウスクリーニング作業員
- 763 道路・公園清掃員
- 764 ごみ収集・し尿汲取作業員
- 765 産業廃棄物収集作業員
- 769 その他の清掃の職業

761 ビル・建物清掃員

ビル・建物（住宅を除く）のガラス・床・階段・手すり・洗面所などを清掃する作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)住宅を清掃する作業に従事するもの [762]
- (2)建物の外壁を高圧水流で洗浄する作業に従事するもの [769]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

761-01 ビル・建物清掃員

761-01 ビル・建物清掃員

ビル・建物（住宅を除く）のガラス・床・階段・手すり・洗面所などを清掃する作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)住宅を清掃する作業に従事するもの [762-01]
- (2)建物の外壁を高圧水流で洗浄する作業に従事するもの [769-01]
- 階段清掃員、ガラス清掃員、ビル清掃員、ポリッシャー（自動床洗浄機）作業員、床磨作業員
- × ハウスクリーニング作業員 [762-01]、建物外壁高圧洗浄作業員 [769-01]

762 ハウスクリーニング作業員

住宅の流し台・浴室・洗面所などの水回り設備、換気扇、エアコンなどを清掃する作業に従事するものをいう。

なお、ビル・建物（住宅を除く）のガラス・床・階段などを清掃する作業に従事するものは、[761] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

762-01 ハウスクリーニング作業員

762-01 ハウスクリーニング作業員

住宅の流し台・浴室・洗面所などの水回り設備、換気扇、エアコンなどを清掃する作業に従事するものをいう。

なお、ビル・建物（住宅を除く）のガラス・床・階段などを清掃する作業に従事するものは、[761-01] に分類する。

- 個人宅清掃員、賃貸住宅清掃員
- × 建物清掃員 [761-01]、ビル清掃員 [761-01]

763 道路・公園清掃員

道路・公園を清掃する作業に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

763-01 道路清掃員

763-02 公園清掃員

763-01 道路清掃員

路面・側溝の清掃、路肩・歩道の除草などの作業に従事するものをいう。

ただし、道路清掃車を運転して路面を清掃する作業にもっぱら従事するもの [669-99] を除く。

なお、街路樹の剪定作業に従事するものは、[463-01] に分類する。

- 道路清掃員
- × 街路樹剪定作業員 [463-01]、路面清掃車運転手 [669-99]

763-02 公園清掃員

公園・動植物園・遊園地などの園路・広場・遊具・洗面所・駐車場などを清掃する作業に従事するものをいう。

なお、公園の芝刈り・散水などの作業にもっぱら従事するものは、[789-01] に分類する。

- ゴルフ場清掃員、植物園清掃員、動物園清掃員、遊園地清掃員
- × 公園芝刈作業員 [789-01]

764 ごみ収集・し尿汲取作業員

ごみの取り集め、し尿の汲み取りの作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)ごみ収集車・し尿汲取車の運転にもっぱら従事するもの [663]

大分類K 運搬・清掃・包装等の職業

(2)産業廃棄物を収集する作業に従事するもの [765]

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

764-01 ごみ収集作業員

764-02 し尿汲取作業員

764-01 ごみ収集作業員

ごみ（家庭の廃棄物および事業所の一般廃棄物）を取り集める作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)ごみ収集車の運転にもっぱら従事するもの [663-06]

(2)産業廃棄物を収集する作業に従事するもの [765-01]

○ ごみ収集作業員

× ごみ収集車運転手 [663-06]、産業廃棄物収集作業員 [765-01]

764-02 し尿汲取作業員

し尿を汲み取る作業に従事するものをいう。

なお、し尿汲取車の運転にもっぱら従事するものは、[663-99] に分類する。

○ し尿汲取作業員

× し尿汲取車運転手 [663-99]

765 産業廃棄物収集作業員

産業廃棄物を収集する作業に従事するものをいう。

なお、産業廃棄物運搬車の運転にもっぱら従事するものは、[663] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

765-01 産業廃棄物収集作業員

765-01 産業廃棄物収集作業員

産業廃棄物を収集する作業に従事するものをいう。

なお、産業廃棄物運搬車の運転にもっぱら従事するものは、[663-99] に分類する。

○ がれき収集作業員、工場汚泥回収作業員、工場廃液回収作業員、廃プラスチック回収作業員

× 産業廃棄物運搬車運転手 [663-99]

769 その他の清掃の職業

輸送用機械・産業用ボイラーなどの洗浄、消毒、害虫防除、乗物内の清掃、浄化槽の清掃、その他 761～765 に含まれない清掃の作業をいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 769-01 産業洗浄員
- 769-02 消毒・害虫防除作業員
- 769-03 乗物内清掃員
- 769-04 浄化槽清掃員
- 769-99 他に分類されない清掃の職業

769-01 産業洗浄員

自動車、鉄道車両、航空機、工場のボイラー・給排水管、管渠などを高圧水・化学薬品を使用して洗浄する作業に従事するものをいう。

以下のものを含む。

- (1)ガソリンスタンドにおいて洗車の作業にもっぱら従事するもの
- (2)貯水槽・受水槽を洗浄する作業に従事するもの
- (3)建物の外壁を高圧水流で洗浄する作業に従事するもの

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)乗物の座席などを清掃する作業に従事するもの [769-03]
 - (2)浄化槽を清掃する作業に従事するもの [769-04]
 - (3)容器を洗浄する作業に従事するもの [789-99]
- 機械洗浄員、航空機洗浄員、受水槽洗浄員、上下水道管渠施設洗浄員、洗車作業員、建物外壁高圧洗浄作業員、タンク洗浄員、貯水槽洗浄員、鉄道車両洗浄員、ボイラー洗浄員
 - × 乗物内清掃員 [769-03]、浄化槽清掃員 [769-04]、容器洗浄員 [789-99]

769-02 消毒・害虫防除作業員

伝染病などを予防するために消毒液を散布する作業、および白ありなどの害虫を防除するため木造建築物に殺虫剤を塗布・注入する作業に従事するものをいう。

ねずみを駆除する作業に従事するものを含む。

- 害虫駆除作業員、消毒作業員、白あり駆除作業員、防疫作業員、捕鼠作業員、輸入果物燻蒸員
- × 農作物病虫害防除員 [469-99]、山林病虫害防除作業員 [479-99]

769-03 乗物内清掃員

鉄道車両・航空機などの座席・通路・洗面所を清掃する作業に従事するものをいう。

清掃作業に付随して、座席カバーを交換する作業に従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)高圧水で航空機・鉄道車両を洗浄する作業に従事するもの [769-01]
 - (2)ガソリンスタンドにおいて洗車の作業にもっぱら従事するもの [769-01]
- 航空機内清掃員、シートカバー取付人（航空機・列車）、車内清掃員（自動車）、船内清掃員、バス清掃員、列車清掃員
 - × 産業洗浄員 [769-01]、洗車作業員 [769-01]

769-04 浄化槽清掃員

浄化槽の汚泥除去・点検・保守の作業に従事するものをいう。

なお、貯水槽・受水槽を洗浄する作業に従事するものは、[769-01] に分類する。

- 浄化槽汚泥回収作業員、浄化槽保守点検作業員
- × 受水槽清掃員 [769-01]、貯水槽清掃員 [769-01]

769-99 他に分類されない清掃の職業

駅構内の清掃、その他 769-01～769-04 に含まれない清掃の作業をいう。

- 駅構内清掃員、堤防清掃人、墓地掃除人

77 包装の職業

品物を保護・保存するため、各種の材料を用いて包装する作業、および包装に関連する作業をいう。

包装機械を運転して作業に従事するものを含む。

なお、輸送目的のためのこん包の作業は、[75 運搬の職業] に分類する。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

771 製品包装作業員

779 その他の包装の職業

771 製品包装作業員

製品を保護・保存するため、各種の材料を用いて包装する作業に従事するものをいう。

包装機械を運転して作業に従事するものを含む。

なお、輸送目的のためのこん包の作業に従事するものは、[756] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

771-01 製品包装作業員

771-01 製品包装作業員

製品を保護・保存するため、各種の材料を用いて包装する作業に従事するものをいう。

包装機械を運転して作業に従事するものを含む。

なお、輸送目的のためのこん包の作業に従事するものは、[756-01] に分類する。

- 贈答品包装作業員、箱詰作業員（包装）、パッケージ機械操作員、フィルム包装作業員、袋詰作業員（包装）、包装機械操作員
- × 荷造作業員 [756-01]

779 その他の包装の職業

ラベル・シールの貼り付け、その他 771 に含まれない包装の作業をいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

779-01 ラベル・シール貼付作業員

779-99 他に分類されない包装の職業

779-01 ラベル・シール貼付作業員

品物にラベル・シールなどを貼り付ける作業に従事するものをいう。

- シール貼付作業員、ステッカー貼付作業員、値札貼付作業員、ラベル貼付作業員

779-99 他に分類されない包装の職業

タグ（下げ札）付け、その他 779-01 に含まれない包装の作業をいう。

- タグ（下げ札）付作業員、マーク打作業員（製品の箱等に行うもの）

78 その他の運搬・清掃・包装等の職業

原材料・商品・青果などの選別、工場・建設現場・小売店などにおける軽作業、その他 75～77 に含まれない、主に身体を使って行う定型的な作業をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 781 選別作業員
- 782 軽作業員
- 789 他に分類されない運搬・清掃・包装等の職業

781 選別作業員

原材料・商品・青果・洗たく物などを選別する作業に従事するものをいう。
機械を運転・操作して商品・青果などを選別する作業に従事するものを含む。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 781-01 原材料選別作業員
- 781-02 商品取集め作業員
- 781-03 青果選別作業員
- 781-04 洗たく物荷分け作業員
- 781-99 他に分類されない選別作業員

781-01 原材料選別作業員

工場などにおいて、食料品、金属・化学・窯業・繊維・紙製品などを製造するための原材料を選び分ける作業に従事するものをいう。

- 古紙精選作業員（紙製造）、選果作業員（缶詰製造）、選鉱作業員（製鉄、製鋼）、選石作業員（石材加工）、野菜選別作業員（漬け物製造）

781-02 商品取集め作業員

倉庫・小売店などにおいて、注文書・出荷指示書に記載された商品を在庫品の中から取り集める作業に従事するものをいう。

機械を運転・操作して商品を選び出す作業に従事するものを含む。

- 商品仕分け作業員、ピッキング作業員

781-03 青果選別作業員

農業協同組合の選果場などにおいて、野菜・果物を等級別に選び分ける作業に従事するものをいう。

機械を運転・操作して青果を選別する作業に従事するものを含む。

- 選果作業員（卸・小売店、出荷組合、農協）

781-04 洗たく物荷分け作業員

クリーニング工場、ホテルのリネン室などにおいて、洗たく物の素材・色・汚れ具合を確認し、それぞれの衣服の取扱表示に従って選（よ）り分け、袋に詰める作業に従事するものをいう。

- 洗たく物仕分け作業員

781-99 他に分類されない選別作業員

廃棄物の分別、その他 781-01～781-04 に含まれない選別の作業に従事するものをいう。

- いも類選別作業員、ごみ分別作業員（清掃工場）、水産物選別作業員（漁協）、選卵作業員、茶葉選別作業員、廃品選別整理事業員、メール便仕分け作業員
- × 郵便内務事務員 [303-02]

782 軽作業員

工場・建設現場・小売店・病院・旅館・食堂などにおいて、特定の型に限定されない各種の軽作業に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 782-01 工場労務作業員
- 782-02 建設現場労務作業員
- 782-03 小売店作業員
- 782-04 病院作業員
- 782-05 旅館作業員
- 782-06 食堂作業員
- 782-07 会場設営作業員
- 782-08 用務員

782-01 工場労務作業員

工場において、原材料の搬入、製品の搬出、機械の清掃、燃料の補給、廃棄物の分別、構内の清掃など特定の型に限定されない各種の軽作業に従事するものをいう。

- 工場労務員

782-02 建設現場労務作業員

建設現場において、養生、散水、廃材の分別、現場の片付け・清掃など特定の型に限定されない各種の軽作業に従事するものをいう。

なお、家屋の解体作業にもっぱら従事するものは、[702-02] に分類する。

- 建設現場労務員、建設労務員
- × 家屋解体作業員 [702-02]

782-03 小売店作業員

百貨店・スーパーマーケットなどの小売店において、商品の品出し・陳列・補充、棚卸しなど特定の型に限定されない各種の軽作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)商品の袋詰作業にもっぱら従事するもの [771-01]
 - (2)商品の値札付け作業にもっぱら従事するもの [779-01]
 - (3)商品を在庫品の中から取り集める作業に従事するもの [781-02]
- 商品品出作業員（小売店）、商品陳列作業員（小売店）、商品補充作業員（小売店）、棚卸作業員（小売店）、店頭商品補充係
- × 商品袋詰作業員 [771-01]、値札貼付作業員 [779-01]、ピッキング作業員 [781-02]

782-04 病院作業員

病院において、病室・廊下などの清掃、シーツ・枕カバーの回収・洗たく、消耗品の交換、小規模修繕、ごみの分別など特定の型に限定されない各種の軽作業に従事するものをいう。

なお、以下ものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)治療処置の準備・片付け、医療器具の洗浄・消毒などの仕事に従事するもの [371-01]
 - (2)清掃の作業にもっぱら従事するもの [761-01]
- 病院用務員
- × 看護助手 [371-01]、清掃員（病院） [761-01]

782-05 旅館作業員

旅館において、客室・浴場などの清掃、布団の上げ下ろし、宴会の準備・片付け、食器の洗浄、宿泊客の送迎など特定の型に限定されない各種の軽作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)宿泊客の身の回りの世話、客室での食事の配ぜん・片付けの仕事に従事するもの [404-03]
 - (2)清掃の作業にもっぱら従事するもの [761-01]
- 下番（旅館）、内務係（旅館）、中番（旅館）
- × 旅館客室係 [404-03]、清掃員（旅館） [761-01]

782-06 食堂作業員

飲食店、ホテルのレストランなどにおいて、食器の洗浄、客席・厨房の清掃、卓上調味料の補充、ごみの分別など特定の型に限定されない各種の軽作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

大分類K 運搬・清掃・包装等の職業

(1)食材の洗浄・切り込み、食器の準備・片付けなど調理の補助業務に従事するもの [391-97]

(2)清掃の作業にもっぱら従事するもの [761-01]

○ 食器洗浄係

× 調理補助者 [391-97]、清掃員（食堂） [761-01]

782-07 会場設営作業員

展示・催物の会場を設営するため、机・椅子・機材などの搬入・設置・撤去の作業に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

(1)看板を制作する作業に従事するもの [642-02]

(2)音響・照明を調整する作業に従事するもの [649-99]

(3)建設用大型機械の運転・操作に従事するもの [695-01]

(4)大道具・舞台を製作する作業に従事するもの [711-99]

○ イベント会場設営作業員、コンサート会場設営作業員、展示場設営作業員

× 看板制作工 [642-02]、音響係 [649-99]、照明係 [649-99]、重機運転工 [695-01]、大道具係 [711-99]、舞台製作大工 [711-99]

782-08 用務員

学校において、施設・設備の点検、小規模修繕、消耗品の交換、除草、散水、夜間・休日の巡回、ごみの分別などの作業に従事するものをいう。

○ 学校用務員、校務員（学校）

× 病院用務員 [782-04]

789 他に分類されない運搬・清掃・包装等の職業

公園・ゴルフ場・競技場の整備、その他 781 および 782 に含まれない、主に身体を使って行う定型的な作業をいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

789-01 公園・ゴルフ場・競技場整備員

789-99 他に分類されないその他の運搬・清掃・包装等の職業

789-01 公園・ゴルフ場・競技場整備員

公園・ゴルフ場・競技場において、芝刈り、散水、地ならし、遊具・手押し車などの点検、除草、清掃、ごみの分別などの作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)公園・ゴルフ場・競技場において芝の植付け作業に従事するもの [463-02]

(2)公園・ゴルフ場・競技場を清掃する作業にもっぱら従事するもの [763-02]

- グランドキーパー、グランド整備員、公園草取作業員、公園芝刈作業員、ゴルフ場整備員
- × ゴルフ場芝植付作業員 [463-02]、公園清掃員 [763-02]、ゴルフ場清掃員 [763-02]、競技場清掃員 [763-02]

789-99 他に分類されないその他の運搬・清掃・包装等の職業

容器の洗浄、印刷物の封入・発送、遺跡・埋蔵物の発掘、その他 789-01 に含まれない、主に身体を使って行う定型的な作業をいう。

- 遺跡発掘作業員、車内広告張り作業員、発送作業員（印刷物）、封入作業員（印刷物）、容器洗浄員
- × 宛名書人 [257-97]、火葬作業員 [425-02]、産業洗浄員 [769-01]